

養老保険

! こんなときにご利用ください。

- 1 ご契約(更新)の内容確認に
- 2 ご契約(更新)内容に変更が生じたときに
- 3 保険金等を請求するときに

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約(更新)にともなう大切な事項を記載したものです。
必ずご一読いただき、ご契約(更新)の際にお送りする保険証券とあわせて保管ください。

ご契約のしおり・約款
自動更新用

2024年3月 W2291

ご契約のしおり・約款



ご注意

この冊子には、「養老保険」(※)のご契約(更新)にともなう大切なことがらが記載されています。今回の更新に際して、必ずご一読いただき、大切に保管されるようお願い申し上げます。

(※)「養老保険」は、2022年1月より新規のお取扱いをしておりません。

ご契約のしおり・約款 もくじ

「ご契約のしおり」

ご契約についての重要事項をわかりやすくご説明しています。
しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

◎目的別もくじ	しおり - 4
◎主な保険用語のご説明	しおり - 6

I ご契約(更新)にあたって

① 自動更新について	しおり - 10
② お客さまに関する個人情報のお取扱いについて	しおり - 11
③ ご契約内容等の確認制度について	しおり - 13
④ 保険証券のご確認について	しおり - 13

II 保険の特長としくみについて

⑤ 養老保険の特長としくみ	しおり - 14
(1) 特長	しおり - 14
(2) しくみ	しおり - 14
⑥ 主契約の保険金のお支払いと保険料払込みの免除	しおり - 15
⑦ 付加できる特約について	しおり - 16
(1) リビング・ニーズ特約	しおり - 16
(2) 指定代理請求人特約	しおり - 18
(3) 5年ごと利差配当付年金払特約	しおり - 23

III 保険料について

⑧ 保険料の払込方法(回数)について	しおり - 25
⑨ 保険料の払込方法(経路)について	しおり - 25
⑩ 保険料をまとめて払い込む方法について	しおり - 27
⑪ 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について	しおり - 28
⑫ 効力を失ったご契約の復活について	しおり - 30
⑬ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法	しおり - 31
⑭ 保険金等支払いの際の保険料精算	しおり - 35
⑮ 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い	しおり - 37

IV 保険金等について

⑯ 保険金等のご請求について	しおり - 39
⑰ 保険金等の支払期限	しおり - 41
⑱ 保険金等をお支払いできない場合	しおり - 42
⑲ 保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の事例	しおり - 45

V ご契約(更新)後のお取扱いについて

⑳ お金が入用なときの貸付制度(契約者貸付制度)	しおり - 48
㉑ ご契約の解約と解約返戻金	しおり - 49
㉒ 契約者配当金について	しおり - 49

23	保険金等の受取人によるご契約の存続	しおり - 50
24	被保険者からご契約者への解約請求について	しおり - 51
25	ご契約者・保険金受取人の変更	しおり - 51
26	保険金受取人が亡くなられた場合	しおり - 52
27	管轄裁判所について	しおり - 53
28	生命保険と税金	しおり - 53
29	手続きに必要な書類一覧	しおり - 57

Ⅵ その他生命保険に関するお知らせ

30	保険金額等が削減される場合	しおり - 60
31	「生命保険契約者保護機構」について	しおり - 60
32	保険契約等に関する情報の共同利用について	しおり - 63
33	当社の組織形態について	しおり - 66
34	取引時確認(本人確認)について	しおり - 66
35	「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて	しおり - 67
36	FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きについて	しおり - 68
37	このような場合、ただちにご連絡ください。	しおり - 69

「約款」 ご契約から消滅までのとりきめを記載しています。

養老保険普通保険約款	約款 - 1
リビング・ニーズ特約条項	約款 - 18
指定代理請求人特約条項	約款 - 32
5年ごと利差配当付年金払特約条項	約款 - 36
特別条件付保険特約条項(2015)	約款 - 42
保険料口座振替特約条項	約款 - 47
保険料口座振替特約条項(団体扱・集団扱用)	約款 - 51
団体扱特約条項Ⅰ	約款 - 54
団体扱特約条項Ⅱ	約款 - 57
保険料クレジットカード払特約条項	約款 - 60
別表	約款 - 63

FWD生命からのお願い

当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。
また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。



目的別もくじ

しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

ご契約(更新)にあたって

保険用語が分からない

▶ **主な保険用語のご説明**

しおり-6ページへ▶

更新について知りたい

▶ **① 自動更新について**

しおり-10ページへ▶

主契約・特約について

保険の特長としくみを知りたい

▶ **⑤ 養老保険の特長としくみ**

しおり-14ページへ▶

保険料払込みの免除について
知りたい

▶ **⑥ 主契約の保険金のお支払いと
保険料払込みの免除**

しおり-15ページへ▶

付けることのできる特約について
知りたい

▶ **⑦ 付加できる特約について**

しおり-16ページへ▶

保険料について

保険料をまとめて払い込む方法
について知りたい

▶ **⑩ 保険料をまとめて払い込む方法につ
いて**

しおり-27ページへ▶

保険料の払込みができなかった場合
について知りたい

▶ **⑪ 保険料払込みの猶予期間とご契約の
失効について**

しおり-28ページへ▶

効力を失った保険を元に戻したい

▶ **⑫ 効力を失ったご契約の復活について**

しおり-30ページへ▶

保険料の払込みの都合がつかない
場合の継続方法について知りたい

▶ **⑬ 保険料のお払込みが困難なときの継
続方法**

しおり-31ページへ▶

保険金等について

保険金等の請求手続きについて知りたい	▶ 16 保険金等のご請求について	しおり-39ページへ▶
受取人が請求できない場合の代理請求について知りたい	▶ 7 付加できる特約について (2)指定代理請求人特約	しおり-18ページへ▶
保険金等が受け取れないケースについて知りたい	▶ 18 保険金等をお支払いできない場合	しおり-42ページへ▶
	▶ 19 保険金等をお支払いできる場合 またはお支払いできない場合の事例	しおり-45ページへ▶

ご契約(更新)後のお取扱いについて

一時的にお金が必要になった場合は	▶ 20 お金をご入用なときの貸付制度(契約者貸付制度)	しおり-48ページへ▶
契約の解約について知りたい	▶ 21 ご契約の解約と解約返戻金	しおり-49ページへ▶
契約者や死亡保険金受取人を変更したい	▶ 25 ご契約者・保険金受取人の変更	しおり-51ページへ▶
生命保険に関する税金について知りたい	▶ 28 生命保険と税金	しおり-53ページへ▶

各種お手続き等

証券をなくした 結婚して姓が変わった 電話で保障内容を確認したい	▶ 37 このような場合、 ただちにご連絡ください。	しおり-69ページへ▶
--	-------------------------------	-------------



主な保険用語のご説明

しおりをお読みいただくうえで参考となる保険用語をわかりやすく説明しています。

か	解除	保険期間の途中で、告知義務違反があった場合等に、当社の決定によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約された場合、以後の保障はなくなります。
	解約返戻金	ご契約を解約された場合等に、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
け	契約者 (保険契約者)	当社とご契約を結び、ご契約上の様々な権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料払込義務)を持つ人をいいます。
	契約者貸付制度	一時的に資金がご入用のときに、解約返戻金の一定範囲内で貸付する制度のことをいいます。貸付できる金額は、ご契約内容などにより異なります。
	契約者配当金	(5年ごと利差配当付年金払特約が付加されている場合) 責任準備金等の運用益が、当社の予定した運用益をこえた場合、5年ごとにご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
	契約年齢	被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。 (例)ご契約時に満32歳7か月の被保険者の契約年齢は32歳となります。
	契約日	ご契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。 保険料払込方法(回数)や保険料払込方法(経路)によって契約日は異なります。年払・半年払の場合は責任開始日と一致しますが、保険料払込方法が口座振替扱月払の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。 なお、更新後契約においては、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日は更新日となります。
	契約日の応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。 (例) 契約日が2020年12月10日の場合 契約日の年単位の応当日 : 2021年12月10日以降の毎年12月10日 契約日の半年単位の応当日 : 2021年6月10日以降の毎年12月10日および6月10日 契約日の月単位の応当日 : 2021年1月10日以降の毎月10日
	減額	保険金額等を減らすことをいいます。減額分は解約したものと取り扱います。
こ	更新日	保険期間が満了する月の前月の末日までに、ご継続をされない旨のお申出がない限り、この保険は、保険期間満了の日の翌日に自動更新され、この日を更新日といいます。

告知・告知義務・告知義務違反

ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等当社がおたずねする重要なことがらについて当社に事実をお知らせ(告知)いただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

し 失効

保険料払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなかったために、ご契約の効力が失われることをいいます。

指定代理請求人

保険金・年金・給付金等の受取人である被保険者が、保険金・年金・給付金等を請求できない特別な事情があるときに、被保険者に代わり、保険金・年金・給付金等を請求することができる人であり、ご契約者によりあらかじめ指定された人をいいます。

*被保険者であるご契約者が、保険料払込みの免除を請求できない所定の事情があるときを含みます。

支払査定時照会制度

保険金等のお支払いの判断またはご契約等の解除、取り消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する情報を共同して利用する制度のことをいいます。

支払事由

約款に定める保険金等をお支払いする事由のことをいいます。

主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

診査

診査扱のご契約に申し込まれる場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。

せ 責任開始日(期)

申し込まれるご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。なお、復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期(日)とし、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分については、最後の復旧の時が責任開始期(日)となります。

責任準備金

将来の保険金等をお支払いするために、保険料のなかから積立てられるものをいいます。

全期払

保険料の払込方法のひとつで、保険期間満了まで保険料を払い込む方法のことです。

た 第1回保険料相当額

ご契約のお申込みのときにお払込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

は 払込期月

保険料をお払込みいただく月のことをいいます。払込方法(回数)に応じて、次の契約日の応当日が属する月の1日から末日までをいいます。(例)払込方法(回数)が月払で、契約日が2020年12月1日の場合、第2回目の保険料の払込期月は、2021年1月1日から1月31日までとなります。

ひ

被保険者

生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。

ふ

復活

保険契約が失効した後、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。また、失効後、復活できる期間には制限があります。

復旧

ご契約を払済保険または延長定期保険に変更した後、ご契約を元の状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知をしていただきますが、健康状態によっては復旧できないこともあります。また、払済保険または延長定期保険に変更した後、復旧できる期間には制限があります。

ほ

保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険期間満了の日

保険期間が終了する日のことをいいます。保険期間が終了する日はそれぞれ以下のとおりとなります。

- ・ 保険期間が年数で定められている場合(年満期) :
契約日からの年数とその定められた年数に達する契約日の年単位の
応当日の前日
- ・ 保険期間が被保険者の年齢で定められている場合(歳満期) :
被保険者がその定められた年齢に達した後に最初に到来する契約日
の年単位の応当日の前日

(例)保険期間が80歳のご契約の場合、契約日の年単位の応当日が4月1日であれば、被保険者が満80歳となられた後に最初に到来する3月31日が保険期間満了の日となります。

保険金

被保険者の死亡・高度障害のとき等にお支払いするお金のことです。

保険金受取人

ご契約者が指定した保険金を受け取る人をいいます。

保険証券

ご契約の成立や内容を証する重要なもので、保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。

保険年度

契約日から起算した1年ごとの期間をいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2、第3.....保険年度といえます。

保険料

ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。

保険料期間

保険料の払込方法(回数)に応じた、それぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間のことをいいます。

(例) 年払の場合 : 契約日の年単位の応当日から次の契約日の年単位の応当日の前日までの期間(1年)

半年払の場合 : 契約日の半年単位の応当日から次の契約日の半年単位の応当日の前日までの期間(6か月)

月払の場合 : 契約日の月単位の応当日から次の契約日の月単位の応当日の前日までの期間(1か月)

保険料の振替貸付

保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合でも、所定の解約返戻金があるときはその範囲内で、あらかじめお申出がない限り、当社が自動的に保険料をお立替えする制度のことをいいます。

保険料払込期間

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。

(例)保険料払込期間が80歳のご契約の場合、契約日の年単位の応当日が4月1日であれば、被保険者が満80歳となられた後に最初に到来する3月31日が保険料払込期間満了の日となります。

め 免責事由

被保険者が支払事由に該当された場合でも、被保険者の自殺行為などのケースでは保険金等をお支払いできないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や 約款

ご契約から消滅までのとりきめを記載したものです。

ゆ 猶予期間

第2回以後(更新の場合は第1回を含みます。)の保険料が払込期月内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間のことをいいます。猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、ご契約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失います(失効)。

I ご契約（更新）にあたって

1 自動更新について



ご注意

当社がこの冊子に掲載している主契約・特約の締結を更新時に取り扱っていないときは、所定の主契約・特約に変更して更新されることがあります。

1. この保険は、保険期間が満了するとき、所定の範囲内で保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。
2. この保険の更新をご希望されない場合は、保険期間が満了する月の前月の末日(月末日が当社の営業日でないときは月末日の直前の当社の営業日とします。)までに、ご契約者から継続しない旨をお申出ください。
3. 次の場合、自動更新のお取扱いはいたしません。
 - (1)更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
 - (2)保険料のお払込みが免除されているとき
 - (3)延長定期保険または払済保険へ変更されているとき
 - (4)『特別条件付保険特約(2015)』の保険金削減支払法(保険金削減期間経過後のときを除く。)または特別保険料領収法が適用されているとき
4. 更新後のご契約のお取扱いは次のとおりとなります。

保険期間	更新前の保険期間と同一とします。
保険料払込期間	更新前の保険料払込期間と同一とします。
保険金額	更新前の保険金額と同一とします。
約款	更新日時点の普通保険約款を適用します。
保険料	更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。この保険は、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。
保険料の払込方法	更新前の保険料の払込方法(回数・経路)と同一とします。

2 お客さまに関する個人情報のお取扱いについて

1 当社が取得する個人情報

当社は、お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態等、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

2 当社の個人情報利用方法(利用目的)

当社は、取得した個人情報を次の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社(グループ会社)・提携会社が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- (4) 保険に関連・付随する業務の実施
- (5) 当社が有する債権の回収
- (6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (7) お客さまとのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- (8) その他上記に付随する業務

3 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人データを第三者に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店を含む)へ委託する場合
- (3) 再保険の手続きをする場合
- (4) ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (5) その他法令に根拠がある場合

業務を外部に委託する場合や再保険の手続きをする場合、提供先が外国となる場合がありますが、法令等に従い、適切に対応いたします。

当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項について確認・記録します。

4 個人データの海外提供について

当社では、保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合があります。ただし、ご契約の申込時点では最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、個人データの提供先を特定できません。

外国の再保険会社が存在する国名、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該事業者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報については、保険契約締結後にご照会いただくことが可能です。

5 個人データの共同利用

当社では、保険制度が健全に運営され、保険金等の支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」等(各制度の詳細および共同利用する者の範囲等法定開示事項につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページをご確認ください。)に基づき、他の生命保険会社等との保険契約等に関する所定の情報を共同利用しております。

また、グループ内の内部統制・経営管理を目的として、お客さまのご契約情報等の個人データを共同利用させていただく場合があります。

6 センシティブ情報のお取扱い

要配慮個人情報ならびに保健医療等に関する個人情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

7 安全管理措置

当社は、お客さまご本人の個人データを正確かつ最新の内容に維持し、保護するため、法令等に基づく組織的、技術的、物理的、人的な各安全管理措置を実施しています。

8 保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求

当社は、保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応いたします。

これらの具体的な請求手続きについては、以下の<お問い合わせ窓口>までご連絡ください。

9 特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)のお取扱い

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

次の事項につきましては、当社ホームページ(fwdlife.co.jp)のプライバシーポリシーをご確認ください。

- (1)個人データの安全管理措置に関する情報
- (2)個人データの海外提供に関する情報(国名や制度等)
- (3)個人データを共同利用するグループ会社の範囲
- (4)当社における特定個人情報の利用の範囲(利用目的)等、取扱いの詳細

個人情報・特定個人情報のお取扱いに関するご質問につきましては、右記の「総合サービスセンター」までお問い合わせください。

<お問い合わせ窓口>
総合サービスセンター
0120-211-901(通話料無料)
月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

3 ご契約内容等の確認制度について

1. 保険金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご請求内容等について、当社の社員または当社で委託した者が訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認にあたりましては、お客さまのプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますのでご協力をお願いします。
2. 事実の確認に際し、ご契約者、被保険者または受取人が当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。また、保険料のお払込みを免除しません。

4 保険証券のご確認について

1. ご契約を更新されますと、保険証券をご契約者にお送りしますので、更新にあたってご希望された内容と相違していないかどうかもう一度よくお確かめください。
2. 万一、内容が相違していたり、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。



総合サービスセンター **0120-211-901** (通話料無料)

受付時間：月 - 金 **9:00-18:00** (祝日・年末年始を除く)

Ⅱ 保険の特長としくみについて

5 養老保険の特長としくみ

(1) 特長

1 保障の魅力と貯蓄の魅力をひとつにしました。

保険期間中の死亡・高度障害状態を保障します。また、無事に満期を迎えられた場合には保険金額と同額の満期保険金をお支払いします。

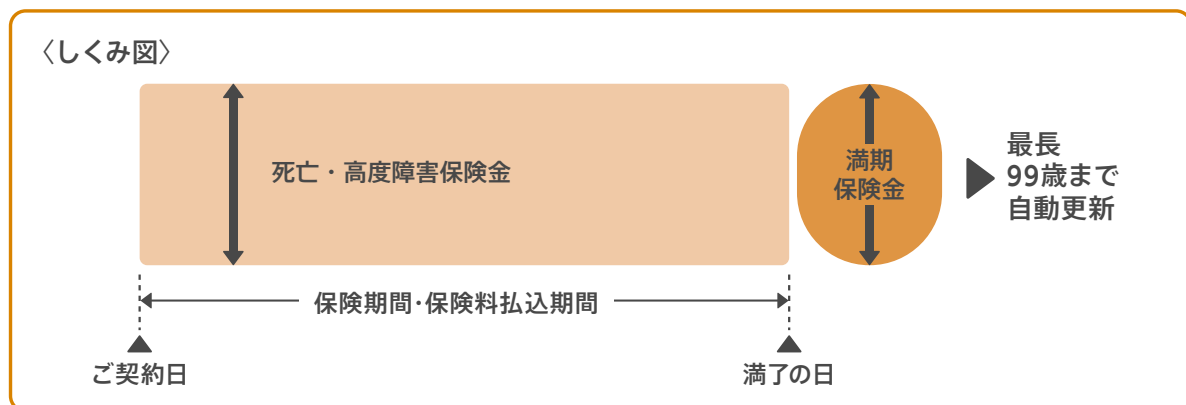
2 保障を必要とする期間に合わせて保険期間を設定できます。

3 保険期間満了後、健康状態にかかわらずご契約を更新することができます。

詳しくは、しおりの
該当記載箇所をご覧ください

① 自動更新について

(2) しくみ



6 主契約の保険金のお支払いと保険料払込みの免除

1 保険金のお支払い

お支払いする保険金	お支払いする場合	支払額	保険金受取人
満期保険金	保険期間満了時に生存しているとき	死亡保険金と同額	満期保険金受取人
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金 (※1)	責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態(※2)になったとき	死亡保険金と同額	被保険者(※3)

(※1) 高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

(※2) 「所定の高度障害状態」については、『別表2 対象となる高度障害状態』をご覧ください。

(※3) ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人および満期保険金受取人である場合には、法人が当該保険金の受取人となります。ただし、ご契約者からのお申出により、受取人を被保険者に変更することもできます。

2 保険料払込みの免除

被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態(※)になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

(※) 「所定の身体障害の状態」については、『別表3 対象となる身体障害の状態』をご覧ください。

ご注意

保険料のお払込みが免除された後は、「減額、払済保険への変更、保険期間、保険料払込期間」等の保障内容の変更はできません。「住所変更、契約者変更、改姓・改名、法人商号変更等の名義訂正、受取人変更」等の契約情報は変更いただけます。

7 付加できる特約について

(1)リビング・ニーズ特約

1 特長

- この特約は、将来の死亡保険金の支払いに代えて、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。
- この特約に対する保険料は不要です。

2 特定状態保険金のお支払い

お支払いする場合	お支払いする特定状態保険金	特定状態 保険金受取人
特定状態保険金の受取人から、被保険者の余命が6か月以内と判断される「所定の書類」の提出があり、当社が正当と認めるとき	保険金額の範囲内、かつ、最高3,000万円を限度(※1)としてご請求時に指定した金額(指定保険金額)から、特定状態保険金のご請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額(※2)(※3)	被保険者 (※4)

- (※1) 複数のご契約にこの特約を付加されている場合、同一被保険者についての指定保険金額は通算して3,000万円を限度とします。
- (※2) 特定状態保険金のご請求日から6か月以内に主契約の更新日がある場合、差引きとなる保険料相当額のうち更新後の期間相当分については、ご請求時の保険料率に基づき、更新時の年齢により計算します。
- (※3) 保険料払込みの免除事由に該当し、保険料のお払込みが免除されている場合、特定状態保険金のご請求日から6か月間の指定保険金額に対応した保険料に相当する額はご請求額から差し引かれません。
- (※4) ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人および満期保険金受取人である場合には、法人が当該保険金の受取人となります。ただし、ご契約者からのお申出により、受取人を被保険者に変更することができます。

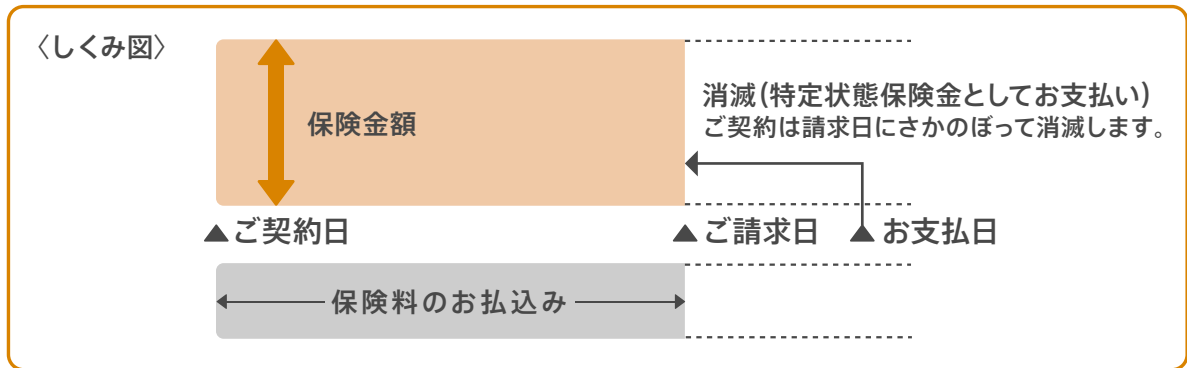
ご注意

- この特約を付加している主契約の保険期間の満了前1年間は、特定状態保険金のご請求できません。ただし、満了の日の翌日に更新が可能な主契約を除きます。
- 特定状態保険金のお支払いは1回限りとします。
- 保険金額の一部を指定保険金額とする場合、保険金額から指定保険金額を差し引いた額が所定の最低保険金額以上であることが必要です。

3 特定状態保険金の支払後のお取扱い

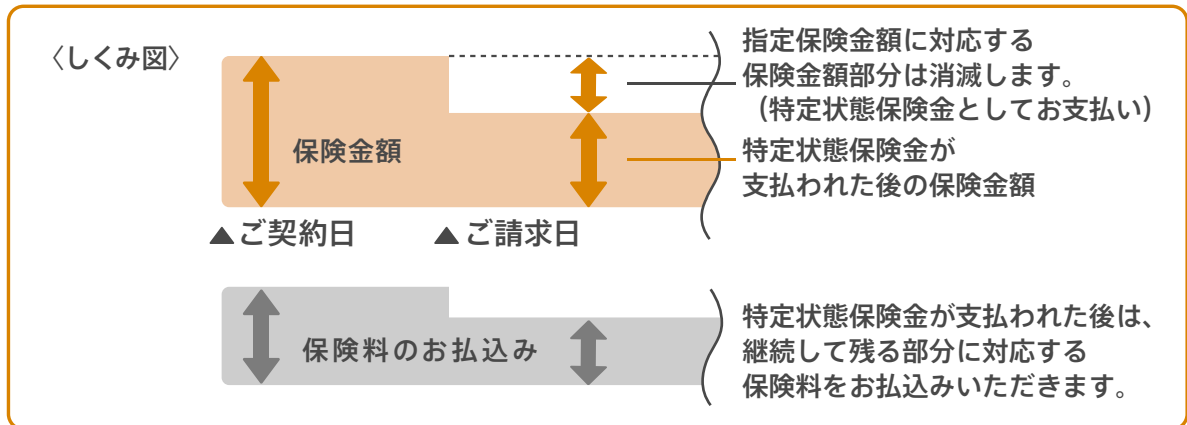
保険金額の全部をお支払いした場合

- ご契約は請求日にさかのぼって消滅します。



保険金額の一部をお支払いした場合

- 保険金額のうち、指定保険金額に対応する保険金額部分は消滅し、残りの保険金額部分は継続します。
- 継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払込みいただきます。



4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)この特約により特定状態保険金が支払われたとき
- (2)主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3)主契約が延長定期保険に変更されたとき

(2)指定代理請求人特約

1 特長

この特約は、保険金等の受取人である被保険者が、保険金等を請求できない以下の特別な事情があるときに、被保険者に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行うことができる特約です。

*被保険者であるご契約者が、保険料払込みの免除を請求できない以下の特別な事情があるときを含みます。

●特別な事情

被保険者が保険金等の請求を行う意思表示が困難な場合



被保険者が、傷病名の告知を受けていない場合

〔例:悪性新生物の告知をご家族が受けている場合等〕



その他左記に準じる状態である場合

2 対象となる保険金等の種類

1. 被保険者と受取人が同一人である保険金
2. ご契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除
3. ご契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

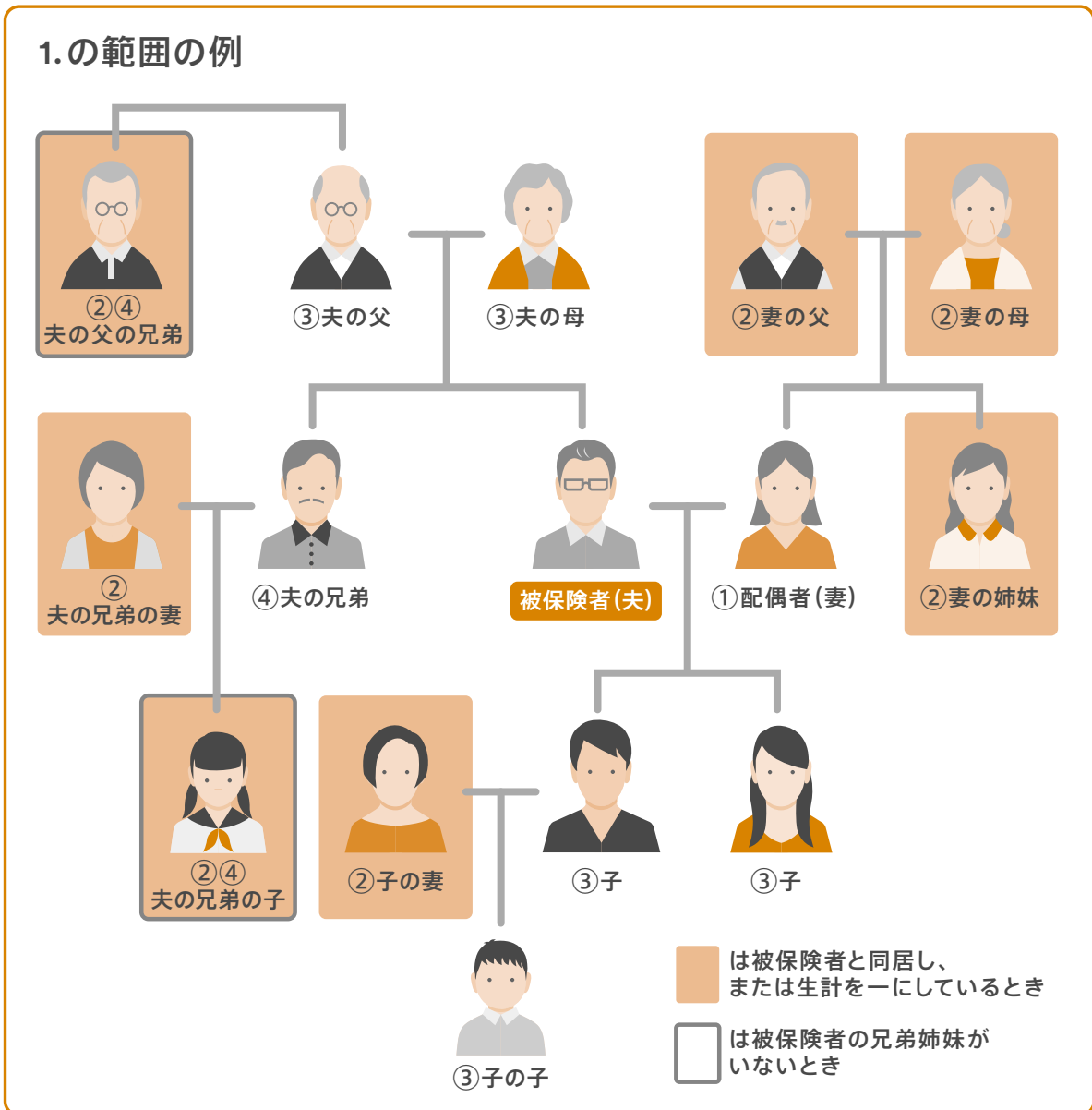
主契約・特約	対象となる保険金等
養老保険	満期保険金 高度障害保険金 保険料払込みの免除
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金

3 指定代理請求人の範囲

ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の1.または2.の範囲内であらかじめ指定された方(指定できる方は1人に限ります。)を指定代理請求人とします。ただし、請求時においても次の1.または2.の範囲内であることを要します。

1. 次の範囲内の方

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③被保険者の直系血族
- ④被保険者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいないときは甥姪、伯父伯母、叔父叔母)



2. 次の範囲内の方。ただし、所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方に限ります。

- ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている1.②以外の方
- ②被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方
- ③その他上記①および②に掲げる方と同等の特別な事情がある方として当社が認めた方

3. 1.および2.の指定代理請求人が指定されていない場合(指定代理請求人が亡くなっているときもしくは請求時に1.または2.の範囲のいずれにも該当しないときを含みます。)または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の方を代理請求人とします。

- ①主契約の死亡保険金受取人(ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている方に限ります。)
- ②上記①に該当する方がいない場合または①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ③上記①もしくは②に該当する方がいない場合または①もしくは②に該当する方が代理請求することができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

4 指定代理請求人の変更

1. ご契約者は、被保険者の同意を得て、「**3** 指定代理請求人の範囲」1.および2.の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。
2. 指定代理請求人の死亡等により、指定代理請求人に該当する方がなくなった場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更を取り扱います。
3. 保険金等の受取人が法人に変更された場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更が行われたものとして取り扱います。

5 指定代理請求人による保険金等の請求

1. 指定代理請求人は保険金等の受取人である被保険者に特別の事情がある場合には、その事情を示す書類、およびその他の請求に必要な書類を提出して被保険者の代理人として保険金等を請求することができます。
2. 指定代理請求人から保険金等のご請求をいただいた場合、当社が必要と認めた場合には、指定代理請求人に事実の確認についてご協力をいただくこととなります。
3. 指定代理請求人による保険金等の請求は、あくまでも請求を代理していただくお取扱いです。したがって、保険金等は、原則として、保険金等の受取人の口座にお振込みさせていただきます。

6 保険金等をお支払いした後の注意事項

1. 指定代理請求人から保険金等のご請求を受け、お支払いした後に被保険者ご本人からご請求があった場合は、重複して保険金等はお支払いしません。
2. 指定代理請求人のご請求により保険金等をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社は保険金等をお支払いした旨を事実に基づいて回答します。この場合、当社の回答により万一不都合が生じても当社は責任を負いかねますので、関係者で解決いただくこととなります。

7 その他

1. 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人としてのお取扱いを受けることができません。
2. この特約のみの解約はできません。
3. 指定代理請求人が保険金等を請求される場合、保険金等の支払方法(年金支払・すえ置支払)は選択できません。
4. 保険金等の受取人が法人の場合にはこの特約は付加できません。

!! 重要

「ご契約があること」および「代理請求ができること」をご契約者から指定代理請求人の方へ必ずお伝えください。

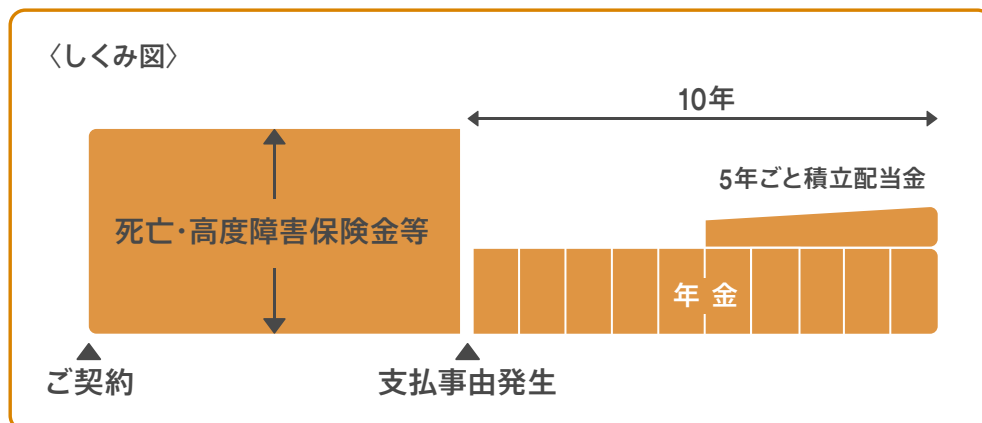
(3)5年ごと利差配当付年金払特約

1 特長

1. この特約を付加することにより、死亡・高度障害・満期保険金(以下、保険金等といいます。)の全部または一部を一時金に代えて、年金でお受取りいただけます。
2. 責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、5年ごとに契約者配当金をお受取りいただけます。(運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。)
3. 以下の保険金等が対象となります。

主契約	対象となる保険金等
養老保険	死亡保険金 高度障害保険金 満期保険金

(保険金等の全部を10年確定年金でお支払いする場合)



2 年金のお支払い

この特約を適用する場合	支払時期	支払額	年金種類	年金受取人
主契約の保険金等が一時に支払われるとき	<ul style="list-style-type: none"> 第1回の年金支払日(年金支払開始日): 年金基金設定日(※) 第2回以後の年金支払日: 年金支払開始日の年単位の応当日 	基本年金額(所定の金額以上である必要があります。)	実際の支払事由発生時に所定の範囲内で次のいずれかからお選びいただけます。 3・5・10・15年 確定年金	保険金等の受取人

(※)保険金等の支払事由が生じる前に、この特約を締結した時は支払事由が生じた時(保険金等の支払事由が生じた後に、保険金等の受取人がこの特約を締結したときはその締結時)

- 年金受取人は、年金支払開始日以後、未払年金の現価について一括払を請求することができます。
- 年金支払期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、年金支払期間中の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。



ご注意

- 年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金基金設定日(年金支払開始日)における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づき算出されます。
- 約款に記載の「保証期間付終身年金」は、お取扱いしていません。

3 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約が保険金等の支払事由以外の事由により消滅したとき
- (2)保険金等の支払事由の発生日以後、保険金等の受取人が保険金等の全部について一時に受け取ったとき

Ⅲ 保険料について

8 保険料の払込方法(回数)について

保険料の払込方法(回数)をお選びいただけます。

払込方法(回数)	内容
年払	年に1回、保険料を払い込む方法です。
半年払	半年に1回、保険料を払い込む方法です。
月払	月に1回、保険料を払い込む方法です。

9 保険料の払込方法(経路)について

保険料は払込期月中に次のいずれかの払込方法(経路)によってお払込みください。

1 口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関で、保険料振替日(払込期月の27日。その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とします。)に、自動的に保険料がご契約者の指定した口座から当社の口座に振替えられます。

約款も合わせてご覧ください [保険料口座振替特約条項](#)

⚠️ ご注意

- 万一、お振替できなかった場合には、その翌月に再請求させていただきます。
(翌月中旬に「生命保険料再請求のご案内」をお送りいたします。)
- 翌月にもお振替できなかった場合には、保険料払込みの猶予期間(※)内に「生命保険料再請求のご案内」に添付の用紙にて当社指定の方法でお払込みください。
(※)詳しくは「**11** 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について」をご覧ください。

2 団体を通じてのお払込み

団体扱契約の場合、団体を経由して保険料をお払込みいただけます。

約款も合わせてご覧ください [団体扱特約条項Ⅰ](#)
[団体扱特約条項Ⅱ](#)

3 クレジットカードによるお払込み

1. ご契約者名義のクレジットカード(当社指定のクレジットカードに限ります。)により、保険料が自動的に当社に払い込まれます。
2. 払い込まれた保険料について、領収証は発行いたしません。
3. クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合、ご契約者にその旨通知しますので、保険料の払込方法(経路)の変更等を行ってください。
4. クレジットカードによるお払込みは、個人契約、その他所定の条件を満たした場合に限らせていただきます。

4 その他の一時的な払込方法

前記 **1** ~ **3** のいずれの方法によっても当該払込期月分の保険料を払込期月内にお払込みできないときは、その保険料についてのみ一時的に「振込依頼書」によりお払込みいただきます。この場合、ご契約者のお申出により、「振込依頼書」をお送りしますので、金融機関窓口にてお払込みください。受取書は保険料領収証の代わりになりますので大切に保管してください。

ご注意

- 払込方法の変更をご希望の場合または勤務先団体から退社などにより脱退の場合もすみやかに、当社の代理店、営業部門または総合サービスセンター(0120-211-901)までお申出ください。
- 団体を通じてのお払込みから口座振替に変更される場合等は、新たな払込方法に変更されるまでの期間の保険料は、ご自身で当社の指定口座へお振込みいただくことになります。

10 保険料をまとめて払い込む方法について

当社の定める範囲内で保険料をまとめてお払込みいただく方法があります。

1 保険料の一括払(月払契約の場合)

当月以降の保険料を3か月分以上12か月分までまとめてお払込みいただくお取扱いです。この場合、一括払する月数に応じて所定の割引が適用されます。

2 保険料の前納(年払契約・半年払契約の場合)

1. 将来の保険料を2年以上まとめてお払込みいただくお取扱いです。この場合には、所定の利率(経済情勢により変更することがあります。)で割引いて計算した前納保険料をお払込みいただきます。
2. 前納保険料は、所定の利率(経済情勢により変更することがあります。)で積み立てられ、契約日の年単位または半年単位の応当日が到来するごとに保険料として充当されます。
3. 前納期間が満了した場合または保険料のお払込みを要しなくなった場合(保険料払込みの免除、死亡や解約による契約の消滅時)に前納保険料の残額があるときは、その残額を払い戻します(上記以外の理由で前納期間中途でのお申出による前納保険料の残額の払戻しはありません)。
4. 月払契約で前納を希望される場合には、払込方法(回数)を年払または半年払に変更してください。この場合、年単位の契約応当月の前月までの月数の保険料を「一括払」するとともに、年単位の契約応当月からの保険料を「前納」してください。

ご注意

保険種類およびご契約内容によってはお取扱いに制限のある場合や、ご契約時とご契約後でお取扱いが異なる場合があります。前記 1 2 について、詳しくは当社の代理店、営業部門または総合サービスセンター(0120-211-901)までご相談ください。

11 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

ご契約を有効に継続させるためには、保険料の払込方法(回数)に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。また、払込期月内に保険料のお払込みが無い場合でも、次の猶予期間があります。

第2回以後の保険料払込みの猶予期間

1. 第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は以下のようになります。

	払込期月(保険料をお払込みいただく月)	猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から末日まで
半年払 年払	契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで(ただし、契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

2. 猶予期間満了の日までに第2回以後の保険料のお払込みがないときは、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなります(失効)。
3. 猶予期間内にお払込みがない場合でも、保険料の振替貸付(立替)が可能な場合は、あらかじめ特に反対のお申出の無い限り、自動的に当社が保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます(自動振替貸付)。

*詳しくは「**13** 保険料のお払込みが困難なときの継続方法」をご覧ください。

【払込期月と保険料払込みの猶予期間】

月払の場合

■ 払込期月の翌月1日から末日まで

契約日の応当日

4/1

4/30 5/1

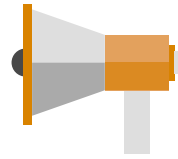
5/31 6/1

払込期月

猶予期間

失効

払込期月を過ぎてもあわてずに、猶予期間内にお払込みを！



年払・半年払の場合

■ 払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで(※)

契約日の応当日

4/1

4/15

4/30 5/1

月単位の契約日の応当日

6/15 6/16

払込期月

猶予期間

失効

(※) 年払・半年払の場合、払込期月内の契約日の応当日の翌日から起算して、2か月経過した時点で猶予期間が満了します。

12 効力を失ったご契約の復活について

1. 第2回以後の保険料のお払込みがなくご契約の効力がなくなった場合(失効)でも、失効日から起算して3年以内(特別条件が適用されている場合は2年)であればご契約の復活を申し込むことができます。
2. この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1)あらためて告知または診査をしていただきます。
(健康状態などによってはご契約の復活ができないこともあります。)
 - (2)失効している期間の延滞保険料をお払込みください。
 - (3)ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始され、この時が復活における責任開始期となります。また、復活における責任開始期の属する日(責任開始日)を復活日といいます。

!! ご注意

- 延滞保険料の適用料率は、口座振替扱契約や団体扱契約等の場合でも、普通保険料率(※)を適用します。
(※)口座振替扱や団体扱等にもなう、所定の割引率を適用しない保険料率をいいます。
- 解約を請求された後はご契約の復活はお取り扱いしません。

!! 重要

【告知について】

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、復活日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。復活日から2年を経過していても、保険金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等の支払事由が生じていても、保険金等をお支払いすることはできません。また、保険料払込みの免除事由が生じていても、保険料のお払込みを免除することはできません。
- 当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、当社にご契約または特約を解除することができます。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったかまたは事実と違うことを告知されたと認められる場合は、当社にご契約または特約を解除することができます。
 - * 当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、総合サービスセンター(0120-211-901)までご連絡ください。

13 保険料のお払込みが困難なときの継続方法

保険料払込みのご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、次のような制度が設けられています。

1 一時的に保険料のご都合がつかないとき

当社が保険料をお立替え(振替貸付)し継続させる制度

(1) お払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合でも、所定の解約返戻金があれば、あらかじめお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料をお立替えします。

保険料の振替貸付制度を利用すれば、解約しなくてもいいんだね!



(2) 口座振替扱契約や団体扱契約等の場合でも、普通保険料率(※)による保険料を基準としてお立替えします。

(※) 口座振替扱や団体扱等に伴う、所定の割引率を適用しない保険料率をいいます。

(3) 貸付利息は所定の利率で計算します(複利計算)。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用は次のとおりとします。(ただし、利率は年8%をこえることはありません。)

① 新たにお立替えを行うとき

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。

② すでにお立替えを行っているとき

1月見直しの場合は4月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用します。

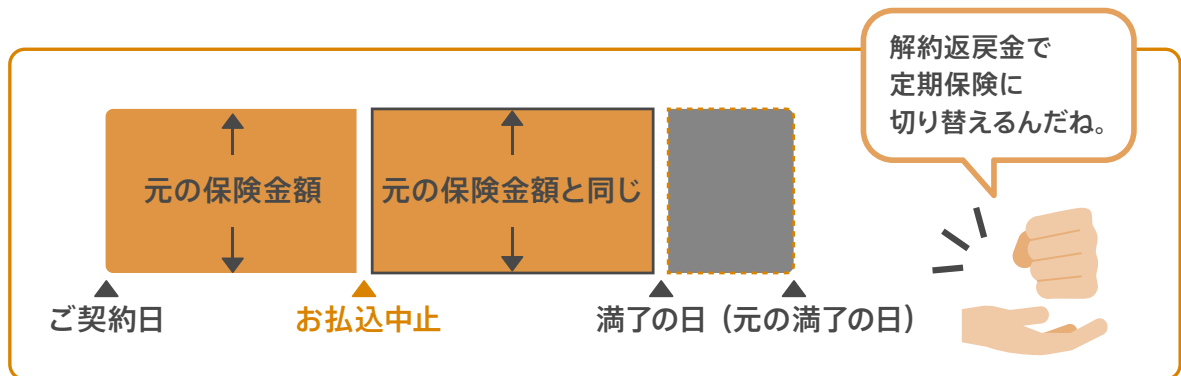
(4) 保険金等をお支払いする際には、貸付元利金を差し引いてお支払いします。

! ご注意

- ご返済がない場合、貸付金の利息は、保険料の払込方法(回数)に応じた次回の保険料払込みの猶予期間(※)満了の日(年払契約・半年払契約は猶予期間満了の日の属する月の末日)ごとに元金に繰り入れられていきますので貸付元利金が増えていきます。
(※)詳しくは「⑪ 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について」をご覧ください。
- 貸付金の元利金(契約者貸付があるときはその元利金と合算)が解約返戻金額を超過する場合には、所定の金額をお払込みいただきます。このお払込みがなかった場合には、保険契約は当社の指定した期日の翌日から効力を失います。お早めにご返済ください。

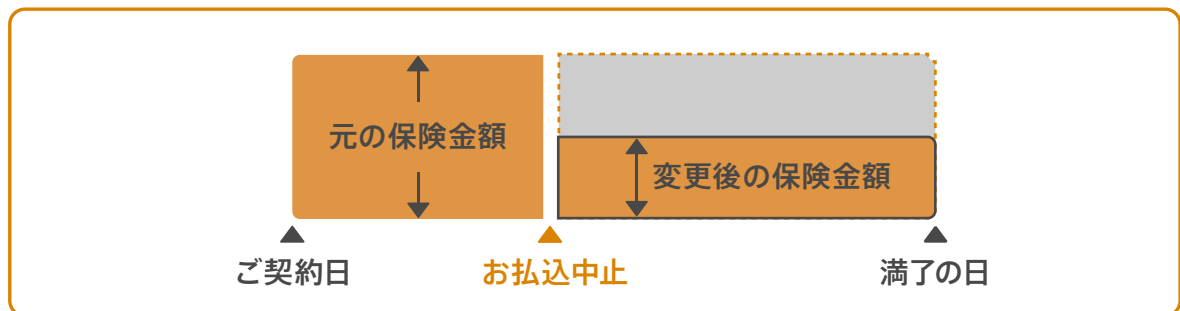
2 保険料のお払込みを中止しご契約を有効に続けたいとき

1. 延長定期保険に変更する制度



- (1) 変更時の解約返戻金を充当し、保険料払込済の「定期保険」に変更することにより、万一のときの死亡・高度障害になったときの保障が継続されます。
- (2) 保険金額は元のご契約の保険金額と同じです。
- (3) 保険期間は、これまでの払込年数等によって決まりますが、元のご契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合は、その日までとし、生存保険を付加します。
- (4) 延長定期保険に変更した後は、保険料のお払込みは必要ありません。
- (5) 元のご契約の特約によっては、消滅する場合があります。
- (6) 延長定期保険に変更後3年以内は、延長定期保険に変更する前のご契約内容に復旧することができます。この場合、次のとおり取扱います。
 - ① あらためて告知または診査をしていただきます。(健康状態によってはご契約の復旧ができないこともあります。)
 - ② 延長定期保険に変更していた期間の未払込保険料をお払込みください。
 - ③ ご契約の復旧を当社が承諾した場合、「未払込保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、ご契約の復旧した部分について保障が開始され、この時が復旧における責任開始期となります。また、復旧における責任開始期の属する日を復旧日といいます。

2. 払済保険に変更する制度



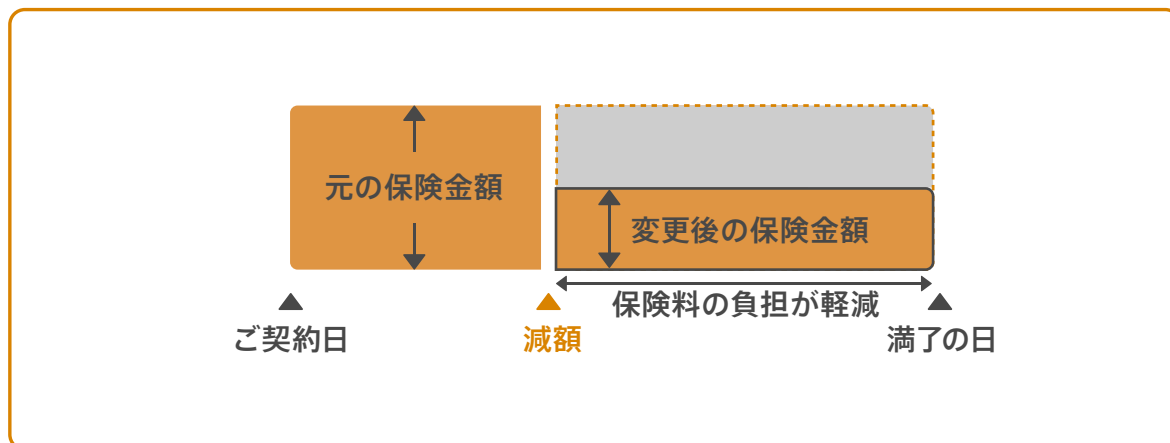
- (1) 変更時の解約返戻金を充当し、保険料払込済の「養老保険」に変更することにより、万一のときの死亡・高度障害になったときの保障が継続され、満期を迎えられたとき満期保険金が支払われます。
- (2) 保険金額は元のご契約の保険金額より小さくなります。
- (3) 保険期間は元のご契約の残りの保険期間と同じです。
- (4) 払済保険に変更した後は、保険料のお払込みは必要ありません。
- (5) 元のご契約の特約によっては、消滅する場合があります。
- (6) 払済保険に変更後3年以内は、払済保険に変更する前のご契約内容に復旧することができます。この場合、次のとおり取扱います。
 - ① あらためて告知または診査をしていただきます。(健康状態によってはご契約の復旧ができないこともあります。)
 - ② 払済保険に変更していた期間の未払込保険料をお払込みください。
 - ③ ご契約の復旧を当社が承諾した場合、「未払込保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、ご契約の復旧した部分について保障が開始され、この時が復旧における責任開始期となります。また、復旧における責任開始期の属する日を復旧日といいます。

⚠️ ご注意

払済保険変更後の保険金額が所定の保険金額を下回る場合は、払済保険に変更することができません。

3 保険料の負担を軽くしたいとき

保険金額を減額して払込保険料を少なくする制度



- (1) 所定の範囲内で保険金額を減額することにより払込保険料が少なくなります。
- (2) 保険金額を減額した場合、解約返戻金があるときは、減額部分に対応する解約返戻金を払い戻します。

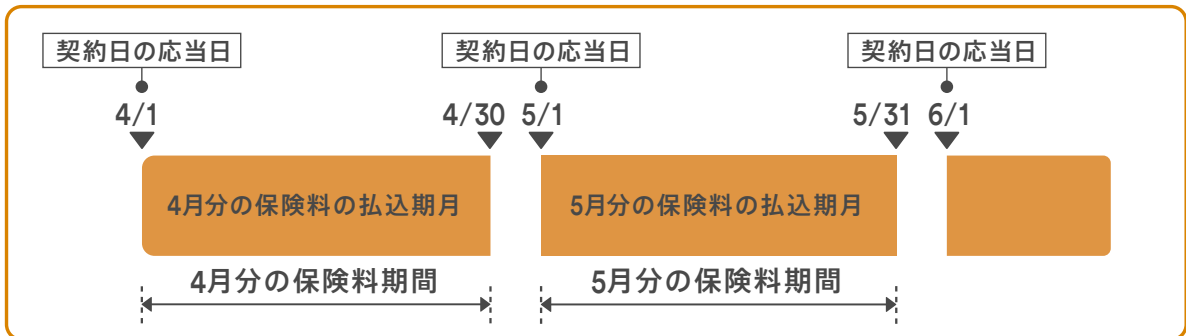
⚠️ ご注意

減額後の保険金額が所定の保険金額を下回る場合は、減額することができません。

14 保険金等支払いの際の保険料精算

1. 保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じた、それぞれの契約日の応当日から次の契約日の応当日の前日までの期間(保険料期間)に充当され、払込期月中の契約日の応当日に払い込まれるものとして計算されています。

月払契約の場合



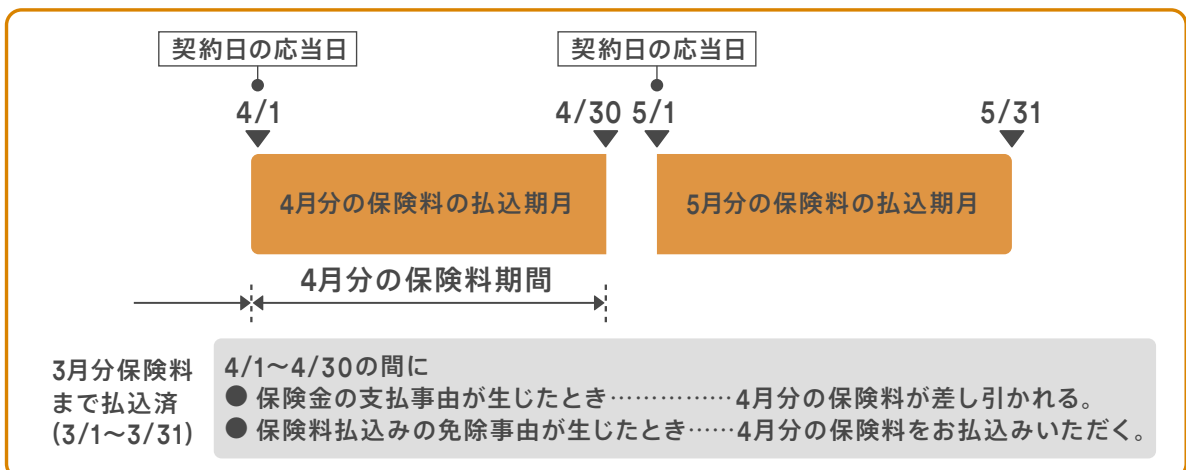
2. 保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた日を含む保険料期間に、充当されるべき保険料が払い込まれていない場合、次のとおり取り扱います。

- ・ 保険金のお支払いのとき…… 未払込保険料を保険金から差し引きます。
- ・ 保険料払込みの免除のとき…… 未払込保険料をお払込みいただきます。

また、保険料の払込方法(回数)に応じて、次のようなお取扱いとなります。

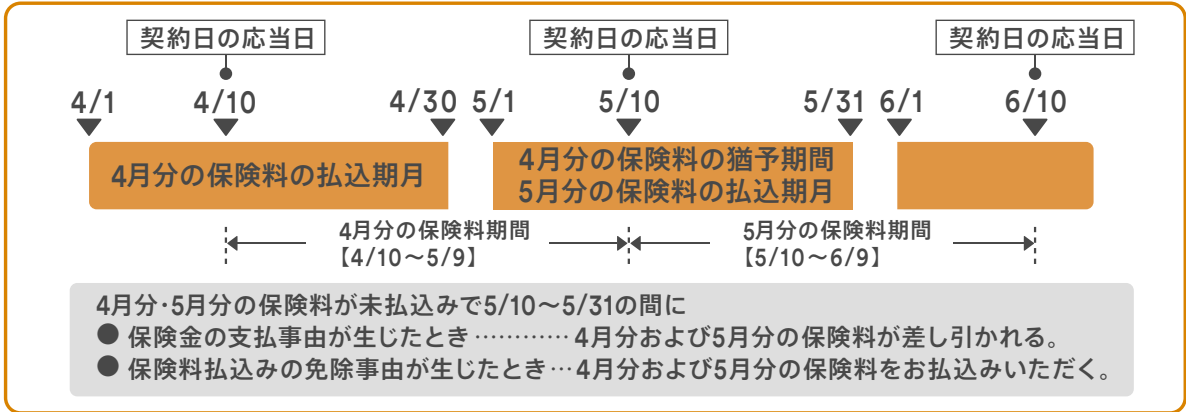
(1) 月払契約の場合

- 保険料期間中に保険料が払い込まれないまま保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたとき、当月分の未払込保険料を精算します。



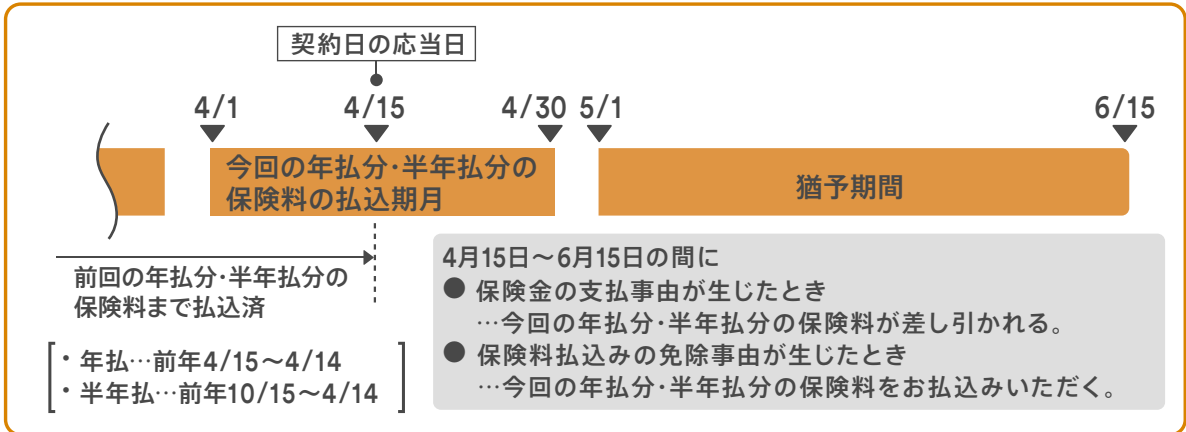
III 保険料について

- 保険料払込みの猶予期間中の契約日の応当日以降に保険料が払い込まれないまま保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたとき、2か月分の未払込保険料を精算します。



(2) 年払契約または半年払契約の場合

- 払込期月中の契約日の応当日からその猶予期間の満了の日までの間に保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合は、当該払込期月分の未払込保険料を精算します。



- (※)未払込保険料の精算後、未経過期間に対応する保険料相当額(未経過保険料)をお支払いします。詳しくは『15 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱い』をご参照ください。

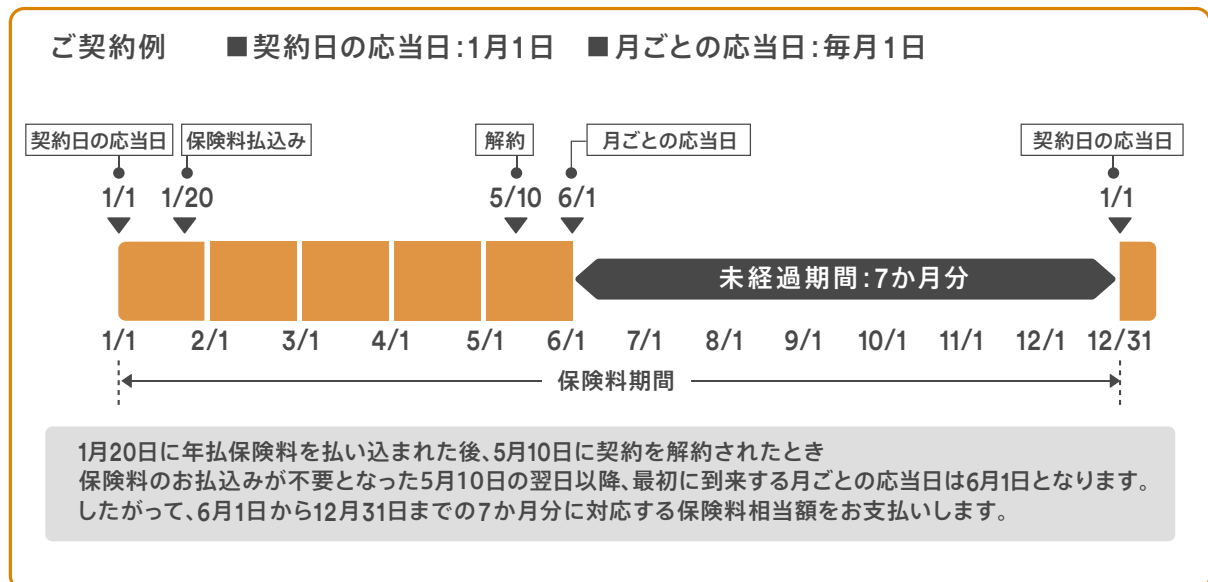
15 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い

保険料の払込方法(回数)が年払・半年払のご契約について、ご契約の消滅等(※1)により、保険料の払込みが不要となったときには、次の金額をお支払いします。

1 解約・減額するとき

解約返戻金と、お払込みいただいた保険料(※2)のうち未経過期間(※3)に対応する保険料相当額(未経過保険料)をお支払いします。

年払契約



2 被保険者が亡くなられたとき・保険料払込みの免除事由が発生したとき等

お払込みいただいた保険料(※2)のうち、未経過期間(※3)に対応する保険料相当額(未経過保険料)をお支払いします。

- (※1) ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅・減額、死亡保険金等の支払いによる消滅および保険料払込みの免除等を含みます。
- (※2) 保険料の一部のお払込みが不要となった場合は、そのお払込みが不要となった部分に限ります。
- (※3) 保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数をいいます。



ご注意

- 保険料の払込方法(回数)が月払の場合、「**15** 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱い」はありません。
- ご契約者が故意に被保険者を死亡させた場合や、ご契約が「詐欺による取消し」または「不法取得目的による無効」となった場合には、保険料相当額(未経過保険料)は支払いません。

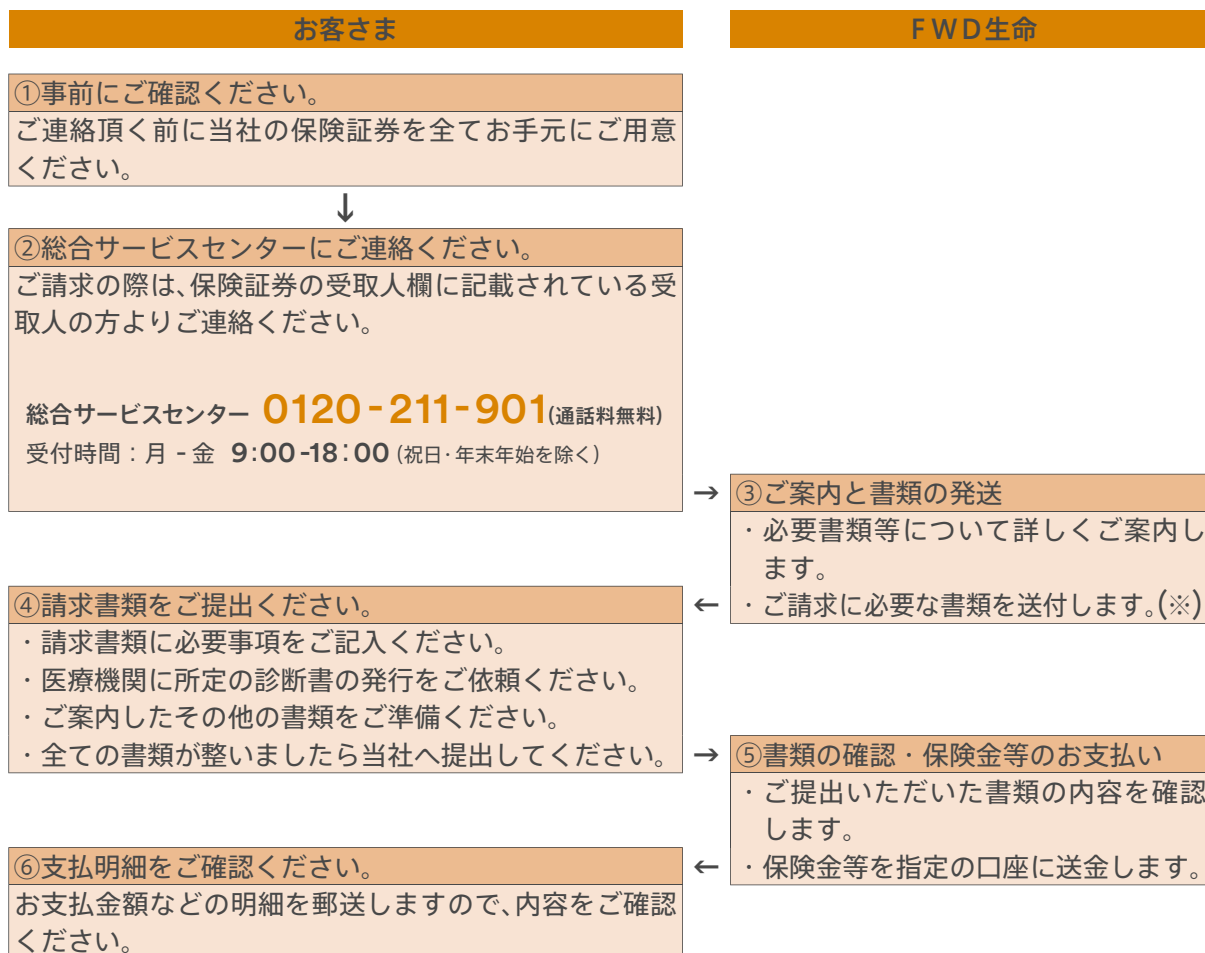
IV 保険金等について

16 保険金等のご請求について

以下の場合にはお気軽に総合サービスセンターまでご連絡ください。

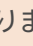
- ・ 保険金等の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当した場合
- ・ 保険金等の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当する可能性がある場合
- ・ ご不明な点が生じた場合

1 ご請求手続きの流れ



(※)詳しくは「**29** 手続きに必要な書類一覧」をご覧ください。

ご注意

- ご契約者が法人で、死亡保険金受取人が法人である場合、ご契約者より高度障害保険金をご請求ください。ただし、高度障害保険金について、受取人を被保険者としている場合は、被保険者よりご請求ください。
- お客さまにお寄せいただく書類(診断書や公的書類等)にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ご提出いただいた書類に不明な点がある場合、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。(詳しくは、「 保険金等の支払期限」をご参照ください。)
- 書類の内容や事実の確認の結果によっては、保険金等をお支払いできない場合があります。
- 書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いします。
- 満期保険金のご請求につきましては、保険期間満了の日の前にお送りする支払請求書に、所定の書類を添えて所定の期日までに当社にご返送ください。



総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間：月 - 金 9:00-18:00 (祝日・年末年始を除く)

2 保険金等をもれなくご請求いただくために

ご契約の内容によっては、他の保険金・給付金・保険料払込みの免除等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご注意ください。

1. 複数のご契約に加入されていないかどうかご確認ください。
2. 付加されている特約の保険金等のお支払い対象となる可能性がありますので、契約内容をご確認ください。
3. 不慮の事故により約款所定の身体障害の状態に該当された場合、保険料払込みの免除の対象となる可能性があります。

ご注意

保険金・給付金・保険料払込みの免除等をご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から起算して3年間請求がない場合には、その権利がなくなります。

17 保険金等の支払期限

1. 保険金等のご請求があった場合、当社は、完備された請求書類が当社に到着した日の翌営業日から起算して5営業日以内に保険金等をお支払いします。
2. ただし、保険金等のご請求を当社が受けてから、治療の内容・障害の状態・事故の状況等についてご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合は、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。その場合の支払期限(完備された請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数)は以下のとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
①	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・ 保険金等の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合 ・ 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合 ・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60日以内
②	上記①の確認をするために特別な照会が必要な次の場合 ・ 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日以内
③	上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・ 弁護士法およびその他の法令に基づく照会 ・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・ ご契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ・ 日本国外における調査 ・ 災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

3. 2.の期限をこえて保険金等をお支払いする場合には、所定の利息を付けてお支払いします。

ご注意

2.の確認等に際し、ご契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

18 保険金等をお支払いできない場合

!! 重要

次のような場合には、保険金等の支払事由が生じても保険金等はお支払いできません。
また、保険料払込みの免除事由が生じても保険料のお払込みを免除できません。

1 免責事由に該当した場合

主契約・特約	保険金等	保険金をお支払いしない場合または 保険料払込みを免除しない場合(免責事由)
養老保険	死亡保険金	1. ご契約の責任開始日から起算して3年以内の被保険者の自殺によるとき(※1) 2. ご契約者の故意によるとき 3. 死亡保険金の受取人の故意によるとき 4. 戦争その他の変乱(※2)によるとき
	高度障害保険金	1. ご契約者または被保険者の故意によるとき 2. 戦争その他の変乱(※2)によるとき
	保険料払込みの免除	1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき 2. 被保険者の犯罪行為によるとき 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 7. 地震・噴火または津波(※2)によるとき 8. 戦争その他の変乱(※2)によるとき
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	1. ご契約者または被保険者の故意により被保険者の余命が6か月以内と判断される状態になられたとき 2. 戦争その他の変乱(※2)によるとき

(※1) 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。

(※2) その該当被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、保険金等の全額もしくは一部を支払い、または、保険料のお払込みを免除します。

2 責任開始期前に生じた疾病や傷害の場合

高度障害保険金のお支払いまたは保険料のお払込みの免除の原因となる疾病や不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害が責任開始期前に生じていた場合(以下、責任開始期前の疾病等といいます。)は、お支払いまたは免除の対象となりません。

ご注意

次の1.または2.のいずれかに該当する場合には、責任開始期前の疾病等を、責任開始期以後に生じたものとみなして、保険金をお支払いまたは保険料のお払込みを免除します。

1. このご契約の締結、復活または復旧の際に、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、ご契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
2. 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断等の健康状態を評価する診察・検査・検診において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、ご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3 告知義務違反による解除の場合

1. ご加入(復活または復旧)に際して当社が告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知いただけなかったり、事実でないことを告知いただいたために、告知義務違反によりご契約や特約が解除された場合は、保険金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。
2. 既に保険金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料のお払込みを免除していた場合には、保険料のお払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
3. 保険金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金等をお支払いします。また、保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険料のお払込みを免除します。

4 重大事由による解除の場合

1. 下記3.①～⑤のうちいずれかの事項に該当した場合には、ご契約や特約を解除することがあります。この場合、保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。

2. 複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが下記3.④の事由にのみ該当した場合には、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。
3. 既に保険金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料のお払込みを免除していた場合には、保険料のお払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

- ①ご契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金等の受取人が保険金等(保険料払込みの免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②このご契約の保険金等(保険料払込みの免除を含みます。)のご請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ③他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
- ⑤この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社のご契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない上記①～④に掲げる事由と同等の事由があるとき

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることも含みます。

5 ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に保険金等の支払事由(保険料払込みの免除事由を含みます。)が生じた場合、保険金等をお支払いすることはできません。

6 詐欺による取消し

ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が詐欺によりご契約を締結、復活または復旧した場合は、当社はそのご契約(復旧の場合には復旧部分)を取り消すことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

7 不法取得目的による無効

ご契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で、ご契約を締結、復活または復旧した場合は、当社はそのご契約(復旧の場合には復旧部分)を無効とし、お払込みいただいた保険料は払い戻しません。

19 保険金等をお支払いできる場合 またはお支払いできない場合の事例

⚠️ ご注意

- 保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合について、代表的な事例を参考としてあげたものです。
- ご契約の保険種類・ご加入の時期・下記内容以外に認められた事実関係等によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いにつきましては、お手元の保険証券と「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

- 告知義務違反について
告知義務違反により解除された場合はお支払いできません。

◯ お支払いできる場合

ご契約前に「血圧が高いこと」について告知書で正しく告知されて特別条件付(保険料の割増)でご加入され、その1年後に「高血圧」を原因とする「脳内出血」で亡くなりました。

✕ お支払いできない場合

ご契約前の「肝硬変」での通院について、告知書で正しく告知されずにご加入され、その1年後に「肝硬変」を原因とする「肝臓がん」で亡くなりました。

解説

ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害状態について事実をありのまま正確にもれなく告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実をお知らせいただけなかったり、事実と異なる内容をお知らせいただいた場合、責任開始日から2年以内(※)であれば告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。

ご契約または特約を解除した場合には、支払事由が発生していても、保険金等をお支払いできません。ただし、保険金等の支払事由発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金等をお支払いします。(なお、告知義務違反によりご契約または特約は解除となります。)

(※)責任開始日から2年を経過していても、保険金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

● 高度障害状態について

①所定の高度障害状態に該当しない場合はお支払いできません。

<p>○ お支払いできる場合</p>	<p>× お支払いできない場合</p>
<p>事故による負傷で両眼の損傷が著しく、(両眼球摘出手術を行った場合等)回復の見込みがない状態となった。</p>	<p>視力が著しく低下したため検査を受けたところ、網膜はく離と診断され、その後入院・治療するも視力は回復せず、両眼の矯正視力が0.02まで低下。しかし、視力回復の見込みがあるため、引続き加療中である。</p>

解説

責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態に該当された場合に高度障害保険金をお支払いします。原因が傷害であるか疾病であるかを問いません。(高度障害保険金がお支払されると保険契約は消滅します。)

なお、視力障害については、所定の高度障害状態に該当する場合は「視力を全く永久に失ったもの(両眼の矯正視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合)」としており、回復が見込まれる状態ではお支払いできません。

また、所定の高度障害状態に該当する場合でも、免責事由(ご契約者または被保険者の故意)に該当する場合はお支払いできません。

所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法に定める状態とは異なります(※)。

(※)国の法律である身体障害者福祉法では、例えば、以下のような場合に身体障害者等級の第1級に該当しますが、所定の高度障害状態の基準とは異なります。

- ・ 心臓の機能の障害により、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの(ペースメーカー埋込が該当)
- ・ 腎臓の機能の障害により、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの(人工透析が該当)

②責任開始期前に発病した場合はお支払いできません。

<p>○ お支払いできる場合</p>	<p>× お支払いできない場合</p>
<p>責任開始期以後に発病した「緑内障」により両眼の視力を全く永久に失った。</p>	<p>責任開始期前より治療を受けていた「緑内障」が、責任開始期以後に悪化し両眼の視力を全く永久に失った。</p>

解説

所定の高度障害状態により高度障害保険金をお支払いするのは、その原因となる疾病や傷害が責任開始期以後に生じた場合です。したがって、約款に特に定めがない限り、疾病や傷害が責任開始期前に生じている場合は、高度障害保険金をお支払いできません。なお、所定の高度障害状態に該当する場合でも、免責事由に該当する場合はお支払いできません。

- 特定状態保険金《『リビング・ニーズ特約』付加の場合》
治療によって余命6か月をこえることが見込まれる場合にはお支払いできません。

<p>○ お支払いできる場合</p>	<p>× お支払いできない場合</p>
<p>「すい臓がん」に罹患し、治療を受けていたが、医師から余命6か月以内と診断され、当社はその診断が妥当であると判断した。</p>	<p>「すい臓がん」に罹患し、適切な治療を行わなかった場合は余命6か月以内である可能性が高いが、治療を行った場合は回復が見込めるとの医師の見解があった。</p>
<p>解説</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「余命6か月以内」とは、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。したがって、治療により、余命6か月をこえることが見込まれる場合には、特定状態保険金はお支払いできません。 ・「余命6か月以内」の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が判断します。 ・請求日が主契約の保険期間満了前の1年以内である場合には、お支払いできません。 ・本特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りです。 	

V ご契約(更新)後のお取扱いについて

20 お金のご入用なときの貸付制度 (契約者貸付制度)

1. 一時的に必要な資金をお貸しする、「契約者貸付制度」があります。

貸付金額の範囲	解約返戻金の一定範囲内。(5万円以上)
貸付利率	・ 貸付金の利息は所定の貸付利率で計算します。 ・ 貸付利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。 ・ 1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
返済方法	全額返済のほか分割返済も可能です。
精算	保険金支払などの場合には貸付元利金が差し引かれ精算されます。

2. 以下の条件を満たす場合、お電話による「契約者貸付制度」もご利用いただけます。

- (1) ご契約が個人契約のお客さまであること。(法人契約、団体扱契約はお取扱いできません。)
- (2) 満18歳以上の契約者ご本人からのお申出であること。
- (3) 保険料振替口座がご契約者名義で、当該口座へのお振込みにてご了承ください。
- (4) 住所・氏名・保険料振替口座変更のお手続き中でないこと。
- (5) 一回あたりの貸付額が500万円以内であること。(初回貸付時は5万円以上からのお取扱いとなります。)

ご注意

- 保険金額、払込年数などによりお貸しできる金額は異なります。特に、ご契約後短期間の場合などはお貸しできないこともありますのでご了承ください。
- ご返済が無い場合、貸付金の利息は毎年元金に繰り入れられていきますので貸付元利金が増えていきます。貸付元利金が解約返戻金額を超過してご契約の効力がなくなることもありますので、お早めにご返済ください。
- 貸付金の元利金(振替貸付があるときはその元利金と合算)が解約返戻金額を超過する場合には、所定の金額をお払込みいただきます。このお払込みがなかった場合には、当社の指定した期日の翌日からご契約の効力がなくなります。

21 ご契約の解約と解約返戻金

!! 重要

- 解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障・資金づくり等に役立つ大切な財産ですので、末永くご継続ください。
- あらためてご契約されますと、多くの場合、これまでより保険料が割高になります。
- 効力の無くなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

1. 解約されると解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数等により異なります。
2. やむをえずご契約を解約される場合には、総合サービスセンターまでご連絡ください。
3. 所定の解約返戻金等の請求書類が当社に到着し、書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内に解約返戻金等をお支払いします。

●お払込みが困難なとき……保険金額の減額、その他の方法があります。

詳しくは、しおりの
該当記載箇所をご覧ください

15 保険料のお払込みが困難なときの継続方法

22 契約者配当金について

※5年ごと利差配当付年金払特約を付加した場合

1. 契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を上回った場合に年金基金設定後5年ごとにお支払いします。これを「5年ごと利差配当」といいます。
2. 当社は毎年、当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を上回った場合には契約者配当準備金を積み立て、下回った場合には契約者配当準備金を取り崩します。
3. ご契約が継続している場合は、契約者配当金を所定の利率(この利率は経済情勢により変更することがあります。)で積み立てられます。(これを「5年ごと積立配当金」といいます。)
4. 5年ごと積立配当金は、ご請求によりいつでも引き出すことができます。

5. 5年ごと積立配当金額は、毎年お知らせします。



ご注意

- 契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。
- ご契約時から長期間継続したご契約については、特別配当をお支払いする場合がありますが、現時点では確定しておらず、今後の経済情勢によってはお支払いできないこともあります。

23 保険金等の受取人によるご契約の存続

1. ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の書類が当社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。

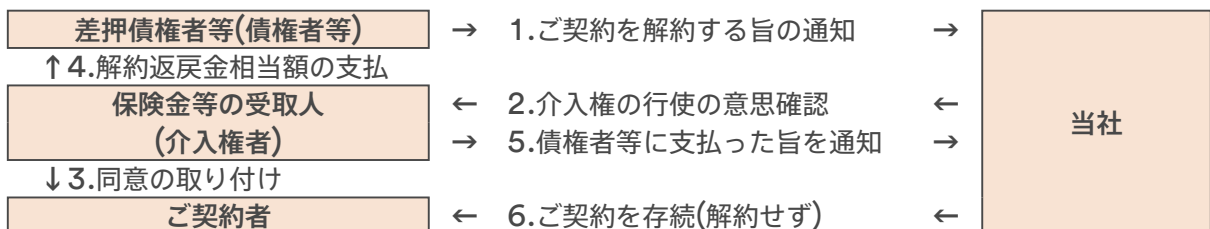
2. 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下の全てを満たす死亡保険金・高度障害保険金の受取人はご契約を存続させることができます。

- (1) ご契約者および満期保険金受取人でないこと
- (2) ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

* ご契約者を通して保険金等の受取人(介入権者)に「介入権の行使の意思確認」を実施します。意思確認にご協力をお願いいたします。

3. 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に、以下の全てのお手続きを行う必要があります。

- (1) ご契約者の同意を得ること
- (2) 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- (3) 上記(2)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)



24 被保険者からご契約者への解約請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約で、次の(1)~(4)のいずれかに該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- (1) ご契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- (2) 保険金等の受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 上記(1)・(2)の他、被保険者のご契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- (4) ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合



ご注意

被保険者は、当社に対し直接ご契約の解約を請求することはできません。解約の請求はご契約者が行う必要があります。

25 ご契約者・保険金受取人の変更

1 ご契約者の変更

1. ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、ご契約者を変更することができます。
2. ご契約者を変更しますと、ご契約上の権利義務(契約内容変更等の請求権、保険料を払い込む義務等)は全て変更後のご契約者に引き継がれます。

2 当社への通知による保険金受取人の変更

1. ご契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、保険金受取人を変更することができます。
2. 保険金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

3 遺言による保険金受取人の変更

1. ご契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、法律上有効な遺言により保険金受取人を変更することができます。
2. ご契約者が亡くなられたときは、ご契約者の相続人の方よりすみやかに当社へご通知ください。

! ご注意

上記 2 3 について、当社が通知を受ける前に変更前の保険金受取人に保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社は保険金をお支払いしません。

26 保険金受取人が亡くなられた場合

1. 保険金受取人が亡くなられたときは、すみやかに当社にご連絡ください。
2. 新しい保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
3. 保険金受取人が亡くなられた時以後、保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、保険金受取人の死亡時の法定相続人が保険金受取人となります。(「²⁸ 生命保険と税金」をご参照ください。)

! ご注意

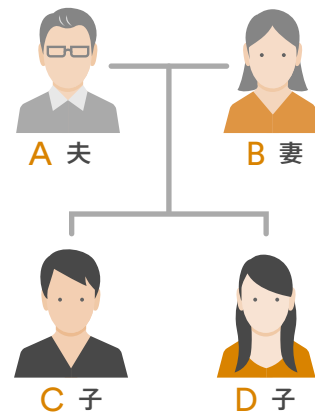
保険金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上のお取扱いが異なります。ご契約者または保険金受取人の変更の際は税法上のお取扱いを十分ご確認ください。(「²⁸ 生命保険と税金」をご参照ください。)

<例>

ご契約者・被保険者：Aさん

死亡保険金受取人：Bさん

Bさん(死亡保険金受取人)が亡くなられ、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が亡くなられた場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。



(注) 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社の代理店、営業部門、または総合サービスセンターまでご連絡ください。



総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間：月 - 金 9:00-18:00 (祝日・年末年始を除く)

27 管轄裁判所について

保険金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または保険金等の受取人の住所を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

28 生命保険と税金

!! 重要

税務のお取扱いにつきましては、巻末に記載の「資料作成日」現在の法令・通達・判例に基づくものであり、将来的にお取扱いが変わることがあります。個別のお取扱い等については、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

1 生命保険料控除制度について

「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料に応じた一定額がご契約者のその年の所得から控除される制度で、税率を掛ける前の所得が低くなることにより所得税、住民税の負担が軽減されます。

- (1) 対象となるのは、納税する人が保険料を払い込み、保険金や給付金などの受取人が「契約者ご本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」のご契約です。
- (2) 生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、1月から12月までにお払込みいただいた保険料から保険料控除対象外となる保険料およびその年度に支払われた配当金を差し引いた額です。
- (3) 1月から12月までにお払込みの保険料が1契約につき9,000円をこえるときは、「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整または確定申告のときまで大切に保管してください。
(団体扱契約の場合は、団体の担当者の証明でよいことになっていますので不要です。)

2 生命保険料控除の区分について

1. 保険料は、主契約・特約ごとに次のいずれかに区分されます。

一般生命保険料	生存または死亡に対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
介護医療保険料	入院・通院などに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料
保険料控除対象外となる保険料	身体の傷害のみに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料、財形保険・保険期間が5年未満の貯蓄保険・団体信用生命保険などの保険料

2. この「ご契約のしおり」に記載の『養老保険』の保険料は、「一般生命保険料」に区分されます。

3 生命保険料控除額について

「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」の区分ごとに、所得税および住民税の保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額(※)	年間払込保険料額	控除額(※)
20,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額
20,000円超	払込保険料×1/2	12,000円超	払込保険料×1/2
40,000円以下	+10,000円	32,000円以下	+6,000円
40,000円超	払込保険料×1/4	32,000円超	払込保険料×1/4
80,000円以下	+20,000円	56,000円以下	+14,000円
80,000円超	一律 40,000円	56,000円超	一律 28,000円

(※)控除額は「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」の3つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

<ご参考情報>

契約日(または更新日)が【2011年12月31日以前】の生命保険のご契約(または特約)には旧制度が適用され、「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の区分ごとに、保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額(※)	年間払込保険料額	控除額(※)
25,000円以下	払込保険料全額	15,000円以下	払込保険料全額
25,000円超 50,000円以下	払込保険料×1/2 +12,500円	15,000円超 40,000円以下	払込保険料×1/2 +7,500円
50,000円超 100,000円以下	払込保険料×1/4 +25,000円	40,000円超 70,000円以下	払込保険料×1/4 +17,500円
100,000円超	一律 50,000円	70,000円超	一律 35,000円

(※)控除額は「一般生命保険料」、「個人年金保険料」の2つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高100,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

⚠️ ご注意

契約日(または更新日)が【2011年12月31日以前】のご契約(または特約)と【2012年1月1日以後】のご契約(または特約)の両方について生命保険料控除制度の適用を受ける場合、控除額は所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度となります。

4 税法上のお取扱い

死亡保険金、満期保険金の税法上のお取扱い

- ご契約者・被保険者・受取人の関係によって、次のとおり保険金に対する課税の種類が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金	ご契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	ご契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税
満期保険金	ご契約者と受取人が同一人	夫	夫	夫	所得税(※)
	ご契約者と受取人が別人	夫	夫	子	贈与税



(※)保険料の払込方法(回数)が一時払で、かつ保険期間が5年以内の契約(保険期間が5年をこえる契約で契約日から5年以内に解約されたものを含む)の場合等には、満期時の受領額と払込保険料との差額の20%(復興特別所得税の適用がある場合は20.315%)が源泉徴収されます。

- より詳しい内容等については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

5 非課税扱いについて

1. 死亡保険金の相続税非課税限度額

ご契約者と被保険者が同一の保険契約で死亡保険金を受け取った場合、死亡保険金の受取人が被保険者の相続人(※)の場合、各相続人(※)が受け取った死亡保険金の合計額のうち、「500万円×法定相続人の数」までの金額が相続税の非課税限度額となります。

(※)ここでいう相続人とは、民法で定められた法定相続人のうち、相続を放棄した人や相続権を失った人を除いた人をいいます。

(相続税法第12条)

2. 所得税の非課税扱いについて

傷害または疾病に基づいて被保険者(またはその配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族)が保険金等を受取る場合には非課税扱いになります。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20,21)

29 手続きに必要な書類一覧

1. 諸手続きの際は、次の書類をご準備ください。
2. 下記以外の書類の提出を求め、または下記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
3. 下記の必要書類だけではお支払いに必要な確認ができない場合は、「**17** 保険金等の支払期限」に記載の事項について確認(当社指定の医師による被保険者の診断を含みます。)させていただきます。

1 保険金、保険料払込みの免除等の請求書類

主契約	保険金等	必要書類
養老保険	死亡保険金	(1) 所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(※1) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(※2) (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
	高度障害保険金	(1) 所定の請求書 (2) 所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(※3) (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
	満期保険金	(1) 所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 満期保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券
	保険料払込みの免除	(1) 所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 所定の様式による医師の診断書 (4) 保険証券

(※1) 当社が必要と認めた場合は所定の様式による医師の死亡証明書

(※2) 当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

(※3) 受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

Ⅴ ご契約(更新)後のお取扱いについて

特約	保険金等	必要書類
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	(1) 所定の請求書 (2) 所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(※1) (4) 特定状態保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
5年ごと利差配当付 年金払特約	年金の支払い (年金の分割支払、および年金の一括払の請求を含みます。)	(1) 所定の請求書 (2) 受取人の住民票(※2) (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
	契約者配当金	(1) 所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書

(※1) 受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

(※2) 当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

特約	請求項目	必要書類
指定代理請求人特約	保険金等の指定代理請求	(1) 主約款および各特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (5) 指定代理請求人が契約に基づき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し

2 その他の請求書類

請求項目	必要書類
保険契約の復活	(1) 所定の復活請求書 (2) 被保険者についての所定の告知書
解約および解約返戻金	(1) 所定の請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
契約内容の変更 ・ 保険金額の減額 ・ 延長定期保険または払済保険への変更および復旧 ・ 保険期間または保険料払込期間の変更	(1) 所定の保険契約内容変更請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者についての所定の告知書(復旧および保険期間または保険料払込期間の延長の場合)
契約者貸付	(1) 所定の請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
死亡保険金受取人の変更	(1) 所定の名義変更請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
ご契約者の変更	(1) 所定の名義変更請求書 (2) 変更前のご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
遺言による保険金受取人の変更	(1) 所定の名義変更請求書 (2) 遺言書(※) (3) ご契約者の相続人の戸籍抄本 (4) 保険証券
保険金等の受取人によるご契約の存続	(1) 所定の請求書 (2) 保険金等の受取人の戸籍抄本 (3) ご契約者の同意書 (4) ご契約者の印鑑証明書 (5) 保険金等の受取人の印鑑証明書 (6) 保険金等の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
指定代理請求人の変更	(1) 所定の名義変更請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(※)法律上、有効な遺言の場合に限ります。

Ⅵ その他生命保険に関するお知らせ

30 保険金額等が削減される場合

1. 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
2. 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 03-3286-2820
月曜日-金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00-12:00、13:00-17:00
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

31 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

1 保護機構とは

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

2 保険契約の継続について

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることとしています。

3 保険契約の移転等について

1. 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約です。その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))。
2. 保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

(※1)特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

(※2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)をこえていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率})\text{の総和} \div 2\}$$

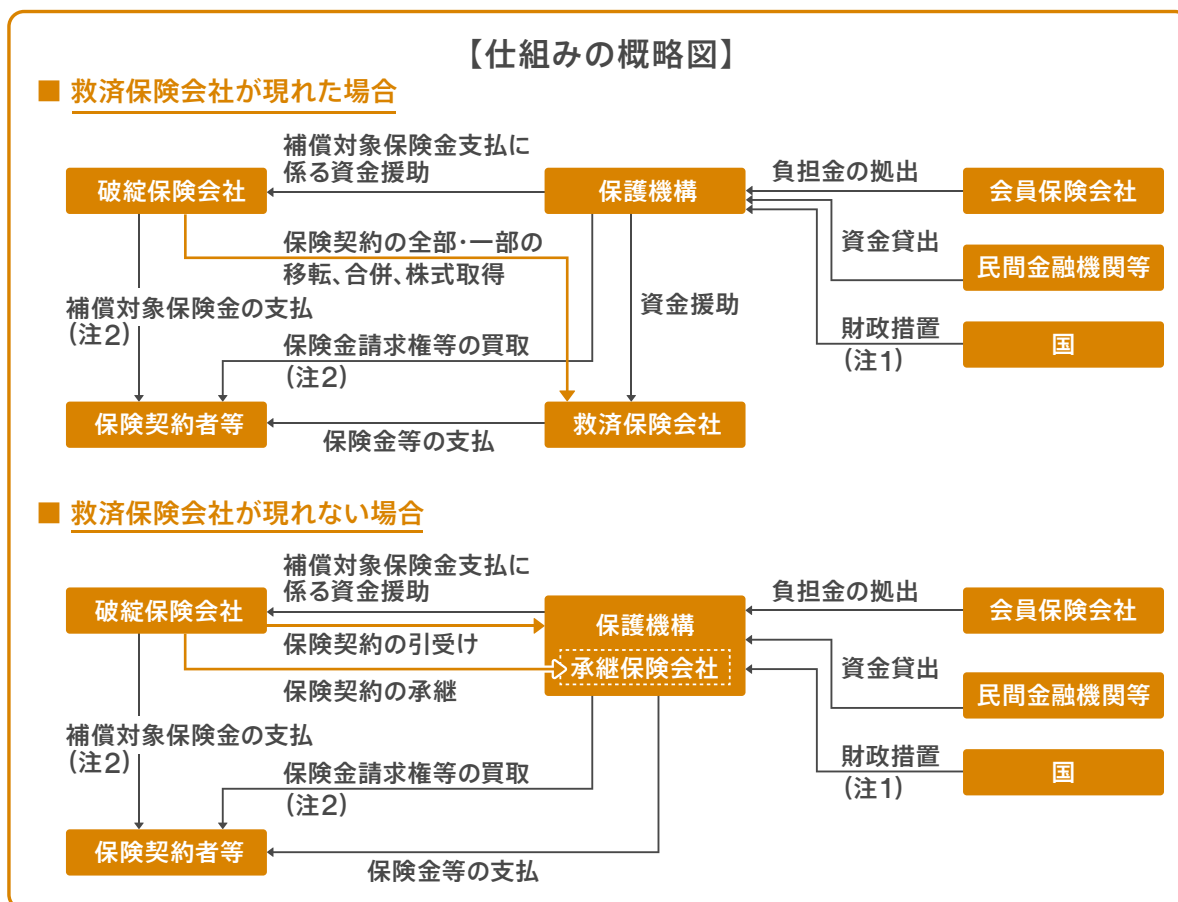
(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(※3)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

(※4)個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

4 保険契約者等の保護の仕組みの概略



(注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、「3 保険契約の移転等について」(※2)に記載の率となります。)

- ・補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて巻末に記載の「資料作成日」現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。上記の「財政措置」が適用される期限を含め、最新の内容につきましては、[当社のホームページ\(https://www.fwdlife.co.jp/organisation-to-protect-life-insurance-consumers\)](https://www.fwdlife.co.jp/organisation-to-protect-life-insurance-consumers)でご確認ください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 03-3286-2820
 月曜日-金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00-12:00、13:00-17:00
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

32 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

(1) 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細は、総合サービスセンターまたはお近くの当社営業部門にご連絡ください。

- (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
- (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

(オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

■2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

■2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

* 2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

- * 上記登録事項における各項目の名称等は当社とのご契約内容における名称等と一部異なる場合があります。その場合、当社にて名称等の読み替えを行い、本制度への登録を行います。
- * 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- * 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.fwdlife.co.jp/shared-use/>)をご確認ください。

(2) 「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金(以下、「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細は、総合サービスセンターまたはお近くの当社営業部門にご連絡ください。

- (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
- (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- * 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- * 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.fwdlife.co.jp/shared-use/>)をご確認ください。

33 当社の組織形態について

1. 保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。
2. 株式会社は、株主の出資により運営されるもので、株式会社のご契約者は、相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

34 取引時確認(本人確認)について

1. 当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、生命保険契約の締結等の取引の際にお客さまの氏名・住居等について取引時確認(本人確認)を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリング(犯罪等で得た資金を正当な取引で得た資金に見せかけること)に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
2. お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。

- (1)生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引
- (2)現金等による200万円をこえる取引
- (3)過去に確認したお客さまになりすましている疑いがある取引
- (4)過去の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがあるお客さまとの取引

*取引時確認(本人確認)が必要な取引・商品等については、対象外となるものがあります。

3. 取引時確認(本人確認)では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・取引目的・職業等を、法人の場合は名称・本店または主たる事務所の所在地・取引目的・事業内容・実質的支配者等を確認します。また、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引の場合、通常取引よりも厳格な方法で確認し、ならびに、資産および収入の状況(200万円をこえる財産の移転を伴う取引のみ)を確認します。
4. 取引時確認(本人確認)で確認した事項に後日変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

35 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて

1. 「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下、実特法といいます。)」の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、当社では、実特法に基づき、保険契約(※1)の締結等に際し、お客さまより、お客さまの氏名・住所(名称・所在地)や居住地国(※2)等を記載した届出書を提出いただいております。

これは、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、各国の税務当局間で互いに提供することにより、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処することを目的としたものです。

(※1)当社ではキャッシュバリュー保険契約・年金保険契約等の所定の保険契約を指します。

(※2)居住地国とは、税務上の居住地国を指します。

2. 届出書の提出をお願いするお客さまおよび手続きは、以下の通りです。

- (1) 届出書の提出をお願いするお客さま
個人・法人(法人の実質的支配者を含みます。)
 - (2) 届出書の提出をお願いする手続き
 - ・ 契約の締結
 - ・ 契約者の変更
 - ・ 契約者貸付の申込
 - ・ 解約返戻金の支払
 - ・ 満期保険金の支払
 - ・ 年金の支払
 - ・ 海外渡航

なお、当社が「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きにより取得したお客さまの個人情報、同制度上の目的のために利用します。当社は、同制度に基づく本人確認および税務当局への報告(それらの要否の判定を含みます。)を適切に行うために以下の取扱いをいたします。

- ①当社が非居住者の該当有無、納税者番号等の必要な情報を取得・保存すること
 - ②当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告(提供)の要否判定に利用すること
 - ③当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて税務当局へ報告(提供)すること
3. お客さまに届出書の提出に応じていただけない場合には、当社は、保険契約の締結を行いません。また、実特法に基づき、当社は届出書の記録を保存いたします。届出内容に変更が生じた場合には、当社までご連絡をお願いいたします。届出書の不提出・虚偽記載等があった場合には、実特法上罰則の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

36 FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きについて

当社は、米国の「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」および日本国政府と米国政府の「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」に対応するため、生命保険契約の締結等に際し、お客さまが「米国税制上の特定米国人」または「米国人所有の外国事業体」に該当するかについてご申告いただいております。

なお、当社がFATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きにもとづき取得したお客さまの個人情報、同法上の目的のために利用します。

<米国内国歳入法(米国税法)の対応について>

FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)は、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、米国内国歳入法の一部として制定されています。当社は、米国内国歳入法にもとづく本人確認および米国内国歳入庁への報告(それらの要否の判定を含む)を適切に行うために以下の取扱をいたします。

- ①当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
- ②当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
- ③当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて米国内国歳入庁へ報告(提供)すること

<対象となる米国納税義務者について>

「米国納税義務者」とは以下のお客さまが対象となります。

1. 特定米国人

○米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

【特定米国人に該当する例(報告対象)】

- ・米国市民 ・米国居住者(※1)
- ・米国パートナーシップ ・米国法人 ・米国財団 ・米国信託 など

(※1)一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

【特定米国人に該当しない例】

- ・米国上場法人 ・米国政府 ・米国非課税団体 ・米国銀行 など

2. 米国人所有の外国事業体

○実質的米国人所有者が1人以上いる外国事業体(※2)をいいます。

(※2)支配者のなかに直接または間接的に25%をこえる議決権または価値を有する特定米国人が1人以上いる外国事業体

○外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社
- ・政府機関等(政府、行政機関、国際組織、中央銀行など)
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

○FATCA対応に協力する金融機関は、原則、報告が免除されています。

お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意い

ただけない場合には、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

37 このような場合、ただちにご連絡ください。

ご契約に関する各種手続きや、ご相談・ご照会・苦情につきましては、総合サービスセンターまたは当社ホームページを通じてご連絡ください。

たとえばこんなときご連絡を！

- ・ 改姓・受取人変更
- ・ 住所の変更(※1)
- ・ 電話番号の変更(※1)
- ・ 保険料払込口座の変更
- ・ クレジットカードの変更
- ・ 保険証券の再発行
- ・ 生命保険料控除証明書の再発行
- ・ 保険金・年金・給付金等のご請求
- ・ 本人確認事項等(※2)の変更
- ・ その他、お手続き方法等

*一部のお手続きについては、「自動音声による手続き」も可能です。



- (※1) 住所の変更および電話番号の変更は当社ホームページ(fwdlife.co.jp)を通じたお手続きをお願いします。
なお、海外渡航、帰国のご連絡は総合サービスセンターへお電話ください。
- (※2) 「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項。

- 各種お手続き、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人・保険金・年金・給付金等の受取人からお願いします。
- 各種お問い合わせの際には保険証券番号、ご契約者の氏名、生年月日、ご登録の住所、電話番号をお知らせください。
- お申出の内容・契約形態により、営業部門で対応させていただく場合があります。
- あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
- 当社のお手続きに関する最新情報や保険契約に関する諸利率等の各種情報につきましては、当社ホームページ(fwdlife.co.jp)をご覧ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)

- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社へ連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

養老保険普通保険約款 目次

1. 当社の責任開始期	3
第1条 当社の責任開始期	3
2. 保険証券の交付	3
第2条 保険証券の交付	3
3. 保険金の支払い・保険料払込みの免除	3
第3条 満期保険金の支払い	3
第4条 死亡保険金の支払い	4
第5条 高度障害保険金の支払い	4
第6条 保険金の支払いに関するその他の事項	5
第7条 保険金の支払方法の選択	5
第8条 保険料払込みの免除	5
第9条 戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例	5
第10条 保険金の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き	6
第11条 保険金の支払時期および支払い等に必要な確認	6
4. 告知義務・解除・取消し・無効	7
第12条 告知義務	7
第13条 告知義務違反による解除	7
第14条 告知義務違反による解除ができない場合	7
第15条 重大事由による解除	8
第16条 詐欺による取消し	8
第17条 不法取得目的による無効	8
5. 保険料の払込み	9
第18条 保険料の払込み	9
第19条 保険料の払込方法（経路）	9
第20条 保険料の前納および一括払	9
6. 失効・復活	9
第21条 保険契約の失効	9
第22条 失効した保険契約の復活	10
7. 貸付・返済・保険契約の消滅時等の取扱い	10
第23条 保険料の振替貸付	10
第24条 保険料の振替貸付の取消し	10
第25条 契約者貸付	10
第26条 貸付金の返済	10
第27条 保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い	11
8. 保険契約者の住所等の変更	11
第28条 保険契約者の住所等の変更	11
9. 保険契約の解約・解約返戻金	11
第29条 保険契約の解約	11
第30条 解約返戻金	11
第31条 債権者等による解約の効力と保険金の受取人による保険契約の存続	11
10. 契約内容の変更	12
第32条 保険金額の減額	12
第33条 払済保険への変更	12
第34条 延長定期保険への変更	13
第35条 払済保険および延長定期保険からの復旧	13
第36条 保険期間および保険料払込期間の変更	14
第37条 保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）の変更	14
第38条 当社への通知による保険金の受取人の変更	14
第39条 遺言による保険金の受取人の変更	14
第40条 保険金の受取人が死亡した場合の取扱い	14

第41条	保険契約者の変更	14
第42条	保険契約者または保険金の受取人の代表者	14
11.	被保険者の年齢計算・年齢および性別の誤りの訂正処理	15
第43条	被保険者の年齢の計算	15
第44条	被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理	15
12.	契約者配当	15
第45条	契約者配当	15
13.	保険契約の更新	15
第46条	保険契約の更新	15
第47条	保険契約を更新できない場合等	15
14.	時効	16
第48条	時効	16
15.	被保険者の業務の変更、転居および旅行	16
第49条	被保険者の業務の変更、転居および旅行	16
16.	管轄裁判所	16
第50条	管轄裁判所	16
17.	保険料の一部一時払の特則	16
第51条	保険料の一部一時払の特則	16
18.	契約日が2020年3月1日以前である保険契約に関する特則	17
第52条	契約日が2020年3月1日以前である保険契約に関する特則	17

養老保険普通保険約款

(2024年3月2日改正)

1. 当社の責任開始期

第1条 (当社の責任開始期)

- 当社は、保険契約の申込みを承諾した場合は、次のいずれか遅い時から保険契約における責任を負い、これを責任開始期といたします。
 - 第1回保険料*1を受け取った時*2
 - 告知が行われた時
- 本条1.により当社の責任が開始される日(責任開始日*3)を契約日とし、保険期間および保険料払込期間はこの日から起算し、被保険者の年齢および保険料の計算はこの日を基準とします。
- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合およびこの保険契約を更新する場合は、保険契約者に対し保険証券を交付します。*4

2. 保険証券の交付

第2条 (保険証券の交付)

- 当社は、保険契約者に、次のそれぞれの事項を記載した保険証券を交付します。
 - 当社の名称
 - 保険契約者の氏名または名称
 - 被保険者の氏名
 - 保険金の受取人の氏名、名称またはその他受取人を特定するために必要な事項
 - 保険期間
 - 保険料払込期間
 - 保険金額
 - 保険料およびその払込方法
 - 契約日
 - 保険証券を作成した年月日
- 特約の中途付加の場合は、本条1.の記載事項以外に中途付加日を記載します。

3. 保険金の支払い・保険料払込みの免除

第3条 (満期保険金の支払い)

当社は、次の表のとおり満期保険金を支払います。

支払事由	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき
支払額	保険金額
受取人	満期保険金受取人

備考

第1条 備考

- 当社が保険契約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。
- 第1回保険料がクレジットカード決済により払い込まれる場合は、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時(当社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時)を「第1回保険料を受け取った時」とみなして取り扱います。この場合は、保険契約者に責任開始日*3を通知します。
- 責任開始期の属する日をいいます。
- 保険契約の復活の場合または特約のみが更新される場合は、保険証券は交付しません。

第4条 (死亡保険金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり死亡保険金を支払います。

支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人
免責事由*1	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期*2の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意*3 (3) 死亡保険金受取人の故意*4 (4) 戦争その他の変乱

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払います。
 3. 免責事由に該当し、死亡保険金を支払わないときは、責任準備金*5を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意のときは、責任準備金その他の返戻金はありません。

第5条 (高度障害保険金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり高度障害保険金を支払います。

支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表2）になったとき*1*2
支払額	保険金額
受取人	被保険者
免責事由*3	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

2. 本条1.にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、責任開始期前の疾病等*4を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして高度障害保険金を支払います。
 (1) この保険契約の締結、復活または復旧の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断*5において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 3. 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人*6および満期保険金受取人*7が保険契約者である場合は、本条1.にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。ただし、保険契約者から申出があったときは被保険者を高度障害保険金の受取人とします。
 4. 当社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて高度障害保険金を支払った場合は、保険契約はその高度障害状態（別表2）になった時から消滅したものとみなします。

備 考

第4条 備考

- *1 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。以下、本条において同じ。
 *2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。
 *3 本条1.の免責事由(1)に該当する場合を除きます。
 *4 本条1.の免責事由(1)または(2)に該当する場合を除きます。被保険者を死亡させた死亡保険金受取人以外に、死亡保険金受取人が存在するときは、その受取人の受取割合に応じた死亡保険金を支払い、免責となる部分の死亡保険金に対応する責任準備金*5を保険契約者に支払います。
 *5 当社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の保険金等の支払いに充当するもので、保険料等を算出するための当社所定の計算の基礎を用いて計算します。以下同じ。

第5条 備考

- *1 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）になったときを含みます。ただし、責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係がない場合に限りません。
 *2 被保険者が保険期間中に、回復の見込みが明らかでないことを除いては高度障害状態（別表2）となった場合で、保険期間の満了時をこえてその状態が継続し、保険期間の満了後に回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表2）になったときは、保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）になったものとみなして高度障害保険金を支払います。ただし、この保険契約が更新される場合および満期保険金が支払われた場合を除きます。
 *3 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。
 *4 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害のことをいいます。以下、本条において同じ。
 *5 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。
 *6 死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。
 *7 満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。

第6条 (保険金の支払いに関するその他の事項)

1. 満期保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、当社は、満期保険金を支払いません。
2. 満期保険金が支払われた場合は、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
3. 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、当社は、高度障害保険金を支払いません。
4. 高度障害保険金が支払われた場合は、その支払後に死亡保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

第7条 (保険金の支払方法の選択)

保険契約者^{*1}は、保険金について、一時支払いにかえて、すえ置支払いまたは年金支払いを選択することができます。^{*2*3}

第8条 (保険料払込みの免除)

1. 当社は、被保険者が次の表の保険料払込みの免除事由^{*1}に該当した場合、元の払込方法(回数)にかかわらず、月払契約として、以後到来する保険料の払込みを免除し、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

保険料払込みの免除事由	被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態(別表3)になったとき ^{*2}
免除となる対象	次に到来する保険料期間 ^{*3} 以降の保険料
免責事由 ^{*4}	被保険者が次のいずれかによって本表の保険料払込みの免除事由に該当した場合は、当社は、保険料の払込みを免除しません。 (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

2. 責任開始期前に生じた不慮の事故(別表1)による傷害を責任開始期以後に生じたものとみなして保険料の払込みを免除する取扱いは、第5条(高度障害保険金の支払い)2.に準じます。
3. 保険料払込みの免除事由に該当した時以後は、次の取扱いをしません。
 - (1) 第32条(保険金額の減額)
 - (2) 第33条(払済保険への変更)
 - (3) 第34条(延長定期保険への変更)
 - (4) 第35条(払済保険および延長定期保険からの復旧)
 - (5) 第36条(保険期間および保険料払込期間の変更)
 - (6) 第46条(保険契約の更新)

第9条 (戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例)

1. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合または高度障害状態(別表2)になった場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、その影響の程度に応じて、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、または保険金を削減して支払います。
2. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって身体障害の状態(別表3)になった場合でも、その原因によって身体障害の状態(別表3)になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込みを免除します。

備考

第7条 備考

- *1 保険金の支払事由発生後は保険金の受取人とします。
- *2 すえ置支払いの場合の保険金額または年金支払いの場合の年金額は、当社所定の金額以上とします。
- *3 すえ置支払いの場合のすえ置く期間または年金支払いの場合の年金支払期間は、当社所定の範囲内とします。

第8条 備考

- *1 保険料の払込みを免除する場合をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態(別表3)になったときを含みます。
- *3 本条の場合は保険料の払込方法(回数)を月払とした契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。
- *4 保険料払込みの免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合をいいます。

第10条 (保険金の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き)

1. 保険金^{*1}の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. この保険契約に基づく保険金の支払いについてはその保険金の受取人が、保険料払込みの免除については保険契約者が、当社所定の請求に必要な書類^{*2}を提出して請求してください。
3. 団体^{*3}が保険契約者および保険金の受取人で、かつ、その団体から給与の支払いを受ける者が被保険者である保険契約（事業保険契約）の場合、団体がその保険契約の保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*4}として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金^{*1}の請求の際に、本条2. に定める書類のほか、次の(1)または(2)のいずれかの書類および(3)の書類を提出してください。^{*5}
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証明する書類
 - (3) 受給者が支払いを受けるべき本人であることを団体が確認した書類

第11条 (保険金の支払時期および支払い等に必要の確認)

1. 保険金は、請求日^{*1}の翌営業日から起算して5営業日以内に、当社の本店で支払います。
2. 当社は保険金の支払い^{*2}のために次の表の確認が必要な場合において、保険契約の締結時から保険金の支払い^{*2}の請求時までには当社に提出された書類だけでは次の表の事項の確認ができないときは、改めてその確認を行います。^{*3}この場合、本条1.にかかわらず、保険金の支払期限は請求日の翌日から起算して60日を経過する日とします。

確認が必要な場合		確認が必要な事項
(1)	保険金の支払 ^{*2} 事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払 ^{*2} 事由に該当する事実の有無
(2)	保険金の支払い ^{*2} の免責事由 ^{*4} に該当する可能性がある場合	保険金の支払 ^{*2} 事由が生じた原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	次の①および②の事項 ① 当社が告知を求めた事項 ② 告知義務違反に至った原因
(4)	重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	次の①、②または③の事項 ① 本表の(2)および(3)に定める事項 ② 第15条（重大事由による解除）1. (4)に該当する事実の有無 ③ 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の支払い ^{*2} の請求の意図に関する、保険契約の締結時から請求時までにおける事実

3. 本条2. の確認をするため、次の表の特別な照会や調査が不可欠な場合は、本条1. および2. にかかわらず、保険金の支払期限は、請求日の翌日から起算して、本表の支払期限の日数を経過する日とします。ただし、本表の(1)から(6)のうち2つ以上に該当する場合は、180日を経過する日とします。

特別な照会や調査		対象となる事項	支払期限
(1)	医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	本条2. (1)から(4)の事項	90日
(2)	弁護士法（昭和24年法律第205号）およびその他の法令に基づく照会		
(3)	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定		180日
(4)	保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条2. (1)から(4)の事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会		
(5)	日本国外における調査		
(6)	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査		

備 考

第10条 備考

- *1 満期保険金を除きます。
- *2 請求権者であることを証する書類、保険金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *3 官公庁、会社、組合または工場等の団体をいい、団体の代表者を含みます。以下、本条において同じ。
- *4 遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。以下、本条において同じ。
- *5 受給者が2人以上であるときは、そのうちの1人に対する書類で足りるものとします。

第11条 備考

- *1 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 保険料払込みの免除を含みます。
- *3 当社が指定する医師による診断を求めることを含みます。
- *4 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合および保険料払込みの免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合をいいます。

4. 本条 2. または 3. による確認を行う場合、当社は、保険金の支払い^{*2}の請求者^{*5}にその旨を通知します。
5. 本条 2. または 3. による確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれ^{*3}に応じなかったときは、当社は、これによってその確認が遅延した期間について支払いの遅滞の責任を負いません。

4. 告知義務・解除・取消し・無効

第12条 (告知義務)

保険契約の締結、復活または復旧の際、支払事由および保険料払込みの免除事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者^{*1}は、その書面で告知してください。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第13条 (告知義務違反による解除)

1. 第12条(告知義務)により当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実が告知されなかったとき、または事実でないことが告知されたときは、当社は、将来に向けて保険契約^{*1}を解除することができます。
2. 保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、当社は、本条 1. により保険契約を解除することができます。この場合は、保険金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。^{*2}ただし、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がないことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。
3. 本条により保険契約を解除するときは、当社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. 本条により保険契約を解除した場合は、当社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第14条 (告知義務違反による解除ができない場合)

1. 次のいずれかの場合は、当社は、第13条(告知義務違反による解除)による保険契約^{*1}の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際に、当社が、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者^{*2}が、保険契約者または被保険者^{*3}が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でない告知をすることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結、復活または復旧の後、当社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じなかったとき
2. 本条 1. (2) および (3) の場合において、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でない告知をしたと認められる場合は、当社は保険契約^{*1}を解除することができます。

備考

第11条 備考

- *5 保険金の受取人が2人以上の場合はその代表者とします。

第12条 備考

- *1 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第13条 備考

- *1 復旧の場合は、復旧部分をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 すでに保険金を支払っていたときは保険金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは免除した保険料の払込みはなかったものとして取り扱います。

第14条 備考

- *1 復旧の場合は、復旧部分をいいます。
- *2 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において同じ。
- *3 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。以下、本条において同じ。

第15条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者 ^{*2} または保険金の受取人が、保険金 ^{*3*4} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この保険契約の保険金 ^{*4} の請求に関し、その保険金の受取人 ^{*5} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な保険金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*6} への関与	保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*7}

2. 保険金の支払^{*4}事由が生じた後でも、当社は、本条1. により保険契約を解除することができます。この場合は、本条1. の重大事由の発生時以後に生じた支払^{*4}事由による保険金^{*8}の支払い^{*4}をしません。^{*9}
3. 本条により保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. 本条により保険契約を解除した場合は、解約返戻金があるときは、当社は、解約返戻金と同額^{*10}の返戻金を保険契約者に支払います。^{*11}

第16条 (詐欺による取消し)

保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約を締結、復活または復旧したときは、当社は、保険契約^{*1}を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。

第17条 (不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約を締結、復活または復旧したときは、保険契約^{*1}は無効とします。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。

備 考

第15条 備考

- *1 未遂を含みます。
- *2 死亡保険金については、被保険者を除きます。
- *3 満期保険金を除き、また、死亡保険金については、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- *4 保険料払込みの免除を含みます。
- *5 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者としてします。
- *6 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- *7 例えば、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、またはこの保険契約に付加されている特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *8 本条1. (4)のみに該当した場合で、本条1. (4)に該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。
- *9 すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- *10 保険金のすえ置き支払いを選択した後は、すえ置いた保険金額とその利息の合計額とし、保険金の年金支払いを選択した後は、未払金の現価の一時支払いの請求を受け付けたものとして計算した支払額とします。
- *11 本条1. (4)により保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して本条2. により死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払わない死亡保険金に対応する解約返戻金と同額^{*10}の返戻金を保険契約者に支払います。

第16条 備考

- *1 復旧の場合は復旧部分をいいます。

第17条 備考

- *1 復旧の場合は復旧部分をいいます。

5. 保険料の払込み

第18条 (保険料の払込み)

1. 第2回以後の保険料の払込みにおける保険料期間^{*1}、払込期月^{*2}および猶予期間^{*3}は、払込方法（回数）により、次の表のとおりです。

払込方法（回数）	保険料期間	払込期月	猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日から次の月単位の応当日の前日までの期間	契約日の月単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日まで
年払	契約日の年単位の応当日から次の年単位の応当日の前日までの期間	契約日の年単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで ^{*4}
半年払	契約日の半年単位の応当日から次の半年単位の応当日の前日までの期間	契約日の半年単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	

2. 保険契約者は、本条1. により第2回以後の保険料を保険料払込期間中、払込期月に払い込んでください。
 3. 月払の保険契約が保険金額の減額等によって当社所定の月払の取扱範囲外となったときは、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

第19条 (保険料の払込方法（経路）)

1. 保険料の払込方法（経路）は次のとおりです。

口座振替扱	当社指定の金融機関等の口座振替により払い込む方法
送金扱	当社指定の金融機関等の当社指定口座に送金することにより払い込む方法
団体扱	所属団体を通じて払い込む方法 ^{*1}
クレジットカード扱	当社の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 ^{*2}

2. 本条1. により保険契約者が選択した払込方法（経路）で払込期月に保険料の払込みができないときは、その保険料についてのみ、猶予期間内に当社所定の方法により払い込んでください。
 3. 本条1. の送金扱以外の払込方法（経路）が選択されている保険契約について、当社所定の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、当社の承諾を得て、他の払込方法（経路）に変更することができます。この場合、変更の手続きが完了するまでの間の保険料については、当社所定の方法により払い込んでください。

第20条 (保険料の前納および一括払)

1. 年払または半年払の契約において、保険契約者は、将来の保険料を当社所定の範囲内で前納することができます。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引いて計算した前納保険料を払い込んでください。
 (1) 前納保険料は、当社所定の利率による利息をつけて積み立てられ、契約日の年単位または半年単位の応当日が到来するとともに保険料として充当されます。
 (2) 保険料の前納期間の満了時に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者^{*1}に払い戻します。
 2. 月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を、当月分を含めて3か月から12か月分まで一括で払い込むことができます。この場合、当社所定の割引率で計算した一括払保険料を払い込んでください。

6. 失効・復活

第21条 (保険契約の失効)

猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失います。この場合、保険契約者は失効した保険契約の解約返戻金を請求することができます。

備考

第18条 備考

- *1 保険料の払込方法（回数）に応じた、それぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。以下同じ。
 *2 保険料期間に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。
 *3 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期月に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
 *4 契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日までをいいます。

第19条 備考

- *1 所属団体と当社との間に団体取扱に関する協定が締結されている場合に限りです。
 *2 当社所定の保険契約である場合に限りです。

第20条 備考

- *1 保険金の支払いの際は、保険金の受取人とします。

第22条 (失効した保険契約の復活)

1. 保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、保険契約者は、当社所定の書類を提出し、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときは復活することはできません。
2. 保険契約の復活を当社が承諾したときは、保険契約者は、当社の指定する日までに延滞保険料^{*1}を当社所定の方法により払い込んでください。この場合、当社は、次のいずれか遅い時から、復活後の保険契約における責任を負い、その責任が開始される日を復活日とします。
 - (1) 延滞保険料を受け取った時
 - (2) 告知が行われた時
3. 保険料の振替貸付および契約者貸付の元利金が解約返戻金をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、延滞保険料に加えて、当社所定の取扱いにより保険料の振替貸付および契約者貸付の元利金も払い込んでください。

7. 貸付・返済・保険契約の消滅時等の取扱い

第23条 (保険料の振替貸付)

1. 保険料が払い込まれないまま、払込期月およびその猶予期間を経過した場合、保険契約を有効に継続させるため、当社はその保険料相当額を貸し付ける保険料の振替貸付を自動的に行い、未払込分の保険料として充当します。ただし、保険契約者が保険料の振替貸付を適用しないという申出をした場合は、この貸付を行いません。
2. 当社は、未払込保険料とその利息の合計額が、解約返戻金額^{*1}をこえない限り、本条1.の貸付を行います。
3. 保険料の振替貸付は猶予期間満了時に貸し付けたものとします。
4. 保険料の振替貸付の貸付金の利息は、当社所定の利率^{*2}で計算し、次回払込期月以後の猶予期間満了の日^{*3}ごとに元金に繰り入れます。

第24条 (保険料の振替貸付の取消し)

保険料の振替貸付が行われた場合でも、次の表に定める日までに、保険契約者から払済保険もしくは延長定期保険への変更または保険契約の解約の請求があったときは、当社は、保険料の振替貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いをします。

月払契約の場合	猶予期間満了の日の属する月の翌月の末日
年払・半年払契約の場合	猶予期間満了の日の属する月の3か月後の月の末日

第25条 (契約者貸付)

保険契約者は、貸付の基準となる解約返戻金に当社所定の割合を乗じて得た金額^{*1}の範囲内で、当社所定の利率による契約者貸付を受けることができます。^{*2}

第26条 (貸付金の返済)

1. 保険契約者は、保険料の振替貸付および契約者貸付の元利金の一部または全部を、いつでも払い込んで返済することができます。
2. 保険料の振替貸付および契約者貸付の元利金が解約返戻金額をこえる場合は、当社はその旨を事前に保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、当社の指定した期日までに、保険料の振替貸付および契約者貸付の元利金のうち当社所定の金額を払い込んでください。
3. 本条2.の払込みがなかったときは、保険契約は当社の指定した期日の翌日から効力を失います。
4. 保険金等の支払金^{*1}を支払う場合は、保険料の振替貸付または契約者貸付の貸付金があるときは、その支払金額からそれらの元利金を差し引きます。

備 考

第22条 備考

*1 復活する日までに保険料期間が到来する未払込保険料をいいます。以下、本条において同じ。

第23条 備考

- *1 その保険料が払い込まれたものとして計算し、すでに保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額とします。
- *2 年払契約においては年8%以下、半年払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。
- *3 年払契約または半年払契約においては次回払込期月以後の保険料払込みの猶予期間が満了する日の属する月の末日とします。

第25条 備考

- *1 保険料払込中の保険契約は0.9を保険料払込済の保険契約は0.8を解約返戻金に乘じ、保険料の振替貸付または契約者貸付の貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額とします。また、貸付金は5万円以上とします。
- *2 その貸付の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第26条 備考

- *1 次のいずれかの支払金をいいます。
1. 支払事由が生じたことにより支払う保険金
 2. 免責事由に該当したことにより支払う責任準備金
 3. 解約もしくは保険金額の減額による解約返戻金または解除による解約返戻金と同額の返戻金
 4. 保険期間または保険料払込期間の変更に伴う責任準備金の差額

第27条 (保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い)

1. 払込期月に対応する保険料が払い込まれた後に、保険契約の消滅等^{*1}が生じた場合は、次のとおり取り扱います。
 - (1) その払込期月の契約日の応当日の前日までに保険契約の消滅等が生じたときは、その払込期月に対応する保険料^{*2}を保険契約者^{*3}に払い戻します。
 - (2) その払込期月の契約日の応当日以後に保険契約の消滅等が生じたときは、その払込期月に対応する保険料^{*2}は次の表のとおり取り扱います。^{*4}

①	月払契約	保険料 ^{*2} の払戻しはありません。
②	年払契約・半年払契約	保険契約の消滅等の事由が生じた次の契約日の月単位の応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社所定の方法により計算した未経過保険料があるときは、これを保険契約者 ^{*3} に払い戻します。 ^{*5}

2. 保険料の前納または一括払を行った場合で、保険契約の消滅等が生じたときまたは払済保険もしくは延長定期保険への変更を行ったときは、前納保険料または一括払保険料の残額があるときは、これを保険契約者^{*3}に払い戻します。
3. 払込期月に対応する保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じた場合は、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険金の支払事由が生じたとき
未払込保険料^{*6}を保険金または責任準備金から差し引きます。
 - (2) 保険料払込みの免除事由が生じたとき
猶予期間満了の日までに、未払込保険料を払い込んでください。払込みのないときは、保険料の払込みを免除しません。

8. 保険契約者の住所等の変更

第28条 (保険契約者の住所等の変更)

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、当社に通知してください。
2. 本条1.の通知がなく、保険契約者の住所または通信先を当社が確認できなかった場合、当社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に着いたものとします。

9. 保険契約の解約・解約返戻金

第29条 (保険契約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、当社は、これを保険契約者に支払います。

第30条 (解約返戻金)

1. 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約については払込方法(回数)にかかわらず月払契約とみなしてその払込年月数を限度とした経過年月数により、保険料払込済の保険契約についてはその経過年月数により計算します。
2. 解約返戻金は、その請求に必要な当社所定の書類^{*1}を提出して請求してください。当社は、請求日^{*2}の翌営業日から起算して5営業日以内に当社の本店で支払います。

第31条 (債権者等による解約の効力と保険金の受取人による保険契約の存続)

1. 債権者等^{*1}による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日にその効力を生じます。

備考

第27条 備考

- *1 次のいずれかをいいます。以下、本条において同じ。
 1. 解約または解除による消滅(保険金額の減額による減額部分の消滅を含みます。)
 2. 保険金の支払事由の発生による消滅(保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。)
 3. 保険料払込みの免除事由の発生による保険料払込みの免除
- *2 保険金額の減額の際は、減額部分に対応する保険料とします。また、保険料の払込みを免除した後に、払い込まれたものとして取り扱う保険料を除きます。
- *3 保険金の支払いの際は、保険金の受取人とします。
- *4 第1回保険料(一時払保険料を除きます。)についても、これに準じて取り扱います。
- *5 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、未経過保険料は払い戻しません。
- *6 本条1.(2)②の未経過保険料部分を除いた保険料をいいます。以下、本条において同じ。

第30条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *2 請求に必要な書類(必要事項が完備されているものとします。)が当社に到着した日をいいます。

第31条 備考

- *1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約を解約することができる者をいいます。以下、本条において同じ。

2. 本条1. にかかわらず、保険金の受取人^{*2}が、保険契約者の同意を得て、本条1. の解約の効力が生じるまでの間に、解約時支払額^{*3}を債権者等に支払い、かつその旨を当社に通知した^{*4}ときは、本条1. の解約はその効力を生じません。
3. 本条1. の解約の通知が当社に到達した日以後、本条1. の解約の効力が生じまたは本条2. により生じないこととなるまでの間（解約停止期間）に保険金の支払事由の発生により保険契約が消滅した場合は、当社は、支払う保険金等の金額を限度に解約時支払額を債権者等に支払い、残額があるときはその残額を保険金等の支払金の受取人に支払います。

10. 契約内容の変更

第32条 （保険金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険金額を減額することができます。^{*1}ただし、減額後の保険金額は当社所定の金額以上とします。
2. 保険金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとして取り扱い、その部分に対する解約返戻金があるときは、当社はこれを保険契約者に支払います。
3. 保険金額を減額するときは、その後の保険料を改めます。

第33条 （払済保険への変更）

1. 保険契約者は、保険料払込期間中は当社の承諾を得て、次回以後の保険料の払込みを中止し、解約返戻金^{*1}を充当して、保険契約を払済保険に変更することができます。^{*2}
2. 払済保険に変更後の保険金額等は次の表のとおりとします。

満期保険金、死亡保険金および高度障害保険金の保険金額		元の保険契約の解約返戻金を充当して当社所定の方法により計算した金額 ^{*3}
保険期間		元の保険契約の残存保険期間と同一
満期保険金	支払事由	被保険者が保険期間の満了時に生存しているとき
	受取人	満期保険金受取人
死亡保険金	支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき
	受取人	死亡保険金受取人
	免責事由 ^{*5}	第4条（死亡保険金の支払い）に定める免責事由に該当したとき
高度障害保険金	支払事由	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病によって保険期間中に高度障害状態（別表2）になったとき
	受取人	被保険者
	免責事由	第5条（高度障害保険金の支払い）に定める免責事由に該当したとき

3. 払済保険に変更後の保険金の支払いに関する取扱いは、本条2. のほか次の定めに従います。
 - (1) 第4条（死亡保険金の支払い）
 - (2) 第5条（高度障害保険金の支払い）
 - (3) 第6条（保険金の支払いに関するその他の事項）

備 考

第31条 備考

- ^{*2} 特約の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人を含み、保険契約者および満期保険金受取人以外の者で次のいずれかの者に限ります。
1. 保険契約者の親族
 2. 被保険者の親族
 3. 被保険者
- ^{*3} 本条1. の解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額をいいます。以下、本条において同じ。
- ^{*4} その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第32条 備考

- ^{*1} その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第33条 備考

- ^{*1} 当社所定の特約が付加されているときは、その解約返戻金を含み、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。
- ^{*2} その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。
- ^{*3} 解約返戻金を充当して計算した払済保険の保険金額が、元の保険契約の保険金額^{*4}をこえるときは、元の保険金額^{*4}までとし、解約返戻金を充当した残額を保険契約者に支払います。また、払済保険に変更後の保険金額が当社所定の金額に満たないときは、本条の変更は取り扱いません。
- ^{*4} 当社所定の特約が付加されているときは、その特約の保険金額を含みます。
- ^{*5} 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。以下、本条において同じ。

- (4) 第7条（保険金の支払方法の選択）
 - (5) 第9条（戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例）
 - (6) 第10条（保険金の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き）
 - (7) 第11条（保険金の支払時期および支払い等に必要な確認）
4. 払済保険に変更後は、第36条（保険期間および保険料払込期間の変更）の取扱いをしません。

第34条（延長定期保険への変更）

1. 保険契約者は、当社の承諾を得て、次回以後の保険料の払込みを中止し、解約返戻金^{*1}を充当して、保険契約を延長定期保険に変更することができます。^{*2}
2. 延長定期保険に変更後の保険金額等は次の表のとおりとします。

死亡保険金および高度障害保険金の保険金額		元の保険契約の保険金額 ^{*3} と同額
延長定期保険期間		元の保険契約の解約返戻金を充当して当社所定の方法により計算した保険期間。 ^{*4} 元の保険契約の満期日をこえるときは、その日までとし、生存保険を付加します。
死亡保険金	支払事由	被保険者が延長定期保険期間中に死亡したとき
	受取人	死亡保険金受取人
	免責事由 ^{*5}	第4条（死亡保険金の支払い）に定める免責事由と同じ
高度障害保険金	支払事由	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病によって延長定期保険期間中に高度障害状態（別表2）になったとき
	受取人	被保険者
	免責事由	第5条（高度障害保険金の支払い）に定める免責事由と同じ
生存保険金	支払事由	延長定期保険期間の満了時に被保険者が生存しているとき。ただし、生存保険が付加される場合に限りです。
	受取人	保険契約者

3. 延長定期保険に変更後の保険金の支払いに関する取扱いは、本条2. のほか次のために準じます。
 - (1) 第4条（死亡保険金の支払い）
 - (2) 第5条（高度障害保険金の支払い）
 - (3) 第6条（保険金の支払いに関するその他の事項）
 - (4) 第7条（保険金の支払方法の選択）
 - (5) 第9条（戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例）
 - (6) 第10条（保険金の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き）
 - (7) 第11条（保険金の支払時期および支払い等に必要な確認）
4. 延長定期保険に変更後は、次の取扱いはしません。
 - (1) 第25条（契約者貸付）
 - (2) 第36条（保険期間および保険料払込期間の変更）

第35条（払済保険および延長定期保険からの復旧）

1. 払済保険または延長定期保険に変更後3年以内は、保険契約者は、当社の承諾を得て、元の保険契約に復旧することができます。^{*1}
2. 保険契約の復旧を当社が承諾したときは、保険契約者は、当社の指定する日までに当社所定の金額^{*2}を当社所定の方法により払い込んでください。この場合、当社は、次のいずれか遅い時から、復旧部分の保険契約における責任を負い、その責任が開始される日を復旧日とします。
 - (1) 当社所定の金額を受け取った時
 - (2) 告知が行われた時

備考

第34条 備考

- *1 当社所定の特約が付加されているときは、その解約返戻金を含み、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。
- *2 その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。
- *3 当社所定の特約が付加されているときは、その特約の保険金額を含み、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた金額とします。
- *4 延長定期保険期間が1年未満となるときは、本条の変更は取り扱いません。
- *5 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。以下、本条において同じ。

第35条 備考

- *1 その復旧の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。
- *2 復旧する日までに保険料期間が到来する元の保険契約の未払込保険料をいいます。以下、本条において同じ。

第36条 (保険期間および保険料払込期間の変更)

1. 保険契約者は、当社の承諾を得て、当社所定の範囲内で保険期間または保険料払込期間を変更することができます。^{*1}
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、責任準備金の差額を授受し、その後の保険料を改めます。

第37条 (保険料の払込方法(回数)および払込方法(経路)の変更)

保険契約者は、当社の承諾を得て、保険料の払込方法(回数)または払込方法(経路)を変更することができます。^{*1}

第38条 (当社への通知による保険金の受取人の変更)

1. 保険契約者^{*1}は、保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、保険金の受取人を変更することができます。^{*2}
2. 本条1. の変更をしたときは、保険証券に表示します。
3. 本条1. の通知が当社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
4. 高度障害保険金の受取人は被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人^{*3}および満期保険金受取人^{*4}が保険契約者である場合は、高度障害保険金の受取人を保険契約者に変更することができます。

第39条 (遺言による保険金の受取人の変更)

1. 第38条(当社への通知による保険金の受取人の変更)によるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。
2. 本条1. の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知^{*1}しなければ、これを当社に対抗することができません。
4. 本条1. の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第40条 (保険金の受取人が死亡した場合の取扱い)

1. 保険金の支払事由の発生以前に、保険金の受取人が死亡した後、保険契約者が、その死亡した保険金の受取人の変更を行っていない場合は、次の者を保険金の受取人とします。
 - (1) その死亡した保険金の受取人の法定相続人
 - (2) 本条1.(1)により保険金の受取人となった者が死亡した場合は、さらにその死亡した者の法定相続人^{*1}
2. 本条1. により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合は法定相続分にかかわらず均等とします。

第41条 (保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。^{*1}
2. 本条1. の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第42条 (保険契約者または保険金の受取人の代表者)

1. 保険契約者または保険金の受取人が2人以上いるときは、それぞれ代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の保険金の受取人を代理するものとします。
2. 本条1. の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、当社が保険契約者または保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

備 考

第36条 備考

^{*1} その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

第37条 備考

^{*1} その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

第38条 備考

- ^{*1} 保険契約者の死亡等により保険契約を受け継ぐ、保険契約者の相続人等の承継人を含みます。
- ^{*2} その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。
- ^{*3} 死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。
- ^{*4} 満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。

第39条 備考

^{*1} その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第40条 備考

^{*1} 法定相続人がいないときは、本条1.(1)により保険金の受取人となった者のうち生存している者を保険金の受取人とします。

第41条 備考

^{*1} その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

11. 被保険者の年齢計算・年齢および性別の誤りの訂正処理

第43条 (被保険者の年齢の計算)

- 被保険者の契約年齢は契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- 被保険者の契約後の年齢は、契約日の年単位の応当日ごとに本条1.の契約年齢に1歳を加えて計算します。

第44条 (被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理)

- 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。
 - 実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲内であったとき
その年齢に基づいて保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。
 - 実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲外であったとき
当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢未満であったが、年齢の誤りが判明した日においては最低契約年齢以上になっている場合は、最低契約年齢に達した日に契約したもものとして保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。
- 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。

12. 契約者配当

第45条 (契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

13. 保険契約の更新

第46条 (保険契約の更新)

- この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される^{*1}ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者の保険契約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に到着した場合は更新しません。
- 保険契約が更新された場合は、次の表のとおり取り扱います。

更新後の保険契約	保険期間	更新前の保険契約の保険期間と同一。更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	保険金額	更新前の保険契約の保険金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	更新前の保険契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	約款	更新時の普通保険約款

- 更新後の保険契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合、更新後の保険契約の第1回保険料の払込みの取扱いは、次の第2回以後保険料の定めに基づきます。
 - 第18条（保険料の払込み）
 - 第27条（保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い）1. および3.
- 更新後の保険契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合、更新前の保険契約の満期保険金^{*3}から、更新後の保険契約の第1回保険料を差し引いて、更新後の保険契約の第1回保険料の払込みに充当します。
- 次の定めについては、更新前と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - 第4条（死亡保険金の支払い）
 - 第5条（高度障害保険金の支払い）
 - 第8条（保険料払込みの免除）
 - 第14条（告知義務違反による解除ができない場合）

第47条 (保険契約を更新できない場合等)

- 第46条（保険契約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は更新できません。
 - 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき
 - 保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、当社所定の特約が付加されたとき
 - 保険料払込期間が保険期間より短いとき
 - 払済保険または延長定期保険に変更されているとき

備考

第46条 備考

- 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- 契約者貸付があるときは、その元利金を差し引きます。

2. 第46条（保険契約の更新）4.において、更新後の保険契約の第1回保険料が更新前の保険契約の満期保険金^{*1}をこえるときは、更新できません。
3. 第46条（保険契約の更新）3.の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
4. 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当社は、更新後の保険契約を解除することができます。
5. 更新時に当社がこの保険種類の契約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の保険契約に変更して更新されることがあります。

14. 時効

第48条（時効）

保険金、解約返戻金、その他この保険契約に基づく支払金の支払いまたは保険料払込みの免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から起算して3年以内に請求がない場合は消滅します。

15. 被保険者の業務の変更、転居および旅行

第49条（被保険者の業務の変更、転居および旅行）

保険契約の継続中に次の事由が生じた場合でも、当社は保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。

- (1) 被保険者が従事する業務を変更したとき^{*1}
- (2) 被保険者が転居したとき
- (3) 被保険者が旅行をしたとき

16. 管轄裁判所

第50条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、当社の本店または保険金の受取人^{*1}の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

17. 保険料の一部一時払の特則

第51条（保険料の一部一時払の特則）

1. 保険契約者は、保険契約の締結の際、当社所定の保険金額の範囲内で、保険契約の一部について、保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合の保険契約は次の部分から構成されます。
 - (1) 一時払保険部分^{*1}
 - (2) 分割払保険部分^{*2}
2. 一時払保険部分がある保険契約については、次のとおりとします。
 - (1) 第8条（保険料払込みの免除）1.の定めは、一時払保険部分には適用しません。
 - (2) 第1条（当社の責任開始期）における第1回保険料には、一時払保険部分の保険料を含みます。
 - (3) 分割払保険部分のみの解約は取り扱いません。
 - (4) 分割払保険部分が失効した場合は、一時払保険部分も失効します。
3. 一時払保険部分がある保険契約については、保険契約の全部の保険料の払込方法（回数）が分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）とみなして、次の定めを適用します。^{*3}
 - (1) 第46条（保険契約の更新）
 - (2) 第47条（保険契約を更新できない場合）

備 考

第47条 備考

^{*1} 契約者貸付があるときは、その元利金を差し引きます。

第49条 備考

^{*1} 第15条（重大事由による解除）1.（4）に該当する場合を除きます。

第50条 備考

^{*1} 保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

第51条 備考

^{*1} 保険料の一部一時払に対応する部分をいいます。以下、本条において同じ。

^{*2} 保険料の年払、半年払および月払に対応する部分をいいます。以下、本条において同じ。

^{*3} 保険契約の更新の際に保険契約者から申出があった場合は、更新後の保険契約の一部について、当社の承諾を得て、本条1.を適用します。

4. 一時払保険部分のある保険契約について、第8条（保険料払込みの免除）1. が適用されている場合、本条3. にかかわらず、第46条（保険契約の更新）を適用しません。

18. 契約日が2020年3月1日以前である保険契約に関する特則

第52条 （契約日が2020年3月1日以前である保険契約に関する特則）

第44条（被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理）1.（2）に定める契約年齢の誤りの処理について、その誤った保険契約の契約日が2020年3月1日以前であり、かつ、その保険契約が2020年3月2日以後に更新される場合またはその保険契約に付加されている特約が2020年3月2日以後に更新もしくは自動変更される場合は、同条1.（2）の規定を次のとおり読み替えて適用または特約に準用します。

「（2）実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲外であったとき

保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢未満であったが、年齢の誤りが判明した日においては最低契約年齢以上になっている場合は、最低契約年齢に達した日に契約したものとして保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。」

リビング・ニース特約条項 目次

1. 特約の締結・責任開始期	20
第1条 (特約の締結)	20
第2条 (特約の責任開始期)	20
2. 特約保険金の支払い	20
第3条 (特定状態保険金の支払い)	20
第4条 (特定状態保険金の支払いに関する補則)	20
第5条 (特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)	21
3. 特約保険金の請求手続き	21
第6条 (特定状態保険金の支払いの請求手続き)	21
第7条 (特定状態保険金の支払時期および支払い等に必要な確認)	21
4. 告知義務・解除	21
第8条 (告知義務および告知義務違反による解除)	21
第9条 (重大事由による解除)	21
5. 特約保険料の払込み	21
第10条 (特約保険料)	21
6. 特約の失効・復活	21
第11条 (特約の失効)	21
第12条 (失効した特約の復活)	21
7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	21
第13条 (特約の解約)	21
第14条 (特約の解約返戻金)	21
第15条 (特約の消滅とみなす場合)	22
8. 特約の復旧	22
第16条 (特約の復旧)	22
9. 主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い	22
第17条 (主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い)	22
10. 主約款の準用	22
第18条 (主約款の定めを準用)	22
11. 特則	22
第19条 (主契約等に特別条件付保険特約(2015)等に定める保険金削減支払法が適用されている場合の特則)	22
第20条 (主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則)	22
第21条 (主契約に逓減定期保険特約等が付加されている場合の特則)	23
第22条 (主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則)	23
第23条 (主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特則)	24
第24条 (主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則)	24
第25条 (主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則)	25
第26条 (主契約に付加されている入院給付金等のある特約等の取扱い)	25
第27条 (定期保険等に付加した場合の特則)	25
第28条 (終身保険等に付加した場合の特則)	26
第29条 (5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険等に付加した場合の特則)	26
第30条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)	26
第31条 (逓減定期保険等に付加した場合の特則)	27
第32条 (収入保障保険等に付加した場合の特則)	27
第33条 (平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱いに関する特則)	28
第34条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱いに関する特則)	29
第35条 (主契約にがん死亡保障特約(2014)等が付加されている場合の特則)	29
第36条 (無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則)	29
第37条 (低解約返戻金型介護認定一時金給付保険(一時払)(11)に付加した場合の特則)	30

第38条	(引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)(2012)等に付加した場合の特則)	30
第39条	(生活障害型定期保険に付加した場合の特則)	31
第40条	(災害保障重視期間付定期保険に付加した場合の特則)	31

リビング・ニーズ特約条項

(2019年3月2日改正)

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 (特約の締結)

保険契約者は、主契約^{*1}の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第2条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。

(1)主契約の締結の際にこの特約を付加する場合

主契約の責任開始期と同一とします。

(2)主契約の契約日後にこの特約を付加する場合

当社が保険契約者からの特約付加の申込みを承諾したときからこの特約上の責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。

2. 特約保険金の支払い

第3条 (特定状態保険金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり、特定状態保険金を支払います。

(1)支払事由	被保険者の余命が6か月以内と判断されているとき
(2)支払額	主契約の保険金額のうち、特定状態保険金の受取人が指定した金額(以下「指定保険金額」といいます。)から、当社所定の方法で計算した特定状態保険金の請求日 ^{*1} から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額
(3)受取人	被保険者 ^{*2}
(4)免責事由 ^{*3}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争その他の変乱

2. 本条1.(1)支払事由にかかわらず、特定状態保険金の請求日が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合は、当社は、特定状態保険金を支払いません。

3. 年払契約で、特定状態保険金の請求日の翌月の契約日の応当日から次の年単位の契約日の応当日の前日までの期間が6か月間をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、当社は、当社所定の方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。

4. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人^{*4}および主契約の満期保険金受取人^{*5}が保険契約者である場合は、本条1.にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者となります。^{*6}

第4条 (特定状態保険金の支払いに関する補則)

1. 特定状態保険金を支払った場合は、次の表に定めるところによります。

	特定状態保険金の指定範囲	取扱い
(1)	主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
(2)	主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。この場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。

備考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第3条 備考

*1 請求に必要な書類(必要事項が完備されているものとします。)が当社に到着した日をいいます。以下同じ。

*2 特定状態保険金の受取人は、本条4.の場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

*3 支払事由に該当しても特定状態保険金を支払わない場合をいいます。

*4 死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。

*5 満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。

*6 保険契約者から申出があったときは、被保険者を特定状態保険金の受取人とします。

2. 特定状態保険金を支払うときに主約款^{*1}の定めによる保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

第5条 (特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)

1. 特定状態保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、当社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
2. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、当社は、特定状態保険金を支払いません。
3. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われたときは、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当社は、特定状態保険金を支払いません。

3. 特約保険金の請求手続き

第6条 (特定状態保険金の支払いの請求手続き)

特定状態保険金の受取人は、当社所定の請求^{*1}に必要な書類^{*2}を提出して特定状態保険金を請求してください。

第7条 (特定状態保険金の支払時期および支払い等に必要の確認)

この特約による特定状態保険金の支払いは、主約款の「保険金の支払時期および支払等に必要の確認」の定めに従います。

4. 告知義務・解除

第8条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第9条 (重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除の取扱いは、主約款の「重大事由による解除」の定めに従います。

5. 特約保険料の払込み

第10条 (特約保険料)

この特約に対する保険料はありません。

6. 特約の失効・復活

第11条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (失効した特約の復活)

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに従って、この特約の復活の取扱いをします。

7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第13条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第14条 (特約の解約返戻金)

この特約の解約返戻金はありません。

備考

第4条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第6条 備考

- *1 第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)による主契約の保険金額の指定を含みます。
*2 請求権者であることを証する書類、特定状態保険金の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるとします。

第15条 (特約の消滅とみなす場合)

次の場合は、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い)により特定状態保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

8. 特約の復旧**第16条 (特約の復旧)**

延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合は、別段の申出がない限り、第15条(特約の消滅とみなす場合)(3)によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

9. 主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い**第17条 (主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い)**

特定状態保険金の支払いに際しては、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱いに準じて、主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用します。

10. 主約款の準用**第18条 (主約款の定め準用)**

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

11. 特則**第19条 (主契約等に特別条件付保険特約(2015)等に定める保険金削減支払法が適用されている場合の特則)**

主契約に特別条件付保険特約(2015)または特別条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法が主契約または平準定期保険特約等^{*1}に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、次の(1)の金額から(2)の金額を差し引いた金額を支払います。

- (1) 指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項(2015)等^{*2}に定める所定の割合を乗じて得た金額
- (2) 当社所定の方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

第20条 (主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則)

- 1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	平準定期保険特約 優良体平準定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 特定疾病保障定期保険特約
---------------	---

- 2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い)1. (2)に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約等^{*1}の保険金額を加えます。
- (2) 第3条(特定状態保険金の支払い)1. (2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約および平準定期保険特約等の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1. (3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じます。

備考**第19条 備考**

*1 平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約または収入保障特約をさします。

*2 特別条件付保険特約(2015)または特別条件付保険特約をさします。

第20条 備考

*1 本条1. に定める特約をさします。以下、本条において同じ。

- (4) 平準定期保険特約等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了^{*2}前1年以内である場合は、本特約は適用しません。
- (5) 特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合で、特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねて受けた場合は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

第21条 (主契約に逡減定期保険特約等が付加されている場合の特則)

1. 本特約は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	逡減定期保険特約 優良体逡減定期保険特約
---------------	-------------------------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い)1. (2)に定める主契約の保険金額に逡減定期保険特約等^{*1}の保険金額を加えます。この場合、逡減定期保険特約等の保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日^{*2}における保険金額とします。
- (2) 第3条(特定状態保険金の支払い)1. (2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約等の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1. (3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)2. および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約等の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	逡減定期保険特約等は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約等の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 逡減定期保険特約等は、指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。 イ. 上記ア. の場合、逡減定期保険特約等の特約基本保険金額は、逡減定期保険特約等の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

- (4) 逡減定期保険特約等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了^{*3}前1年以内である場合は、本特約は適用しません。

第22条 (主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則)

1. 本特約は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	逡増定期保険特約
---------------	----------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い)1. (2)に定める主契約の保険金額に逡増定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逡増定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日における保険金額とします。
- (2) 第3条(特定状態保険金の支払い)1. (2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日における逡増定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

備考

第20条 備考

- *2 次の場合を除きます。
 - 1. それぞれの特約条項の定めにより満了の日の翌日に特約の更新が可能な場合
 - 2. 優良体平準定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に平準定期保険特約に自動変更が可能な場合

第21条 備考

- *1 本条1. に定める特約をさします。以下、本条において同じ。
- *2 応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。
- *3 次の場合を除きます。
 - 1. 逡減定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に逡減定期保険特約の更新が可能な場合
 - 2. 優良体逡減定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に逡減定期保険特約に自動変更が可能な場合

- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1.(3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)2. および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日における通増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	通増定期保険特約は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日における通増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 通増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。 イ. 上記ア. の場合、通増定期保険特約の特約基本保険金額は、通増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

- (4) 通増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了*1前1年以内である場合は、本特則は適用しません。

第23条 (主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	収入保障特約 優良体収入保障特約
---------------	---------------------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める主契約の保険金額に収入保障特約等*1の年金の現価を加えます。この場合、収入保障特約等の年金の現価は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日に特約遺族年金の支払事由が生じたものとして支払うべき特約遺族年金の現価*2とします。
- (2) 第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および本条(1)に定める収入保障特約等の年金の現価から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。この場合、特約基本年金月額を指定することにより、指定保険金額を指定するものとします。
- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1.(3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)2. および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	本条(1)に定める収入保障特約等の年金の現価の全部が指定保険金額として指定された場合	収入保障特約等は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	本条(1)に定める収入保障特約等の年金の現価の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 指定保険金額に対応する収入保障特約等の特約基本年金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。 イ. 上記ア. の場合、収入保障特約等の特約基本年金月額は指定保険金額に対応する特約基本年金月額を差し引いた金額に改められます。

- (4) 収入保障特約等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了*3前1年以内である場合は、本特則は適用しません。

第24条 (主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	配偶者定期保険特約
---------------	-----------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)1.(1)により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。

備考

第22条 備考

- *1 通増定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に通増定期保険特約の更新が可能な場合を除きます。

第23条 備考

- *1 本条1. に定める特約をさします。以下、本条において同じ。

- *2 第1回の年金の支払いを含みます。

- *3 次の場合を除きます。

- 収入保障特約条項の定めにより満了の日の翌日に収入保障特約の更新が可能な場合
- 優良体収入保障特約条項の定めにより満了の日の翌日に収入保障特約の自動変更が可能な場合

(2)主契約の保険金額^{*1}または通減定期保険特約等^{*2}の特約基本保険金額が改められるとき^{*3}でも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

第25条 (主契約に子ども定期保険特約が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	子ども定期保険特約
---------------	-----------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

(1)第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)1. (1)により主契約が消滅したときは、子ども定期保険特約は消滅したものとみなし、子ども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。

(2)主契約の保険金額^{*1}または通減定期保険特約等^{*2}の特約基本保険金額が改められるとき^{*3}でも、子ども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

第26条 (主契約に付加されている入院給付金等のある特約等の取扱い)

第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)1. (1)により主契約が消滅したときまたは主契約の保険金額^{*1}もしくは通減定期保険特約等^{*2}の特約基本保険金額が改められる^{*3}ときは、次の表のとおり取り扱います。

(1)	入院給付金または療養給付金のある当社所定の特約	主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院の取扱いに準じます。
(2)	介護年金または介護給付金のある当社所定の特約	主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している要介護状態であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している要介護状態の取扱いに準じます。
(3)	入院給付金、手術給付金、療養給付金または災害死亡保険金等のある当社所定の特約	主契約の保険金額 ^{*1} または通減定期保険特約等 ^{*2} の特約基本保険金額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。

第27条 (定期保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	定期保険 優良体定期保険 通増定期保険 通増定期保険Ⅱ 無解約返戻金型定期保険(2013) 養老保険 5年ごと利差配当付養老保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条(特定状態保険金の支払い)2.	主契約の保険期間の満了前	主契約の保険期間の満了(満了の日の翌日に更新または自動変更が可能な主契約を除きます。)前

備 考

第24条 備考

- *1 主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
- *2 通減定期保険特約、優良体通減定期保険特約または通増定期保険特約をさします。
- *3 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)1. (2)、第20条(主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則)2. (3)、第21条(主契約に通減定期保険特約等が付加されている場合の特則)2. (3)または第22条(主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則)2. (3)に準じます。

第25条 備考

- *1 主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
- *2 通減定期保険特約、優良体通減定期保険特約または通増定期保険特約をさします。
- *3 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)1. (2)、第20条(主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則)2. (3)、第21条(主契約に通減定期保険特約等が付加されている場合の特則)2. (3)または第22条(主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則)2. (3)に準じます。

第26条 備考

- *1 主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
- *2 通減定期保険特約、優良体通減定期保険特約または通増定期保険特約をさします。
- *3 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)1. (2)、第20条(主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則)2. (3)、第21条(主契約に通減定期保険特約等が付加されている場合の特則)2. (3)、第22条(主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則)2. (3)に準じます。

3. 本条2. のほか、この特約を通増定期保険または通増定期保険Ⅱに付加した場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い)1. (2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (2) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1. (3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)2. および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じるほか、次の表のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合	ア. 主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア. の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

第28条 (終身保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 低解約返戻金型終身保険 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。
- (2) 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第15条(特約の消滅とみなす場合)(2)	主契約	主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分

第29条 (5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険
-----	-----------------------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 特定疾病保障金の請求と特定状態保険金の請求を重ねて受けた場合は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。
- (2) この特約を特定疾病保障定期保険に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条(特定状態保険金の支払い)2.	主契約の保険期間の満了前	主契約の保険期間の満了(満了の日の翌日に更新が可能な主契約を除きます。)前

第30条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	5年ごと利差配当付個人年金保険
-----	-----------------

2. この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合は、次のとおり取扱います。
- (1) この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、次の表の特約を付加してください。

付加する特約	平準定期保険特約 優良体平準定期保険特約 逓減定期保険特約 優良体逓減定期保険特約 通増定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 特定疾病保障定期保険特約 収入保障特約 優良体収入保障特約
--------	---

(2)この特約を本条1.の主契約に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条(特定状態保険金の支払い)4.	主契約の死亡保険金受取人*4および主契約の満期保険金受取人*5	主契約の死亡給付金受取人*4および主契約の年金受取人*5
第3条(特定状態保険金の支払い)備考*4	死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。	死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。
第3条(特定状態保険金の支払い)備考*5	満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。	年金の一部の受取人である場合を含みます。
第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)	主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金	平準定期保険特約条項等*1に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約遺族年金または特約高度障害年金

(3)第15条(特約の消滅とみなす場合)に定めるほか、主契約に付加している本条2.(1)に定める特約がすべて消滅したときも、この特約は消滅します。

(4)次の定め適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

- ① 第20条(主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則)
- ② 第21条(主契約に逓減定期保険特約等が付加されている場合の特則)
- ③ 第22条(主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則)
- ④ 第23条(主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特則)

第31条 (逓減定期保険等に付加した場合の特則)

1. 本特約は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	逓減定期保険 優良体逓減定期保険
-----	---------------------

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1)第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

(2)特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1.(3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)2.および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。 イ. 上記ア.の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

第32条 (収入保障保険等に付加した場合の特則)

1. 本特約は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	収入保障保険 優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険 無解約返戻金型優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険Ⅱ 引受基準緩和型収入保障保険(無解約返戻金型)
-----	--

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1)第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める指定保険金額は、主契約の基本年金額または年金額のうち、指定年金額*1に対応する、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日に遺族年金の支払事由が生じたもの

備考

第30条 備考

*1 平準定期保険特約条項、優良体平準定期保険特約条項、逓減定期保険特約条項、優良体逓減定期保険特約条項、逓増定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項、収入保障特約条項または優良体収入保障特約条項をさします。

第32条 備考

*1 特定状態保険金の受取人が指定した基本年金額または年金額をいいます。

として支払うべき遺族年金の現価*2とします。

- (2) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1. (3)および第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)2. に準じるほか、次の表のとおり読み替えて取り扱います。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条(特定状態保険金の支払い)4.	主契約の死亡保険金受取人*4および主契約の満期保険金受取人*5	主契約の遺族年金受取人*4
第3条(特定状態保険金の支払い)備考*4	死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。	遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。
第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)1. (1)および(2)	保険金額	年金月額*1
	指定保険金額	指定年金月額*1
第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)	死亡保険金または高度障害保険金	遺族年金または高度障害年金*3
第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)2.	保険金	年金
第6条(特定状態保険金の支払いの請求手続き)備考*1	第3条(特定状態保険金の支払い)1. (2)による主契約の保険金額の指定	第32条(収入保障保険等に付加した場合の特則)2. (1)による主契約の基本年金月額または年金月額の指定

第33条 (平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱いに関する特則)

平成20年5月12日以前に締結されたこの特約が、主契約とともに更新され、かつ、主契約に指定代理請求人特約が付加されていないときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または本条(5)により変更した指定代理請求人*1が請求に必要な書類および特別な事情を示す書類を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- (2) 本条(1)により当社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
- (3) 第3条(特定状態保険金の支払い)1. (4)①については次の表のとおり読み替えます。*2

読み替え前の語句	読み替え後の語句
保険契約者または被保険者の故意	保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意

- (4) 第8条(告知義務および告知義務違反による解除)または第9条(重大事由による解除)により当社が主契約を解除する場合で、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合は、指定代理請求人に通知します。また、第9条(重大事由による解除)により、主約款の「重大事由による解除」の定めによる場合は、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。
- (5) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。*3
- (6) 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合は、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約と特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一人とします。
 - ② この特約と特定疾病保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更*4が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更*4が行われたものとします。
- (7) この特約を特定疾病保障定期保険に付加した場合は、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約と主契約の指定代理請求人は、同一人とします。
 - ② この特約と主契約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更*4が行われたときは、他の特約または主契約についても同一の指定または変更*4が行われたものとします。

備 考

第32条 備考

*2 第1回の年金の支払いを含みます。

*3 無解約返戻金型収入保障保険Ⅱに生活支援特約が付加されている場合、「高度障害年金」を「障害年金および介護年金」と読み替えます。

第33条 備考

*1 指定代理請求人(変更後を含みます。)は、次の範囲内の者を指定してください。以下、本条において同じ。

1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

*2 指定代理請求人による故意の場合で、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。

*3 保険契約者またはその承継人は、当社所定の書類を提出してください。指定代理請求人の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。

*4 指定代理請求人を指定しない場合を含みます。

第34条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱いに関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、次の表のとおり取り扱います。

更新または特約中途付加の内容		取扱い
(1)	平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が主契約とともに更新される場合、または中途付加される場合	第3条(特定状態保険金の支払い)3. の定めを適用します。
(2)	平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合	第3条(特定状態保険金の支払い)3. の定めは適用しません。

第35条 (主契約にがん死亡保障特約(2014)等が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	がん死亡保障特約(2014) がん死亡保障特約(10)
---------------	--------------------------------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い)1. (2)に定める主契約の保険金額にがん死亡保障特約(2014)等^{*1}の保険金額を加えます。
 (2) 第3条(特定状態保険金の支払い)1. (2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日^{*2}における主契約およびがん死亡保障特約(2014)等の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
 (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1. (3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)2. および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日におけるがん死亡保障特約(2014)等の特約保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	がん死亡保障特約(2014)等は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日におけるがん死亡保障特約(2014)等の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. がん死亡保障特約(2014)等は指定保険金額に対応する特約保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア. の場合、がん死亡保障特約(2014)等の特約保険金額は、がん死亡保障特約(2014)等の特約保険金額から指定保険金額に対応する特約保険金額を差し引いた金額に改められます。

(4) がん死亡保障特約(2014)等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了^{*3}前1年以内である場合は、本特則は適用しません。

第36条 (無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) 無解約返戻金型がん療養保険(10)
-----	---

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1) この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等^{*1}に付加する場合、次の表の特約を付加してください。

付加する特約	がん死亡保障特約(2014) がん死亡保障特約(10)
--------	--------------------------------

備 考

第35条 備考

- *1 本条1. の特約をさします。以下、本条において同じ。
- *2 請求に必要な書類(必要事項が完備されているものとします。)が当社に到着した日をいいます。以下、本条において同じ。
- *3 特約条項の規定により満了の日の翌日に特約の更新が可能な場合を除きます。

第36条 備考

- *1 本条1. の主契約をさします。以下、本条において同じ。

(2)第2条(特約の責任開始期)を次のとおり読み替えます。

<p>第2条(特約の責任開始期)</p> <p>この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。</p> <p>(1)主契約の締結の際にがん死亡保障特約(2014)等^{*2}と同時にこの特約を付加する場合 主契約の責任開始期と同一とします。</p> <p>(2)主契約の契約日後にこの特約を付加する場合 当社が保険契約者からがん死亡保障特約(2014)等の特約付加の申込みを承諾したときからこの特約上の責任を負います。</p> <p>(3)がん死亡保障特約(2014)等の責任開始期の前日までにこの特約を主契約に付加する場合で、当社が特約付加の申込を承諾したとき 本条(2)にかかわらず、がん死亡保障特約(2014)等に定める責任開始期からこの特約上の責任を負います。</p>

(3)次の条項について次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条(特定状態保険金の支払い)1.(1)	被保険者の余命が6か月以内と判断されているとき	被保険者が責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、被保険者の余命が6か月以内と判断されているとき
第3条(特定状態保険金の支払い)4.	主契約の死亡保険金受取人および主契約の満期保険金受取人	「主契約の悪性新生物診断給付金受取人」または「主契約のがん診断給付金受取人」
第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)	主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金	がん死亡保障特約条項(2014)等に定める特約がん死亡保険金

- (4)第15条(特約の消滅とみなす場合)に定めるほか、主契約に付加しているがん死亡保障特約(2014)等が消滅したときも、この特約は消滅します。
- (5)第35条(主契約にがん死亡保障特約(2014)等が付加されている場合の特則)の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

第37条 (低解約返戻金型介護認定一時金給付保険(一時払)(11)に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	低解約返戻金型介護認定一時金給付保険(一時払)(11)
-----	-----------------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- (1)第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める指定保険金額は、主契約の死亡給付金の全額とします。
- (2)特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1.(3)に準じるほか、次のとおりとします。
- ① 特定状態保険金が支払われた場合は、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - ② 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡給付金受取人^{*1}および介護一時金の受取人が保険契約者である場合は、第3条(特定状態保険金の支払い)1.(3)にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者とします。
 - ③ 特定状態保険金を支払う前に、主約款に定める介護一時金または死亡給付金の請求を受けたときは、当社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
 - ④ 主約款に定める介護一時金または死亡給付金の請求を受け、その介護一時金または死亡給付金を支払うときは、当社は、特定状態保険金を支払いません。
 - ⑤ 主約款に定める介護一時金または死亡給付金が支払われた場合は、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
 - ⑥ 特定状態保険金を支払った後、特定状態保険金の支払前に支払事由に該当していた介護一時金の請求があった場合は、当社は介護一時金から特定状態保険金を差し引いた金額を介護一時金の受取人に支払います。
 - ⑦ 特定状態保険金を支払うときに主約款の定めによる契約者貸付があるときは、当社は、特定状態保険金からその元利息を差し引きます。
 - ⑧ 特定状態保険金の受取人は、本条2.(2)②の場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第38条 (引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)(2012)等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)(2012) 無選択型終身保険(低解約返戻金型)(2012)
-----	---

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- (1)無選択型終身保険(低解約返戻金型)(2012)については、主契約の契約日から起算して2年以内の特定状態保険金の請求はできません。
- (2)第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

備考

第36条 備考

^{*2} 本条2.(1)の特約をさします。以下、本条において同じ。

第37条 備考

^{*1} 死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。

(3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1.(3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 主契約は、指定保険金額に対応する基本保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア. の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改めます。

(4) 次の条項について次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)	死亡保険金または高度障害保険金	災害死亡保険金または死亡保険金

第39条 (生活障害型定期保険に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	生活障害型定期保険
-----	-----------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、生活障害保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねて受けたときは、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

第40条 (災害保障重視期間付定期保険に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	災害保障重視期間付定期保険
-----	---------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の第1保険期間の満了の日までは、特定状態保険金の請求はできません。

(2) 第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

(3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1.(3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 主契約は、指定保険金額に対応する基本保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア. の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改めます。

(4) 次の条項について次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)	死亡保険金または高度障害保険金	災害死亡保険金または死亡保険金

指定代理請求人特約条項 目次

第 1 条 (特約の締結)	33
第 2 条 (特約の対象となる保険金等)	33
第 3 条 (指定代理請求人による保険金等の請求)	33
第 4 条 (指定代理請求人の指定および変更)	33
第 5 条 (解除の通知)	34
第 6 条 (特約の解約)	34
第 7 条 (主約款の定め of 準用)	34
第 8 条 (主約款等の代理請求不適用に関する特則)	34
第 9 条 (保険金等の一時支払に関する特則)	34
第 10 条 (契約者配当金に関する特則)	34
第 11 条 (5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)	34
第 12 条 (医療保険またはがん保険に付加した場合の特則)	35

指定代理請求人特約条項

(2019年11月2日改正)

第1条 (特約の締結)

この特約は、主契約^{*1}の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者^{*2}の同意および当社の承諾を得て、主契約の保険契約者の申出により、主契約に付加して締結することができます。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金等(以下「保険金等」といいます。)は、次に定めるとおりとします。

- (1)被保険者と受取人が同一人である保険金、給付金、年金および祝金
- (2)保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除
- (3)保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

第3条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

1. 第2条(特約の対象となる保険金等)に定める保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の事情があるときは、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。^{*1}

- (1)保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- (2)当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3)その他これに準じる状態であると当社が認めた場合

2. 本条1.により当社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

3. 事実の確認^{*2}に際し、指定代理請求人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく、回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。

4. 本条にかかわらず、次のいずれかに該当する者は指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

- (1)故意に保険金等の支払事由^{*3}を生じさせた者
- (2)故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない状態にさせた者

第4条 (指定代理請求人の指定および変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ次の表の範囲内で指定代理請求人を指定してください。^{*1}ただし、請求時においてもその者が次の表の(1)または(2)の範囲内の者であることを必要とします。

(1)	①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ③被保険者の直系血族 ④被保険者の兄弟姉妹 ^{*2}
(2) ^{*3}	①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている本表(1)②以外の者 ②被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 ③その他、本表(2)①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 主契約の被保険者をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *1 当社所定の請求に必要な書類およびその事情を示す書類を提出してください。
- *2 当社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときを含みます。
- *3 保険料の払込免除事由を含みます。

第4条 備考

- *1 指定代理請求人は1人とします。
- *2 兄弟姉妹がいないときは甥姪、伯父伯母、叔父叔母。
- *3 当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

2. 本条1. の指定代理請求人が指定されていない場合^{*4}または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。

(1)	死亡保険金受取人、遺族年金受取人または死亡給付金受取人 ^{*5}	
(2)	本表(1)に該当する者がいない場合またはこれに該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合	被保険者の戸籍上の配偶者 ^{*5}
(3)	本表(1)または(2)に該当する者がいない場合またはこれに該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合	被保険者の3親等内の親族 ^{*5}

3. 本条1. および2. にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条1. および2. に定める範囲内で、指定代理請求人を変更^{*6}することができます。^{*7}
 4. 保険金等の受取人が法人に変更された場合は、同時に指定代理請求人を指定しない変更が行われたものとします。
 5. 本条3. の変更は、保険証券に表示または承認書による通知を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。

第5条 (解除の通知)

この特約を付加している場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の通知については、主約款^{*1}または特約条項に定めるほか、正当な理由によっていずれにも通知できない場合は、指定代理請求人に通知します。

第6条 (特約の解約)

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

第8条 (主約款等の代理請求不適用に関する特則)

この特約を付加している場合、主約款または主契約に付加されている特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の取扱い^{*1}は適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第9条 (保険金等の一時支払に関する特則)

指定代理請求人が保険金等を請求する場合は、主約款に定める保険金等の支払方法の選択の定めは適用しません。

第10条 (契約者配当金に関する特則)

被保険者が年金受取人となる場合、その受け取ることとなる契約者配当金については第2条(特約の対象となる保険金等)に含むものとします。

第11条 (5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約の締結)および第4条(指定代理請求人の指定および変更)における、被保険者の同意を得る取扱いは適用しません。
- (2) 次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象		読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条(特約の対象となる保険金等)	(1)	被保険者	保険契約者
	(2)	保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除	保険料の払込免除(養育年金が支払われるときを除きます。)
	(3)	保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金	契約者配当金
第4条(指定代理請求人の指定および変更)1. および2.		被保険者	保険契約者

備 考

第4条 備考

- *4 指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に本条1. (1)または(2)の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。
- *5 請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。
- *6 指定代理請求人を指定しない変更を含みます。
- *7 当社所定の請求に必要な書類を提出してください。

第5条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第8条 備考

- *1 次の取扱いをさします。
 1. 指定代理請求人に関する取扱い
 2. 介護年金受取人の代理人に関する取扱い
 3. 入院給付金等の代理請求に関する取扱い

第12条 (医療保険またはがん保険に付加した場合の特則)

この特約を医療保険またはがん保険に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第1条(特約の締結)	被保険者	主たる被保険者
第2条(特約の対象となる保険金等)		
第4条(指定代理請求人の指定および変更)1.、2. および3.		

5年ごと利差配当付年金払特約条項 目次

第1条	特約の締結	37
第2条	年金基金の設定	37
第3条	年金支払日	37
第4条	基本年金額の計算	37
第5条	年金の種類および型	37
第6条	年金の支払い	37
第7条	年金の分割支払い	38
第8条	年金の一括払	38
第9条	年金の請求、支払時期および支払い等に必要な確認	38
第10条	特約の解約、減額等の取扱い	38
第11条	特約の消滅	38
第12条	相続人の代表者	38
第13条	特約の更新	38
第14条	契約者配当準備金の積立て	38
第15条	契約者配当金の割当て	39
第16条	契約者配当金の支払い	39
第17条	年齢の計算	39
第18条	年齢または性別の誤りの処理	39
第19条	時効	39
第20条	主約款の定め準用	39
第21条	収入保障保険等に付加した場合の特則	40
第22条	重大事由による解除	40
【未払年金の現価】(平成29年4月2日改定)		41

5年ごと利差配当付年金払特約条項

(2018年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約の締結については次のとおり取り扱います。
 - 主契約^{*1}の契約日以後は保険契約者の申出により締結します。
 - 保険金等^{*2}の支払事由が生じた後はその受取人の申出により締結します。
- 保険金等を支払った後は、この特約は締結しません。

第2条 (年金基金の設定)

- 年金基金設定日^{*1}に、当社所定の範囲内で、保険金等^{*2}の全部または一部を年金基金に充当して設定されます。^{*3}
- 年金基金が設定されたときは、年金証書を年金受取人に交付します。

第3条 (年金支払日)

- 年金支払開始日^{*1}は、年金基金設定日とします。
- 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

第4条 (基本年金額の計算)

- 第2条(年金基金の設定)の定めにより年金基金が設定されたときは、年金基金に充当された金額をもとに、年金基金設定日における当社所定の率により年金額を定めます。(以下「基本年金額」といいます。)
- 基本年金額が当社所定の金額に満たない場合は、この特約の付加はなかったものとして取り扱います。

第5条 (年金の種類および型)

年金の種類および型は次の表のとおりとします。

年金の種類	(1) 確定年金 (2) 保証期間付終身年金
年金の型	毎年の年金額が基本年金額と同額の定額型とします。

第6条 (年金の支払い)

- 当社は、年金の種類により次の表のとおり年金を年金受取人に支払います。

支払事由	(1) 確定年金の場合 年金支払期間中、年金を支払います。 (2) 保証期間付終身年金の場合 年金受取人が年金支払日に生存しているときは、年金を支払います。
年金額	第4条(基本年金額の計算)および第5条(年金の種類および型)によって定められた年金額
年金受取人	年金基金に充当された保険金等の受取人 ^{*1} ^{*2}

- 年金受取人が死亡したときの取扱いは、年金の種類により次に定めるところによります。
 - 確定年金の場合
年金受取人が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、年金支払期間中の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
 - 保証期間付終身年金の場合
年金受取人が保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、保証期間中の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 本条1.にかかわらず、保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金基金設定日以後、保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 主契約または主契約に付加された他の特約において支払われる保険金または給付金をいいます。以下同じ。

第2条 備考

- *1 保険金等の支払事由が生じた時または保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時とします。以下同じ。
- *2 保険金等とともに支払われる金銭を含みます。
- *3 保険金等の受取人は、当社所定の範囲内で、年金基金を追加することができます。

第3条 備考

- *1 第1回の年金支払日をいいます。以下同じ。

第6条 備考

- *1 保険金の受取人が2人以上の場合は、その代表者とします。
- *2 保証期間付終身年金において保険金等の受取人が法人の場合は、その法人の指定した者を年金受取人とします。

第7条 (年金の分割支払い)

1. 年金受取人から請求があったときは、当社所定の利率および方法により、年金額を等分して支払います。ただし、年金額が当社所定の金額に満たないときは、年金の分割支払いは取り扱いません。
2. 本条1により、年金額を分割して支払うときは、当社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

第8条 (年金の一括払)

1. 年金受取人は、将来の年金の支払いにかえて、年金の種類により次の表のとおり未払年金の一括払を請求することができます。

(1) 請求時期	① 確定年金の場合 年金支払開始日以後、年金支払期間の最後の年金支払日前 ② 保証期間付終身年金の場合 年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前
(2) 支払額	① 確定年金の場合 残余年金支払期間の未払年金の現価*1 ② 保証期間付終身年金の場合 残余保証期間の未払年金の現価

2. 本条1.(1)②および(2)②により年金の一括払が行われたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に年金受取人が生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - (2) 年金の一括払が行われた後、残余保証期間中に年金受取人が死亡したときは、年金受取人の死亡時にこの特約は消滅します。
 - (3) 年金の一括払をした場合は、年金証書に表示します。

第9条 (年金の請求、支払時期および支払い等に必要な確認)

1. 年金を請求するときは、年金受取人は、当社所定の請求に必要な書類*1を提出してください。
2. この特約年金の支払時期および支払い等に必要な確認については、主約款*2の定めに従って取扱います。

第10条 (特約の解約、減額等の取扱い)

1. 保険契約者は、年金基金設定日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 年金基金設定日以後は、次の取扱いは行いません。
 - (1) 基本年金額の減額
 - (2) 契約者貸付
 - (3) 年金の種類、保証期間および年金支払期間の変更

第11条 (特約の消滅)

- 次のいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。
- (1) 主契約が保険金等の支払事由以外の事由により消滅したとき
 - (2) 保険金等の支払事由の発生日以後、保険金等の受取人が保険金等の全部について一時に受け取ったとき

第12条 (相続人の代表者)

1. 年金受取人が死亡したときで、年金受取人の法定相続人が2人以上の場合は、代表者1人を定めてください。*1
2. 本条1.の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が法定相続人の1人に対してした行為は、他の法定相続人に対しても効力を生じます。

第13条 (特約の更新)

主契約が更新された場合は、この特約も同時に更新されたものとします。

第14条 (契約者配当準備金の積立て)

当社は、年金基金設定日の直後の事業年度末において年金基金の責任準備金および運用利率に基づく運用益が当社の予定した利率*1に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、当社所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末において当該事業年度にかかる責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と当社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち当社所定の方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

備 考

第8条 備考

*1 年金の一括払を行ったときは、この特約は消滅します。

第9条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、年金等の支払事由が生じたことを証する書類とその他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *2 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第12条 備考

*1 代表者は他の法定相続人を代理するものとします。

第14条 備考

*1 基本年金額等を算出する際に用いた利率をいいます。以下、本条において同じ。

第15条 (契約者配当金の割当て)

1. 当社は、第14条(契約者配当準備金の積立て)によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の年金基金を設定したこの特約に対して、当社所定の方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、本条1.(3)に該当する保険契約については本条1.(2)に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とします。
 - (1) 次の事業年度中に年金基金設定日の5年ごとの応当日が到来するこの特約
 - (2) 年金の種類が確定年金で次の事業年度中に年金支払期間が満了するこの特約または次の事業年度中に年金受取人の死亡により消滅するこの特約^{*1}
 - (3) 次の事業年度中に第8条(年金の一括払)1.(1)①および(2)①の年金の一括払により消滅するこの特約^{*1}
2. 本条1.のほか、年金基金設定日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てる場合があります。

第16条 (契約者配当金の支払い)

1. 当社は、第15条(契約者配当金の割当て)1.(1)によって割り当てた契約者配当金に基づき、当社所定の方法により計算した金額を、次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日にこの特約が有効に継続している場合に限り、次の方法で分配します。
 - (1) 次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日から当社所定の利率による複利計算の利息をつけて当社に積み立てて置いて、この特約が消滅したとき、または年金受取人から請求があったときに支払います。
 - (2) 本条1.(1)によって支払う契約者配当金は、年金受取人の死亡により消滅するときは、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
2. 当社は、第15条(契約者配当金の割当て)1.(2)および(3)によって割り当てた契約者配当金に基づき当社所定の方法により計算した金額を、年金受取人に支払います。^{*1}
3. 当社は、本条1.および2.のほか、本条1.に該当したこの特約がその直後の事業年度末までに消滅したときに、当社の定めるところにより、契約者配当金を支払います。
4. 第15条(契約者配当金の割当て)2.によって割り当てた契約者配当金は、当社の定めるところにより支払います。

第17条 (年齢の計算)

1. 保証期間付終身年金において、年金受取人の年齢は、年金基金設定日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 年金基金設定後の年金受取人の年齢は、本条1.の年齢に、年金基金設定日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第18条 (年齢または性別の誤りの処理)

1. 保証期間付終身年金において、当社所定の特約付加申込書に記載された年金受取人の年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

年金基金設定日における実際の年齢の範囲	取扱い
当社所定の範囲内	実際の年齢に基づいて計算した基本年金額に改めます。 ^{*1}
当社所定の範囲外	年金の種類を確定年金に変更してください。 ^{*1}

2. 保証期間付終身年金において、当社所定の特約付加申込書に記載された年金受取人の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて計算した基本年金額に改めます。^{*1}
3. 本条1.および2.において、すでに支払った年金がある場合は、その支払った年金額と実際の年齢または性別に基づいて計算した年金額との過不足を精算します。

第19条 (時効)

年金その他この特約に基づく諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から起算して3年以内に請求がない場合は消滅します。

第20条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

備 考**第15条 備考**

^{*1} 本条1.(1)に該当するこの特約を除きます。

第16条 備考

^{*1} 年金受取人の死亡により消滅するときは、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

第18条 備考

^{*1} 当社所定の金額以上の年金額に変更してください。

第21条 (収入保障保険等に付加した場合の特則)

1. この特約を次の主契約に付加した場合は、遺族年金または高度障害年金の受取人の申出によって、遺族年金または高度障害年金の未支払分の現価の一時支払いが選択されたときに限って取り扱います。^{*1}

主契約	収入保障保険 優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険 無解約返戻金型優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険Ⅱ 引受基準緩和型収入保障保険（無解約返戻金型）
-----	--

2. 本条1. によって、この特約の年金支払いを行う場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第1条（特約の締結）1.(2)	保険金等	年金の未支払分の現価

第22条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	反社会的勢力 ^{*1} への関与	保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(2)	本表(1)と同等の事由	保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)と同等の重大な事由があるとき ^{*2}

2. 年金基金設定日以後でも、当社は、本条1. によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1. の重大事由の発生時以後の年金の支払いをしません。^{*3}
3. 本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または年金の受取人に通知します。
4. 本条によりこの特約を解除した場合は、当社は、第8条（年金の一括払）に定める一括払の請求を受け付けたものとして計算した支払額を保険契約者に支払います。

備 考**第21条 備考**

- ^{*1} 無解約返戻金型収入保障保険Ⅱおよび引受基準緩和型収入保障保険（無解約返戻金型）において配偶者同時災害死亡時割増特則が適用されている場合、災害割増遺族年金の受取人の申出によって、災害割増遺族年金の未支払分の現価の一時支払いが選択されたときに限り扱います。

第22条 備考

- ^{*1} 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ^{*2} 例えば、この保険契約の保険契約者、被保険者または年金受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、またはこの保険契約に付加されている特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- ^{*3} すでに年金を支払っていたときは、年金の返還を請求します。

【未払年金の現価】（平成29年4月2日改定）

（基本年金額1,000円について）

年金受取人の死亡日 または 年金の一括払の請求日	3年確定年金	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金
	定額型	定額型	定額型	定額型
	円	円	円	円
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	2,002	3,994	8,931	13,807
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	1,002	2,999	7,949	12,837
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	—	2,002	6,964	11,864
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	—	1,002	5,976	10,889
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	—	—	4,987	9,911
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	—	—	3,994	8,931
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	—	—	2,999	7,949
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	—	—	2,002	6,964
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	—	1,002	5,976
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	—	4,987
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	—	3,994
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	—	2,999
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	—	2,002
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	—	1,002

（注）上表の金額を被保険者の死亡日または年金の一括払の請求日からその直後の年金支払日の前日までの期間について当社所定の利率によって割り引いて計算します。

特別条件付保険特約条項（2015） 目次

1. 特別条件の適用	43
第1条（特別条件の適用）	43
2. 特別条件	43
第2条（特別条件）	43
3. 特約の解約返戻金	45
第3条（特約の解約返戻金）	45
4. 復活の制限	45
第4条（復活の制限）	45
第5条（復活の制限に関する特則）	45
5. 主約款および特約条項の規定の適用除外	45
第6条（主約款および特約条項の規定の適用除外）	45

特別条件付保険特約条項（2015）

(2022年1月4日改正)

1. 特別条件の適用

第1条（特別条件の適用）

次の表のいずれかの場合に、主契約^{*1}の被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しないときに、主契約または主特約^{*2}に、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。この場合、この特約の特別条件の適用日は次の表のとおりです。

特別条件を適用する場合	特別条件の適用日
主契約の締結の際	主契約の契約日
主契約の復活の際	復活の際の責任開始日 ^{*3}
主契約の契約日後に主特約 ^{*2} を付加する際	主特約 ^{*2} の責任開始日 ^{*3}

2. 特別条件

第2条（特別条件）

1. この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じ、次のうちいずれか1または2以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払法

① 適用日から起算して当社所定の保険金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款^{*1}または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額を削減して支払います。

- ア. 死亡したこと
- イ. 特定の疾病により所定の状態に該当したこと
- ウ. 高度障害状態になったこと
- エ. 介護一時金の支払事由に該当したこと
- オ. 障害年金の支払事由に該当したこと
- カ. 介護年金の支払事由に該当したこと

② 本条1.(1)①の場合、次の算式により計算した金額を支払います。この場合、主契約の被保険者が災害または別表38に定める感染症により、死亡、高度障害状態、介護一時金の支払事由、障害年金の支払事由または介護年金の支払事由に該当したときは、経過期間に応じた割合を100%とします。

$$\text{支払金額} = \frac{\text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額}}{\text{金額}} \times \text{次の表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、保険料払込済みの主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、次の算式により計算した金額を支払います。

$$\text{支払金額} = \left(\frac{\text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額}}{\text{金額}} - \frac{\text{支払事由に該当した時における責任準備金の金額}}{\text{準備金の金額}} \right) \times \text{次の表の経過期間に応じた割合} + \frac{\text{支払事由に該当した時における責任準備金の金額}}{\text{準備金の金額}}$$

保険金等の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 主契約に付加する当社所定の特約をいいます。以下同じ。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

(2) 給付金削減支払法

① 適用日から起算して当社所定の給付金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款または主特約の特約条項により支払うべき給付金等の金額を削減して支払います。

- ア. 入院したこと
- イ. 手術をしたこと
- ウ. 入院したのちに退院したこと
- エ. 先進医療による療養を受けたこと
- オ. 放射線治療を受けたこと

② 本条1.(2)①の場合、次の算式により計算した金額を基準として支払います。この場合、災害または別表38に定める感染症によるときは、経過期間に応じた割合を100%とします。

$$\text{給付金の基準とする金額} = \text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき給付金等の金額} \times \text{本条1.(1)②の表の経過期間に応じた割合}$$

(3) 特別保険料領収法

① 主約款または主特約の保険料に、当社所定の特別保険料を加算した金額を払い込むべき主約款または主特約の保険料とします。

② 主約款または主特約の特約条項によって保険料の払込みが免除された場合は、同時に特別保険料の払込みを免除します。

(4) 特定部位・特定疾病不担保法

① 適用日から起算して当社所定の不担保期間内に、別表6に定める身体部位または特定疾病*2のうちこの特別条件を適用する際に当社が指定した部位に生じた疾病または特定疾病の治療を目的として、主契約の被保険者が次のいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、別表38に定める感染症によるときは、給付金を支払います。

- ア. 入院をしたこと
- イ. 手術を受けたこと
- ウ. 入院をしたのちに退院したこと
- エ. 先進医療による療養を受けたこと
- オ. 放射線治療を受けたこと
- カ. 移植術を受けたこと
- キ. 入院したのちに通院したこと
- ク. 乳房再建術を受けたこと

② 主契約の被保険者が当社所定の不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。

(5) 特定障害不担保法

この方法により不担保とする特定障害は、次の①または②のとおりとします。

① 視力障害

主契約の被保険者が身体の障害状態*3のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める高度障害保険金もしくは障害給付金*4の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合は、当社は高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表38に定める感染症による場合は、高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

- ア. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- イ. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ウ. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの

② 聴力障害

主契約の被保険者が身体の障害状態のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める障害給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由に該当した場合は、当社は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表38に定める感染症による場合は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

- ア. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- イ. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ウ. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの

(6) 年増法

この方法を適用した場合は、当社は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じて、被保険者の主約款に定める契約年齢に、当社所定の年数を加算した年齢を契約年齢とし、その年齢に基づいて主約款または主特約の保険料および解約返戻金等の金額を計算します。

備考

第2条 備考

*2 医学上重要な関係があると当社が認めた疾病を含みます。

*3 主約款または主特約の特約条項に定める高度障害状態または身体障害の状態をいいます。

*4 名称の如何を問わず、身体の障害状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。

2. 保険金削減支払法または特定障害不担保法が適用された収入保障保険普通保険約款、無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款、無解約返戻金型収入保障保険Ⅱ普通保険約款または収入保障特約条項により遺族年金、特約遺族年金、高度障害年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは、本条1.(1)*5または(5)に準じて取り扱います。

3. 特約の解約返戻金

第3条 (特約の解約返戻金)

第2条(特別条件)1.(3)の特別保険料領収法が適用されている保険契約の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の特別保険料に対する解約返戻金および責任準備金は、主約款または主特約の特約条項の定めにより計算します。
 (2) 主契約の解約返戻金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金をあわせて支払い、主契約の責任準備金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する責任準備金をあわせて支払います。
 (3) 主契約において次の取扱いを行う場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
- ① 保険料の自動振替貸付
 - ② 契約者貸付

4. 復活の制限

第4条 (復活の制限)

この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して2年以内とします。

第5条 (復活の制限に関する特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型医療保険 無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015) 無解約返戻金型医療保険(2013) 無解約返戻金型医療保険(08) 無解約返戻金型介護認定一時金給付保険(11) 医療保険
-----	---

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合には、次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第4条(復活の制限)	2年以内	当社所定の期間内(1年以内で定めます。)

5. 主約款および特約条項の規定の適用除外

第6条 (主約款および特約条項の規定の適用除外)

1. この特約の特別条件を主契約に適用した場合、次の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間経過後もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定部位・特定疾病不担保法または特定障害不担保法のときは取り扱います。
- (1) 延長定期保険への変更
 - (2) 払済保険への変更
 - (3) 保険期間の変更
 - (4) 保険料払込期間の変更
 - (5) 保険料の払込完了の特則の適用
 - (6) 保険契約の更新

備考

第2条 備考

- *5 無解約返戻金型収入保障保険Ⅱにおいて本条1.(1)①オ.に該当し障害年金が支払われた後、または本条1.(1)①カ.に該当し介護年金が支払われた後に本条1.(1)①ア.の支払事由により遺族年金を支払う場合は、最初に該当する経過期間に応じた割合を適用します。

2. この特約の特別条件を主特約に適用した場合、取り扱わない契約内容の変更等は次の表の左欄のとおりです。ただし、次の表の右欄の場合は、その契約内容の変更等を取り扱います。

取り扱わない契約内容の変更等	左欄の変更等を例外として取り扱う場合
延長定期保険への変更 払済保険への変更	①保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ②給付金削減支払法のとき ③特定部位・特定疾病不担保法のとき ④特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した、主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をとまなう次の変更等 (1)主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更 (2)特約の付加 (3)特約の適用	①保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ②給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③特定部位・特定疾病不担保法のとき ④特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した主特約の更新および復旧	①保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ②給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③特定部位・特定疾病不担保法のとき ④特定障害不担保法のとき

3. 本条1、および本条2. により、主契約または主特約が更新される場合には、更新後の主契約または主特約は、次の表のとおり取り扱います。

更新前に適用された特別条件	更新後の主契約または主特約の取扱
保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき	更新前の保険金削減支払法は適用しません。
給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき	更新前の給付金削減支払法は適用しません。
特定部位・特定疾病不担保法のとき	更新前の主契約または主特約の保険期間満了の日までに、 ①当社所定の不担保期間が満了しているとき 更新前の特定部位・特定疾病不担保法は適用しません。 ②当社所定の不担保期間が満了していないとき 更新前の主契約または主特約と同一の条件を適用 ^{*1} ^{*2} して更新します。
特定障害不担保法のとき	更新前の主契約または主特約と同一の条件を適用して更新します。

備考

第6条 備考

- *1 更新後の主契約または主特約について、第1条に定める適用日から起算した当社所定の不担保期間が満了した後は、特定部位・特定疾病不担保法は適用しません。
- *2 更新前の主契約または主特約の当社所定の不担保期間が「全期間」の場合、更新後の主契約または主特約の不担保期間も「全期間」となります。

保険料口座振替特約条項 目次

第 1 条	(特約の締結)	48
第 2 条	(責任開始期および契約日の特則)	48
第 3 条	(保険料率)	48
第 4 条	(保険料の払込み)	48
第 5 条	(保険料口座振替ができなかった場合の取扱い)	49
第 6 条	(諸変更)	49
第 7 条	(特約の消滅)	49
第 8 条	(主約款の定め準用)	49
第 9 条	(無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)	49
第 10 条	(責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)	50
第 11 条	(無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)	50

保険料口座振替特約条項

(2022年12月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に締結します。
- この特約を締結するには、次の条件を満たすものとします。
 - 指定口座^{*1}が、提携金融機関^{*2}に設置してあること
 - 保険契約者が、提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座^{*3}へ保険料の口座振替を委任していること

第2条 (責任開始期および契約日の特則)

- 第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款^{*1}の定めにかかわらず、第4条(保険料の払込み)1. に定める第1回保険料の振替日を当社の責任開始日^{*2}とし、この日を契約日とします。
- 月払の契約の締結の際にこの特約を付加する場合、主約款および本条1. にかかわらず、当社の責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 本条2. にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*3}
- 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条2. にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

- この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替料率とします。
- 本条1. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、普通保険料率を適用します。
 - 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき
当社所定の割引率で保険料を割引します。
 - 保険料の振替貸付が行われたとき

第4条 (保険料の払込み)

- 保険料は、振替日^{*1*}に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込んでください。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できません。
- 保険契約者は、振替日の前日までに、払込保険料相当額を指定口座に預け入れてください。
- 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

備考

第1条 備考

- *1 保険契約者の指定する口座をいいます。以下同じ。
- *2 当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいい、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。
- *3 当社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合は、当該金融機関の口座とします。以下同じ。

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期が属する日をいいます。以下同じ。
- *3 保険金、給付金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第4条 備考

- *1 第2回以後の保険料は、主約款の定めにかかわらず、払込期月中の当社の定めた日とします。
- *2 当社の定めた日とします。ただし、当社の定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第5条 (保険料口座振替ができなかった場合の取扱い)

1. 振替日に第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、保険契約者は、第1回保険料を猶予期間内に当社の指定する払込方法(経路)により払い込んでください。この場合、第2条(責任開始期および契約日の特則)1. の取扱いは適用しません。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替ができなかった場合は、次の表のとおり取り扱います。

(1)月払契約の場合	翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。*1
(2)年払契約または半年払契約の場合	振替月の翌月の応当日*2に再度口座振替を行います。
(3)本表の取扱いによる保険料の口座振替ができなかった場合	保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を当社所定の方法により払い込んでください。

第6条 (諸変更)

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該金融機関に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合は、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合は、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合は、保険契約者は、指定口座を他の金融機関に変更するか他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
4. 当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条 (特約の消滅)

1. 次のいずれかの場合は、この特約は消滅します。
 - (1)保険契約が消滅または失効したとき
 - (2)保険料が前納されたとき
 - (3)保険料が一括払込みされたとき
 - (4)保険料の払込みが不要となったとき
 - (5)他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき
 - (6)第1条(特約の締結)2. に定める条件に該当しなくなったとき
2. 本条1.(3)にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったときは、この特約は消滅しません。

第8条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

第9条 (無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)

1. 本特約は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型がん保険 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017) 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) 無解約返戻金型がん療養保険(10) がん保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条(責任開始期および契約日の特則)	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

備考

第5条 備考

- *1 指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、払込期月の過ぎた1か月分保険料について払込みがあったものとします。
- *2 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第10条 (責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 責任開始日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の取扱いによるものとし、第2条(責任開始期および契約日の特則)、第9条(無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)および第11条(無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)は適用しません。
- (2) 第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料は、第4条(保険料の払込み)1. および責任開始期に関する特約条項の取扱いにかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中の当社の定めた日を第1回保険料の振替日とし、その日に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとし、
- (3) 第1回保険料から口座振替を行う場合で、第1回保険料の振替日^{*1}に口座振替ができなかった場合^{*2}は、第5条(保険料口座振替ができなかった場合の取扱い)1. および本条(2)の取扱いにかかわらず、次の表のとおり取り扱います。

①	月払契約の場合	月払契約の場合、第1回保険料の振替日 ^{*1} の属する月の翌月の応当日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 ^{*3}
②	年払契約または半年払契約の場合	第1回保険料の振替日 ^{*1} の属する月の翌月の応当日に口座振替を行います。
③	本表①または②による口座振替ができなかった場合 ^{*2}	保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を、当社が指定する方法で払い込んでください。

第11条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型医療保険 引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)
-----	-------------------------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、第2条(責任開始期および契約日の特則)3. は、次のとおり読み替えます。

「3. 月払の保険契約の場合で、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の定めに基づいて保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日から契約日の前日までの間についても保険期間および保険料払込期間とみなして、主約款または特約条項の定めを適用します。」

備考

第10条 備考

- *1 責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。
- *2 提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。
- *3 指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たず、1か月分の保険料の口座振替のみが可能な場合は、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料について払込みがあったものとし、

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用） 目次

第 1 条	（特約の締結）	52
第 2 条	（責任開始期の特則）	52
第 3 条	（保険料の払込み）	52
第 4 条	（保険料口座振替ができなかった場合の特別取扱い）	52
第 5 条	（特約の失効）	52
第 6 条	（主約款および特約の定め準用）	52
第 7 条	（無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則）	53

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）

(2020年11月2日改正)

第1条（特約の締結）

- この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。
 - 当社と団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定を締結した団体または集団(以下「団体等」といいます。)に属する保険契約者が、団体等の指定する金融機関等に口座をもっている場合
 - 本条1.(1)の口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関等の口座への振替により保険料を払い込むことができる場合
- 保険契約者は、本条1.により保険料の振替を行う口座(以下「指定口座」といいます。)を指定してください。

第2条（責任開始期の特則）

第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款^{*1}の定めにかかわらず、第3条(保険料の払込み)1.に定める第1回保険料の振替日を当社の責任開始日^{*2}とします。

第3条（保険料の払込み）

- この特約を付加した保険契約の保険料は、団体等が定めた日^{*1}(以下「振替日^{*2}」)に、指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込んでください。
- 本条1.の場合、指定口座から振り替えられた保険料が実際に当社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその振替が取り消された場合は、保険料の払込みがなかったものとします。

第4条（保険料口座振替ができなかった場合の特別取扱い）

- 振替日に第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、保険契約者は、第1回保険料を団体等が定める次のいずれかの方法^{*1}により払い込んでください。

保険料の払込み方法	責任開始期の取扱い
(1)当社の指定する払込方法により払い込む方法	第2条(責任開始期の特則)の定めは適用しません。
(2)第1回保険料の口座振替ができなかった日の翌月の振替日に口座振替により払い込む方法	第2条(責任開始期の特則)の定めにかかわらず、振り替えられた日を当社の責任開始期とします。

- 振替日に第2回以後の保険料の口座振替ができなかった場合は、その保険料を当社所定の方法により払い込んでください。
- 本条2.の保険料については、団体等の定めにより、次のとおり取り扱うことがあります。

(1)月払契約の場合	翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
(2)年払契約または半年払契約の場合	払込期月の翌月の応当日 ^{*2} に再度口座振替を行います。

第5条（特約の失効）

次の場合は、この特約は効力を失います。

- 保険契約者が指定口座を解約したとき
- 団体扱特約I、団体扱特約IIまたは集団扱特約が効力を失ったとき

第6条（主約款および特約の定め）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款、団体扱特約I、団体扱特約IIまたは集団扱特約の定めに基づいて取扱います。

備考

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期が属する日をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *1 第2回以後の保険料は、主約款の定めにかかわらず、払込期月中の団体等の定めた日とします。
- *2 振替日が金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第4条 備考

- *1 本条1.(2)による取扱いは、契約年齢に変更が生じない場合に限りです。
- *2 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第7条（無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型がん保険 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017) 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) 無解約返戻金型がん療養保険(10) がん保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条(責任開始期の特則)	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

団体扱特約条項I 目次

第 1 条 (特約の締結)	55
第 2 条 (契約日の特則)	55
第 3 条 (保険料率)	55
第 4 条 (保険料の払込み)	55
第 5 条 (保険料の一括払)	55
第 6 条 (猶予期間)	56
第 7 条 (特約の失効)	56
第 8 条 (無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)	56
第 9 条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)	56

団体扱特約条項I

(2022年12月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体(以下「団体」といいます。)において、次の条件をすべて満たすときに締結します。
 - 保険契約者がその団体から給与^{*1}の支払いを受ける者である保険契約(以下「個人契約」といいます。)であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約(以下「事業保険」といいます。)であること
 - 保険契約者または被保険者の数が10名以上であること
- 本条1. の条件を満たす場合は、主約款^{*2}のほかこの特約を締結して団体年払、半年払、または月払の取扱いをします。
- 本条1. (2)の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすものとします。
- 本条1. の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

- 主契約^{*1}の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*2}の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 本条1. にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*3}
- 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条1. にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

- この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、次の表のとおりとします。

(1) 団体保険料率Aを適用する場合	① その事業所に個人契約の保険契約者が20名以上あるとき ② その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき ③ その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき ④ その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても本条1. (1)①から③のいずれかに該当する事業所が他にあるとき
(2) 団体保険料率Bを適用する場合	団体が本条1. (1)の①から④のいずれにも該当しない場合

- 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が本条1. (1)に定める人数未満に減少し、その後6か月を経過しても、その定める人数にもどらないときは、当社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第4条 (保険料の払込み)

- 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。
- 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 本条1. および2. の保険料は、団体の代表者が当社に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合は、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条 (保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、当社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括で支払うことができます。この場合、一括で支払う保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

備考

第1条 備考

- *1 役員報酬を含みます。
- *2 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第2条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。
- *3 保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

第6条 (猶予期間)

1. 第2回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

保険料払込方法(回数)	猶予期間
団体月払	払込期月の翌月初日から末日まで
団体年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで*1

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きします。
3. 保険契約を更新する場合は、更新後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。
4. 保険契約を自動変更する場合は、自動変更後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。

第7条 (特約の失効)

1. 次の場合は、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条(特約の締結)1. (1)および(2)に定める人数未満に減少し、その後3か月*1を経過しても、その定める人数にもとらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が当社所定の金額を下回るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行ったとき
 - (5) 保険料の前納取扱いをしたとき
 - (6) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (7) 当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき
2. 本条1. の場合は、個人扱いの年払、半年払または月払の取扱いに変更し、保険料率を将来に向けて改めます。
3. 団体月払取扱いを個人扱いの年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

第8条 (無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型がん保険 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017) 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) 無解約返戻金型がん療養保険(10) がん保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条(契約日の特則)	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

第9条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型医療保険 引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)
-----	-------------------------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、第2条(契約日の特則)2. は、次のとおり読み替えます。

「2. 団体月払取扱いを行う保険契約の場合で、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の定めに基づいて保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日から契約日の前日までの間についても保険期間および保険料払込期間とみなして、主約款または特約条項の定めを適用します。」

備考

第6条 備考

*1 契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで。

第7条 備考

*1 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

団体扱特約条項Ⅱ 目次

第 1 条	(特約の締結)	58
第 2 条	(契約日の特則)	58
第 3 条	(保険料率)	58
第 4 条	(保険料の払込み)	58
第 5 条	(保険料の一括払)	58
第 6 条	(猶予期間)	58
第 7 条	(特約の失効)	59
第 8 条	(無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)	59
第 9 条	(無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)	59

団体扱特約条項Ⅱ

(2022年12月2日改正)

第 1 条 (特約の締結)

1. この特約は、組合、連合会、同業団体その他の団体(以下「団体」といいます。)において、次の条件をすべて満たすときに締結します。
 - (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること(この場合を「事業保険」といいます。)
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者がいることを必要とし、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 本条1. の条件を満たす場合は、主約款^{*1}のほかこの特約を締結して年払、半年払または月払の取扱いをします。
3. 本条1. (2)の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすものとします。
4. 本条1. の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第 2 条 (契約日の特則)

1. 主約款^{*1}の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*2}の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
2. 本条1. にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*3}
3. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条1. にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第 3 条 (保険料率)

この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第 4 条 (保険料の払込み)

1. 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。
2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 本条1. および2. の保険料は、団体の代表者が当社に払い込んだ日をもって払い込みのあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合は、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第 5 条 (保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、保険契約者は、当社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括で支払うことができます。この場合、一括で支払う保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第 6 条 (猶予期間)

1. 第2回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

保険料払込方法(回数)	猶予期間
団体月払	払込期月の翌月初日から末日まで
団体年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで ^{*1}

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きします。
3. 保険契約を更新する場合は、更新後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。
4. 保険契約を自動変更する場合は、自動変更後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。

備 考

第 1 条 備考

*1 主約款の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第 2 条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
 *2 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。
 *3 保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

第 6 条 備考

*1 契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで。

第7条 (特約の失効)

1. 次の場合は、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条(特約の締結)1. (1)および(2)に定める人数未満に減少し、その後3か月^{*1}を経過しても、その定める人数にもどらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が当社所定の金額を下回るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行ったとき
 - (5) 保険料の前納取扱いをしたとき
 - (6) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (7) 当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき
2. 本条1. の場合は、個人扱いの年払、半年払または月払の取扱いに変更します。
3. 団体月払取扱いを個人扱いの年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

第8条 (無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型がん保険 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017) 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) 無解約返戻金型がん療養保険(10) がん保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条(契約日の特則)	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

第9条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型医療保険 引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)
-----	-------------------------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、第2条(契約日の特則)2. は、次のとおり読み替えます。

「2. 団体月払取扱いを行う保険契約の場合で、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の定めに基づいて保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日から契約日の前日までの間についても保険期間および保険料払込期間とみなして、主約款または特約条項の定めを適用します。」

備考

第7条 備考

- *1 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

保険料クレジットカード払特約条項 目次

第 1 条 (特約の締結)	61
第 2 条 (責任開始期および契約日の特則)	61
第 3 条 (保険料率)	61
第 4 条 (保険料の払込み)	61
第 5 条 (他の保険料の払込方法(経路)への変更)	61
第 6 条 (特約の消滅)	62
第 7 条 (主約款の定め of 準用)	62
第 8 条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)	62

保険料クレジットカード払特約条項

(2022年12月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、当社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に締結します。
- 本条1. のクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、かつ、
- 当社は、この特約の締結に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認(以下「有効性等の確認」といいます。)を行うものとします。
- 当社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱いを行います。

第2条 (責任開始期および契約日の特則)

保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用される月払の保険契約の契約日は、主約款^{*1}の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*2*}の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- (2) 当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当社が主約款および特約の定めに基づく保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、本条(1)にかかわらず、当社の責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*4}
- (3) 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条(1)および(2)にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

- この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- 本条1. にかかわらず、当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたときは、普通保険料率を適用します。この場合、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第4条 (保険料の払込み)

- 第1回保険料^{*1}をクレジットカードにより払い込む場合は、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時^{*2}に、当社が第1回保険料を受け取ったものとします。
- 本条1. の場合、当社が、保険契約の申込みを承諾したときは、当社の責任開始日を保険契約者に通知します。
- 第2回以降の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の定めにかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期中の当社の定めた日に、当社に払い込まれるものとします。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしが、保険料相当額をカード会社に支払うものとします。
- 当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期中の保険料^{*3}については、本条3. (第1回保険料の場合は本条1.)の取扱いは適用しません。
 - 当社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
- 本条5. の場合、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第5条 (他の保険料の払込方法(経路)への変更)

保険契約者は、あらかじめ当社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込みを中止して、他の保険料の払込方法(経路)に変更することができます。

備考

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 無解約返戻金型がん保険、無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)、無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)、無解約返戻金型がん療養保険(10)またはがん保険に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。
- *4 保険金、給付金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第4条 備考

- *1 第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。
- *2 当社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時とします。
- *3 第1回保険料を含みます。

第 6 条 (特約の消滅)

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料が前納されたとき
 - (3) 保険料が一括払込みされたとき
 - (4) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき
 - (6) 当社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 当社がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止したとき
2. 本条1.(3)にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。
3. 本条1.(6)から(8)までの場合、当社はそれぞれの事由によりこの特約が消滅することを保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法(経路)に変更してください。

第 7 条 (主約款の定め)の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款に準じて取り扱います。

第 8 条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型医療保険 引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)
-----	-------------------------------------

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合、第2条(責任開始期および契約日の特則)(2)は、次のとおり読み替えます。
 「(2)月払の保険契約の場合で、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当社が主約款または特約条項の定めに基づいて保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社の責任開始日から契約日の前日までの間についても保険期間および保険料払込期間とみなして、主約款または特約条項の定めを適用します。」

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意に基づくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落、転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓、渇 ・過度の運動 ・騒音、振動、無重力環境への長期滞在 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	<p>次の症状の原因となった事故</p> <p>(1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎</p> <p>(2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など</p> <p>(3) 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎</p>

別表2 対象となる高度障害状態

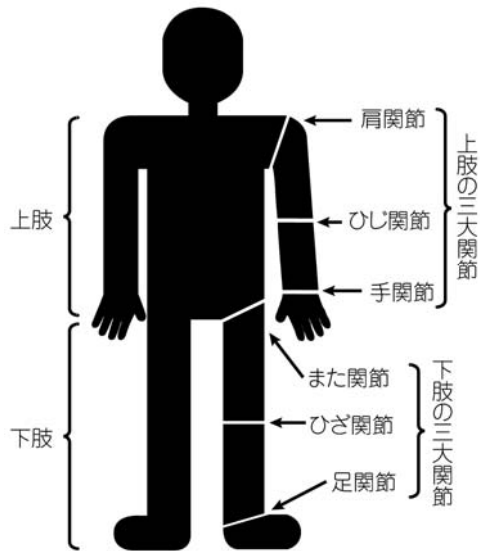
対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの^{*1}
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの^{*2 *3}
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの^{*4}
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの^{*5}

備考

- *1 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - 1. 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- *2 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 1. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - 2. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - 3. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- *3 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- *4 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- *5 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



別表3 対象となる身体障害の状態

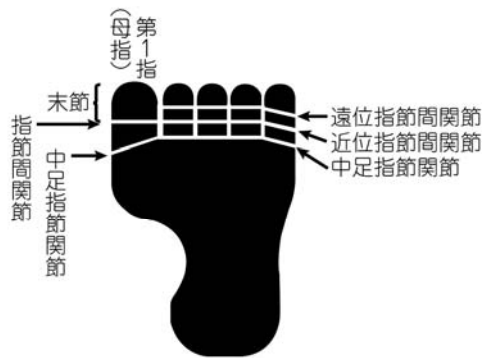
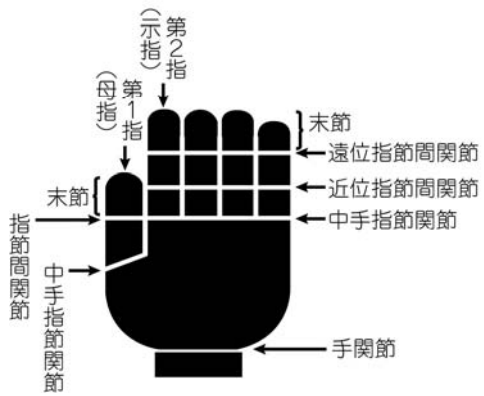
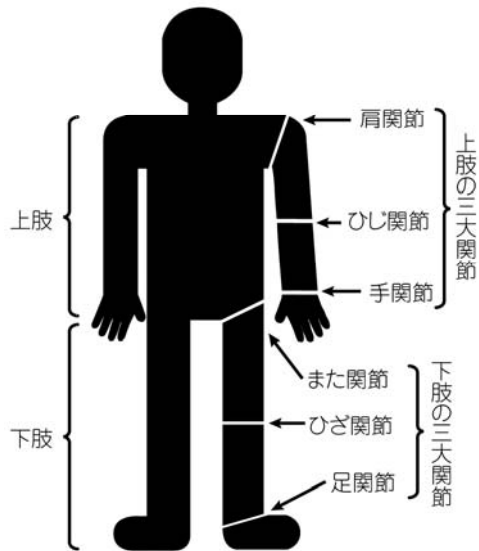
対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの^{*1}
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの^{*2}
- (3) 脊柱に著しい奇形^{*3}または著しい運動障害を永久に残すもの^{*4}
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの^{*5*6}
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの^{*5*6}
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの^{*7}
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの^{*8}
- (8) 10足指を失ったもの^{*9}

備考

- *1 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - 1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- *2 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
- *3 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- *4 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- *5 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
- *6 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- *7 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- *8 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- *9 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

【身体部位の名称図】



別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病

身体部位および特定疾病の名称	
1	眼球および眼球付属器
2	耳(内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺、および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸(虫様突起を含みます。)
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮付属器(異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。)
19	乳房(乳腺を含みます。)
20	鼠蹊部(鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限り。)
21	頸椎部(当該神経を含みます。)
22	胸椎部(当該神経を含みます。)
23	腰椎部(当該神経を含みます。)
24	仙骨部および尾骨部(当該神経を含みます。)
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢(左肩関節部を除きます。)
32	右上肢(右肩関節部を除きます。)
33	左下肢(左股関節部を除きます。)
34	右下肢(右股関節部を除きます。)
35	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限り。)
36	脊椎(当該神経を含みます。)
37	皮膚(頭皮を含みます。)
38	異常妊娠、異常分娩(帝王切開を含みます。)
39	外傷に伴う合併症、後遺症

別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病

別表38 対象となる感染症(2020)

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。^{*1}

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りです。)	

備考

- *1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合限り、対象となる感染症に含めます。

FWD生命からのお願い

たとえばこんなときは総合サービスセンターへご連絡を！

(ご照会の際は、必ず証券番号をお知らせください。)

一部のお手続きについては、当社ホームページまたは「自動音声による手続き」も可能です。(*)

(*)当社ホームページおよび「自動音声による手続き」の内容は、将来予告なく変更される場合があります。利用できる手続きの最新情報等は、当社ホームページでご確認ください。

お手続き内容	ホームページ	自動音声による手続き	総合サービスセンター
改姓・受取人変更	○	—	○
住所の変更(※1)	○	—	—
電話番号の変更	○	—	—
保険料払込口座の変更	○	○	○
クレジットカードの変更	○	○	○
保険証券の再発行	○	—	○
生命保険料控除証明書の再発行	○	○ (毎年10月下旬～3月)	○
保険金・年金・給付金等のご請求	○	—	○
本人確認事項等(※2)の変更	—	—	○
その他、お手続き方法等	—	—	○

(※1) 海外渡航、帰国のご連絡は総合サービスセンターへお電話ください。

(※2) 「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項。

ホームページ	自動音声による手続き	総合サービスセンター
fwdlife.co.jp	0120-622-211 (通話料無料) 24時間受付	0120-211-901 (通話料無料) 受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00 - 18:00

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 総合サービスセンター



0120-211-901 (通話料無料)



月-金 (祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00

この資料でご案内している内容は、特段の定めがある場合を除き2024年3月2日現在で適用されているものです。

引受保険会社

FWD生命保険株式会社

ホームページ fwdlife.co.jp

総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間: 月-金 (祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

募集代理店

資料作成日: 2023年12月1日

登録No.FLI-A02983-2311 W2291

平準定期保険特約・逡減定期保険特約・
特定疾病保障定期保険特約

配偶者定期保険特約・こども定期保険特約

災害割増特約・傷害特約

生存給付金付定期保険特約

介護特約・介護特約(親型)

❗ こんなときにご利用ください。

- 1 更新された特約の内容確認に
- 2 保険金等を請求するときに

「ご契約のしおり・約款」は、特約に関する大切な事項を記載したものです。
必ずご一読いただき、主契約に関する「ご契約のしおり・約款」とあわせて保管ください。

ご契約のしおり・約款



ご注意

この冊子には、以下の特約に関する、大切なことがらが記載されています。今回の更新に際して、主契約に関する「ご契約のしおり・約款」とともに、必ずご一読いただき、大切に保管されるようお願い申し上げます。

平準定期保険特約・逡減定期保険特約・特定疾病保障定期保険特約
 配偶者定期保険特約・こども定期保険特約
 災害割増特約・傷害特約
 生存給付金付定期保険特約
 介護特約・介護特約(親型)

ご契約のしおり・約款 もくじ

「ご契約のしおり」

◎主な保険用語のご説明	しおり - 4
-------------	---------

I ご契約(更新)にあたって

① 特約の自動更新について	しおり - 8
② お客さまに関する個人情報のお取扱いについて	しおり - 9
③ ご契約内容等の確認制度について	しおり - 12
④ 保険証券のご確認について	しおり - 12

II 特約の特長としくみについて

⑤ 平準定期保険特約・逡減定期保険特約・特定疾病保障定期保険特約について	しおり - 13
(1)平準定期保険特約	しおり - 13
(2)逡減定期保険特約	しおり - 15
(3)特定疾病保障定期保険特約	しおり - 17
⑥ 配偶者定期保険特約・こども定期保険特約について	しおり - 20
⑦ 災害割増特約・傷害特約について	しおり - 22
⑧ 生存給付金付定期保険特約について	しおり - 25
⑨ 介護特約について	しおり - 27
⑩ 介護特約(親型)について	しおり - 30

III 保険金等について

⑪ 保険金等のご請求について	しおり - 32
⑫ 保険金等の支払期限	しおり - 35
⑬ 保険金等をお支払いできない場合	しおり - 36
⑭ 保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の事例	しおり - 39

IV ご契約(更新)後のお取扱いについて

⑮ ご契約または特約の解約と解約返戻金	しおり - 44
⑯ 保険金等の受取人によるご契約の存続	しおり - 44
⑰ 生命保険と税金	しおり - 45

V その他生命保険に関するお知らせ

⑱ 保険金額等が削減される場合	しおり - 49
⑲ 「生命保険契約者保護機構」について	しおり - 49
⑳ 保険契約等に関する情報の共同利用について	しおり - 52

- ㉑ 取引時確認(本人確認)について しおり - 55
- ㉒ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて しおり - 55
- ㉓ FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きについて しおり - 56
- ㉔ このような場合、ただちにご連絡ください。 しおり - 58

「約款(特約条項)」

平準定期保険特約条項	約款 - 1
逓減定期保険特約条項	約款 - 13
特定疾病保障定期保険特約条項	約款 - 23
配偶者定期保険特約条項	約款 - 38
こども定期保険特約条項	約款 - 48
災害割増特約条項	約款 - 58
傷害特約条項	約款 - 74
生存給付金付定期保険特約条項	約款 - 94
介護特約条項	約款 - 104
介護特約(親型)条項	約款 - 115
FWD生命からのお願い	

当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。
また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。



主な保険用語のご説明

しおりをお読みいただくうえで参考となる保険用語をわかりやすく説明しています。

か	解除	保険期間の途中で、告知義務違反があった場合等に当社の決定によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約された場合、以後の保障はなくなります。
	解約返戻金	ご契約を解約された場合等に、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
き	給付金	所定の事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。
け	契約者 (保険契約者)	当社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料払込義務)を持つ人をいいます。
	契約者配当金	(5年ごと利差配当付商品の場合) 責任準備金等の運用益が、当社の予定した運用益をこえた場合、5年ごとにご契約者にお支払いするお金のことをいいます。 ※無配当商品の場合は、契約者配当金はありません。
	契約年齢	被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。 (例)ご契約時に満32歳7か月の被保険者の契約年齢は32歳となります。
	契約日	保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。 保険料払込方法(回数)や保険料払込方法(経路)によって契約日は異なります。年払・半年払の場合は責任開始日と一致しますが、保険料払込方法が口座振替毎月払の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。 なお、更新後契約においては、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日は更新日となります。
	契約日の応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。 (例)契約日が2020年12月10日の場合 契約日の年単位の応当日 : 2021年12月10日以降の毎年12月10日 契約日の半年単位の応当日 : 2021年6月10日以降の毎年12月10日および6月10日 契約日の月単位の応当日 : 2021年1月10日以降の毎月10日
こ	更新日	保険期間が満了する月の前月の末日までに、ご継続をされない旨のお申出がない限り、この保険は、保険期間満了の日の翌日に自動更新され、この日を更新日といいます。
	告知・告知義務・告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされる時(ご契約を復活・復旧される時)に現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等当社がおたずねする重要なことについて当社に事実をお知らせ(告知)いただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

し

指定代理請求人

保険金・年金・給付金等の受取人である被保険者が、保険金・年金・給付金等を請求できない特別な事情があるときに、被保険者に代わり、保険金・年金・給付金等を請求することができる人であり、ご契約者によりあらかじめ指定された人をいいます。

*被保険者であるご契約者が、保険料払込みの免除を請求できない所定の事情があるときを含みます。

支払事由

約款や特約条項に定める保険金等をお支払いする事由のことをいいます。

主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

診査

診査扱のご契約または特約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。

せ

責任開始期(日)

申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。なお、復活の取扱いが行われた後は最後の復活の時が責任開始期(日)となり、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分については、最後の復旧の時が責任開始期(日)となります。

責任準備金

将来の保険金等をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

と

特約条項

特約について締結から消滅までのとりきめを記載したものです。

ね

年金

所定の事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

ひ

被保険者

生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。

ほ

保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険期間満了の日

保険期間が終了する日のことをいいます。保険期間が終了する日はそれぞれ以下のとおりとなります。

・保険期間が年数で定められている場合(年満期)：

契約日からの年数とその定められた年数に達する契約日の年単位の応当日の前日

・保険期間が被保険者の年齢で定められている場合(歳満期)：

被保険者がその定められた年齢に達した後に最初に到来する契約日の年単位の応当日の前日

(例)保険期間が80歳のご契約の場合、契約日の年単位の応当日が4月1日であれば、被保険者が満80歳となられた後に最初に到来する3月31日が保険期間満了の日となります。

保険金

所定の事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

保険金受取人

ご契約者が指定した保険金を受け取る人をいいます。

保険証券

保険契約の成立や内容を証する重要なもので、保険金額(年金月額)や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。

保険年度

契約日から起算した1年ごとの期間をいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2、第3.....保険年度といます。

保険料

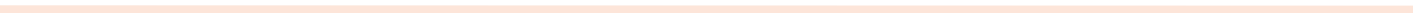
ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。

め 免責事由

被保険者が支払事由に該当された場合でも、被保険者の自殺行為などのケースでは保険金等をお支払いできないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や 約款

ご契約から消滅までのとりきめを記載したものです。



I ご契約（更新）にあたって

1 特約の自動更新について

1. 次の特約を付加された場合で、主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了するとき、所定の範囲内でこれらの特約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。

・ 特定疾病保障定期保険特約	・ 災害割増特約	・ 傷害特約
・ 平準定期保険特約	・ 逡減定期保険特約	・ 配偶者定期保険特約
・ こども定期保険特約	・ 生存給付金付定期保険特約	・ 介護特約
・ 介護特約(親型)		

2. 特約の更新をご希望されない場合は、特約の保険期間が満了する月の前月の末日(月末日が当社の営業日でないときは月末日の直前の当社の営業日とします。)までに、ご契約者から継続しない旨をお申出ください。

3. 次の場合には、自動更新のお取扱いはいたしません。

- (1) 更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳(『介護特約(親型)』の場合は90歳)をこえるとき
- (2) 更新後の特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき(『災害割増特約』、『傷害特約』、『介護特約』および『介護特約(親型)』については、ご契約者のお申出があれば保険料払込期間満了の日の翌日に更新することができます。この場合、更新する特約の保険料を一括してお払込みいただきます。)
- (3) 『生存給付金付定期保険特約』が保険料払込みの免除となった場合
- (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
- (5) 『特別条件付保険特約』の保険金(給付金)削減支払法(保険金(給付金)削減期間経過後のときを除く。)または特別保険料領収法が適用されているとき

4. 更新後の各特約のお取扱いは次のとおりとなります。

保険期間	更新前の保険期間と同一とします。ただし、99歳(『介護特約(親型)』の場合は90歳)の範囲内で保険期間を変更することがあります。
保険料払込期間	更新後の保険期間と同一とします。
保険金額	1. 更新後の各特約(『逡減定期保険特約』を除く)の保険金額等は、更新前と同一とします。 2. 特約の型が60%型の『逡減定期保険特約』の更新後の特約基本保険金額は、更新前の特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同一とします。 3. 特約の型が40%型または20%型の『逡減定期保険特約』は、更新前の特約の保険期間満了の日における特約保険金額と同額の『平準定期保険特約』に変更して更新されます。
特約条項	更新日時点の各特約条項を適用します。
保険料	更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。各特約は、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。
保険料払込方法	主契約の保険料の払込方法(回数・経路)と同一とします。

! ご注意

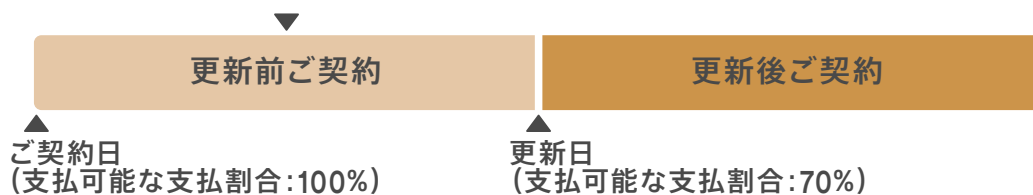
- 特約保険料の一部一時払(頭金制度)をご利用いただいている特約については、更新時に再度一部一時払とする旨のお申出がない限り、更新後の特約保険料の払込方法(回数)は主契約の保険料の払込方法(回数)と同一の方法で更新します。
- 特約保険料の一部一時払(頭金制度)をご利用いただいている『平準定期保険特約』、『逓減定期保険特約』が保険料払込みの免除となった場合、自動更新のお取扱いをする保険金額は、保険料の毎回払(年払・半年払・月払)部分の保険金額となります。ただし、一時払部分の保険金額に対応する一時払保険料をお払込みいただくことにより、一時払部分の保険金額も更新することができます。
- 当社がこれらの特約の締結を更新時に取り扱っていないときは、所定の特約に変更して更新されることがあります。
- 更新後のご契約においては、保険金等のお支払いについて、更新前のご契約の保険期間と更新後のご契約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- 更新前のご契約と更新後のご契約とは保険期間が継続しているものとして取り扱うため、『傷害特約』の障害給付金の支払限度については更新前後の支払割合を通算します。

<傷害特約の障害給付金の支払限度の解説>

例えば、更新前のご契約で障害給付金として「災害死亡保険金額の30%相当額」をお支払いしている場合、その支払割合は更新後のご契約に通算され、その後も支払事由に該当したときは更新前後の保険期間を通じて「災害死亡保険金額の100%」に達するまで、障害給付金をお受取りいただくことができます。

<障害給付金通算の例>

災害死亡保険金額の30%相当額のお支払い



2 お客さまに関する個人情報のお取扱いについて

1 当社が取得する個人情報

当社は、お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態等、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

2 当社の個人情報利用方法(利用目的)

当社は、取得した個人情報を次の目的のために利用します。

- (1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- (2)関連会社(グループ会社)・提携会社が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3)当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- (4)保険に関連・付随する業務の実施
- (5)当社が有する債権の回収
- (6)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (7)お客さまとのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- (8)その他上記に付随する業務

3 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人データを第三者に提供することはありません。

- (1)ご本人が同意されている場合
- (2)利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店を含む)へ委託する場合
- (3)再保険の手続きをする場合
- (4)ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (5)その他法令に根拠がある場合

業務を外部に委託する場合や再保険の手続きをする場合、提供先が外国となる場合がありますが、法令等に従い、適切に対応いたします。

当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項について確認・記録します。

4 個人データの海外提供について

当社では、保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合があります。ただし、ご契約の申込時点では最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、個人データの提供先を特定できません。

外国の再保険会社が存在する国名、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該事業者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報については、保険契約締結後にご照会いただくことが可能です。

5 個人データの共同利用

当社では、保険制度が健全に運営され、保険金等の支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」等(各制度の詳細および共同利用する者の範囲等法定開示事項につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページをご確認ください。)に基づき、他の生命保険会社等との保険契約等に関する所定の情報を共同利用しております。

また、グループ内の内部統制・経営管理を目的として、お客さまのご契約情報等の個人データを共同利用させていただく場合があります。

6 センシティブ情報のお取扱い

要配慮個人情報ならびに保健医療等に関する個人情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

7 安全管理措置

当社は、お客さまご本人の個人データを正確かつ最新の内容に維持し、保護するため、法令等に基づく組織的、技術的、物理的、人的な各安全管理措置を実施しています。

8 保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求

当社は、保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応いたします。

これらの具体的な請求手続きについては、以下の<お問い合わせ窓口>までご連絡ください。

9 特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)のお取扱い

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

次の事項につきましては、当社ホームページ(fwdlife.co.jp)のプライバシーポリシーをご確認ください。

- (1)個人データの安全管理措置に関する情報
- (2)個人データの海外提供に関する情報(国名や制度等)
- (3)個人データを共同利用するグループ会社の範囲
- (4)当社における特定個人情報の利用の範囲(利用目的)等、取扱いの詳細

個人情報・特定個人情報のお取扱いに関するご質問につきましては、右記の「総合サービスセンター」までお問い合わせください。

＜お問い合わせ窓口＞
総合サービスセンター
0120-211-901(通話料無料)
月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

3 ご契約内容等の確認制度について

1. 保険金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご請求内容等について、当社の社員または当社で委託した者が訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認にあたりましては、お客さまのプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取扱いさせていただきますのでご協力をお願いします。
2. 事実の確認に際し、ご契約者、被保険者または受取人が当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。また、保険料のお払込みを免除しません。

4 保険証券のご確認について

1. 主契約と同時に特約を更新されますと、保険証券をご契約者にお送りしますので、更新にあたってご希望された内容と相違していないかどうかもう一度よくお確かめください。
2. 特約のみを更新された場合、当社は保険証券を交付しません。ただし、特約更新通知をご契約者宛にお送りしますので、内容をよくご確認ください。
3. 万一、内容が相違していたり、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。



総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間：月 - 金 9:00-18:00 (祝日・年末年始を除く)

Ⅱ 特約の特長としくみについて

5 平準定期保険特約・逡減定期保険特約・ 特定疾病保障定期保険特約について

(1) 平準定期保険特約

1 特長

平準定期保険特約は、一定の期間、死亡・高度障害に対する保障を充実させるための特約で、特に責任の重い期間を重点的に充実させることができます。

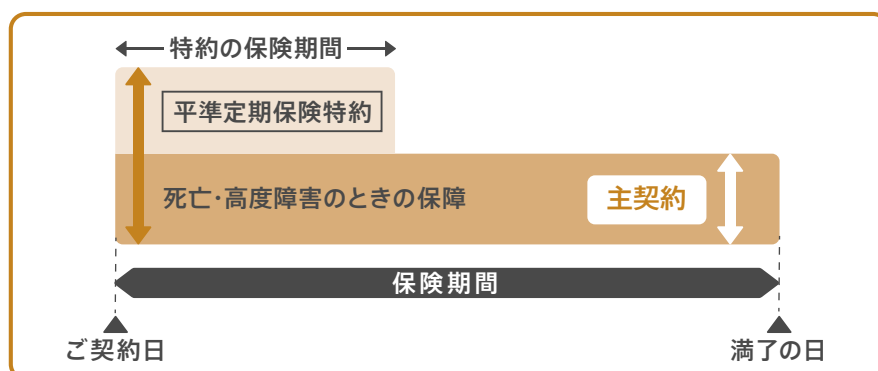
2 特約保険金のお支払い

特約保険金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
特約死亡保険金	この特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の高度障害状態(※1)になったとき		主契約の高度障害保険金の受取人(※2)

(※1) 「所定の高度障害状態」については『平準定期保険特約条項 別表2 対象となる高度障害状態』をご覧ください。

(※2) ご契約者が法人で、主契約の高度障害保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者である法人にお支払いします。ただし、ご契約者からのお申出により、受取人を被保険者に変更することもできます。

【有期タイプの主契約に付加した場合】



(※)主契約が終身タイプの場合は、主契約の保障は終身となります。

3 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
(※)更新については、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約が消滅したとき
- (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき

(2) 逓減定期保険特約

1 特長

逓減定期保険特約は、ライフサイクルにあわせて保険金額が逓減していく合理的な特約です。

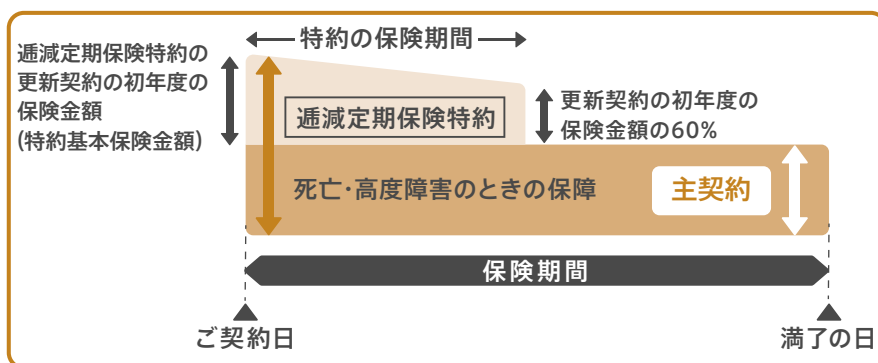
2 特約保険金のお支払い

特約保険金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
特約死亡保険金	この特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した時における特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の高度障害状態(※1)になったとき	被保険者が所定の高度障害状態に該当した時における特約保険金額	主契約の高度障害保険金の受取人(※2)

(※1) 「所定の高度障害状態」については『逓減定期保険特約条項 別表2 対象となる高度障害状態』をご覧ください。

(※2) ご契約者が法人で、主契約の高度障害保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者である法人にお支払いします。ただし、ご契約者からのお申出により、受取人を被保険者に変更することもできます。

【有期タイプの主契約に付加した場合】



(※)主契約が終身タイプの場合は、主契約の保障は終身となります。

II 特約の特長としくみについて

1. 特約基本保険金額

特約締結の際、契約者の申出によって定めた金額をいいます。

2. 特約保険金額

特約基本保険金額を基準として、経過年数に応じた特約保険金額は次の算式により計算されます。

$$\text{特約基本保険金額} \times \left(1 - \frac{1 - \text{所定の最終保険金額割合}}{\text{特約の保険期間の年数} - 1} \times \text{経過年数} \right)$$

(※)特約保険金額に1,000円未満の端数が生じたときは、100円の位を切り上げて1,000円単位とします。

3 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「[① 特約の自動更新について](#)」をご覧ください。

4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約が消滅したとき
- (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき

(3) 特定疾病保障定期保険特約

1 特長

死亡・所定の高度障害に対する保障の他、悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中の3大疾病により所定の状態に該当したときに保険金をお支払いします。

2 特約保険金のお支払い

特約保険金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
特約死亡保険金	この特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の高度障害状態(※1)になったとき		主契約の高度障害保険金の受取人(※2)
特約特定疾病保険金	この特約の責任開始期以後、特約の保険期間中に初めて(特約の責任開始期前の期間を通じて初めてとします。)悪性新生物(※3)に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。)この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞(※3)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態(※4)が継続したと医師によって診断されたときこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に脳卒中(※3)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		主契約の高度障害保険金の受取人(※2)

(※1) 「所定の高度障害状態」については『特定疾病保障定期保険特約条項 別表2 対象となる高度障害状態』をご覧ください。

(※2) ご契約者が法人で、主契約の高度障害保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者である法人にお支払いします。ただし、ご契約者からのお申出により、受取人を被保険者に変更することもできます。

(※3) 「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」はそれぞれ次のものをいいます。
(詳しくは、『特定疾病保障定期保険特約条項 別表5 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中』をご覧ください。)

II 特約の特長としくみについて

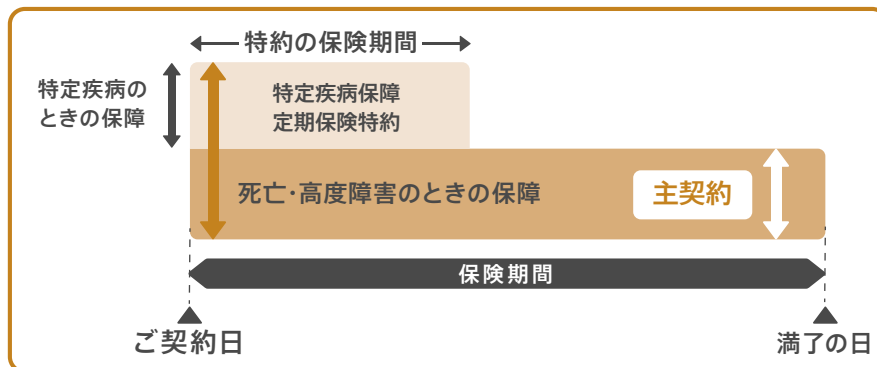
悪性新生物 *「上皮内がん」および「皮膚がん」は対象外ですが、皮膚の悪性黒色腫は対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物(舌がん等) ・消化器および腹膜の悪性新生物(胃がん等) ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物(肺がん等) ・骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物(乳がん等) ・泌尿生殖器の悪性新生物(子宮がん等) ・その他および部位不明の悪性新生物(脳腫瘍等) ・リンパ組織および造血組織の悪性新生物(白血病等)
急性心筋梗塞	・虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします。(狭心症等を除きます。)
脳卒中	・脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭塞(脳血栓、脳塞栓)

(※4) 労働の制限を必要とする状態とは、「軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態」をいいます。

⚠️ ご注意

- 特約死亡保険金、特約特定疾病保険金および特約高度障害保険金は重複してお支払いしません。
- 特約の責任開始期前に悪性新生物に罹患したと診断確定されていた場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物に罹患しても特約特定疾病保険金はお支払いしません。また、特約の責任開始日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物(乳がん)に罹患しても、特約特定疾病保険金はお支払いしません。

【有期タイプの主契約に付加した場合】



(※)主契約が終身タイプの場合は、主契約の保障は終身となります。

3 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
(※)更新については、「① 特約の自動更新について」をご覧ください。

4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約が消滅したとき
- (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき

6 配偶者定期保険特約・子ども定期保険特約について

1 特長

『配偶者定期保険特約』・『子ども定期保険特約』は、配偶者の方またはお子さまに対しても死亡・高度障害保障を準備することにより、ご家族ぐるみの総合保障を実現する特約です。

- ・ 特約の被保険者

配偶者定期保険特約	特約締結時に主契約の被保険者と同一戸籍の配偶者の方
子ども定期保険特約	特約締結時に主契約の被保険者と同一戸籍で、誕生日から起算して30日以上満20歳未満のお子さま(※)

(※)特約締結後に誕生日から起算して30日以上になったお子さまもその時点から被保険者となります。

2 特約保険金のお支払い

『配偶者定期保険特約』または『子ども定期保険特約』を付加した場合は、次の特約保険金をお支払いします。

保険種類	お支払いする場合	保険金の種類	支払額	受取人	
配偶者定期保険特約	特約保険期間中に被保険者が死亡したとき	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の被保険者(※3)	
	責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態(※1)になったとき	特約高度障害保険金			
子ども定期保険特約	特約保険期間中に被保険者が死亡したとき	特約死亡保険金		特約保険金額	主契約の被保険者(※3)
	責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態(※2)になったとき	特約高度障害保険金			

(※1) 「所定の高度障害状態」については『配偶者定期保険特約条項 別表2 対象となる高度障害状態』をご覧ください。

(※2) 「所定の高度障害状態」については『子ども定期保険特約条項 別表2 対象となる高度障害状態』をご覧ください。

(※3) ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、特約保険金の受取人はご契約者である法人とします。ただし、ご契約者からのお申し付けにより、受取人を主契約の被保険者とすることもできます。

3 被保険者の資格の喪失

次の場合、特約の被保険者の資格がなくなります。

<配偶者定期保険特約>

戸籍上の異動により、主契約の被保険者の配偶者でなくなったとき

<こども定期保険特約>

- (1) 戸籍上の異動により、お子さまが主契約の被保険者と同一戸籍でなくなったとき
- (2) お子さまが満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
- (3) お子さまが所定の高度障害状態となり、特約高度障害保険金が支払われたとき

4 保険期間

1. 『配偶者定期保険特約』・『こども定期保険特約』の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
(※)更新については、「① 特約の自動更新について」をご覧ください。

5 特約の消滅および減額

1. 次の場合、『配偶者定期保険特約』・『こども定期保険特約』は消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき
 - (3) 『配偶者定期保険特約』の場合、特約の被保険者が戸籍上の異動により、被保険者の資格を失ったとき。または、特約の被保険者が所定の高度障害状態となり、特約高度障害保険金を支払われたとき
 - (4) 『こども定期保険特約』の場合、特約の被保険者の全てが、被保険者の資格を失ったとき
2. 『配偶者定期保険特約』・『こども定期保険特約』については、主契約および付加されている特約の保険金額等を減額・解約された場合、当社の定める基準により同時に特約保険金額も減額されることがあります。

ご注意

次の場合には、ご契約者は、その事実を証明する書類を添えてすみやかに当社にお知らせください。

- ・ 配偶者定期保険特約：特約の被保険者がその被保険者の資格を失ったとき
- ・ こども定期保険特約：特約の被保険者全てがその被保険者の資格を失ったとき

7 災害割増特約・傷害特約について

1 特長

- 『災害割増特約』は、不慮の事故による死亡・所定の高度障害状態を保障します。
- 『傷害特約』は、不慮の事故による死亡・所定の身体障害の状態を保障します。

2 保険金等のお支払い

保険種類	保険金等の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
災害割増特約	災害死亡保険金	この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故(※1)による傷害により、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき(※2)	災害死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
	災害高度障害保険金	この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故(※1)による傷害により、その事故の日から起算して180日以内に所定の高度障害状態(※3)になったとき(※2)		主契約の被保険者(※7)
傷害特約	災害死亡保険金	この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故(※1)による傷害により、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき(※2)	その被保険者(※4)について定められた災害死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
	障害給付金	この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故(※1)による傷害により、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態(※5)になったとき	災害死亡保険金額の10%~100%(※6)(※7)	主契約の被保険者(※8)

- (※1) 「不慮の事故」については、『災害割増特約条項・傷害特約条項 別表1 対象となる不慮の事故』をご覧ください。
- (※2) 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払事由には、責任開始期以後に発病した感染症(『災害割増特約条項・傷害特約条項 別表38 対象となる感染症(2020)』に定める感染症をいいます。)を直接の原因とする場合も含まれます。
- (※3) 「所定の高度障害状態」については、『災害割増特約条項 別表2 対象となる高度障害状態』をご覧ください。
- (※4) 「その被保険者」とは、支払事由の生じた、ご契約者が選択した型に応じた「主契約の被保険者本人、配偶者または子」をいいます。
- (※5) 「所定の身体障害の状態」については、『傷害特約条項 別表8 給付割合表』をご覧ください。

(※6) 次に定める金額をいいます。

①その被保険者の身体障害の状態が、『傷害特約条項 別表8 給付割合表』の1種目のみに該当する場合

次の算式で計算される金額

「その被保険者について定められた災害死亡保険金額」 × 「その身体障害の状態に対応する給付割合」

②その被保険者の身体障害の状態が、『傷害特約条項 別表8 給付割合表』の2種目以上に該当する場合

その該当する種目ごとに上記①の算式により計算される金額を合計した金額。ただし、身体の同一部位に2種目以上の身体障害の状態が生じたときは、そのうち最も給付割合が大きい種目のみをその合計額に加算します。

(※7) 通算支払限度は100%です。

(※8) ご契約者が法人で、主契約の高度障害保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者である法人にお支払いします。ただし、ご契約者からのお申出により、受取人を被保険者に変更することができます。

3 ご家族に対する保障

1. 『傷害特約』には、主契約の被保険者本人を保障する「本人型」の他に、ご家族まであわせて保障する「家族型」があります。

2. 家族型の場合の被保険者の範囲

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者の方 お子さま
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者の方
本人・子型	主契約の被保険者 お子さま

3. 家族型の保障額

いずれの型においても、配偶者の方およびお子さまの保障額は、ご本人(主契約の被保険者)の保障額の60%です。

4. 家族型の保険金・給付金のお支払い先

家族型の場合の保険金・給付金は、主契約の被保険者にお支払いします。ただし、ご契約者が法人で、死亡保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者である法人にお支払いします。

ご注意

- 現在、新たに配偶者の方、お子さまを被保険者として加えるお取扱いはしていません。
- ご家族の範囲は、主契約の被保険者と同一戸籍に記載の配偶者の方、お子さま(満20歳未満)です。お子さまが満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき、または満20歳未満であっても、結婚・養子縁組等によって戸籍が異動したときには、この特約の被保険者の資格がなくなります。末のお子さまが満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえる場合等、特約の型を変える必要が生じたときには、変更手続きをとられるようお願いいたします。

4 保険期間

1. 『災害割増特約』・『傷害特約』の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
(※)更新については「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

5 消滅および減額

1. 次の場合、『災害割増特約』・『傷害特約』は消滅します。
 - (1)主契約が消滅したとき
 - (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき
2. 『災害割増特約』・『傷害特約』については、主契約の保険金額を減額された場合、当社の定める基準により同時に特約保険金額も減額されることがあります。

8 生存給付金付定期保険特約について

1 特長

死亡・所定の高度障害状態の保障の他、生存されている場合に3年ごとに給付金をお受取りいただける特約です。

2 特約保険金等のお支払い

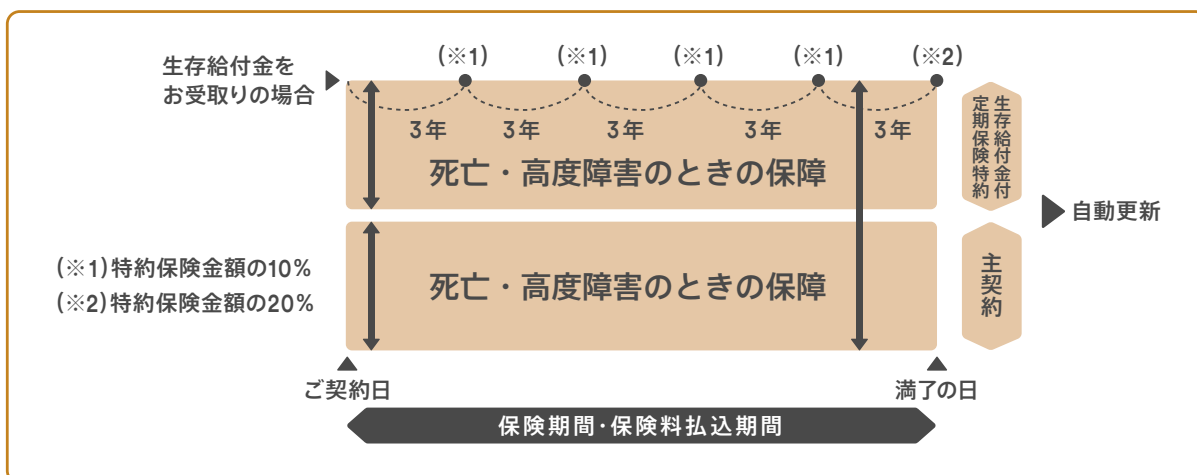
特約保険金等の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
特約死亡保険金	特約保険期間中に死亡したとき		主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態(※1)になったとき	特約保険金額	主契約の高度障害保険金の受取人(※2)
特約生存給付金	特約保険期間中に到来する3年ごとの契約応当日の前日(特約保険期間の満了の日を除きます。)の満了時に生存しているとき	特約保険金額の10%	ご契約者
特約生存給付金	特約保険期間の満了時に生存しているとき	特約保険金額の20%	ご契約者

(※1) 「所定の高度障害状態」については、『生存給付金付定期保険特約条項 別表2 対象となる高度障害状態』をご覧ください。

(※2) ご契約者が法人で、主契約の高度障害保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者である法人にお支払いします。ただし、ご契約者からのお申出により、受取人を被保険者に変更することもできます。

II 特約の特長としくみについて

【有期タイプの主契約に付加した場合】



(※)主契約が終身タイプの場合は、主契約の保障は終身となります。

3 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
(※)更新については、「① 特約の自動更新について」をご覧ください。



ご注意

『生存給付金付定期保険特約』の保険料のお払込みが免除されている場合は、自動更新のお取扱いいたしません。

4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約が消滅したとき
- (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき

9 介護特約について

1 特長

1. 約款所定の支払事由に該当しているかぎり、終身にわたり、毎年同額の介護年金をお支払いします。
2. 保険期間は、終身タイプと有期タイプの2種類があります。
 - 終身タイプの場合は、一生涯にわたって保障が続きます。
 - 有期タイプの場合は、保険期間の満了の日の翌日に健康状態にかかわらず所定の範囲内で自動的に契約を更新することができます。

2 介護年金の支払事由

特約年金の種類	支払事由	支払額	受取人
第1回 介護年金	主契約の被保険者が、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) 公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき (2) 所定の要介護状態 次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア) 要介護状態に該当したこと (イ) 要介護状態がその該当した日から起算して継続して90日あること	介護 年金額	主契約の 被保険者 (※)
第2回 以後の 介護年金	この特約の保険期間中の第1回介護年金の支払事由が生じた日の年単位の応当日において、被保険者が、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき (1) 公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき (2) 所定の要介護状態 次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア) 要介護状態に該当したこと (イ) 要介護状態がその該当した日から起算して継続して90日あること		

(※) ご契約者が法人で、主契約の高度障害保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者である法人にお支払いします。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金(以下「特約高度障害保険金等」といいます。)の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人とします。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、ご契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を介護年金の受取人とします。

約款も合わせてご覧ください	・介護特約条項 別表3 対象となる要介護3以上の状態 別表4 要介護状態
---------------	--

3 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 有期タイプの場合、満期をむかえた後、この特約の保険期間満了時の被保険者の年齢が99歳を限度として所定の範囲内で自動的に特約は更新されます。
(※)更新については、「① 特約の自動更新について」をご覧ください。

4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約が消滅したとき
- (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき

5 保険料の払込み

介護年金の支払事由に該当されていても、保険料払込期間中は、保険料の払込みは必要となります。

6 解約返戻金

介護年金支払中の場合には、この特約の解約返戻金はありません。

7 介護年金お支払いに関する留意事項

介護年金の請求については、毎年医師の診断書が必要です。

また、公的介護保険制度に基づく所定の状態による介護年金の請求に際しては、「公的介護保険制度における保険者が、被保険者に対して公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知した書類」が必要です。

- 第2回以後の介護年金については、毎年介護年金支払応当日においても支払事由に該当されている場合にお支払いします。(約款所定の要介護状態から回復している場合はお支払いしません。)

- 被保険者が要介護状態から回復し、その後新たに支払事由に該当した場合は、新たに第1回介護年金をお支払いし、その日の年単位の応当日ごとに第2回以後の介護年金をお支払いします。

ご注意

[法令等の改正に伴う特約条項の変更]

当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約条項に影響をおよぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を変更することがあります。

この場合、当社は変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知しますので、変更内容にしたがって契約を継続されるか、あるいは解約されるかご選択いただきます。

10 介護特約(親型)について

1 特長

- 「主契約の被保険者またはその配偶者」の親を対象とし、所定の要介護状態に該当された場合に、一時金をお支払いします。

・特約の被保険者

「主契約の被保険者またはその配偶者」の戸籍にその親として記載されている方のうちいずれかお一人

- この特約の保険期間の満了時の翌日に健康状態にかかわらず所定の範囲内で自動的に契約を更新することができます。

2 介護給付金の支払事由

給付金	支払事由	支払額	受取人
介護給付金	<p>この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき</p> <p>(2) 所定の要介護状態 ①要介護状態に該当したこと ②要介護状態がその該当した日から起算して継続して90日あること</p>	介護給付金額	この特約の被保険者(※)

(※) ご契約者が法人で、主契約の高度障害保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者である法人にお支払いします。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金(以下「特約高度障害保険金等」といいます。)の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人とします。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、ご契約者から申出があった場合は、この特約の被保険者を介護給付金の受取人とします。

約款も合わせてご覧ください	<ul style="list-style-type: none"> ・介護特約(親型)条項 別表3 対象となる要介護3以上の状態 別表4 要介護状態
---------------	--

3 保険期間

1. 特約の保険期間は、保険期間の満了時年齢90歳の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、この特約の保険期間満了時の被保険者の年齢が90歳を限度として所定の範囲内で自動的に特約は更新されます。
(※)更新については、「① 特約の自動更新について」をご覧ください。

4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき
- (3) 次に該当することにより、この特約の被保険者の資格がなくなったとき
 - ・ この特約の被保険者が戸籍上の異動により親に該当しなくなったとき
 - ・ この特約の被保険者が主契約の被保険者の配偶者の親である場合、主契約の被保険者の配偶者が戸籍上の異動により配偶者に該当しなくなったとき
- (4) この特約の被保険者が亡くなられたとき
- (5) この特約の介護給付金が支払われたとき

ご注意

[法令等の改正に伴う特約条項の変更]

当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約条項に影響をおよぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を変更することがあります。

この場合、当社は変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知しますので、変更内容にしたがって契約を継続されるか、あるいは解約されるかご選択いただきます。

Ⅲ 保険金等について

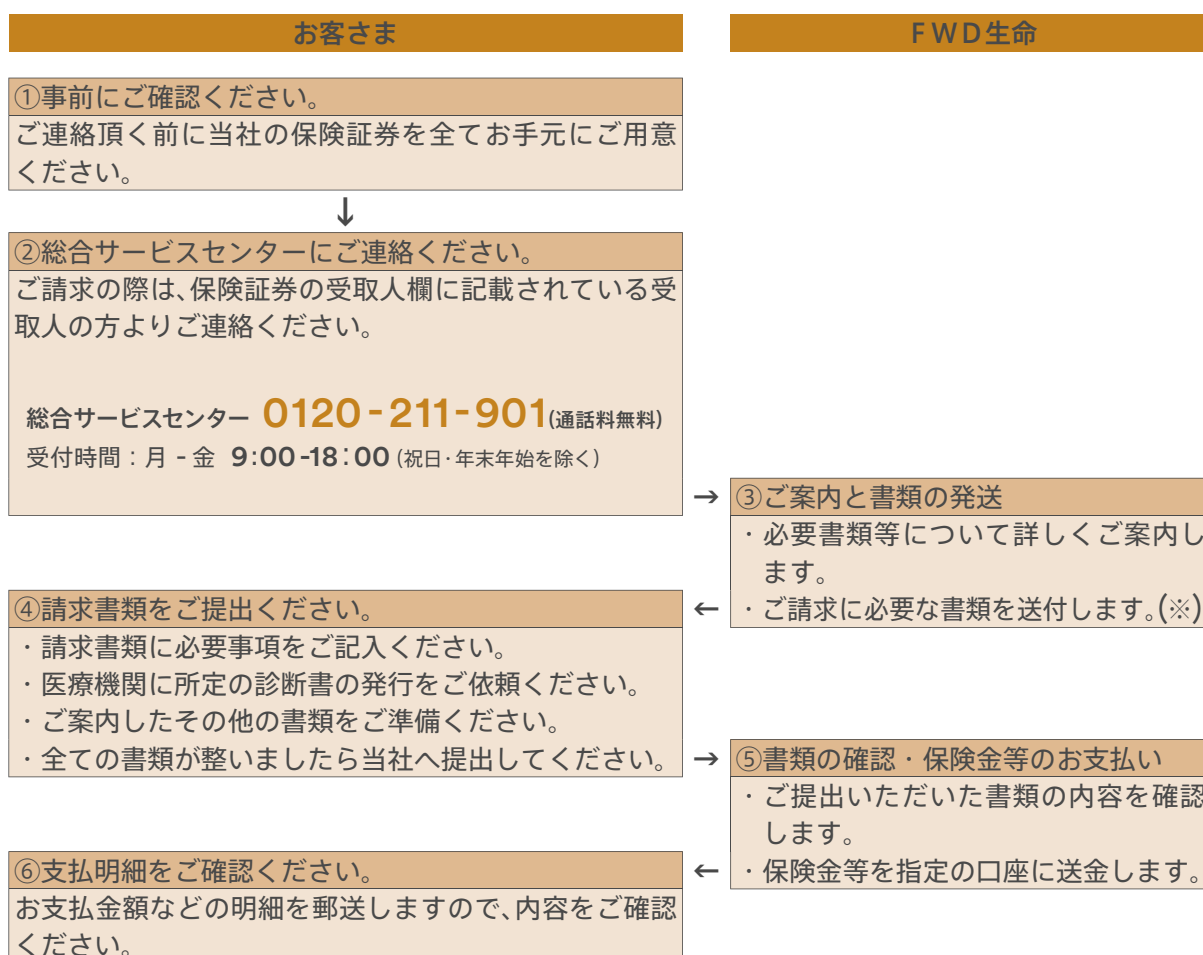
11 保険金等のご請求について

以下の場合にはお気軽に総合サービスセンターまでご連絡ください。

- (1) 保険金等の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当した場合
- (2) 保険金等の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当する可能性がある場合
- (3) ご不明な点が生じた場合

1 ご請求手続きの流れ

保険金等のご請求からお支払いまでの流れは以下のとおりとなります。



(※)ご契約やご請求の内容によっては、別途確認をさせていただく場合があります。

 **ご注意**

- ご契約者および主契約の保険金等の受取人が法人である場合、ご契約者より特約の保険金等をご請求ください。ただし、ご契約者が法人であっても、主契約の保険金等の受取人を主契約の被保険者としている場合、主契約の被保険者(※)よりご請求ください。
(※)介護特約(親型)の場合は、当該特約の被保険者
- お客さまにお取寄せいただく書類(診断書や公的書類等)にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ご提出いただいた書類に不明な点がある場合、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。(詳しくは、「**12** 保険金等の支払期限」をご参照ください。)
- 書類の内容や事実の確認の結果によっては、保険金等をお支払いできない場合があります。
- 書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いします。
- 保険金等をご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から起算して3年間請求がない場合には、その権利がなくなります。



総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間：月 - 金 9:00-18:00 (祝日・年末年始を除く)

2 保険金等をもれなくご請求いただくために

ご契約の内容によっては、他の保険金・給付金・保険料払込みの免除等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

- (1) 複数のご契約に加入されていないかご確認ください。
 (2) 以下に記載している各事例に該当していないか、また、該当している場合は各特約を付加していないかご確認ください。

事例	特約
死亡した、または所定の高度障害状態となった。	平準定期保険特約
	逡減定期保険特約
	特定疾病保障定期保険特約
悪性新生物と診断確定された、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により、所定の状態となった。	特定疾病保障定期保険特約
配偶者が死亡した、または所定の高度障害状態となった。	配偶者定期保険特約
お子さまが死亡した、または所定の高度障害状態となった。	こども定期保険特約
・ケガまたは感染症により死亡した。 ・ケガまたは感染症により、所定の高度障害状態となった。	災害割増特約
・ケガまたは感染症により死亡した。 ・ケガにより、所定の身体障害の状態となった。	傷害特約
・死亡した、または所定の高度障害状態となった。 ・この特約の保険期間中の3年ごとの契約日の年単位の応当日の前日の満了時に生存している。 ・この特約の保険期間の満了時に生存している。	生存給付金付定期保険特約
・病気やケガにより、公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態となった。 ・病気やケガにより、所定の要介護状態となった。	介護特約
ご自身または配偶者の親が以下のいずれかの状態となった。 ・病気やケガにより、公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態となった。 ・病気やケガにより、所定の要介護状態となった。	介護特約(親型)

ご注意

- 保険金・給付金・保険料払込みの免除等をご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から起算して3年間請求がない場合、その権利がなくなります。
- 上記に該当する場合は、ご契約のしおりおよび各特約条項に記載の「お支払いする場合(支払事由)」で詳細をご確認ください。

12 保険金等の支払期限

1. 保険金等のご請求があった場合、当社は、完備された請求書類が当社に到着した日の翌営業日から起算して5営業日以内に保険金等をお支払いします。
2. ただし、保険金等のご請求を当社が受けてから、治療の内容・障害の状態・事故の状況等についてご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合は、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。その場合の支払期限(完備された請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数)は以下のとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
①	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・ 保険金等の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合 ・ 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60日以内
②	上記①の確認をするために特別な照会が必要な次の場合 ・ 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日以内
③	上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・ 弁護士法およびその他の法令に基づく照会 ・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・ ご契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ・ 日本国外における調査 ・ 災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

3. 上記の期限をこえて保険金等をお支払いする場合には、所定の利息を付けてお支払いします。

ご注意

上記の確認等に際し、ご契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

13 保険金等をお支払いできない場合

!! 重要

次のような場合には、保険金等の支払事由が生じても保険金等はお支払いできません。
また、保険料払込みの免除事由が生じても保険料のお払込みを免除できません。

1 免責事由に該当した場合

特約	保険金等	お支払いしない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・平準定期保険特約 ・逡減定期保険特約 ・特定疾病保障定期保険特約 ・生存給付金付定期保険特約 	特約死亡保険金	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご契約の責任開始日から起算して3年以内の被保険者の自殺によるとき(※1) 2. ご契約者の故意によるとき 3. 特約死亡保険金の受取人の故意によるとき 4. 戦争その他の変乱(※2)によるとき
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者定期保険特約 ・こども定期保険特約 		<ol style="list-style-type: none"> 1. ご契約の責任開始日から起算して3年以内の被保険者の自殺によるとき(※1) 2. ご契約者の故意によるとき 3. 主契約の被保険者の故意によるとき 4. 戦争その他の変乱(※2)によるとき
<ul style="list-style-type: none"> ・平準定期保険特約 ・逡減定期保険特約 ・特定疾病保障定期保険特約 ・生存給付金付定期保険特約 	特約高度障害保険金	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご契約者または被保険者の故意によるとき 2. 戦争その他の変乱(※2)によるとき
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者定期保険特約 ・こども定期保険特約 		<ol style="list-style-type: none"> 1. ご契約者、主契約の被保険者または被保険者の故意によるとき 2. 戦争その他の変乱(※2)によるとき

特約	保険金等	お支払いしない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害割増特約 ・ 傷害特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害死亡保険金 ・ 災害高度障害保険金 ・ 障害給付金 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失による時 (注) 『傷害特約』では、「ご契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失による時」とお読み替えください。 2. 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失による時 3. 被保険者の犯罪行為による時 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故による時 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による時 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による時 8. 地震・噴火または津波(※2)による時 9. 戦争その他の変乱(※2)による時
介護特約	介護年金	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失による時 2. 被保険者の犯罪行為による時 3. 被保険者の薬物依存による時 4. 戦争その他の変乱(※2)による時
介護特約(親型)	介護給付金	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失による時 2. 被保険者の犯罪行為による時 3. 被保険者の薬物依存による時 4. 戦争その他の変乱(※2)による時

(※1) 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、特約死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。

(※2) その該当被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、保険金等の全額もしくは一部を支払い、または、保険料のお払込みを免除します。

2 責任開始期前に生じた疾病や傷害の場合

以下の特約保険金・給付金等のお支払いの原因となる疾病や不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害が責任開始期前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。

・ 特約高度障害保険金 ・ 介護年金 ・ 障害給付金 等

3 告知義務違反による解除の場合

詳しくは、ご契約の主契約の「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

4 重大事由による解除の場合

1. 下記3.①～⑤のうちいずれかの事項に該当した場合、ご契約や特約を解除することがあります。この場合、保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
2. 複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが下記3.④の事由にのみ該当したときは、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。
3. 既に保険金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料の払込みを免除していた場合には、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

- ①ご契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金等の受取人が保険金等(保険料払込みの免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②この特約の保険金等(保険料払込みの免除を含みます。)のご請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ③他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
- ⑤主契約、主契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社のご契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない上記①～④に掲げる事由と同等の事由があるとき

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることも含みます。

5 ご契約の失効の場合

詳しくは、ご契約の主契約の「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

6 詐欺による取消し

ご契約者、被保険者、または保険金等の受取人が詐欺によりご契約を締結、復活した場合は、当社はそのご契約を取り消すことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

7 不法取得目的による無効

ご契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で、ご契約を締結、復活した場合は、当社はそのご契約を無効とします。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

14 保険金等をお支払いできる場合 またはお支払いできない場合の事例

⚠️ ご注意

- 保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合について、代表的な事例を参考としてあげたものです。
- ご契約の保険種類・ご加入の時期・下記内容以外に認められた事実関係等によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いにつきましては、お手元の保険証券と「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

- 告知義務違反について
告知義務違反により解除された場合はお支払いできません。

◯ お支払いできる場合

ご契約前に「血圧が高いこと」について告知書で正しく告知されて特別条件付(保険料の割増)でご加入され、その1年後に「高血圧」を原因とする「脳内出血」で亡くなりました。

✕ お支払いできない場合

ご契約前の「肝硬変」での通院について、告知書で正しく告知されずにご加入され、その1年後に「肝硬変」を原因とする「肝臓がん」で亡くなりました。

解説

ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害状態について事実をありのまま正確にもれなく告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実をお知らせいただけなかったり、事実と異なる内容をお知らせいただいた場合、責任開始日から2年以内(※)であれば告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。

ご契約または特約を解除した場合には、支払事由が発生していても、保険金等をお支払いできません。ただし、保険金等の支払事由発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金等をお支払いします。(なお、告知義務違反によりご契約または特約は解除となります。)

(※)責任開始日から2年を経過していても、保険金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

- 高度障害状態について(『平準定期保険特約』、『逡減定期保険特約』、『特定疾病保障定期保険特約』、『配偶者定期保険特約』、『こども定期保険特約』または『生存給付金付定期保険特約』が付加されている場合)

①所定の高度障害状態に該当しない場合はお支払いできません。

○ お支払いできる場合	× お支払いできない場合
事故による負傷で両眼の損傷が著しく、(両眼球摘出手術を行った場合等)回復の見込みがない状態となった。	視力が著しく低下したため検査を受けたところ、網膜はく離と診断され、その後入院・治療するも視力は回復せず、両眼の矯正視力が0.02まで低下。しかし、視力回復の見込みがあるため、引続き加療中である。

解説

責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態に該当された場合に高度障害保険金をお支払いします。原因が傷害であるか疾病であるかを問いません。(高度障害保険金がお支払されると保険契約は消滅します。)

なお、視力障害については、所定の高度障害状態に該当する場合を「視力を全く永久に失ったもの(両眼の矯正視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合)」としており、回復が見込まれる状態ではお支払いできません。

また、所定の高度障害状態に該当する場合でも、免責事由(ご契約者または被保険者の故意)に該当する場合はお支払いできません。

所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法に定める状態とは異なります(※)。

(※)国の法律である身体障害者福祉法では、例えば、以下のような場合に身体障害者等級の第1級に該当しますが、所定の高度障害状態の基準とは異なります。

- ・ 心臓の機能の障害により、自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの(ペースメーカー埋込が該当)
- ・ 腎臓の機能の障害により、自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの(人工透析が該当)

②責任開始期前に発病した場合はお支払いできません。

○ お支払いできる場合	× お支払いできない場合
責任開始期以後に発病した「緑内障」により両眼の視力を全く永久に失った。	責任開始期前より治療を受けていた「緑内障」が、責任開始期以後に悪化し両眼の視力を全く永久に失った。

解説

所定の高度障害状態により高度障害保険金をお支払いするのは、その原因となる疾病や傷害が責任開始期以後に生じた場合です。したがって、約款に特に定めがない限り、疾病や傷害が責任開始期前に生じている場合は、高度障害保険金をお支払いできません。なお、所定の高度障害状態に該当する場合でも、免責事由に該当する場合はお支払いできません。

- 悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中について(『特定疾病保障定期保険特約』が付加されている場合)

①所定の「悪性新生物」の定義に該当しない場合はお支払いできません。

◎ お支払いできる場合	✕ お支払いできない場合
「膀胱がん」と診断され、病理組織診断の結果、“悪性新生物”と診断確定された。	<ul style="list-style-type: none"> ・「膀胱がん」と診断され、病理組織診断の結果、“上皮内がん”と診断確定された。 ・悪性新生物ではあるものの、悪性黒色腫以外の皮膚がんと診断確定された。

解説

悪性新生物と医師により診断確定され、約款所定の要件に該当した場合は、は特約特定疾病保険金をお支払いします。

なお、特定疾病保障定期保険特約条項では、次のものが支払対象から除外されています。

- ・上皮内がん
- ・皮膚がん(ただし、皮膚の悪性黒色腫は除きます。)
- ・「生まれて初めて医師に診断確定されたがん」でないもの
- ・乳がんの場合、責任開始日から数えて、90日以内に医師に診断確定されたもの

②所定の「急性心筋梗塞」の定義に該当しない場合はお支払いできません。

◎ お支払いできる場合	✕ お支払いできない場合
胸痛で受診し、冠動脈検査等の精密検査の結果、「急性心筋梗塞」と診断されて2週間入院し、さらに、初めて受診された日から起算して60日以上自宅安静が必要な状態が継続していると医師によって診断された。	胸痛の症状があり、病院で受診したところ、いったん「急性心筋梗塞」と告げられたが、精密検査では所定の「急性心筋梗塞」の定義に該当する所見はなく、その後まもなく症状は治まった。

解説

・特定疾病保障定期保険特約を付加された場合、「急性心筋梗塞」を発病し、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合に、特約特定疾病保険金をお支払いします。

・「急性心筋梗塞」とは特定疾病保障定期保険特約条項『別表5 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中』に記載の「急性心筋梗塞の定義」の条件をすべて満たす場合をいいます。胸部痛等の自覚症状のみで診断された場合や、「狭心症」、「陳旧性心筋梗塞」等は、該当しません。

③所定の「脳卒中」の定義に該当しない場合はお支払いできません。

<p>○ お支払いできる場合</p> <p>突然、左半身が麻ひし、頭部CT検査の結果、「脳梗塞」と診断され、さらにその日から60日以上、麻ひの後遺症が続いたと医師によって診断された。</p>	<p>× お支払いできない場合</p> <p>何となく手がしびれるため病院で受診したところ、いったん「脳梗塞」と告げられたが、その後症状がなくなった。</p>
<p style="text-align: center;">解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾病保障定期保険特約を付加された場合、「脳卒中」を発病し、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻ひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合に、特約特定疾病保険金をお支払いします。 ・ 「脳卒中」とは特定疾病保障定期保険特約条項『別表5 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中』に記載の「脳卒中の定義」の条件をすべて満たす場合をいいます。自覚症状のみで診断された場合や、「外傷性くも膜下出血(疾病性のものは含まれません)」、「脳動脈瘤(破裂していないもの)」、「一過性脳虚血発作」等は、該当しません。 	

- 不慮の事故について《『災害割増特約』または『傷害特約』が付加されている場合》
①所定の「不慮の事故」に該当しない場合はお支払いできません。

<p>○ お支払いできる場合</p> <p>横断歩道を渡っていたところ、交通事故に巻き込まれ、頭を強打して「急性硬膜下血腫」となり、亡くなられた。</p>	<p>× お支払いできない場合</p> <p>「脳梗塞」の後遺症のために、食物を飲みこむことが困難となっている状態で、食物をのどにつまらせて亡くなられた。</p>
<p style="text-align: center;">解説</p> <p>「対象となる不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で、『別表1 対象となる不慮の事故』に該当する事故をいいます。なお、上記「お支払いできない場合」の例のように「対象となる不慮の事故」から除外されている事故である場合は災害死亡保険金をお支払いできません。</p>	

②免責事由に該当する場合はお支払いできません。

○ お支払いできる場合

- ・ 自転車で脇見運転中に、誤って道路脇の用水路に転落して亡くなりました。
- ・ 酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた自動車にはねられて亡くなりました。

× お支払いできない場合

- ・ 自動車を運転し、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、亡くなりました。
- ・ 泥酔して道路上で寝込んでいるところを自動車にはねられて亡くなりました。
- ・ 法令に定める酒気帯び状態で自動車を運転中に交通事故で亡くなりました。
- ・ 無免許で自動車を運転している間に交通事故で亡くなりました。

解説

災害割増特約条項および傷害特約条項では、災害死亡保険金をお支払いできない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当するときは、災害死亡保険金をお支払いできません。

≪上記「お支払いできない場合」以外の主な免責事由の例≫

- ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ・ 被保険者の犯罪行為
- ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故

Ⅳ ご契約（更新）後のお取扱いについて

15 ご契約または特約の解約と解約返戻金

!! 重要

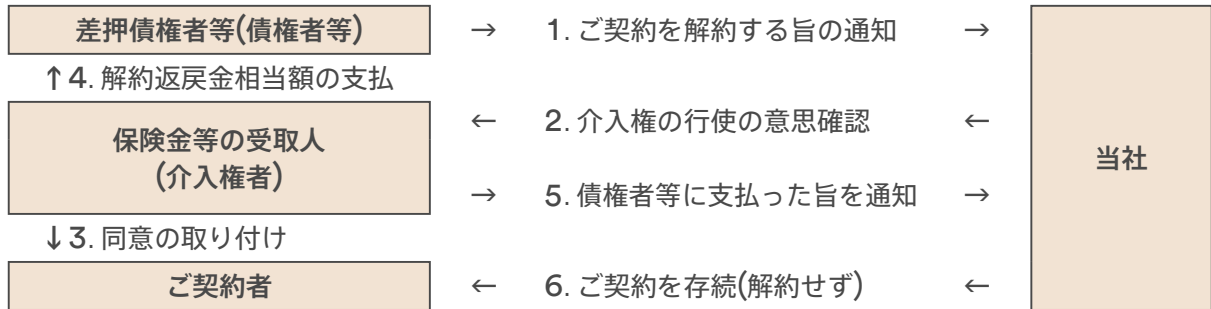
- 解約はいつでもできますが、ご契約およびご契約に付加されている特約は、ご家族の生活保障等に役立つ大切な財産ですので、ぜひ末永くご継続ください。
- あらためてご契約されますと、多くの場合、これまでより保険料が割高になります。
- 効力のなくなったご契約または特約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

1. 解約されると解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後、短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数等により異なります。
2. やむをえずご契約または特約を解約される場合には、総合サービスセンターまでご連絡ください。
3. 所定の解約返戻金等の請求書類が当社に到着し、書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内に解約返戻金等をお支払いします。

16 保険金等の受取人によるご契約の存続

1. ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の書類が当社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下の全てを満たす保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。
 - (1)ご契約者でないこと
 - (2)ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること* ご契約者を通して保険金等の受取人(介入権者)に「介入権の行使の意思確認」を実施します。意思確認にご協力をお願いいたします。
3. 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に、以下の全てのお手続きを行う必要があります。
 - (1)ご契約者の同意を得ること

- (2) 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- (3) 上記(2)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)



17 生命保険と税金

!! 重要

税務のお取扱いにつきましては、巻末に記載の「資料作成日」現在の法令・通達・判例に基づくものであり将来的にお取扱いが変わることがあります。個別のお取扱い等については、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

1 生命保険料控除制度について

「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料に応じた一定額がご契約者のその年の所得から控除される制度で、税率を掛ける前の所得が低くなることにより所得税、住民税の負担が軽減されます。

- (1) 対象となるのは、納税する人が保険料を払い込み、保険金や給付金などの受取人が「契約者ご本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」のご契約です。
- (2) 生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、1月から12月までにお払込みいただいた保険料から保険料控除対象外となる保険料およびその年度に支払われた配当金を差し引いた額です。
- (3) 1月から12月までにお払込みの保険料が1契約につき9,000円をこえるときは、「生命保険料控除証明書」を発行いたしますので、年末調整または確定申告のときまで大切に保管してください。
(団体扱契約の場合は、団体の担当者の証明でよいことになっていますので不要です。)

Ⅳ
お取扱い(更新)後の

2 生命保険料控除の区分について

1. 保険料は、主契約・特約ごとに次のいずれかに区分されます。

一般生命保険料	生存または死亡に対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
介護医療保険料	入院・通院などに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料
保険料控除対象外となる保険料	身体の傷害のみに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料、財形保険・保険期間が5年未満の貯蓄保険・団体信用生命保険などの保険料

2. この「ご契約のしおり」に記載の特約の保険料は、次のとおり区分されます。

一般生命保険料	更新後の『平準定期保険特約』、『逡減定期保険特約』、『特定疾病保障定期保険特約』、『生存給付金付定期保険特約』、『配偶者定期保険特約』、『こども定期保険特約』
介護医療保険料	更新後の『介護特約』、『介護特約(親型)』

(※) 『災害割増特約』、『傷害特約』の保険料は、生命保険料控除の対象外です。

3 生命保険料控除額について

「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」の区分ごとに、所得税および住民税の保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額(※)	年間払込保険料額	控除額(※)
20,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額
20,000円超	払込保険料×1/2	12,000円超	払込保険料×1/2
40,000円以下	+10,000円	32,000円以下	+6,000円
40,000円超	払込保険料×1/4	32,000円超	払込保険料×1/4
80,000円以下	+20,000円	56,000円以下	+14,000円
80,000円超	一律 40,000円	56,000円超	一律 28,000円

(※)控除額は「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」の3つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

<ご参考情報>

契約日(または更新日)が【2011年12月31日以前】の生命保険のご契約(または特約)には旧制度が適用され、「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の区分ごとに、保険料控除額が計算されます。

● 所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額(※)	年間払込保険料額	控除額(※)
25,000円以下	払込保険料全額	15,000円以下	払込保険料全額
25,000円超 50,000円以下	払込保険料×1/2 +12,500円	15,000円超 40,000円以下	払込保険料×1/2 +7,500円
50,000円超 100,000円以下	払込保険料×1/4 +25,000円	40,000円超 70,000円以下	払込保険料×1/4 +17,500円
100,000円超	一律 50,000円	70,000円超	一律 35,000円

(※)控除額は「一般生命保険料」、「個人年金保険料」の2つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高100,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

! ご注意

契約日(または更新日)が【2011年12月31日以前】のご契約(または特約)と【2012年1月1日以後】のご契約(または特約)の両方について生命保険料控除制度の適用を受ける場合、控除額は所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度となります。

4 税法上のお取扱い

死亡保険金の税法上のお取扱い

- ご契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり死亡保険金に対する課税の種類が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
災害特約死亡保険金・	ご契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	ご契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税



- より詳しい内容等については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

5 非課税扱いについて

1. 特約死亡保険金の相続税非課税限度額

ご契約者と被保険者が同一の保険契約で特約死亡保険金を受け取った場合、特約死亡保険金の受取人が被保険者の相続人(※)の場合、各相続人(※)が受け取った特約死亡保険金の合計額のうち、「500万円×法定相続人の数」までの金額が相続税の非課税限度額となります。

(※)ここでいう相続人とは、民法で定められた法定相続人のうち、相続を放棄した人や相続権を失った人を除いた人をいいます。

(相続税法第12条)

2. 特約高度障害保険金の非課税扱い

特約高度障害保険金は非課税扱いになります。ただし、ご契約者が法人で、かつ特約高度障害保険金の受取人である場合は除きます。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)

3. 所得税の非課税扱いについて

傷害または疾病に基づいて被保険者(またはその配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族)が保険金等を受取る場合には非課税扱いになります。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20,21)

V その他生命保険に関するお知らせ

18 保険金額等が削減される場合

1. 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
2. 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 03-3286-2820
月曜日-金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00-12:00、13:00-17:00
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

19 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

1 保護機構とは

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

2 保険契約の継続について

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加えることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

3 保険契約の移転等について

1. 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約です。その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))。
2. 保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

(※1)特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

(※2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)をこえていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率})\text{の総和} \div 2\}$$

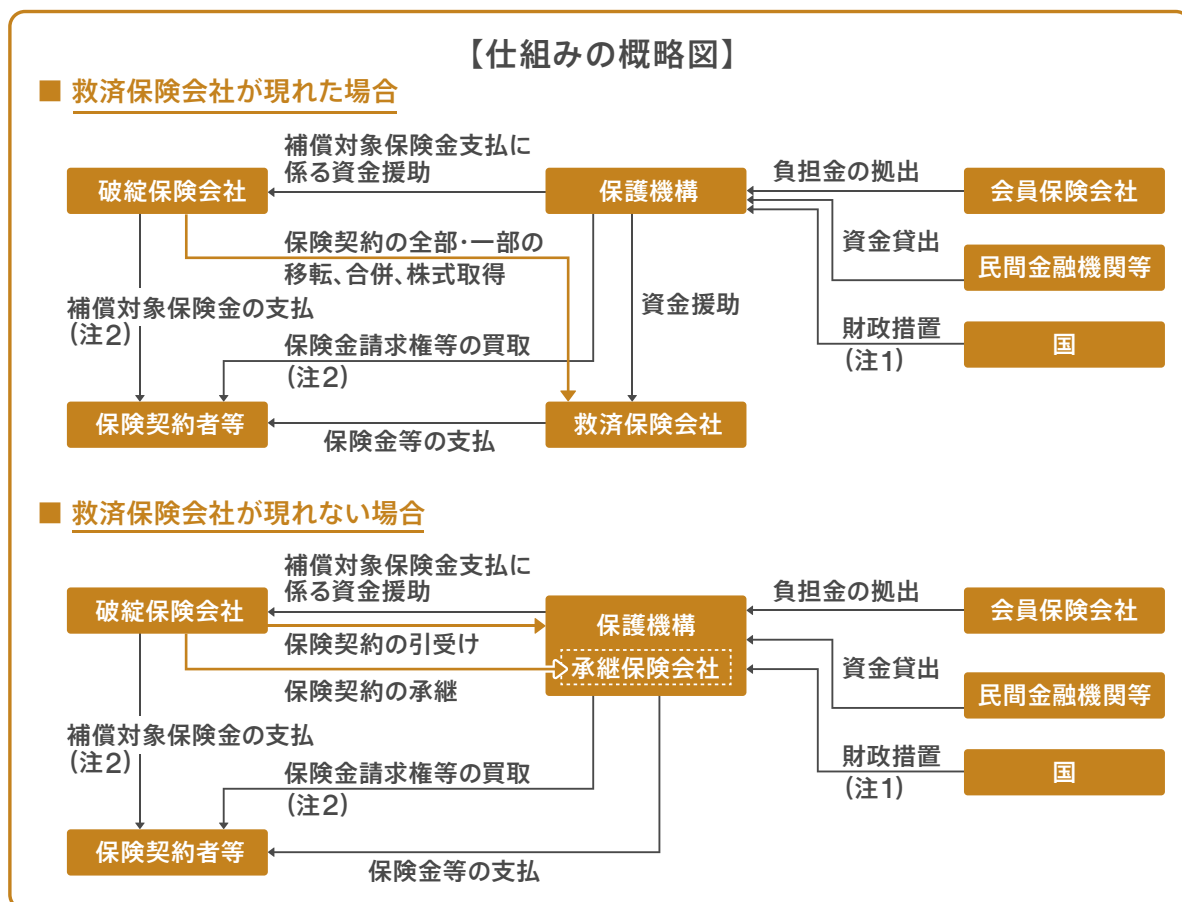
(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(※3)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

(※4)個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

4 保険契約者等の保護の仕組みの概略



(注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、「3 保険契約の移転等について」(※2)に記載の率となります。)

・補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて巻末に記載の「資料作成日」現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。上記の「財政措置」が適用される期限を含め、最新の内容につきましては、当社のホームページ(<https://www.fwdlife.co.jp/organisation-to-protect-life-insurance-consumers>)でご確認ください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 03-3286-2820
 月曜日-金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00-12:00、13:00-17:00
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

Ⅴ
 関
 す
 る
 お
 知
 ら
 せ

20 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

(1) 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)~(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細は、総合サービスセンターまたはお近くの当社営業部門にご連絡ください。

- (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
- (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

(オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

■2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

■2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

* 2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)~(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

- * 上記登録事項における各項目の名称等は当社とのご契約内容における名称等と一部異なる場合があります。その場合、当社にて名称等の読み替えを行い、本制度への登録を行います。
- * 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- * 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.fwdlife.co.jp/shared-use/>)をご確認ください。

(2) 「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。))とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。))の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。))の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金(以下、「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細は、総合サービスセンターまたはお近くの当社営業部門にご連絡ください。

- (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
- (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- (オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- * 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- * 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.fwdlife.co.jp/shared-use/>)をご確認ください。

21 取引時確認(本人確認)について

1. 当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、生命保険契約の締結等の取引の際にお客さまの氏名・住居等について取引時確認(本人確認)を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリング(犯罪等で得た資金を正当な取引で得た資金に見せかけること)に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
2. お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。
 - (1) 生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引
 - (2) 現金等による200万円をこえる取引
 - (3) 過去に確認したお客さまになりすましている疑いがある取引
 - (4) 過去の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがあるお客さまとの取引

* 取引時確認(本人確認)が必要な取引・商品等については、対象外となるものがあります。
3. 取引時確認(本人確認)では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・取引目的・職業等を、法人の場合は名称・本店または主たる事務所の所在地・取引目的・事業内容・実質的支配者等を確認します。また、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引の場合、通常の取引よりも厳格な方法で確認し、ならびに、資産および収入の状況(200万円をこえる財産の移転を伴う取引のみ)を確認します。
4. 取引時確認(本人確認)で確認した事項に後日変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

22 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて

1. 「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下、実特法といいます。)」の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、当社では、実特法に基づき、保険契約(※1)の締結等に際し、お客さまより、お客さまの氏名・住所(名称・所在地)や居住地国(※2)等を記載した届出書を提出いただいております。
これは、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、各国の税務当局間で互いに提供することにより、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処することを目的としたものです。
(※1) 当社ではキャッシュバリュー保険契約・年金保険契約等の所定の保険契約を指します。
(※2) 居住地国とは、税務上の居住地国を指します。

2. 届出書の提出をお願いするお客さまおよび手続きは、以下の通りです。

- (1)届出書の提出をお願いするお客さま
個人・法人(法人の実質的支配者を含みます。)
- (2)届出書の提出をお願いする手続き
 - ・契約の締結
 - ・契約者の変更
 - ・契約者貸付の申込
 - ・解約返戻金の支払
 - ・満期保険金の支払
 - ・年金の支払
 - ・海外渡航

なお、当社が「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きにより取得したお客さまの個人情報、同制度上の目的のために利用します。当社は、同制度に基づく本人確認および税務当局への報告(それらの要否の判定を含みます。)を適切に行うために以下の取扱いをいたします。

- ①当社が非居住者の該当有無、納税者番号等の必要な情報を取得・保存すること
 - ②当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告(提供)の要否判定に利用すること
 - ③当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて税務当局へ報告(提供)すること
3. お客さまに届出書の提出に応じていただけない場合には、当社は、保険契約の締結を行いません。また、実特法に基づき、当社は届出書の記録を保存いたします。届出内容に変更が生じた場合には、当社までご連絡をお願いいたします。届出書の不提出・虚偽記載等があった場合には、実特法上罰則の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

23 FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きについて

当社は、米国の「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」および日本国政府と米国政府の「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」に対応するため、生命保険契約の締結等に際し、お客さまが「米国税制上の特定米国人」または「米国人所有の外国事業体」に該当するかについてご申告いただいております。

なお、当社がFATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きにもとづき取得したお客さまの個人情報は、同法上の目的のために利用します。

<米国内国歳入法(米国税法)の対応について>

FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)は、米国納税義務者による租税回避を防ぐた

め、米国内国歳入法の一部として制定されています。当社は、米国内国歳入法にもとづく本人確認および米国内国歳入庁への報告(それらの要否の判定を含む)を適切に行うために以下の取扱をいたします。

- ①当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
- ②当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
- ③当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて米国内国歳入庁へ報告(提供)すること

<対象となる米国納税義務者について>

「米国納税義務者」とは以下のお客さまが対象となります。

1. 特定米国人

○米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

【特定米国人に該当する例(報告対象)】

- ・米国市民 ・米国居住者(※1)
- ・米国パートナーシップ ・米国法人 ・米国財団 ・米国信託 など

(※1)一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

【特定米国人に該当しない例】

- ・米国上場法人 ・米国政府 ・米国非課税団体 ・米国銀行 など

2. 米国人所有の外国事業体

○実質的米国人所有者が1人以上いる外国事業体(※2)をいいます。

(※2)支配者のなかに直接または間接的に25%をこえる議決権または価値を有する特定米国人が1人以上いる外国事業体

○外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社
- ・政府機関等(政府、行政機関、国際組織、中央銀行など)
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

○FATCA対応に協力する金融機関は、原則、報告が免除されています。

お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合には、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

24 このような場合、ただちにご連絡ください。

ご契約に関する各種お手続きや、ご相談・ご照会・苦情につきましては、総合サービスセンターまたは当社ホームページを通じてご連絡ください。

たとえばこんなときご連絡を！

- ・ 改姓・受取人変更
- ・ 住所の変更(※1)
- ・ 電話番号の変更(※1)
- ・ 保険料払込口座の変更
- ・ クレジットカードの変更
- ・ 保険証券の再発行
- ・ 生命保険料控除証明書の再発行
- ・ 保険金・年金・給付金等のご請求
- ・ 本人確認事項等(※2)の変更
- ・ その他、お手続き方法等

*一部のお手続きについては、「自動音声による手続き」も可能です。



(※1) 住所の変更および電話番号の変更は当社ホームページ(fwdlife.co.jp)を通じたお手続きをお願いします。

なお、海外渡航、帰国のご連絡は総合サービスセンターへお電話ください。

(※2) 「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項。

- 各種お手続き、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人・保険金・年金・給付金等の受取人からお願いします。
- 各種お問い合わせの際には保険証券番号、ご契約者の氏名、生年月日、ご登録の住所、電話番号をお知らせください。
- お申出の内容・契約形態により、営業部門で対応させていただく場合があります。
- あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
- 当社のお手続きに関する最新情報や保険契約に関する諸利率等の各種情報につきましては、当社ホームページ(fwdlife.co.jp)をご覧ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)

- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社へ連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

平準定期保険特約条項 目次

1. 特約の締結・責任開始期	2
第1条 特約の締結	2
第2条 特約の責任開始期	2
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	2
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	2
3. 特約保険金の支払い・特約保険料払込みの免除	2
第4条 特約死亡保険金の支払い	2
第5条 特約高度障害保険金の支払い	3
第6条 特約保険金の支払いに関するその他の事項	3
第7条 特約保険料払込みの免除	3
第8条 戦争その他の変乱の場合の特例	3
第9条 特約保険金の支払いの請求手続き	4
第10条 特約保険金の支払時期および支払い等に必要な確認	4
4. 告知義務・解除	4
第11条 告知義務および告知義務違反による解除	4
第12条 重大事由による解除	4
5. 特約保険料の払込み	5
第13条 特約保険料の払込み	5
6. 失効・復活	5
第14条 特約の失効	5
第15条 失効した特約の復活	5
7. 貸付・返済	5
第16条 主契約の保険料の振替貸付をする場合の取扱い	5
第17条 契約者貸付	5
第18条 貸付金の返済	5
8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	5
第19条 特約の解約	5
第20条 特約の解約返戻金	6
第21条 債権者等による解約の効力と特約保険金の受取人による特約の存続	6
第22条 主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金	6
第23条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	6
9. 特約内容の変更	6
第24条 特約保険金額の減額	6
第25条 払済保険または延長定期保険からの特約の復旧	6
第26条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱い	6
第27条 特約保険金の受取人の変更	6
10. 特約の契約者配当	7
第28条 特約の契約者配当	7
11. 特約の更新	7
第29条 特約の更新	7
第30条 特約を更新できない場合等	8
12. 主約款の定め準用	8
第31条 主約款の定め準用	8
13. 特則	8
第32条 特約保険料の一部一時払の特則	8
第33条 終身保険等に付加した場合の特則	8
第34条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	9
第35条 養老保険等に付加した場合の特則	9
第36条 収入保障保険等に付加した場合の特則	9

平準定期保険特約条項

(2024年3月2日改正)

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 (特約の締結)

- 保険契約者は、主契約^{*1}の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条 (特約の責任開始期)

- この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
- 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
 - 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - この特約の第1回保険料^{*1}および当社所定の金額を受け取った時
 - 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. 特約保険金の支払い・特約保険料払込みの免除

第4条 (特約死亡保険金の支払い)

- 当社は、次の表のとおり特約死亡保険金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき
支払額	特約保険金額
受取人	主契約の死亡保険金受取人
免責事由 ^{*1}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期 ^{*2} の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 ^{*3} (3) 特約死亡保険金の受取人の故意 ^{*4} (4) 戦争その他の変乱

- 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。

備考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。

第4条 備考

- *1 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *3 本条1. 免責事由(1)に該当する場合を除きます。
- *4 本条1. 免責事由(1)または(2)に該当する場合を除きます。被保険者を死亡させた特約死亡保険金の受取人以外に、特約死亡保険金の受取人が存在するときは、その受取人の受取割合に応じた特約死亡保険金を支払い、免責となる部分の特約死亡保険金に対応する責任準備金^{*5}を保険契約者に支払います。

3. 免責事由に該当し、特約死亡保険金を支払わないときは、責任準備金^{*5}を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意の場合は、責任準備金その他の返戻金はありません。

第5条 (特約高度障害保険金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり特約高度障害保険金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態(別表2)になったとき ^{*1 *2}
支払額	特約保険金額
受取人	主契約の高度障害保険金の受取人
免責事由 ^{*3}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

2. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の特約高度障害保険金は支払いません。この場合、被保険者が高度障害状態(別表2)になった時から消滅したものとみなして、当社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金の受取人に支払います。
3. 本条1. および2. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、この特約の責任開始期前の疾病等^{*4}を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして特約高度障害保険金を支払います。
(1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
(2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断^{*5}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. 当社が被保険者の高度障害状態(別表2)を認めて特約高度障害保険金を支払った場合は、この特約はその高度障害状態(別表2)になった時から消滅します。

第6条 (特約保険金の支払いに関するその他の事項)

1. 特約高度障害保険金を支払う前に特約死亡保険金の請求を受け、特約死亡保険金が支払われるときは、当社は、特約高度障害保険金を支払いません。
2. 特約高度障害保険金が支払われた場合は、その支払後に特約死亡保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

第7条 (特約保険料払込みの免除)

1. 主約款^{*1}により、主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1. のほか、次の場合も、主契約の保険料払込みの免除に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。
(1) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
(2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合は、本条1. および2. は適用しません。

第8条 (戦争その他の変乱の場合の特例)

この特約の被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合または高度障害状態(別表2)になった場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めるときは、その影響の程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、または保険金を削減して支払います。

備考

第4条 備考

- *5 当社が受け取った保険料のうち、この特約の将来の保険金等の支払いに充当するもので、保険料等を算出するための当社所定の計算の基礎を用いて計算します。以下同じ。

第5条 備考

- *1 この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態(別表2)になったときを含みます。ただし、責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係がない場合に限りです。
*2 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込みが明らかでないことを除いては高度障害状態(別表2)となった場合で、この特約の保険期間の満了時をこえてその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後に回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態(別表2)になったときは、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態(別表2)になったものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
*3 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。
*4 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または被った傷害のことをいいます。以下、本条において同じ。
*5 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

第7条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第9条 (特約保険金の支払いの請求手続き)

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. 特約保険金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 団体^{*2}が特約保険金等の受取人となる事業保険契約の場合、この特約の特約保険金の請求に要する書類に関する取扱いは、主約款に準じます。

第10条 (特約保険金の支払時期および支払い等に必要な確認)

この特約の特約保険金の支払いは、主約款の「保険金の支払時期および支払い等に必要な確認」の定めに従います。

4. 告知義務・解除

第11条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第12条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者 ^{*2} または特約保険金の受取人が、特約保険金 ^{*3*} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この特約の特約保険金 ^{*4} の請求に関し、その特約保険金の受取人 ^{*5} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な保険金額	他の保険契約との重複によって、被保険者かけられる特約保険金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*6} への関与	保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*7}

2. 特約保険金の支払^{*4}事由が生じた後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後に生じた支払^{*4}事由による特約保険金^{*8}の支払いをしません。^{*9}
3. 本条によりこの特約を解除する場合は、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条によりこの特約を解除した場合は、解約返戻金があるときは、当社は、解約返戻金と同額^{*10}の返戻金を保険契約者に支払います。^{*11}

備考

第9条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、保険金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *2 官公庁、会社、組合または工場等の団体をいい、団体の代表者を含みます。

第12条 備考

- *1 未遂を含みます。
- *2 特約死亡保険金については、被保険者を除きます。
- *3 死亡保険金については、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- *4 保険料払込みの免除を含みます。
- *5 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者としてします。
- *6 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- *7 例えば、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、当社または他の保険者(他の保険会社等をいいます。)と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約に付加されている他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *8 本条1.(4)のみに該当した場合で、本条1.(4)に該当したのが特約死亡保険金の受取人のみであり、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その特約死亡保険金の受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。
- *9 すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- *10 特約保険金のすえ置支払いを選択した後は、すえ置いた特約保険金額とその利息の合計額とし、特約保険金の年金支払いを選択した後は、未払金の現価の一時支払いの請求を受け付けたものとして計算した支払額とします。
- *11 本条1.(4)によりこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して本条2.により特約死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払わない特約死亡保険金に対応する解約返戻金と同額^{*10}の返戻金を保険契約者に支払います。

5. 特約保険料の払込み

第13条 (特約保険料の払込み)

- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。^{*1}
- 本条1. にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合は、この特約の保険料は、一括して前納してください。
- この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間の満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。
- 本条3. の場合、次のとおりとします。
 - 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間^{*2}の定めに従います。
 - 本条3. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとして扱います。
- 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとして扱います。

6. 失効・復活

第14条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。この場合、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。

第15条 (失効した特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。
- この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに従って、この特約の復活の取扱いをします。

7. 貸付・返済

第16条 (主契約の保険料の振替貸付をする場合の取扱い)

- 主契約について保険料の振替貸付の取扱いを行う場合は、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
- 本条1. の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約の保険料との合計額について行うものとして扱います。

第17条 (契約者貸付)

主契約について契約者貸付の取扱いを行う場合は、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加算しません。

第18条 (貸付金の返済)

解約返戻金および特約保険金等の支払金^{*1}を支払う場合は、保険料の振替貸付または契約者貸付の貸付金があるときは、その支払金額をそれらの元利金の返済にあてます。

8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第19条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、当社は、これを保険契約者に支払います。

備考

第13条 備考

- *1 特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。
- *2 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期^{*3}内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
- *3 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

第18条 備考

- *1 次のいずれかの支払金をいいます。
 - この特約の解約もしくは特約保険金額の減額による解約返戻金または解除による解約返戻金と同額の返戻金
 - この特約の支払事由が生じたことにより支払う特約保険金
 - この特約の免責事由に該当したこと等により支払うこの特約の責任準備金
 - 主契約の保険期間または保険料払込期間の変更に伴い、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたことによるこの特約の責任準備金の差額

第20条 (特約の解約返戻金)

この特約の解約返戻金は、保険料払込中の保険契約については、払込方法（回数）にかかわらず月払契約とみなしてその払込年月数を限度とした経過年月数により、保険料払込済の保険契約についてはその経過年月数により計算します。

第21条 (債権者等による解約の効力と特約保険金の受取人による特約の存続)

債権者等^{*1}によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に準じます。

第22条 (主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金)

次の表のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。この場合、この特約の返戻金は次の表のとおり取り扱います。

	主契約の消滅等の事由	この特約の返戻金の取扱い
(1)	主契約が解約または解除によって消滅したとき	この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
(2)	主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき	この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して、払済保険または延長定期保険への変更を取り扱います。 ^{*1}

第23条 (特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)

この特約の消滅等^{*1}が生じた場合、および主契約の払済保険または延長定期保険への変更を行った場合におけるこの特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。

9. 特約内容の変更

第24条 (特約保険金額の減額)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、特約保険金額を減額することができます。^{*1}ただし、減額後の特約保険金額は当社所定の金額以上とします。
2. 特約保険金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとして取り扱い、その部分に対する解約返戻金があるときは、当社はこれを保険契約者に支払います。
3. 特約保険金額を減額したときは、その後の特約保険料を改めます。

第25条 (払済保険または延長定期保険からの特約の復旧)

1. 払済保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険契約への復旧の請求があった場合は、別段の申出がない限り、第22条（主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金）(2)によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. この特約の復旧を当社が承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いをします。

第26条 (主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)

1. 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了の日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。^{*1}
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。^{*2}
4. 本条2. および3. により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合は、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

第27条 (特約保険金の受取人の変更)

1. 特約死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
2. 特約高度障害保険金の受取人を主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。

備考

第21条 備考

^{*1} 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者をいいます。

第22条 備考

^{*1} この特約の特約保険金額は、主契約の保険金額に加算され、主契約が払済保険に変更される場合は、加算後の保険金額を上限として変更後の保険金額を定めます。

第23条 備考

- ^{*1} 次のいずれかをいいます。
1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅（特約保険金額の減額による減額部分の消滅を含みます。）
 2. 主契約またはこの特約の特約保険金の支払事由の発生によるこの特約の消滅
 3. 主契約またはこの特約の免責事由に該当したことによるこの特約の消滅（保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）
 4. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

第24条 備考

^{*1} その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第26条 備考

- ^{*1} 変更後のこの特約の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
^{*2} 変更後のこの特約の保険料払込期間が当社所定の保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

10. 特約の契約者配当

第28条 (特約の契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

11. 特約の更新

第29条 (特約の更新)

- この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される^{*1}ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者のこの特約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に到着した場合は更新しません。
- この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一。 ^{*3} 更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。 ^{*4*5}
	保険金額	更新前のこの特約の保険金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法(回数) ^{*6} および(経路)と同一
	特約条項	更新時の特約条項

- 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期^{*7}とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*8}
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合は、主契約の保険料の振替貸付の取扱いに準じてこの特約の保険料の振替貸付をします。
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、第23条(特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)に準じます。
 - 特約保険金の支払事由
 - 主契約の保険料払込みの免除事由
 - 主契約に付加されている特約の保険金等の支払事由
- 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間は継続されたものとします。
 - 第4条(特約死亡保険金の支払い)
 - 第5条(特約高度障害保険金の支払い)
 - 第7条(特約保険料払込みの免除)
 - 第11条(告知義務および告知義務違反による解除)
- この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条1.にかかわらず、次のとおり取り扱います。
 - 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行ったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - 本条7.(1)の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、本条2.(保険料払込期間ならびに保険料の払込方法(回数)および(経路)に関する取扱いを除きます。)、6.ならびに第30条(特約を更新できない場合等)1.によるほか、次のとおりとします。
 - 本条2.、3.および4.にかかわらず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)を一時払として、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第13条(特約の保険料の払込み)5.に準じて取り扱います。
 - 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了の日までにこの特約の特約保険金の支払事由が生じたときの取扱いは、本条5.にかかわらず、第23条(特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)に準じます。

備考

第29条 備考

- この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- 第30条(特約を更新できない場合等)1.(1)または(2)により短期の保険期間に変更して更新するときを除きます。
- この特約は、当社所定の保険期間の範囲内で、保険期間を変更して更新することがあります。
- 当社所定の主契約に付加されている場合は、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料払込方法(回数)とします。
- 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法(回数)に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間(保険料期間)に対応する保険料を払い込む期間をいいます。
- 主約款の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第13条(特約の保険料の払込み)5.に準じて取り扱います。

第30条 (特約を更新できない場合等)

1. 第29条(特約の更新)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき*1
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき*1
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新されることがあります。

12. 主約款の定め の 準用

第31条 (主約款の定め の 準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

13. 特 則

第32条 (特約保険料の一部一時払の特則)

1. 保険契約者は、この特約の締結の際、当社所定の保険金額の範囲内で、この特約の一部について、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約は次の部分から構成されます。
 - (1) 一時払特約保険部分*1
 - (2) 分割払特約保険部分*2
2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、第7条(特約保険料払込みの免除) 1. および2. は、一時払特約保険部分には適用しません。
3. 一時払特約保険部分があるこの特約の更新の際に、保険契約者から本条1. の適用について申出がないときは、この特約の全部について、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。*3
4. 一時払特約保険部分のある保険契約について、第7条(特約保険料払込みの免除) 1. が適用されている場合、この特約を更新するときは、本条3. にかかわらず、次のとおり取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約の保険金額は更新前の分割払特約保険部分の保険金額と同額とします。
 - (2) 本条4.(1)にかかわらず、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までに更新前の一時払特約保険部分に対応する保険金額について、更新の請求を行ったときは、一時払特約保険部分の更新も取り扱います。この場合、次のとおりとします。
 - ① 更新後の一時払特約保険部分の保険金額は更新前の一時払特約保険部分の保険金額を限度とし、第29条(特約の更新) 7. の定め に準じて取り扱います。
 - ② 更新後のこの特約については、本特則に定めるところによります。

第33条 (終身保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 低解約返戻金型終身保険 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款「保険料の払込完了の特則」により保険料の払込みを完了する場合は、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。
 - (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、次のとおりとします。
 - ① 主契約の全部について年金支払いに移行した場合
この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
 - ② 主契約の一部について年金支払いに移行した場合
年金支払いに移行しない終身保険部分*1が解約その他の事由によって消滅したときは、第22条(主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金)の定め に準じるほか、この特約は消滅します。

備 考

第30条 備考

*1 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第32条 備考

- *1 特約保険料の一時払に対応する部分をいいます。以下、本条において同じ。
 *2 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分をいいます。以下、本条において同じ。
 *3 主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数)とします。

第33条 備考

*1 残存する死亡保障部分をいいます。

(3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加して、介護保障に移行したときは、本条2.(2)を次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
本条2.(2)	年金支払い	介護保障
	年金支払開始日	5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日

第34条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	5年ごと利差配当付個人年金保険
-----	-----------------

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第3条(特約の保険期間および保険料払込期間)にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 特約高度障害保険金については、主約款の「死亡給付金支払方法の選択」の定めに基づいて、一時支払いにかえて、当社所定の取扱範囲内で、すえ置支払いまたは年金支払いを選択することができます。
- (3) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (4) 主約款の定めにより主契約を払済保険に変更する場合は、第22条(主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金)(2)にかかわらず、この特約の解約返戻金を、主契約について当社所定の方法で計算した金額に加算して取り扱います。
- (5) 次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第4条(特約死亡保険金の支払い)1.	主契約の死亡保険金受取人	主契約の死亡給付金受取人
第5条(特約高度障害保険金の支払い)1.	主契約の高度障害保険金の受取人	被保険者 ^{*1} * ²
第10条(特約保険金の支払時期および支払い等に必要の確認)	保険金の支払時期および支払い等に必要の確認	年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所
第26条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)1.	主契約の保険金額	主契約の基本年金額

第35条 (養老保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	養老保険 5年ごと利差配当付養老保険
-----	-----------------------

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新」の定めにより更新されるときは、この特約は主契約と同時に更新して継続されます。ただし、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知した場合は更新しません。
- (2) 更新後のこの特約は次の表のとおりとし、主約款の「保険契約の更新」の定めに基づきます。

更新後の特約	保険期間	更新後の主契約の保険期間と同一
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)	更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一

第36条 (収入保障保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	収入保障保険 優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険 無解約返戻金型優良体収入保障保険
-----	--

備考

第34条 備考

- *1 保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人(年金の一部の受取人である場合を含みます。)および主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。)が保険契約者であるときは保険契約者。ただし、保険契約者から申出があったときは被保険者とします。
- *2 特約高度障害保険金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるときを除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者^{*1}は、特約保険金の一時支払いにかえて、当社所定の取扱範囲内ですえ置支払いまたは年金支払いを選択することができます。

(2) 次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第4条(特約死亡保険金の支払い)1.	主契約の死亡保険金受取人	主契約の遺族年金受取人
第5条(特約高度障害保険金の支払い)	主契約の高度障害保険金	主契約の高度障害年金
第10条(特約保険金の支払時期および支払い等に必要な確認)	保険金の支払時期および支払い等に必要な確認	年金の支払時期および支払い等に必要な確認
第26条 (主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)1.	収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合	主契約の保険金額
	無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合	主契約の年金月額

備考

第36条 備考

^{*1} 特約保険金の支払事由発生後は特約保険金の受取人とします。

別表2 対象となる高度障害状態

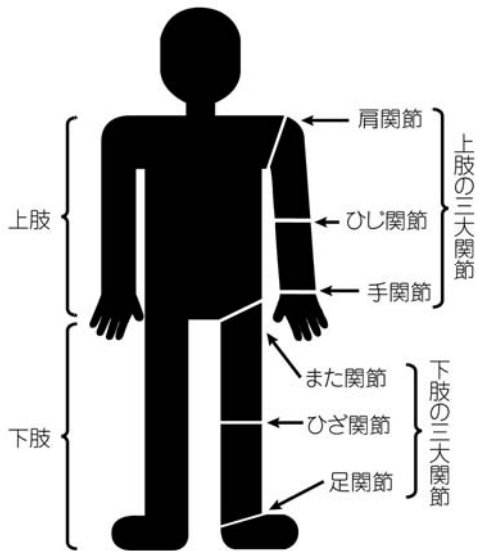
対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの^{*1}
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの^{*2 *3}
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの^{*4}
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの^{*5}

備考

- *1 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- *2 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 1. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 2. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 3. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- *3 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- *4 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- *5 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



別表2 対象となる高度障害状態

逡減定期保険特約条項 目次

(この特約の概要)	14
第1条 用語の意義	14
第2条 特約保険金の支払	14
第3条 特約保険金の支払に関する補則	15
第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	15
第5条 特約保険料の払込免除	15
第6条 特約の締結	15
第7条 特約の責任開始期	15
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	16
第9条 特約の保険料の払込	16
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	16
第11条 特約の失効	16
第12条 特約の復活	16
第13条 告知義務および告知義務違反	16
第14条 重大事由による解除	16
第15条 特約の解約	17
第16条 特約の返戻金	17
第17条 特約の消滅とみなす場合	17
第18条 特約基本保険金額の減額	17
第19条 特約の復旧	17
第20条 特約の更新	17
第21条 特約の契約者配当	18
第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	18
第23条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱	18
第24条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	18
第25条 管轄裁判所	18
第26条 主約款の規定の準用	18
第27条 特約保険料の一部一時払の特則	18
第28条 定期保険に付加した場合の特則	19
第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則	19
第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	19
第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	20
第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	20
第33条 特約保険金受取人による特約の存続	20
第34条 特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期	20
第35条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	20
別表1 請求書類	21
別表2 対象となる高度障害状態	21

通減定期保険特約条項

(2024年3月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額である特約保険金額は、保険期間の経過とともに通減します。

第1条 (用語の意義)

この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「特約基本保険金額」

「特約基本保険金額」とは、特約締結の際、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約基本保険金額が変更されたときまたはこの特約が更新されたときは、変更後または更新後の金額をいいます。

(2) 「特約保険金額」

「特約保険金額」とは、特約基本保険金額を基準として、経過年数に応じてつぎの算式により得られる金額をいいます。この場合、特約保険金額に1,000円未満の端数が生じたときは、100円の位を切り上げて1,000円単位とします。

$$\text{特約基本保険金額} \times \left(1 - \frac{1 - \text{最終保険金額割合}}{\text{特約の保険期間の年数} - 1} \times \text{経過年数} \right)$$

(3) 「最終保険金額割合」

「最終保険金額割合」とは、特約の保険期間の満了する日を含む保険年度に適用する特約保険金額の特約基本保険金額に対する割合をいい、特約締結の際、保険契約者の申出によって定めた特約の型に応じてつぎのとおりとします。

(ア) 特約の型が20%型の場合 20%

(イ) 特約の型が40%型の場合 40%

(ウ) 特約の型が60%型の場合 60%

(4) 「経過年数」

「経過年数」とは、つぎの日（この特約が更新されたときは更新日とします。）から起算して、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算した年数をいいます。この場合、1年未満の端数については切り捨てます。

(ア) 主契約締結の際、主契約に付加する場合

主契約の契約日

(イ) 主契約の契約日後、主契約に付加する場合

この特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日。ただし、この特約の責任開始期の属する日が主契約の年単位の契約応当日であるときはその責任開始期の属する日とします。

第2条 (特約保険金の支払)

この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	被保険者が死亡した時における特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	被保険者が高度障害状態（別表2）に該当した時における特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

第3条 (特約保険金の支払に関する補則)

- 特約死亡保険金受取人は、主契約の死亡保険金受取人とします。
2. 特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とします。
 3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
 4. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
 5. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
 6. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 7. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
 8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 9. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
 10. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表2）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きします。
 11. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
 12. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きします。
 13. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条の特約高度障害保険金の支払についての規定を適用し、本条第10項の規定は適用しません。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第4条 (特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
 3. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

第5条 (特約保険料の払込免除)

- 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第6条 (特約の締結)

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日以後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第7条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日以後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第8条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

第9条 (特約の保険料の払込)

この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日)以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとし、
8. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料(第1回保険料を含みます。)に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき(減額したときを含みます。)、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者(特約保険金を支払うときは特約保険金の受取人)に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

第11条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (特約の復活)

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第13条 (告知義務および告知義務違反)

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条 (重大事由による解除)

会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金(他の保険契約の特約死亡保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 保険契約者または被保険者が、この特約の特約高度障害保険金(保険料払込の免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (3) この特約の特約保険金(保険料払込の免除を含みます。)の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特約保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (6) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約死亡保険金(前項第5号のみに該当した場合で、前項第5号(ア)から(オ)までに該当した者が特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取

人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下、本項について同じ。)、もしくは特約高度障害保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額（特約保険金のすえ置支払を選択した後は、すえ置いた特約保険金額とその利息の合計額。以下、本条について同じ。）の返戻金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第16条 (特約の返戻金)

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第9項および第10項の場合は除きます。
3. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第17条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

第18条 (特約基本保険金額の減額)

保険契約者は、いつでも、特約基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、特約基本保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第19条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第20条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、この特約の型が60%型のときは、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。
4. 前項の規定にかかわらず、第2項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、短期の保険期間に変更して更新します。ただし、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は平準定期保険特約に変更して更新されるものとし、第5項および第8項から第14項までの規定を準用します。この場合、更新後の平準定期保険特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、更新を取り扱いません。
5. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
6. 第3項および第4項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
7. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
8. 更新後の特約基本保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、更新後の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、更新を取り扱いません。
9. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
10. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

12. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
13. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第2条（特約保険金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
14. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項から第4項まで、第6項から第9項まで、および第13項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第5項、第10項および第11項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第12項の規定は適用せず、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。
16. この特約の型が20%型または40%型の場合には、この特約は平準定期保険特約に変更して更新されるものとして前各項の規定を準用します。

第21条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

第23条（主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱）

主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

第24条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）

主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、主契約を延長定期保険または払済保険に変更した日のこの特約の特約保険金額の80%を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

第25条（管轄裁判所）

この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条（特約保険料の一部一時払の特則）

保険契約者は、この特約締結の際、会社所定の保険金額の範囲内で、この特約の一部について、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の一時払に対応する部分（以下この部分を「一時払特約保険部分」といいます。）
- (2) 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下この部分を「分割払特約保険部分」といいます。）
2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、第5条（特約保険料の払込免除）第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
3. この特約の型が60%型の場合で、一時払特約保険部分があるこの特約の更新の際に、保険契約者からの第1項の適用申出がないときは、この特約の全部について、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とします。

4. この特約の型が60%型で、一時払特約保険部分のあるこの特約について、第5条（特約保険料の払込免除）第1項の規定が適用されている場合、この特約を更新するときは、前項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 更新後の特約基本保険金額は、更新前の分割払特約保険部分の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までに更新前の一時払特約保険部分について、更新の請求を行なったときは、一時払特約保険部分の更新も取り扱います。この場合、つぎのとおりとします。
 - (ア) 一時払特約保険部分の更新後の特約基本保険金額は、更新前の一時払特約保険部分の保険期間満了の日の特約保険金額を限度とし、第20条（特約の更新）第14項の規定に準じて取り扱います。
 - (イ) 更新後のこの特約については、本特則に定めるところによります。
5. この特約の型が20%型または40%型の場合には、この特約は平準定期保険特約に変更して更新されるものとして前2項の規定を準用します。

第28条 （定期保険に付加した場合の特則）

この特約の型が60%型で、この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (エ) 更新後のこの特約の特約基本保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、更新後の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、更新を取り扱いません。
- (3) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前（ア）の場合、前号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第29条 （優良体定期保険に付加した場合の特則）

この特約の型が60%型で、この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (エ) 更新後のこの特約の特約基本保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、更新後の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、更新を取り扱いません。
- (3) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前（ア）の場合、前号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第30条 （終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
 - (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。

- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

第31条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第3条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。また、第2項中「特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人となります。」とあるのは「特約高度障害保険金受取人は、被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人(年金の一部の受取人である場合を含みます。))および主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。))が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申出があったときは被保険者。」とします。また、特約高度障害保険金受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるときを除き、被保険者以外の者に変更することはできません。」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第4条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 第22条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (6) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第24条(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

第32条 (養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約の型が60%型で、この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (エ) 更新後のこの特約の特約基本保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、更新後の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、更新を取り扱いません。
2. この特約の型が20%型または40%型の場合で、この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、この特約は平準定期保険特約に変更して更新されるものとして、前項の規定を準用します。

第33条 (特約保険金受取人による特約の存続)

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額(以下「解約時支払額」といいます。)を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類(別表1)を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、この特約の特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金受取人に支払います。

第34条 (特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期)

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第35条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第9条(特約の保険料の払込)第8項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第9条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	特約死亡保険金	会社所定の請求書
2	特約高度障害保険金	会社所定の請求書
3	特約保険金受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約保険金受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 特約保険金受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

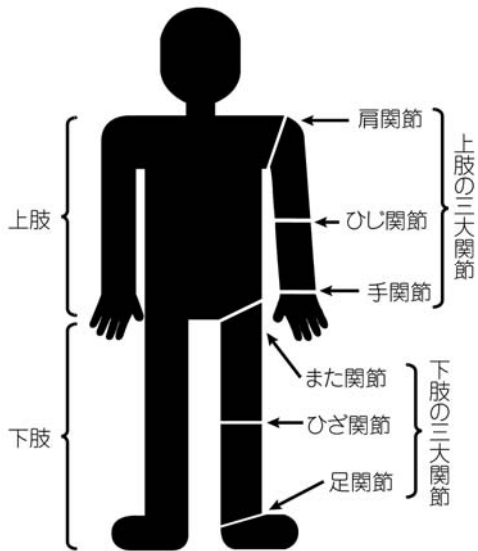
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



特定疾病保障定期保険特約条項 目次

1. 特約の締結・責任開始期	25
第1条 特約の締結	25
第2条 特約の責任開始期	25
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	25
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	25
3. 特約保険金の支払い・特約保険料払込みの免除	25
第4条 特約死亡保険金の支払い	25
第5条 特約特定疾病保険金の支払い	26
第6条 特約高度障害保険金の支払い	26
第7条 特約保険金の支払いに関するその他の事項	27
第8条 特約保険料払込みの免除	27
第9条 戦争その他の変乱の場合の特例	27
第10条 特約保険金の支払いの請求手続き	27
第11条 特約保険金の支払時期および支払い等に必要な確認	27
4. 告知義務・解除	27
第12条 告知義務および告知義務違反による解除	27
第13条 重大事由による解除	28
5. 特約保険料の払込み	28
第14条 特約保険料の払込み	28
6. 失効・復活	29
第15条 特約の失効	29
第16条 失効した特約の復活	29
7. 貸付・返済	29
第17条 主契約の保険料の振替貸付をする場合の取扱い	29
第18条 契約者貸付	29
第19条 貸付金の返済	29
8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	29
第20条 特約の解約	29
第21条 特約の解約返戻金	29
第22条 債権者等による解約の効力と特約保険金の受取人による特約の存続	29
第23条 主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金	29
第24条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	30
9. 特約内容の変更	30
第25条 特約保険金額の減額	30
第26条 払済保険または延長定期保険からの特約の復旧	30
第27条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱い	30
第28条 特約保険金の受取人の変更	30
10. 特約の契約者配当	30
第29条 特約の契約者配当	30
11. 特約の更新	30
第30条 特約の更新	30
第31条 特約を更新できない場合等	31
12. 主約款の定め準用	31
第32条 主約款の定め準用	31
13. 特則	32
第33条 定期保険等に付加した場合の特則	32
第34条 終身保険等に付加した場合の特則	32
第35条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	33
第36条 逡減定期保険等に付加した場合の特則	33
第37条 収入保障保険等に付加した場合の特則	33

第38条 平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱いに関する特則 34

特定疾病保障定期保険特約条項

(2024年3月2日改正)

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 (特約の締結)

- 保険契約者は、主契約^{*1}の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条 (特約の責任開始期)

- この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
- 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
 - 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - この特約の第1回保険料^{*1}および当社所定の金額を受け取った時
 - 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. 特約保険金の支払い・特約保険料払込みの免除

第4条 (特約死亡保険金の支払い)

- 当社は、次の表のとおり特約死亡保険金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき
支払額	特約保険金額
受取人	主契約の死亡保険金受取人
免責事由 ^{*1}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期 ^{*2} の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 ^{*3} (3) 特約死亡保険金の受取人の故意 ^{*4} (4) 戦争その他の変乱

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

- *1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。

第4条 備考

- *1 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分については、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *3 本条1. 免責事由(1)に該当する場合を除きます。
- *4 本条1. 免責事由(1)または(2)に該当する場合を除きます。被保険者を死亡させた特約死亡保険金の受取人以外に、特約死亡保険金の受取人が存在するときは、その受取人の受取割合に応じた特約死亡保険金を支払い、免責となる部分の特約死亡保険金に対応する責任準備金^{*5}を保険契約者に支払います。
- *5 当社が受け取った保険料のうち、この特約の将来の保険金等の支払いに充当するもので、保険料等を算出するための当社所定の計算の基礎を用いて計算します。以下同じ。

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
3. 免責事由に該当し、特約死亡保険金を支払わないときは、責任準備金^{*5}を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意のときは、責任準備金その他の返戻金はありません。

第5条 (特約特定疾病保険金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり特約特定疾病保険金を支払います。

支払事由	(1)	被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期前の期間を通じて初めて悪性新生物(別表5)に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定 ^{*1} されたとき
	(2)	被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの状態になったとき
		①
	②	脳卒中(別表5)を発病し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
支払額	特約保険金額	
受取人	主契約の高度障害保険金の受取人	

2. 本条1.の支払事由(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物^{*3}に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後^{*4}、この特約の保険期間中に被保険者が新たに悪性新生物(別表5)に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約特定疾病保険金を支払います。
3. 本条1.の支払事由(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、この特約の責任開始期前の疾病等^{*5}を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして特約特定疾病保険金を支払います。ただし、本条1.の支払事由(1)の場合はこの取扱いをしません。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断^{*6}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. この特約の保険期間満了の日から起算して60日以内に、被保険者が本条1.の支払事由(2)に該当した場合は、この特約の有効中に該当したものとみなします。
5. 当社が特約特定疾病保険金を支払った場合は、この特約は被保険者が特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時から消滅します。

第6条 (特約高度障害保険金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり特約高度障害保険金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態(別表2)になったとき ^{*1*2}
支払額	特約保険金額
受取人	主契約の高度障害保険金の受取人
免責事由 ^{*3}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

備考

第5条 備考

- *1 病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。
- *2 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- *3 別表5の表2中、基本分類表番号174または175の悪性新生物をいいます。
- *4 乳房の悪性新生物については責任開始期の属する日から起算して90日経過後とします。
- *5 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害のことをいいます。以下、本条において同じ。
- *6 定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

第6条 備考

- *1 この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態(別表2)になったときを含みます。ただし、責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係がない場合に限りません。
- *2 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込みが明らかでないことを除いては高度障害状態(別表2)となった場合で、この特約の保険期間の満了時をこえてその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後に回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態(別表2)になったときは、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態(別表2)になったものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
- *3 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。

2. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の特約高度障害保険金は支払いません。この場合、被保険者が高度障害状態(別表2)になった時から消滅したものとみなして、当社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金の受取人に支払いません。
3. 本条1. および2. にかかわらず、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または被った傷害を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして特約高度障害保険金を支払う取扱いは第5条(特約特定疾病保険金の支払い)3. に準じます。
4. 当社が被保険者の高度障害状態(別表2)を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約はその高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。

第7条 (特約保険金の支払いに関するその他の事項)

1. 特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払う前に特約特定疾病保険金の請求を受け、特約特定疾病保険金が支払われるときは、当社は、特約死亡保険金および特約高度障害保険金を支払いません。
2. 特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われた場合は、その支払後に特約特定疾病保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
3. 特約高度障害保険金を支払う前に特約死亡保険金の請求を受け、特約死亡保険金が支払われるときは、当社は、特約高度障害保険金を支払いません。
4. 特約高度障害保険金が支払われた場合は、その支払後に特約死亡保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

第8条 (特約保険料払込みの免除)

1. 主約款^{*1}により、主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1. のほか、次の場合も、主契約の保険料払込みの免除に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合は、本条1. および2. は適用しません。

第9条 (戦争その他の変乱の場合の特例)

この特約の被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合または高度障害状態(別表2)になった場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、その影響の程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、または保険金を削減して支払います。

第10条 (特約保険金の支払いの請求手続き)

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. 特約保険金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 団体^{*2}が特約保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の、この特約の特約保険金の請求に要する書類に関する取扱いは、主約款に準じます。

第11条 (特約保険金の支払時期および支払い等に必要の確認)

この特約の特約保険金の支払いは、主約款の「保険金の支払時期および支払い等に必要の確認」の定めに従います。

4. 告知義務・解除

第12条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

備考

第8条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第10条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、保険金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *2 官公庁、会社、組合または工場等の団体をいい、団体の代表者を含みます。

第13条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者 ^{*2} または特約保険金の受取人が、特約保険金 ^{*3*} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この特約の特約保険金 ^{*4} の請求に関し、その特約保険金の受取人 ^{*5} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な保険金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる特約保険金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*6} への関与	保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*7}

2. 特約保険金の支払^{*4}事由が生じた後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後に生じた支払^{*4}事由による特約保険金^{*8}の支払いをしません。^{*9}
3. 本条によりこの特約を解除する場合は、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条によりこの特約を解除した場合は、解約返戻金があるときは、当社は、解約返戻金と同額^{*10}の返戻金を保険契約者に支払います。^{*11}

5. 特約保険料の払込み

第14条 (特約保険料の払込み)

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。^{*1}
2. 本条1.にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合は、この特約の保険料は、一括して前納してください。
3. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間の満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。
4. 本条3.の場合、次のとおりとします。
(1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間^{*2}の定めに従います。
(2) 本条3.の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとして扱います。

備考

第13条 備考

- ^{*1} 未遂を含みます。
^{*2} 特約死亡保険金については、被保険者を除きます。
^{*3} 死亡保険金については、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
^{*4} 保険料払込みの免除を含みます。
^{*5} 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者として扱います。
^{*6} 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
^{*7} 例えば、保険契約者、被保険者、特約保険金の受取人が、当社または他の保険者(他の保険会社等をいいます。)と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されている他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
^{*8} 本条1.(4)のみに該当した場合で、本条1.(4)に該当したのが特約死亡保険金の受取人のみであり、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その特約死亡保険金の受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。
^{*9} すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
^{*10} 特約保険金のすえ置支払いを選択した後は、すえ置いた特約保険金額とその利息の合計額とし、特約保険金の年金支払いを選択した後は、未払金の現価の一時支払いの請求を受け付けたものとして計算した支払額とします。
^{*11} 本条1.(4)によりこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して本条2.により特約死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払わない特約死亡保険金に対応する解約返戻金と同額^{*10}の返戻金を保険契約者に支払います。

第14条 備考

- ^{*1} 特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。
^{*2} 第2回以後(更新の場合は第1回を含みます。)の保険料が払込期月^{*3}内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
^{*3} 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法(回数)に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間(保険料期間)に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

6. 失効・復活

第15条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。

第16条 (失効した特約の復活)

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。

7. 貸付・返済

第17条 (主契約の保険料の振替貸付をする場合の取扱い)

1. 主契約について保険料の振替貸付の取扱いを行う場合は、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
2. 本条1. の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第18条 (契約者貸付)

主契約について契約者貸付の取扱いを行う場合は、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加算しません。

第19条 (貸付金の返済)

解約返戻金および特約保険金等の支払金^{*1}を支払う場合は、保険料の振替貸付または契約者貸付の貸付金があるときは、その支払金額をそれらの元利金の返済にあてます。

8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第20条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、当社は、これを保険契約者に支払います。

第21条 (特約の解約返戻金)

この特約の解約返戻金は、保険料払込中の保険契約については、払込方法（回数）にかかわらず月払契約とみなしてその払込年月数を限度とした経過年月数により、保険料払込済の保険契約についてはその経過年月数により計算します。

第22条 (債権者等による解約の効力と特約保険金の受取人による特約の存続)

債権者等^{*1}によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に準じます。

第23条 (主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金)

次の表のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。この場合、この特約の返戻金は次の表のとおり取り扱います。

	主契約の消滅等の事由	この特約の返戻金の取扱い
(1)	主契約が解約または解除によって消滅したとき	この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
(2)	主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき	この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して、払済保険または延長定期保険への変更を取り扱います。 ^{*1}

備考

第19条 備考

^{*1} 次のいずれかの支払金をいいます。

1. この特約の解約もしくは特約保険金額の減額による解約返戻金または解除による解約返戻金と同額の返戻金
2. この特約の支払事由が生じたことにより支払う特約保険金
3. この特約の免責事由に該当したこと等により支払うこの特約の責任準備金
4. 主契約の保険期間または保険料払込期間の変更に伴い、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたことによるこの特約の責任準備金の差額

第22条 備考

^{*1} 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者をいいます。

第23条 備考

^{*1} この特約の特約保険金額は、主契約の保険金額に加算され、主契約が払済保険に変更される場合は、加算後の保険金額を上限として変更後の保険金額を定めます。

第24条 (特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)

この特約の消滅等^{*1}が生じた場合、および主契約の払済保険または延長定期保険への変更を行った場合におけるこの特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。

9. 特約内容の変更

第25条 (特約保険金額の減額)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、特約保険金額を減額することができます。^{*1}ただし、減額後の特約保険金額は当社所定の金額以上とします。
2. 特約保険金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとして取り扱い、その部分に対する解約返戻金があるときは、当社はこれを保険契約者に支払います。
3. 特約保険金額を減額したときは、その後の特約保険料を改めます。

第26条 (払済保険または延長定期保険からの特約の復旧)

1. 払済保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険契約への復旧の請求があった場合は、別段の申出がない限り、第23条(主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金)(2)によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとして扱います。
2. この特約の復旧を当社が承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いをします。

第27条 (主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)

1. 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了の日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。^{*1}
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。^{*2}
4. 本条2. および3. により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合は、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間に変更せず、そのまま有効に継続します。

第28条 (特約保険金の受取人の変更)

1. 特約死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
2. 特約特定疾病保険金および特約高度障害保険金の受取人を主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。

10. 特約の契約者配当

第29条 (特約の契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

11. 特約の更新

第30条 (特約の更新)

1. この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される^{*1}ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者のこの特約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に到着した場合は更新しません。

備考

第24条 備考

^{*1} 次のいずれかをいいます。

1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅(特約保険金額の減額による減額部分の消滅を含みます。)
2. 主契約またはこの特約の特約保険金の支払事由の発生によるこの特約の消滅
3. 主契約またはこの特約の免責事由に該当したことによるこの特約の消滅(保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。)
4. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

第25条 備考

^{*1} その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第27条 備考

- ^{*1} 変更後のこの特約の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
- ^{*2} 変更後のこの特約の保険料払込期間が当社所定の保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

第30条 備考

- ^{*1} この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- ^{*2} 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。

2. この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一。 ^{*3} 更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。 ^{*4 *5}
	保険金額	更新前のこの特約の保険金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法 (回数) ^{*6} および(経路)と同一
	特約条項	更新時の特約条項

3. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月^{*7}とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*8}
4. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合は、主契約の保険料の振替貸付の取扱いに準じてこの特約の保険料の振替貸付をします。
5. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、第24条(特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)に準じます。
- (1) 特約保険金の支払事由
(2) 主契約の保険料払込みの免除事由
(3) 主契約に付加されている特約の保険金等の支払事由
6. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間は継続されたものとします。
- (1) 第4条(特約死亡保険金の支払い)
(2) 第5条(特約特定疾病保険金の支払い)
(3) 第6条(特約高度障害保険金の支払い)
(4) 第8条(特約保険料払込みの免除)
(5) 第12条(告知義務および告知義務違反による解除)
7. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条1.にかかわらず、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行ったときは、この特約の更新を取り扱います。
(2) 本条7.(1)の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、保険料払込期間を除く本条2.、5.および第31条(特約を更新できない場合等)1.によるほか、次のとおりとします。
- ① 本条2.、3.および4.にかかわらず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)を一時払として、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第14条(特約保険料の払込み)5.に準じて取り扱います。
② 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までにこの特約の特約保険金の支払事由が生じたときの取扱いは、本条5.にかかわらず、第24条(特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)に準じます。

第31条 (特約を更新できない場合等)

1. 第30条(特約の更新)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
(2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき^{*1}
(3) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新されることがあります。

12. 主約款の定め準用

第32条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

備考

第30条 備考

- ^{*3} 第31条(特約を更新できない場合等)1.(1)および(2)により短期の保険期間に変更して更新するときを除きます。
- ^{*4} この特約は、当社所定の保険期間の範囲内で、保険期間を変更して更新することがあります。
- ^{*5} 当社所定の主契約に付加されている場合は、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- ^{*6} 主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料払込方法(回数)とします。
- ^{*7} 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法(回数)に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間(保険料期間)に対応する保険料を払い込む期間をいいます。
- ^{*8} 主約款の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第14条(特約の保険料の払込み)5.に準じて取り扱います。

第31条 備考

- ^{*1} 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

13. 特則

第33条 (定期保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	定期保険 優良体定期保険 無解約返戻金型定期保険 (2013) 養老保険 5年ごと利差配当付養老保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新^{*1}」の定めにより更新^{*2}されるときは、この特約は主契約の更新^{*1}と同時に更新して継続されます。ただし、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知した場合は更新しません。
- (2) 更新後のこの特約は次の表のとおりとし、主約款の「保険契約の更新^{*1}」の定めに従います。

更新後の特約	保険期間	更新 ^{*1} 後の主契約の保険期間と同一
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法 (回数)	更新 ^{*1} 後の主契約の保険料の払込方法 (回数) と同一

- (3) 特約特定疾病保険金の支払いに関する定め適用に際しては、更新前特約と更新後特約の保険期間は継続されたものとして扱います。

3. 本条4. は、この特約を付加した主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	定期保険 優良体定期保険 無解約返戻金型定期保険 (2013)
-----	---------------------------------------

4. この特約を本条3. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

この特約の保険料の払込方法 (回数) が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条2. (1) は適用せず、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行ったときは、主契約の更新^{*1}と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (2) 本条4. (1) の場合、本条2. (2) にかかわらず、更新後のこの特約の保険料の払込方法 (回数) を一時払として、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、この特約保険料の猶予期間の取扱いは、主約款の保険料の払込方法 (回数) に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第14条 (特約保険料の払込み) 5. に準じます。
- (3) 更新後この特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までにこの特約の特約保険金の支払事由が生じたときは、第24条 (特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い) に準じます。

第34条 (終身保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 低解約返戻金型終身保険 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款の「保険料の払込完了の特則」により保険料の払込みを完了する場合は、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、次のとおりとします。
- ① 主契約の全部について年金支払いに移行した場合
この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。

備考

第33条 備考

*1 主契約が優良体定期保険のときは「定期保険契約への自動変更」と読み替えます。

*2 主契約が優良体定期保険のときは「自動変更」と読み替えます。

- ② 主契約の一部について年金支払いに移行した場合
 年金支払いに移行しない終身保険部分^{*1}が解約その他の事由によって消滅したときは、第23条（主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金）の定めに基づき、この特約は消滅します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加して、介護保障に移行したときは、本条2.(2)を次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
本条2.(2)	年金支払い	介護保障
	年金支払開始日	5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日

第35条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	5年ごと利差配当付個人年金保険
-----	-----------------

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険期間は、第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 特約高度障害保険金については、主約款の「死亡給付金支払方法の選択」の定めに基づき、一時支払いにかえて、当社所定の取扱範囲内で、すえ置支払いまたは年金支払いを選択することができます。
- (3) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (4) 主約款の定めにより主契約を払済保険に変更する場合には、第23条（主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金）(2)にかかわらず、この特約の解約返戻金を、主契約について当社所定の方法で計算した金額に加算して取り扱います。
- (5) 次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第4条（特約死亡保険金の支払い）1.	主契約の死亡保険金受取人	主契約の死亡給付金受取人
第6条（特約高度障害保険金の支払い）1.	主契約の高度障害保険金の受取人	被保険者 ^{*1 *2}
第11条（特約保険金の支払時期および支払い等に必要な確認）	保険金の支払時期および支払い等に必要な確認	年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所
第27条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）1.	主契約の保険金額	主契約の基本年金額

第36条 (逡減定期保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	逡減定期保険 優良体逡減定期保険
-----	---------------------

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合は、次のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第27条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)1.	主契約の保険金額を減額した場合	主契約の基本保険金額を減額した場合

第37条 (収入保障保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	収入保障保険 優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険 無解約返戻金型優良体収入保障保険
-----	--

備 考

第34条 備考

- *1 残存する死亡保障部分をいいます。

第35条 備考

- *1 保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは保険契約者。ただし、保険契約者から申出があったときは被保険者とします。
- *2 特約高度障害保険金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるときを除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

2. この特約を本条 1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者^{*1}は、特約保険金の一時支払いにかえて、当社所定の取扱範囲内ですえ置支払いまたは年金支払いを選択することができます。
 - (2) 次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第4条（特約死亡保険金の支払い） 1.	主契約の死亡保険金受取人	主契約の遺族年金受取人
第6条（特約高度障害保険金の支払い）	主契約の高度障害保険金	主契約の高度障害年金
第11条（特約保険金の支払時期および支払い等に必要な確認）	保険金の支払時期および支払い等に 必要な確認	年金の支払時期および支払い等に 必要な確認
第27条 収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）1.	主契約の保険金額	主契約の基本年金月額
無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合	主契約の保険金額	主契約の年金月額

第38条（平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱いに関する特則）

平成20年5月12日以前に締結されたこの特約が更新され、かつ、この特約を付加した主契約に指定代理請求人特約が付加されていないときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約特定疾病保険金の受取人が特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、指定代理請求人^{*1}が、特約特定疾病保険金の請求に必要な書類および特別な事情を示す書類を提出して、特約特定疾病保険金の受取人の代理人として特約特定疾病保険金を請求することができます。^{*2}
- (2) 本条(1)により当社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人^{*1}に支払ったときは、その支払後に特約特定疾病保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- (3) 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）または第13条（重大事由による解除）により当社がこの特約を解除する場合で、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には指定代理請求人^{*1}に通知します。
- (4) 保険契約者^{*3}は、保険金の支払事由が発生するまでは被保険者の同意を得て、当社に対する通知により、指定代理請求人^{*1}を変更することができます。^{*4} 本条(4)の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。

備考

第37条 備考

^{*1} 特約保険金の支払事由発生後は特約保険金の受取人とします。

第38条 備考

^{*1} 保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した次の範囲の者をいいます。

1. 請求時において被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
2. 請求時において被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

^{*2} 特約特定疾病保険金の受取人が法人である場合を除きます。

^{*3} 保険契約者の死亡等により保険契約を受け継ぐ、保険契約者の相続人等の承継保険契約者を含みます。

^{*4} 保険契約者^{*3}は、変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

別表2 対象となる高度障害状態

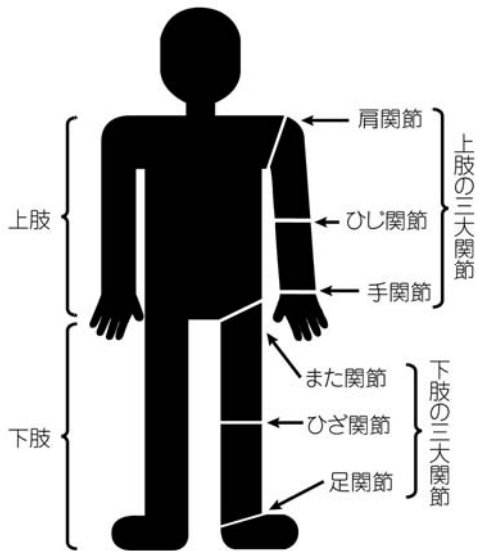
対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの^{*1}
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの^{*2*3}
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの^{*4}
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの^{*5}

備考

- *1 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - 1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- *2 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 1. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - 2. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - 3. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- *3 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- *4 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- *5 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



別表2 対象となる高度障害状態

別表5 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、表2の基本分類表番号に規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病(ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く)
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物(170~175)のうち、	
	・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	・皮膚の悪性黒色腫	172
	・女性乳房の悪性新生物	174
	・男性乳房の悪性新生物	175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179~189
その他および部位不明の悪性新生物	190~199	
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200~208
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患(410~414)のうち、 ・急性心筋梗塞	410
3. 脳卒中	脳血管疾患(430~438)のうち、	
	・くも膜下出血	430
	・脳内出血	431
	・脳動脈の狭塞	434

配偶者定期保険特約条項 目次

(この特約の概要)	39
第1条 特約の被保険者の資格の得喪	39
第2条 特約保険金の支払	39
第3条 特約保険金の支払に関する補則	39
第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	40
第5条 特約保険料の払込免除	40
第6条 特約の締結	40
第7条 特約の責任開始期	40
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	40
第9条 特約の保険料の払込	40
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	41
第11条 特約の失効	41
第12条 特約の復活	41
第13条 告知義務	41
第14条 告知義務違反による解除	41
第15条 特約を解除できない場合	41
第16条 重大事由による解除	41
第17条 特約の解約	42
第18条 特約の返戻金	42
第19条 特約の消滅とみなす場合	42
第20条 特約保険金額の減額	42
第21条 特約の復旧	42
第22条 特約の更新	42
第23条 特約の契約者配当	43
第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	43
第25条 管轄裁判所	43
第26条 主約款の規定の準用	43
第27条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	43
第28条 定期保険に付加した場合の特則	43
第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則	44
第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	44
第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	44
第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	45
第33条 逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則	45
第34条 他の保険への加入に関する特則	45
第35条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	45
第36条 特約保険金受取人による特約の存続	45
第37条 特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期	46
第38条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	46
別表1 請求書類	46
別表2 対象となる高度障害状態	46
別表3 対象となる保険金額等	46

配偶者定期保険特約条項

(2012年4月2日改正)

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者の配偶者を被保険者とし、被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条 （特約の被保険者の資格の得喪）

この特約の被保険者は、特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（以下「配偶者」といいます。）とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

2. この特約の締結後に戸籍上の異動により配偶者に該当しなくなった者については、その異動のあったときから被保険者の資格を喪失します。
3. 前項の場合、配偶者がこの特約の被保険者でなくなったときは、保険契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

第2条 （特約保険金の支払）

この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の被保険者	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の特約保険金額の増額分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または主契約の被保険者の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の被保険者	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

第3条 （特約保険金の支払に関する補則）

被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。

2. この特約の被保険者および主契約の被保険者が死亡または高度障害状態（別表2）になり、かつ、その死亡または高度障害状態になった時の先後が明らかでないときは、この特約の被保険者が先に死亡または高度障害状態になったものとみなして取り扱います。
3. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
4. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
5. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、特約保険金の受取人は保険契約者とします。ただし、保険契約者から申出があったときは、主契約の被保険者を特約保険金の受取人とします。
7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
8. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 主契約の被保険者が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき

9. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
10. 特約保険金を支払うときに主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。
11. 特約保険金の受取人は第6項の場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
12. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条の特約高度障害保険金の支払についての規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第4条 （特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 主約款に定める保険金、年金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

第5条 （特約保険料の払込免除）

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第6条 （特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第7条 （特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第8条 （特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

第9条 （特約の保険料の払込）

この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。ただし、特約保険金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間が異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
8. 第6項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
9. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（特約保険金を支払うときは特約保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
2. 特約保険金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

第11条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしてします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第13条 (告知義務)

会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第14条 (告知義務違反による解除)

- 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約（復旧の場合には、復旧によって増額された部分をいいます。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 3. 前項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主契約の被保険者または特約の被保険者に通知します。
 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条 (特約を解除できない場合)

- 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。
- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が、保険契約の締結、復活または復旧の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第16条 (重大事由による解除)

- 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の特約死亡保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者または被保険者が、この特約の特約高度障害保険金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の特約保険金（保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特約保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(6) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額（特約保険金のすえ置支払を選択した後は、すえ置いた特約保険金額とその利息の合計額。以下、本条について同じ。）の返戻金を保険契約者に支払います。

第17条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第18条 (特約の返戻金)

この特約が解約されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号または第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合または責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。

3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の責任準備金その他の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第19条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

(2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(3) 被保険者が第1条（特約の被保険者の資格の得喪）第2項の規定によって被保険者の資格を喪失したとき

第20条 (特約保険金額の減額)

保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第21条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第19条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとし、

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第22条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者とその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき

(2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

(3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数。））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第5項の規定を準用します。

9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 特約保険金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
12. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第11項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第5項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
13. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第23条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険金額を減額したとき（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、増進定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額もしくは特約基本年金月額が減額されたときを含みます。）に、この特約の特約保険金額が、減額後の主契約の保険金額（主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表3）を含みます。）における会社所定の限度をこえることとなるときは、会社の定めるところにより、この特約の特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。

2. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
5. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
6. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第25条（管轄裁判所）

この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

第28条（定期保険に付加した場合の特則）

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第5項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第29条 (優良体定期保険に付加した場合の特則)

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第5項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第30条 (終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第19条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (ウ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、「主契約の保険金額」とあるのを「年金支払に移行しない部分の保険金額」と読み替えて第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項の規定を適用します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)から(ウ)までの規定を適用します。

第31条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第3条(特約保険金の支払に関する補則)第6項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の年金受取人(年金の一部の受取人である場合を含みます。)および主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。)」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところにより、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第4条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 第18条(特約の返戻金)第2項中「主契約の保険金」とあるのは、「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
- (6) 第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。

- (7) 主契約の基本年金額が主契約の契約内容の変更により減額された場合、主契約の基本年金額に対するこの特約の保険金額の割合が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。この場合、第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項の規定を準用して取り扱います。
- (8) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (9) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第32条（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号（ア）の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。

第33条（逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則）

この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第34条（他の保険への加入に関する特則）

主契約の被保険者が死亡または高度障害状態になったことによりこの特約が消滅したときは、この特約の被保険者は、被保険者選択を受けることなく、会社の認める個人保険への申込をすることができます。

2. 前項の取扱は、つぎの条件を満たす場合に取り扱いします。
- (1) この特約の消滅時に2年をこえて継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約の消滅時から1か月以内の申込であること
- (3) 個人保険契約の保険金額は、この特約の消滅時の特約保険金額以下であること
- (4) 主契約の被保険者の死亡がこの特約の被保険者の故意によらないことまたは主契約の被保険者の高度障害状態がこの特約の被保険者の故意または重大な過失によらないこと

第35条（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 保険契約者（特約保険金の支払事由発生後は特約保険金の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (3) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第6項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (4) 第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「保険金の請求」とあるのは「年金の請求」と読み替えます。
- (5) 第18条（特約の返戻金）第2項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。
- (6) 第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）については、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合
- 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の基本年金額を減額した場合」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の保険金換算額」と読み替えます。
- (イ) 無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合
- 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の年金額を減額した場合」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の保険金換算額」と読み替えます。

第36条（特約保険金受取人による特約の存続）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たすこの特約の特約保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、この特約の特約保険金受取人に支払います。

第37条 (特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期)

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第38条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第9条(特約の保険料の払込)第9項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第9条(特約の保険料の払込)第9項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された戸籍抄本 (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2	特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3	特約保険金受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約保険金受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 特約保険金受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表3 対象となる保険金額等

- (1) 平準定期保険特約の特約保険金額
- (2) 優良体平準定期保険特約の特約保険金額
- (3) 生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
- (4) 逓減定期保険特約の特約基本保険金額
- (5) 優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額
- (6) 逓増定期保険特約の特約基本保険金額
- (7) 収入保障特約の保険金換算額
- (8) 優良体収入保障特約の保険金換算額

備考

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

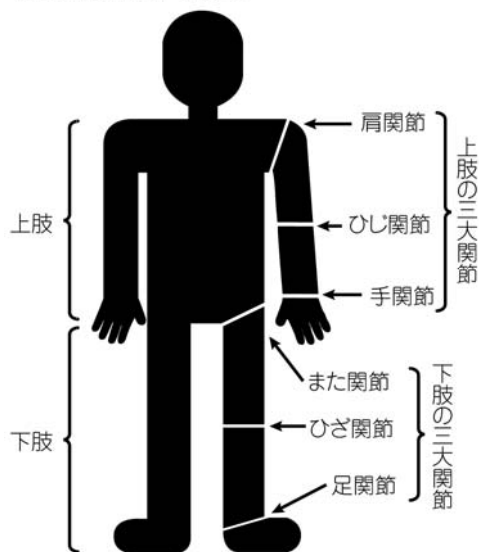
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



こども定期保険特約条項 目次

(この特約の概要)	49
第1条 特約の被保険者の資格の得喪	49
第2条 特約保険金の支払	49
第3条 特約保険金の支払に関する補則	49
第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	50
第5条 特約保険料の払込免除	50
第6条 特約の締結	50
第7条 特約の責任開始期	50
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	50
第9条 特約の保険料の払込	50
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	51
第11条 特約の失効	51
第12条 特約の復活	51
第13条 告知義務	51
第14条 告知義務違反による解除	51
第15条 特約を解除できない場合	51
第16条 重大事由による解除	51
第17条 特約の解約	52
第18条 特約の返戻金	52
第19条 特約の消滅とみなす場合	52
第20条 特約保険金額の減額	52
第21条 特約の復旧	52
第22条 特約の更新	52
第23条 特約の契約者配当	53
第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	53
第25条 管轄裁判所	53
第26条 主約款の規定の準用	53
第27条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	53
第28条 定期保険に付加した場合の特則	54
第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則	54
第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	54
第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	54
第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	55
第33条 逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則	55
第34条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	55
第35条 特約保険金受取人による特約の存続	55
第36条 特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期	56
第37条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	56
別表1 請求書類	56
別表2 対象となる高度障害状態	56
別表3 対象となる保険金額等	56

こども定期保険特約条項

(2012年4月2日改正)

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者の子を被保険者とし、被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条 （特約の被保険者の資格の得喪）

この特約の被保険者は、特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている誕生日から起算して30日以上満年齢20歳未満の者（以下「子」といいます。）とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

2. この特約の締結後に子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
3. この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - (1) 戸籍上の異動により子に該当しなくなったとき
 - (2) 子が満年齢20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
 - (3) 子が高度障害状態（別表2）に該当したとき。ただし、特約高度障害保険金が支払われた場合に限りです。
4. 前項の場合、子がすべてこの特約の被保険者でなくなったときは、保険契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。
5. 第1項または第2項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第2条 （特約保険金の支払）

この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の被保険者	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の特約保険金額の増額分については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または主契約の被保険者の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の被保険者	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りです。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

第3条 （特約保険金の支払に関する補則）

被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。

2. この特約の被保険者および主契約の被保険者が死亡または高度障害状態（別表2）になり、かつ、その死亡または高度障害状態になった時の先後が明らかでないときは、この特約の被保険者が先に死亡または高度障害状態になったものとみなして取り扱います。
3. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時または第1条（特約の被保険者の資格の得喪）第3項第2号に規定するこの特約の被保険者の資格を喪失する日（以下本項において「資格喪失日」といいます。）にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後または資格喪失日後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時または資格喪失日に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
4. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に当該被保険者について特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、特約保険金の受取人は保険契約者とします。ただし、保険契約者から申出があったときは、主契約の被保険者を特約保険金の受取人とします。

6. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社はその程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
7. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 主契約の被保険者が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
8. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
9. 特約保険金を支払うときに主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。
10. 特約保険金の受取人は第5項の場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
11. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条の特約高度障害保険金の支払についての規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第4条 （特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 主約款に定める保険金、年金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

第5条 （特約保険料の払込免除）

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第6条 （特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第7条 （特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第8条 （特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

第9条 （特約の保険料の払込）

この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。ただし、特約保険金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間が異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の

属する月の末日までに一括して前納することを要します。

7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
8. 第6項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとして扱います。
9. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（特約保険金を支払うときは特約保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
2. 特約保険金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条（特約の復活）

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第13条（告知義務）

会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第14条（告知義務違反による解除）

- 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約（復旧の場合には、復旧によって増額された部分をいいます。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 3. 前項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。
 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条（特約を解除できない場合）

- 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。
- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が、保険契約の締結、復活または復旧の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。

第16条（重大事由による解除）

- 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の特約死亡保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者または被保険者が、この特約の特約高度障害保険金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または

他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

- (3) この特約の特約保険金（保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特約保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (6) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額（特約保険金のすえ置支払を選択した後は、すえ置いた特約保険金額とその利息の合計額。以下、本条について同じ。）の返戻金を保険契約者に支払います。

第17条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第18条（特約の返戻金）

この特約が解約されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号または第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合または責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の責任準備金その他の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第19条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第1条（特約の被保険者の資格の得喪）第3項の規定によってすべての子が被保険者の資格を喪失したとき

第20条（特約保険金額の減額）

保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第21条（特約の復旧）

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第19条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第22条（特約の更新）

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者とその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (2) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第5項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 特約保険金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、つぎのとおり取り扱います。
12. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第11項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第5項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
13. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第23条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険金額を減額したとき（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額もしくは特約基本年金月額が減額されたときを含みます。）に、この特約の特約保険金額が、減額後の主契約の保険金額（主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表3）を含みます。）における会社所定の限度をこえることとなるときは、会社の定めるところにより、この特約の特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとし、

2. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
5. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
6. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

第25条（管轄裁判所）

この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとし、

第28条 (定期保険に付加した場合の特則)

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第5項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第29条 (優良体定期保険に付加した場合の特則)

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第5項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第30条 (終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
 - (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第19条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。
 - (ウ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、「主契約の保険金額」とあるのを「年金支払に移行しない部分の保険金額」と読み替えて第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項の規定を適用します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)から(ウ)までの規定を適用します。

第31条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第3条(特約保険金の支払に関する補則)第5項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の年金受取

- 人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところにより、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
 - (4) 第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
 - (5) 第18条（特約の返戻金）第2項中「主契約の保険金」とあるのは、「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
 - (6) 第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
 - (7) 主契約の基本年金額が主契約の契約内容の変更により減額された場合、主契約の基本年金額に対するこの特約の保険金額の割合が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。この場合、第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項の規定を準用して取り扱います。
 - (8) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
 - (9) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第32条（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号（ア）の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。

第33条（減額定期保険または優良体減額定期保険に付加した場合の特則）

この特約を減額定期保険または優良体減額定期保険に付加した場合には、第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第34条（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 保険契約者（特約保険金の支払事由発生後は特約保険金の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (3) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第5項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (4) 第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項中「保険金の請求」とあるのは「年金の請求」と読み替えます。
- (5) 第18条（特約の返戻金）第2項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。
- (6) 第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）については、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合
 - 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の基本年金月額を減額した場合」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の保険金換算額」と読み替えます。
 - (イ) 無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合
 - 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の年金月額を減額した場合」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の保険金換算額」と読み替えます。

第35条（特約保険金受取人による特約の存続）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の特約保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- 4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引

いた残額を、この特約の特約保険金受取人に支払います。

第36条 (特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期)

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第37条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第9条(特約の保険料の払込)第9項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第9条(特約の保険料の払込)第9項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された戸籍抄本 (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2	特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3	特約保険金受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約保険金受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 特約保険金受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表3 対象となる保険金額等

- (1) 平準定期保険特約の特約保険金額
- (2) 優良体平準定期保険特約の特約保険金額
- (3) 生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
- (4) 逓減定期保険特約の特約基本保険金額
- (5) 優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額
- (6) 逓増定期保険特約の特約基本保険金額
- (7) 収入保障特約の保険金換算額
- (8) 優良体収入保障特約の保険金換算額

備考

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

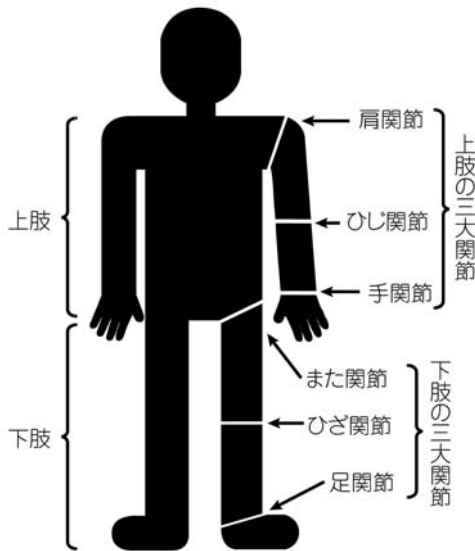
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



災害割増特約条項 目次

1. 特約の締結・責任開始期	59
第1条 特約の締結	59
第2条 特約の責任開始期	59
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	59
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	59
3. 災害保険金の支払い・特約保険料払込みの免除	59
第4条 災害死亡保険金の支払い	59
第5条 災害高度障害保険金の支払い	60
第6条 保険金の支払いに関するその他の事項	60
第7条 特約保険料払込みの免除	60
第8条 戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例	61
第9条 保険金の支払いの請求手続き	61
第10条 保険金の支払時期および支払い等に必要な確認	61
4. 告知義務・解除	61
第11条 告知義務および告知義務違反による解除	61
第12条 重大事由による解除	61
5. 特約保険料の払込み	62
第13条 特約保険料の払込み	62
6. 失効・復活	62
第14条 特約の失効	62
第15条 失効した特約の復活	62
7. 貸付・返済	62
第16条 主契約の保険料の振替貸付をする場合の取扱い	62
第17条 契約者貸付	62
第18条 貸付金の返済	62
8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	63
第19条 特約の解約	63
第20条 特約の解約返戻金	63
第21条 債権者等による解約の効力と保険金の受取人による特約の存続	63
第22条 主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金	63
第23条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	63
9. 特約内容の変更	63
第24条 災害死亡保険金額の減額	63
第25条 払済保険または延長定期保険からの特約の復旧	64
第26条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱い	64
第27条 保険金の受取人の変更	64
10. 特約の契約者配当	64
第28条 特約の契約者配当	64
11. 特約の更新	64
第29条 特約の更新	64
第30条 特約を更新できない場合等	65
12. 主約款の定め準用	66
第31条 主約款の定め準用	66
13. 特則	66
第32条 定期保険等に付加した場合の特則	66
第33条 終身保険等に付加した場合の特則	66
第34条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	67
第35条 逡減定期保険等に付加した場合の特則	68
第36条 収入保障保険等に付加した場合の特則	68

災害割増特約条項

(2024年3月2日改正)

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 (特約の締結)

1. 保険契約者は、主契約^{*1}の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。

- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
- (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料^{*1}および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. 災害保険金の支払い・特約保険料払込みの免除

第4条 (災害死亡保険金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり災害死亡保険金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期 ^{*1} 以後に発生した不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始期以後に発病した感染症(別表38)を直接の原因として死亡したとき
支払額	災害死亡保険金額
受取人	主契約の死亡保険金受取人
	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ^{*3} (3) 被保険者の犯罪行為

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

- *1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。

第4条 備考

- *1 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分については、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *2 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。
- *3 被保険者を死亡させた災害死亡保険金の受取人以外に、災害死亡保険金の受取人が存在するときは、その受取人の受取割合に応じた災害死亡保険金を支払い、免責となる部分の災害死亡保険金に対応する責任準備金^{*4}を保険契約者に支払います。
- *4 当社が受け取った保険料のうち、この特約の将来の保険金等の支払いに充当するもので、保険料等を算出するための当社所定の計算の基礎を用いて計算します。以下同じ。

免責事由 ^{*2}	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
--------------------	--

2. 本条1. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、この特約の責任開始期前の傷害等^{*5}を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして災害死亡保険金を支払います。
- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当社が責任開始期前の傷害等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の傷害等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
- (2) 責任開始期前の傷害等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断^{*6}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の傷害等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条 (災害高度障害保険金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり災害高度障害保険金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に高度障害状態（別表2）になったとき ^{*1*2} (2) この特約の責任開始期以後に発病した感染症（別表38）を直接の原因として高度障害状態（別表2）になったとき ^{*3}
支払額	災害死亡保険金額と同額
受取人	被保険者
免責事由 ^{*4}	災害死亡保険金の免責事由に同じ

2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた不慮の事故（別表1）による傷害または発病した感染症（別表38）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして災害高度障害保険金を支払う取扱いは、第4条（災害死亡保険金の支払い）2. に準じます。
3. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合は、本条1. にかかわらず、災害高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。
4. 当社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて災害高度障害保険金を支払った場合は、保険契約はその高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。

第6条 (保険金の支払いに関するその他の事項)

1. 災害高度障害保険金を支払う前に災害死亡保険金の請求を受け、災害死亡保険金が支払われるときは、当社は、災害高度障害保険金を支払いません。
2. 災害高度障害保険金が支払われた場合は、その支払後に災害死亡保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

第7条 (特約保険料払込みの免除)

1. 主約款^{*1}により、主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1. のほか、次の場合も主契約の保険料払込みの免除に関する取扱いに準じて、この特約の保険料払込みを免除します。
- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合は、本条1. および2. は適用しません。

備 考

第4条 備考

- ^{*5} 被保険者が責任開始期前に不慮の事故（別表1）によって被った傷害または発病した感染症（別表38）のことをいいます。以下、本条において同じ。
- ^{*6} 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

第5条 備考

- ^{*1} この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態にこの特約の責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）になったときを含みます。
- ^{*2} 被保険者がこの特約の保険期間中（不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因とする場合は、その事故の日から起算して180日以内であること）に、回復の見込みが明らかでないことを除いては高度障害状態（別表2）となった場合で、この特約の保険期間の満了時をこえてその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後に回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表2）になったときは、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）になったものとみなして災害高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
- ^{*3} この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態にこの特約の責任開始期以後の感染症（別表38）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）になったときを含みます。
- ^{*4} 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。

第7条 備考

- ^{*1} 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第8条 (戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例)

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡した場合または高度障害状態（別表2）になった場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態（別表2）になった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、その影響の程度に応じて、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額を支払い、または保険金を削減して支払います。

第9条 (保険金の支払いの請求手続き)

1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または保険金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. 保険金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して、保険金を請求してください。
3. 団体^{*2}が保険金の受取人となる事業保険契約の場合の、この特約の保険金の請求に要する書類に関する取扱いは、主約款に準じます。

第10条 (保険金の支払時期および支払い等に必要な確認)

この特約による保険金の支払いは、主約款の「保険金の支払時期および支払い等に必要な確認」の定めに従います。

4. 告知義務・解除**第11条 (告知義務および告知義務違反による解除)**

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第12条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者 ^{*2} または保険金の受取人が、保険金 ^{*3*} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この特約の保険金 ^{*4} の請求に関し、保険金の受取人 ^{*5} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な保険金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*6} への関与	保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*7}

2. 保険金の支払^{*4}事由が生じた後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後に生じた支払^{*4}事由による保険金^{*8}の支払い^{*4}をしません。^{*9}
3. 本条によりこの特約を解除する場合は、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。

備考**第9条 備考**

- *1 請求権者であることを証する書類、保険金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとしします。
- *2 官公庁、会社、組合または工場等の団体をいい、団体の代表者を含みます。

第12条 備考

- *1 未遂を含みます。
- *2 災害死亡保険金については、被保険者を除きます。
- *3 災害死亡保険金については、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- *4 保険料払込みの免除を含みます。
- *5 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者としします。
- *6 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- *7 例えば、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されている他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *8 本条1. (4)のみに該当した場合で、本条1. (4)に該当したのが災害死亡保険金の受取人のみであり、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金のうち、その災害死亡保険金の受取人に支払われるべき災害死亡保険金をいいます。
- *9 すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

4. 本条によりこの特約を解除した場合は、解約返戻金があるときは、当社は、解約返戻金と同額^{*10}の返戻金を保険契約者に支払います。^{*11}

5. 特約保険料の払込み

第13条 (特約保険料の払込み)

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。^{*1}
2. 本条1. にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合は、この特約の保険料は、一括して前納してください。
3. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間の満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。
4. 本条3. の場合、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間^{*2}の定めに基づきます。
 - (2) 本条3. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

6. 失効・復活

第14条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。

第15条 (失効した特約の復活)

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。

7. 貸付・返済

第16条 (主契約の保険料の振替貸付をする場合の取扱い)

1. 主契約について保険料の振替貸付の取扱いを行う場合は、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
2. 本条1. の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第17条 (契約者貸付)

主契約について契約者貸付の取扱いを行う場合は、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加算しません。

第18条 (貸付金の返済)

解約返戻金および保険金等の支払金^{*1}を支払う場合は、保険料の振替貸付または契約者貸付の貸付金があるときは、その支

備考

第12条 備考

^{*10} 保険金のすえ置支払いを選択した後は、すえ置いた保険金額とその利息の合計額とし、保険金の年金支払いを選択した後は、未払金の現価の一時支払いの請求を受け付けたものとして計算した支払額とします。

^{*11} 本条1. (4)によりこの特約を解除した場合で、災害死亡保険金の一部の受取人に対して本条2. により災害死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払わない災害死亡保険金に対応する解約返戻金と同額^{*10}の返戻金を保険契約者に支払います。

第13条 備考

^{*1} 特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下、本条において同じ。

^{*2} 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期月^{*3}内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。

^{*3} 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

第18条 備考

^{*1} 次のいずれかの支払金をいいます。

1. この特約の解約もしくは保険金額の減額による解約返戻金または解除による解約返戻金と同額の返戻金
2. この特約の支払事由が生じたことにより支払う保険金
3. 主契約が免責事由に該当して主契約の責任準備金^{*2}が支払われることにより支払うこの特約の責任準備金
4. 主契約の保険期間または保険料払込期間の変更に伴い、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたことによるこの特約の責任準備金の差額

^{*2} 当社が受け取った保険料のうち、この特約の将来の保険金等の支払いに充当するもので、保険料等を算出するための当社所定の計算の基礎を用いて計算します。以下同じ。

払金額をそれらの元利金の返済にあてます。

8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第19条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、当社は、これを保険契約者に支払います。

第20条 (特約の解約返戻金)

- この特約の解約返戻金は、保険料払込中の保険契約については、払込方法（回数）にかかわらず月払契約とみなしてその払込年月数を限度とした経過年月数により、保険料払込済の保険契約についてはその経過年月数により計算します。
- 本条1.にかかわらず、この特約の保険料払込期間が特約の保険期間と同一のときは、この特約の解約返戻金はありません。

第21条 (債権者等による解約の効力と保険金の受取人による特約の存続)

債権者等^{*1}によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に準じます。

第22条 (主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金)

- 次の表のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。この場合、この特約の返戻金は次の表のとおり取り扱います。

主契約の消滅等の事由		この特約の返戻金の取扱い
(1)	主契約が解約、解除または支払事由の発生等によって消滅した場合	①主契約の解約返戻金 ^{*1} が支払われるとき この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。 ②主契約の支払事由に該当し保険金等を支払うとき、および主契約の免責事由に該当しても責任準備金その他の返戻金がないとき ^{*2} この特約の返戻金はありません。 ③主契約の免責事由に該当し責任準備金が支払われるとき この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
(2)	主契約が払済保険または延長定期保険に変更された場合	この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して、払済保険または延長定期保険への変更を取り扱います。

- 本条1. 以外の場合で、この特約の免責事由に該当した場合は、この特約の返戻金はありません。

第23条 (特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)

この特約の消滅等^{*1}が生じた場合、および主契約の払済保険または延長定期保険への変更を行った場合におけるこの特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。

9. 特約内容の変更

第24条 (災害死亡保険金額の減額)

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、災害死亡保険金額を減額することができます。^{*1}ただし、減額後の災害死亡保険金額は当社所定の金額以上とします。
- 災害死亡保険金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとして取り扱い、その部分に対する解約返戻金があるときは、当社はこれを保険契約者に支払います。
- 災害死亡保険金額を減額したときは、その後の特約保険料を改めます。

備考

第21条 備考

^{*1} 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者をいいます。

第22条 備考

^{*1} 主契約が解除され、解約返戻金と同額の返戻金が支払われるときを含みます。

^{*2} 主契約の免責事由に該当しても責任準備金その他の返戻金がないときは、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときをいいます。

第23条 備考

^{*1} 次のいずれかをいいます。

- 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅（保険金額の減額による減額部分の消滅を含みます。）
- 主契約またはこの特約の保険金の支払事由の発生によるこの特約の消滅。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。
- 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

第24条 備考

^{*1} その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第25条 (払済保険または延長定期保険からの特約の復旧)

1. 払済保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険契約への復旧の請求があった場合は、別段の申出がない限り、第22条（主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金）1.（2）によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. この特約の復旧を当社が承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いをします。

第26条 (主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)

1. 主契約の保険金額を減額した場合^{*1}に、減額後の主契約の保険金額^{*2}に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が、当社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。
2. 本条1. によって、災害死亡保険金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間満了の日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、当社所定の保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、当社所定の保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
5. 本条3. および4. により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合は、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
6. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第27条 (保険金の受取人の変更)

1. 災害死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
2. 災害高度障害保険金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

10. 特約の契約者配当**第28条 (特約の契約者配当)**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

11. 特約の更新**第29条 (特約の更新)**

1. この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される^{*1}ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者のこの特約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に到着した場合は更新しません。

備考**第26条 備考**

^{*1} 主契約に次の特約が付加されている場合は、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額もしくは特約基本年金月額が減額されたときを含みます。

1. 平準定期保険特約
2. 優良体平準定期保険特約
3. 逓減定期保険特約
4. 優良体逓減定期保険特約
5. 逓増定期保険特約
6. 生存給付金付定期保険特約
7. 収入保障特約
8. 優良体収入保障特約

^{*2} 主契約に付加されている次の他の特約の保険金額等を含みます。

1. 平準定期保険特約の特約保険金額
2. 優良体平準定期保険特約の特約保険金額
3. 逓減定期保険特約の特約基本保険金額
4. 優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額
5. 逓増定期保険特約の特約基本保険金額
6. 生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
7. 収入保障特約の保険金換算額
8. 優良体収入保障特約の保険金換算額

第29条 備考

^{*1} この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。

^{*2} 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。

2. この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一。 ^{*3} 更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。 ^{*4*5}
	保険金額	更新前のこの特約の保険金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法（回数）および（経路）	主契約の保険料の払込方法（回数） ^{*6} および（経路）と同一
	特約条項	更新時の特約条項

3. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*7}
4. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合は、主契約の保険料の振替貸付の取扱いに準じてこの特約の保険料の振替貸付をします。
5. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、第23条（特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い）に準じます。
- (1) 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたとき
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由が生じたとき
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金等の支払事由が生じたとき
6. 本条2. から5. にかかわらず、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新する場合は、次のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、更新日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めならびに本条5. に準じて取り扱います。
 - (2) 更新日以後、猶予期間満了の日までに、本条6.（1）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
7. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間は継続されたものとします。
- (1) 第4条（災害死亡保険金の支払い）
 - (2) 第5条（災害高度障害保険金の支払い）
 - (3) 第7条（特約保険料払込みの免除）
 - (4) 第11条（告知義務および告知義務違反による解除）
8. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条1. にかかわらず、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行ったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 本条8.（1）の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、本条2. の保険期間、保険料率および特約条項に関する定め、本条7. ならびに第30条（特約を更新できない場合等）1. によるほか、次のとおりとします。
 - ① 本条2. の表中の保険料払込期間、保険料払込方法（回数）および（経路）に関する取扱いならびに本条4. にかかわらず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）を一時払として、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第13条（特約保険料の払込み）5. に準じて取り扱います。
 - ② 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までにこの特約の災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の支払事由が生じたときの取扱いは、本条5. にかかわらず、第23条（特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い）に準じます。
 - ③ 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新する場合は、本条6. ならびに本条8.（2）①および②にかかわらず、次のとおりとします。
 - ア. 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料を一時払保険料として、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、主約款の年払契約の保険料の払込みの猶予期間の定めによるほか、第23条（特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い）に準じます。
 - イ. 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、本条8.（2）③ア. に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。

第30条（特約を更新できない場合等）

1. 第29条（特約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、この特約を更新できません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき^{*1}

備考

第29条 備考

- ^{*3} 次の場合を除きます。
1. 第30条（特約を更新できない場合等）1.（1）および（2）により短期の保険期間に変更して更新するとき
 2. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき
- ^{*4} この特約は、当社所定の保険期間の範囲内で、保険期間を変更して更新することがあります。
- ^{*5} 当社所定の主契約に付加されている場合は、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- ^{*6} 主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料払込方法（回数）とします。
- ^{*7} 主約款の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第13条（特約保険料の払込み）5. に準じて取り扱います。

第30条 備考

- ^{*1} 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

- (3) この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえているとき
 (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新されることがあります。

12. 主約款の定め の 準用

第31条 (主約款の定め の 準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

13. 特 則

第32条 (定期保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	定期保険 優良体定期保険 無解約返戻金型定期保険（2013） 養老保険 5年ごと利差配当付養老保険
-----	---

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。
 (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新^{*1}」の定めにより更新^{*2}されるときは、この特約は主契約の更新^{*1}と同時に更新して継続されます。ただし、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知した場合は更新しません。
 (2) 更新後のこの特約は次の表のとおりとし、主約款の「保険契約の更新^{*1}」の定め に準じます。

更新後の特約	保険期間	更新 ^{*1} 後の主契約の保険期間と同一
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法（回数）	更新 ^{*1} 後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一

- (3) 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払いに関する定め の 適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
 3. 本条4.は、この特約を付加した主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	定期保険 優良体定期保険 無解約返戻金型定期保険（2013）
-----	--------------------------------------

4. この特約を本条3.の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。
 この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条2.(1)は適用せず、次のとおり取り扱います。
 (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行ったときは、主契約の更新^{*1}と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 (2) 本条4.(1)の場合、本条2.(2)にかかわらず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）を一時払として、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、この特約保険料の猶予期間の取扱いは、主約款の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第13条（特約保険料の払込み）5.に準じます。
 (3) 更新後この特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第23条（特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い）に準じます。

第33条 (終身保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が次の表の主契約に該当し、かつ次の表の取扱いを行う場合に適用します。

主契約	終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 低解約返戻金型終身保険 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
特則の適用または特約付加の取扱い	(1) 保険料の払込完了の特則の適用 (2) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約の付加 (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約の付加

備 考

第32条 備考

- *1 主契約が優良体定期保険のときは、「定期保険への自動変更」と読み替えます。
 *2 主契約が優良体定期保険のときは、「自動変更」と読み替えます。

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、主契約の保険料の払込完了の特則の取扱いにより保険料の払込みを完了する場合は、次のとおりとします。
- ① 保険契約者は、当社所定の保険期間の範囲内で、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - ② この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、次の表のとおり読み替えて次の定めを適用します。
 - ア. 第29条（特約の更新）1.
 - イ. 第29条（特約の更新）2. の「更新後の特約」の表中の保険期間、保険料率および特約条項
 - ウ. 第29条（特約の更新）7.
 - エ. 第30条（特約を更新できない場合等）

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第29条（特約の更新）2. 更新後の特約の保険期間の備考*3	主契約の保険料払込期間満了の日	保険料の払込完了日の前日
第30条（特約を更新できない場合等）		

- ③ 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めに従います。
 - ④ 本条2.（1）③の前納が行われなかった場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
- (2) 保険契約者が、この特約の保険期間中に主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、年金支払いに移行した場合は、次のとおりとします。
- ① 主契約の全部について年金支払いに移行した場合は、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
 - ② 主契約の一部について年金支払いに移行した場合、年金支払いに移行しない終身保険部分*1が解約その他の事由によって消滅したときは、第22条（主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金）によるほか、この特約は消滅します。
 - ③ 主契約の一部について年金支払いに移行した場合、年金支払いに移行しない終身保険部分の保険金額*2に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が当社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。
- (3) 保険契約者が、この特約の保険期間中に主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
本条2.（2）	年金支払い	介護保障
	年金支払開始日	5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日

- (4) 第7条（特約保険料払込みの免除）によるほか、保険契約者が主約款の「保険料の払込完了の特則」により保険料の払込を完了した場合、保険料の払込完了日以後も、主約款の「保険料払込みの免除」の定めに従って、この特約の保険料の払込みを免除します。

第34条 （5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	5年ごと利差配当付個人年金保険
-----	-----------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険期間は、第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
 - (2) 災害高度障害保険金については、主約款の「死亡給付金支払方法の選択」の定めに従って、一時支払いにかえて、当社所定の取扱範囲内で、すえ置支払いまたは年金支払いを選択することができます。
 - (3) 主契約の年金支払開始日を繰り下げた場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

備考

第33条 備考

- *1 残存する死亡保障部分をいいます。
- *2 主契約に付加されている他の特約の保険金額等*3を含みます。
- *3 次の保険金額等をいいます。
 1. 平準定期保険特約の特約保険金額
 2. 優良体平準定期保険特約の特約保険金額
 3. 逓減定期保険特約の特約基本保険金額
 4. 優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額
 5. 逓増定期保険特約の特約基本保険金額
 6. 生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
 7. 収入保障特約の保険金換算額
 8. 優良体収入保障特約の保険金換算額

- (4) 主契約の基本年金額が主契約の契約内容の変更により減額された場合、主契約の基本年金額に対するこの特約の保険金額の割合が当社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。この場合、第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）1. に準じて取り扱います。
- (5) 次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第4条（災害死亡保険金の支払い）1.	主契約の死亡保険金受取人	主契約の死亡給付金受取人
第5条（災害高度障害保険金の支払い）3.	保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合は、本条1. にかかわらず、災害高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。	保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合は、保険契約者。ただし、保険契約者から申出があったときは被保険者とします。
第9条（保険金の支払いの請求手続き）3.	保険金	死亡給付金
第16条（主契約の保険料の振替貸付をする場合の取扱い）1. *1	主契約の解約返戻金	主契約について当社所定の方法で計算した金額
第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）1.	主契約の保険金額	主契約の基本年金額
第27条（保険金の受取人の変更）2.	保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合	保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合

第35条（通減定期保険等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	通減定期保険 優良体通減定期保険
-----	---------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）1.	主契約の保険金額を減額した場合	主契約の基本保険金額を減額した場合
	減額後の主契約の保険金額	減額後の主契約の基本保険金額

第36条（収入保障保険等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	収入保障保険 優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険 無解約返戻金型優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険Ⅱ
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由が生じた時にこの特約は消滅します。
- (2) 保険契約者*1は、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の一時支払いにかえて、当社所定の取扱範囲内ですえ置支払いまたは年金支払いを選択することができます。
- (3) 災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払うときに主約款の定めによる保険料の振替貸付があるときは、当社は、災害死亡保険金または災害高度障害保険金からその元利金を差し引きます。

備 考

第34条 備考

- *1 主約款の定めにより主契約を払済保険に変更する場合に限りです。

第36条 備考

- *1 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由発生後は保険金の受取人となります。

(4) 次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第4条（災害死亡保険金の支払い）1.の受取人	主契約の死亡保険金受取人	主契約の遺族年金受取人
第5条（災害高度障害保険金の支払い）3.第27条（保険金の受取人の変更）	保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合	保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害年金の受取人が保険契約者である場合
第9条（保険金の支払いの請求手続き）3.	主約款に準じます。	主約款の年金の請求の場合に準じます。
第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）1.	収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合	主契約の保険金額を減額した場合
		減額後の主契約の保険金額
	無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型優良体収入保障保険または無解約返戻金型収入保障保険Ⅱに付加した場合	主契約の保険金額を減額した場合
		減額後の主契約の保険金額
		主契約の基本年金月額を減額した場合
		減額後の主契約の保険金換算額
		減額後の主契約の保険金換算額
		減額後の主契約の保険金換算額

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意に基づくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落、転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓、渇 ・過度の運動 ・騒音、振動、無重力環境への長期滞在 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1)洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2)外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3)細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表2 対象となる高度障害状態

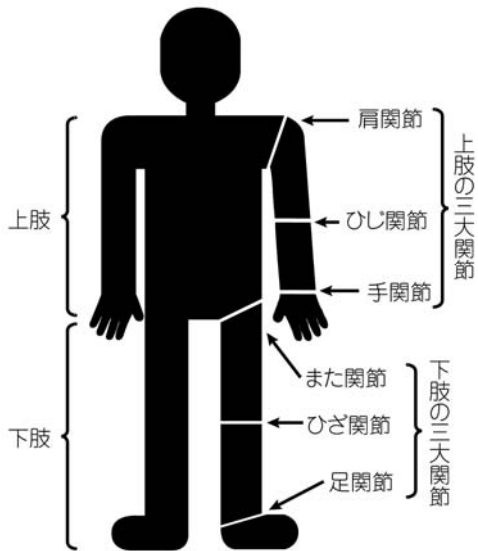
対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの^{*1}
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの^{*2 *3}
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの^{*4}
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの^{*5}

備考

- *1 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - 1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- *2 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 1. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - 2. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - 3. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- *3 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- *4 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- *5 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



別表2 対象となる高度障害状態

別表38 対象となる感染症(2020)

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。^{*1}

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	

備考

- *1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限る、対象となる感染症に含めます。

傷害特約条項 目次

1. 特約の締結・責任開始期	76
第1条 特約の締結	76
第2条 特約の責任開始期	76
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	76
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	76
3. 被保険者の範囲および配偶者・子の保険金額	76
第4条 特約の型および被保険者の範囲	76
第5条 配偶者および子の災害死亡保険金額	77
4. 災害死亡保険金および障害給付金の支払い・特約保険料払込みの免除	77
第6条 災害死亡保険金の支払い	77
第7条 障害給付金の支払い	78
第8条 保険金等の支払いに関するその他の事項	78
第9条 特約保険料払込みの免除	79
第10条 戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例	79
第11条 保険金等の支払いの請求手続き	79
第12条 保険金等の支払時期および支払い等に必要な確認	79
5. 告知義務・解除	79
第13条 告知義務および告知義務違反による解除	79
第14条 重大事由による解除	79
6. 特約保険料の払込み	80
第15条 特約保険料の払込み	80
7. 失効・復活	80
第16条 特約の失効	80
第17条 失効した特約の復活	80
8. 貸付・返済	80
第18条 主契約の保険料の振替貸付をする場合の取扱い	80
第19条 契約者貸付	81
第20条 貸付金の返済	81
9. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	81
第21条 特約の解約	81
第22条 特約の解約返戻金	81
第23条 債権者等による解約の効力と災害死亡保険金等の受取人による特約の存続	81
第24条 主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金	81
第25条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	82
10. 特約内容の変更	82
第26条 災害死亡保険金額の減額	82
第27条 特約の型の変更	82
第28条 払済保険および延長定期保険からの特約の復旧	82
第29条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱い	83
第30条 保険金等の受取人の変更	83
11. 特約の契約者配当	83
第31条 特約の契約者配当	83
12. 特約の更新	83
第32条 特約の更新	83
第33条 特約を更新できない場合等	85
13. 主約款の定め準用	85
第34条 主約款の定め準用	85
14. 特則	85
第35条 定期保険等に付加した場合の特則	85
第36条 終身保険等に付加した場合の特則	86

第37条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	87
第38条	逓減定期保険等に付加した場合の特則	87
第39条	収入保障保険等に付加した場合の特則	88
第40条	平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱いに関する特則	88

傷害特約条項

(2024年3月2日改正)

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 (特約の締結)

- 保険契約者は、主契約^{*1}の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条 (特約の責任開始期)

- この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
- 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
 - 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - この特約の第1回保険料^{*1}および当社所定の金額を受け取った時
 - 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. 被保険者の範囲および配偶者・子の保険金額

第4条 (特約の型および被保険者の範囲)

- この特約の被保険者の範囲は、特約の型に応じ次の表のとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、当社所定の取扱範囲内で、次のいずれかの特約の型を選択するものとします。

特約の型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とは次の者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者^{*1}

備考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。

第4条 備考

*1 この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。

(2) 子

主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者^{*2}

3. この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、次のとおりとします。

(1) この特約の締結時に本条2. の配偶者または子に該当している者はこの特約の締結時から、この特約の締結後に該当した者はその時からこの特約の被保険者となります。

(2) 本条3. (1)に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

(3) 本条2. の配偶者または子は、この特約の締結後、次のいずれかの事由に該当した時からこの特約の被保険者ではありません。

- ① 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
- ② 子が満20歳に達した日の直後の主契約の契約日の年単位の応当日をむかえたとき

第5条 (配偶者および子の災害死亡保険金額)

1. この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の災害死亡保険金額は、主契約の被保険者の災害死亡保険金額に0.6を乗じた金額とします。

2. 配偶者または子の災害死亡保険金額は、主契約の被保険者の災害死亡保険金額の変更があった場合は、同時に同じ割合で変更されます。

4. 災害死亡保険金および障害給付金の支払い・特約保険料払込みの免除

第6条 (災害死亡保険金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり災害死亡保険金を支払います。

支払事由	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ^{*1} (1) この特約の責任開始期 ^{*2} 以後に生じた不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始期以後に発病した感染症(別表38)を直接の原因として死亡したとき
支払額	その被保険者 ^{*3} について定められた災害死亡保険金額
受取人	(1) 本表の支払事由により主契約の被保険者が死亡したとき 主契約の死亡保険金受取人 (2) 本表の支払事由により第4条(特約の型および被保険者の範囲)2. の配偶者または子が死亡したとき 主契約の被保険者
免責事由 ^{*4}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失 (2) 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ^{*5} (3) その被保険者の犯罪行為 (4) その被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合は、本条1. にかかわらず第4条(特約の型および被保険者の範囲)2. の配偶者または子が死亡したときの災害死亡保険金の受取人は保険契約者となります。

3. 本条1. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、この特約の責任開始期前の傷害等^{*7}を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして災害死亡保険金を支払います。

備考

第4条 備考

*2 この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で定めた場合は、誕生日から起算した満年とし、1年未満の端数を切り捨てます。

第6条 備考

*1 該当した時に被保険者であることを要します。

*2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。

*3 「その被保険者」とは、支払事由の生じた第4条(特約の型および被保険者の範囲)1. に定める被保険者の型のうち保険契約者が選択した型に応じた、同条2. に定める配偶者、子または主契約の被保険者本人をいいます。以下同じ。

*4 支払事由に該当しても保険金を支払わない場合をいいます。

*5 被保険者を死亡させた災害死亡保険金の受取人以外に、災害死亡保険金の受取人が存在するときは、その受取人の受取割合に応じた災害死亡保険金を支払い、免責となる部分の災害死亡保険金に対応する責任準備金^{*6}を保険契約者に支払います。

*6 当社が受け取った保険料のうち、この特約の将来の保険金等の支払いに充当するもので、保険料等を算出するための当社所定の計算の基礎を用いて計算します。以下同じ。

*7 被保険者が責任開始期前に不慮の事故(別表1)によって被った傷害または発病した感染症(別表38)のことをいいます。以下、本条において同じ。

- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当社が責任開始期前の傷害等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の傷害等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
- (2) 責任開始期前の傷害等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断⁸において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の傷害等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第7条 (障害給付金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり障害給付金を支払います。

支払事由	この特約の被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、給付割合表（別表8）に定めるいずれかの身体障害の状態になった場合に支払います。 ^{*1}
支払額	次に定める金額を支払います。 (1) その被保険者の身体障害の状態が給付割合表（別表8）の1種目のみに該当する場合 次の算式で計算される金額 その被保険者について定められた災害死亡保険金額 × その身体障害の状態に対応する給付割合 (2) その被保険者の身体障害の状態が給付割合表（別表8）の2種目以上に該当する場合 その該当する種目ごとに本表の支払額（1）の算式により計算される金額を合計した金額。ただし、身体の同一部位 ^{*2} に2種目以上の身体障害の状態が生じたときは、そのうち最も給付割合が大きい種目のみをその合計額に加算します。
受取人	主契約の被保険者
免責事由 ^{*3}	第6条（災害死亡保険金の支払い）の免責事由（免責事由（2）を除きます。）に同じ

2. 本条1. の支払額の計算にあたって、すでに給付割合表（別表8）に該当する身体障害の状態のあった身体の同一部位に新たに生じた身体障害の状態については、次の本条2.（1）から（2）を差し引いて得られる割合を新たな身体障害の状態の給付割合として計算します。
- (1) すでにあった身体障害の状態を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も給付割合が大きい種目のその給付割合
 (2) すでにあった身体障害の状態に対応する給付割合^{*4}
3. 本条1. および2. にかかわらず、この特約による障害給付金の支払いは、被保険者ごとに支払割合^{*5}を通算して100%を限度とします。
4. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合は、本条1. にかかわらず障害給付金の受取人は保険契約者とします。
5. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた不慮の事故（別表1）による傷害をこの特約の責任開始期以後に生じたものとみなして障害給付金を支払う取扱いは、第6条（災害死亡保険金の支払い）3. に準じます。

第8条 (保険金等の支払いに関するその他の事項)

1. 災害死亡保険金を支払う場合に、その被保険者について災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故（別表1）と同一の不慮の事故により障害給付金が支払われる^{*1}ときは、その被保険者の災害死亡保険金額に支払われる障害給付金の給付割合を乗じた金額の合計額を差し引きます。

備考

第6条 備考

- ^{*8} 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

第7条 備考

- ^{*1} 被保険者がこの特約の保険期間中（事故の日から起算して180日以内であることを要します。）に、回復の見込みが明かでないことを除いては給付割合表（別表8）の身体障害の状態に該当する状態となった場合で、この特約の保険期間の満了時をこえてその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込みがないことが明らかになって給付割合表（別表8）の身体障害の状態に該当したときは、当社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が給付割合表（別表8）の身体障害の状態になったものとみなして障害給付金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。また、第4条（特約の型および被保険者の範囲）3.（3）により、一部の被保険者がこの特約の被保険者でなくなる場合も、「この特約の保険期間の満了時」を「この特約の被保険者でなくなる日」に読み替えて同様に取り扱います。
- ^{*2} 身体の同一部位の取扱いは、次のとおりとします。以下同じ。
- 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
 - 2 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
 - 3 眼については、両眼を同一部位とします。
 - 4 耳については、両耳を同一部位とします。
 - 5 脊柱については、頸椎以下すべて同一部位とします。
 - 6 別表8の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合は、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。
- ^{*3} 支払事由に該当しても給付金を支払わない場合をいいます。以下、本条において同じ。
- ^{*4} 給付割合表の2種目以上に該当する場合は、最も給付割合が大きい種目のその給付割合とします。
- ^{*5} この特約の型の変更が行われた場合は、変更前に支払ったその被保険者の障害給付金の支払割合を含みます。

第8条 備考

- ^{*1} 災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故によりすでに支払った障害給付金を含みます。

2. 災害死亡保険金が支払われた場合は、その被保険者について、その支払後に災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故（別表1）と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

第9条 (特約保険料払込みの免除)

1. 主約款^{*1}により、主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1.のほか、次の場合も、主契約の保険料払込みの免除に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合は、本条1.および2.は適用しません。

第10条 (戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例)

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって、死亡した場合または身体障害の状態（別表8）になった場合でも、その原因によって死亡し、または身体障害の状態（別表8）になった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めるときは、その影響の程度に応じて、災害死亡保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第11条 (保険金等の支払いの請求手続き)

1. 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. 災害死亡保険金および障害給付金についてはその受取人が、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して請求してください。
3. 団体^{*2}が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の、この特約の保険金等の請求に要する書類に関する取扱いは、主約款に準じます。

第12条 (保険金等の支払時期および支払い等に必要の確認)

この特約による災害死亡保険金および障害給付金の支払いは、主約款の「保険金等の支払時期および支払い等に必要の確認」の定めに従います。

5. 告知義務・解除

第13条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際に於ける告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第14条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者 ^{*2} または災害死亡保険金の受取人が、保険金等 ^{*3*} ^{*4*} ^{*5} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この特約の保険金等 ^{*5} の請求に関し、保険金等 ^{*3} の受取人 ^{*6} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な保険金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる保険金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*7} への関与	保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

備考

第9条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第11条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、保険金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
*2 官公庁、会社、組合または工場等の団体をいい、団体の代表者を含みます。

第14条 備考

- *1 未遂を含みます。
*2 災害死亡保険金については、被保険者を除きます。
*3 災害死亡保険金または障害給付金をいいます。以下、本条において同じ。
*4 災害死亡保険金については、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
*5 保険料払込みの免除を含みます。
*6 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者としてします。
*7 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。

		④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*8}

2. 保険金等の支払^{*5}事由が生じた後でも、当社は、本条1. によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1. の重大事由の発生時以後に生じた支払^{*5}事由による保険金等^{*9}の支払い^{*5}をしません。^{*10}
3. 本条によりこの特約を解除する場合は、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、被保険者または災害死亡保険金の受取人に通知します。
4. 本条によりこの特約を解除した場合は、解約返戻金があるときは、当社は、解約返戻金と同額^{*11}の返戻金を保険契約者に支払います。^{*12}

6. 特約保険料の払込み

第15条 (特約保険料の払込み)

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払いの場合も同様とします。^{*1}
2. 本条1. にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合は、この特約の保険料は、一括して前納してください。
3. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。
4. 本条3. の場合、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間^{*2}の定めに基づきます。
 - (2) 本条3. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

7. 失効・復活

第16条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。

第17条 (失効した特約の復活)

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。

8. 貸付・返済

第18条 (主契約の保険料の振替貸付をする場合の取扱い)

1. 主契約について保険料の振替貸付の取扱いを行う場合は、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

備考

第14条 備考

- *8 例えば、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、当社または他の保険者(他の保険会社等をいいます。)と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されている他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *9 本条1. (4)のみに該当した場合で、本条1. (4)に該当したのが災害死亡保険金の受取人のみであり、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金のうち、その災害死亡保険金の受取人に支払われるべき災害死亡保険金をいいます。
- *10 すでに保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- *11 災害死亡保険金のすえ置支払いを選択した後は、すえ置いた災害死亡保険金額とその利息の合計額とし、災害死亡保険金の年金支払いを選択した後は、未払金の現価の一時支払いの請求を受け付けたものとして計算した支払額とします。
- *12 本条1. (4)によりこの特約を解除した場合で、災害死亡保険金の一部の受取人に対して本条2. により災害死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払わない災害死亡保険金に対応する解約返戻金と同額^{*11}の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条 備考

- *1 特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下、本条において同じ。
- *2 第2回以後(更新の場合は第1回を含みます。)の保険料が払込期^{*3}内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
- *3 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法(回数)に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間(保険料期間)に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

2. 本条 1. の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第19条 （契約者貸付）

主契約について契約者貸付の取扱いを行う場合は、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加算しません。

第20条 （貸付金の返済）

解約返戻金および災害死亡保険金等の支払金^{*1}を支払う場合は、保険料の振替貸付または契約者貸付の貸付金があるときは、その支払金額をそれらの元金金の返済にあてます。

9. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第21条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、当社は、これを保険契約者に支払います。

第22条 （特約の解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金は、保険料払込中の保険契約については、払込方法（回数）にかかわらず月払契約とみなしてその払込年月数を限度とした経過年月数により、保険料払込済の保険契約についてはその経過年月数により計算します。
2. 本条 1. にかかわらず、この特約の保険料払込期間が特約の保険期間と同一のときは、この特約の解約返戻金はありません。

第23条 （債権者等による解約の効力と災害死亡保険金等の受取人による特約の存続）

債権者等^{*1}によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に準じます。

第24条 （主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金）

1. 次の表のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。この場合、この特約の返戻金は次の表のとおり取り扱います。

主契約の消滅等の事由		この特約の返戻金の取扱い
(1)	主契約が解約、解除または支払事由の発生等によって消滅した場合	① 主契約の解約返戻金 ^{*1} が支払われるとき この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。 ② 主契約の支払事由に該当し保険金等を支払うとき、および主契約の免責事由に該当しても責任準備金その他の返戻金がないとき ^{*2} この特約の返戻金はありません。 ③ 主契約の免責事由に該当し責任準備金が支払われるとき この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
(2)	主契約が払済保険または延長定期保険に変更された場合	この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して、払済保険または延長定期保険への変更を取り扱います。

2. 本条 1. 以外の場合で、この特約の免責事由に該当した場合は、この特約の返戻金はありません。

備 考

第20条 備考

- *1 次のいずれかの支払金をいいます。
 1. この特約の解約もしくは保険金額の減額による解約返戻金または解除による解約返戻金と同額の返戻金
 2. この特約の支払事由が生じたことにより支払う災害死亡保険金
 3. 主契約が免責事由に該当して主契約の責任準備金^{*2}が支払われることにより支払うこの特約の責任準備金
 4. 特約の型の変更による解約返戻金の差額^{*3}
 5. 主契約の保険期間または保険料払込期間の変更に伴い、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたことによるこの特約の責任準備金の差額
- *2 当社が受け取った保険料のうち、この特約の将来の保険金等の支払いに充当するもので、保険料等を算出するための当社所定の計算の基礎を用いて計算します。以下同じ。
- *3 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間^{*4}中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、当社所定の方法により計算した未経過保険料^{*5}の差額もある場合はその返戻金を含みます。
- *4 主約款の保険料の払込みの定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日までの期間をいいます。
- *5 年払契約または半年払契約で、この特約の消滅（保険金額の減額による減額部分の消滅を含みます。）または主契約の保険料払込みの免除事由^{*6}が生じた次の契約日の月単位の応当日から当該保険料期間^{*4}の末日までの期間に対する当社所定の方法により計算した保険料をいいます。
- *6 保険料の払込みを免除する場合をいいます。以下同じ。

第23条 備考

*1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者をいいます。

第24条 備考

- *1 主契約が解除され、解約返戻金と同額の返戻金支払われるときを含みます。
- *2 主契約の免責事由に該当しても責任準備金その他の返戻金がないときは、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときをいいます。

第25条 (特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)

1. この特約の消滅等^{*1}が生じた場合、および主契約の払済保険または延長定期保険への変更を行った場合におけるこの特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに準じます。
2. 本条1.にかかわらず、払込期月に対応するこの特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに障害給付金の支払事由が生じたときは、未払込保険料を障害給付金から差し引きます。^{*2}

10. 特約内容の変更

第26条 (災害死亡保険金額の減額)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、災害死亡保険金額を減額することができます。^{*1}ただし、減額後の災害死亡保険金額は当社所定の金額以上とします。
2. 災害死亡保険金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとして取り扱い、その部分に対する解約返戻金があるときは、当社はこれを保険契約者に支払います。
3. 災害死亡保険金額を減額したときは、その後の特約保険料を改めます。

第27条 (特約の型の変更)

1. 保険契約者は、当社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第9条(特約保険料払込みの免除)によってこの特約の保険料払込みが免除された場合は、その保険料払込みの免除事由の発生時以後は、特約の型の変更はできません。
2. 特約の型の変更を当社が承諾した場合は、次の時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
承諾日
 - (2) 本条2.(1)以外の変更の場合
次のいずれか遅い時
 - ① 当社が当社所定の金額を受け取った時
 - ② 新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子の告知が行われた時
3. 特約の型の変更を行ったときは、その後の特約保険料を改めます。
4. 特約の型の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。
5. 特約の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、当社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第28条 (払済保険および延長定期保険からの特約の復旧)

1. 払済保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険契約への復旧の請求があった場合は、別段の申出がない限り、第24条(主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金)1.(2)によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. この特約の復旧を当社が承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いをします。

備考

第25条 備考

*1 次のいずれかをいいます。

1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅(保険金額の減額による減額部分の消滅を含みます。)
2. 主契約またはこの特約の保険金等の支払事由の発生によるこの特約の消滅(保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。)
3. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

*2 障害給付金が未払込保険料に不足するときは、猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。払込みのないときは、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第26条 備考

*1 その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第29条 (主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)

1. 主契約の保険金額を減額した場合^{*1}に、減額後の主契約の保険金額^{*2}に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が、当社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。
2. 本条1.によって、災害死亡保険金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、当社所定の保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、当社所定の保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
5. 本条3.および4.により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合は、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
6. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第30条 (保険金等の受取人の変更)

1. 災害死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
2. 第4条(特約の型および被保険者の範囲)2.の配偶者または子が死亡したときの災害死亡保険金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
3. 障害給付金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。

11. 特約の契約者配当

第31条 (特約の契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

12. 特約の更新

第32条 (特約の更新)

1. この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される^{*1}ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者のこの特約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に到着した場合は更新しません。

備考

第29条 備考

- ^{*1} 主契約に次の特約が付加されている場合は、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額もしくは特約基本年金月額が減額されたときを含みます。
1. 平準定期保険特約
 2. 優良体平準定期保険特約
 3. 逓減定期保険特約
 4. 優良体逓減定期保険特約
 5. 逓増定期保険特約
 6. 生存給付金付定期保険特約
 7. 収入保障特約
 8. 優良体収入保障特約
- ^{*2} 主契約に付加されている次の他の特約の保険金額等を含みます。
1. 平準定期保険特約の特約保険金額
 2. 優良体平準定期保険特約の特約保険金額
 3. 逓減定期保険特約の特約基本保険金額
 4. 優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額
 5. 逓増定期保険特約の特約基本保険金額
 6. 生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
 7. 収入保障特約の保険金換算額
 8. 優良体収入保障特約の保険金換算額

第32条 備考

- ^{*1} この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- ^{*2} 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。

2. この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一。 ^{*3} 更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。 ^{*4*5}
	保険金額	更新前のこの特約の保険金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法(回数) ^{*6} および(経路)と同一
	特約条項	更新時の特約条項

3. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*7}
4. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合は、主契約の保険料の振替貸付の取扱いに準じてこの特約の保険料の振替貸付をします。
5. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、第25条(特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)に準じます。
 - (1) 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたとき
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由が生じたとき
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金等の支払事由が生じたとき
6. 本条2. から5. にかかわらず、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新する場合は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料として、更新日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めならびに本条5. に準じて取り扱います。
 - (2) 更新日以後、猶予期間満了の日までに、本条6.(1)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
7. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間は継続されたものとします。
 - (1) 第6条(災害死亡保険金の支払い)
 - (2) 第7条(障害給付金の支払い)
 - (3) 第9条(特約保険料払込みの免除)
 - (4) 第13条(告知義務および告知義務違反による解除)
8. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条1. にかかわらず、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行ったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 本条8.(1)の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、本条2. の保険期間、保険料率および特約条項に関する定め、本条7. ならびに第33条(特約を更新できない場合等)1. によるほか、次のとおりとします。
 - ① 本条2. の表中の保険料払込期間、保険料払込方法(回数)および(経路)に関する取扱いならびに本条4. にかかわらず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)を一時払として、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第15条(特約保険料の払込み)5. に準じて取り扱います。
 - ② 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までにこの特約の災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由が生じたときの取扱いは、本条5. にかかわらず、第25条(特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)に準じます。
 - ③ 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新する場合は、本条6. ならびに本条8.(2)①および②にかかわらず、次のとおりとします。
 - ア. 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料を一時払保険料として、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、主約款の年払契約の保険料の払込みの猶予期間の定めによるほか、第25条(特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)に準じます。
 - イ. 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、本条8.(2)③ア. に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

備考

第32条 備考

^{*3} 次の場合を除きます。

1. 第33条(特約を更新できない場合等)1.(1)および(2)により短期の保険期間に変更して更新するとき
2. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき

^{*4} この特約は、当社所定の保険期間の範囲内で、保険期間を変更して更新することがあります。

^{*5} 当社所定の主契約に付加されている場合は、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

^{*6} 主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料払込方法(回数)とします。

^{*7} 主約款の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第15条(特約保険料の払込み)5. に準じて取り扱います。

第33条 (特約を更新できない場合等)

1. 第32条(特約の更新)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、この特約を更新できません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき^{*1}
 - (3) この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新されることがあります。

13. 主約款の定め準用

第34条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

14. 特則

第35条 (定期保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	定期保険 優良体定期保険 無解約返戻金型定期保険(2013) 養老保険 5年ごと利差配当付養老保険
-----	---

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新^{*1}」の定めにより更新^{*2}されるときは、この特約は主契約の更新^{*1}と同時に更新して継続されます。ただし、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知した場合は更新しません。
 - (2) 更新後のこの特約は次の表のとおりとし、主約款の「保険契約の更新^{*1}」の定めに従います。

更新後の特約	保険期間	更新 ^{*1} 後の主契約の保険期間と同一
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)	更新 ^{*1} 後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一

- (3) 災害死亡保険金および障害給付金の支払いに関する定め適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
3. 本条4.は、この特約を付加した主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	定期保険 優良体定期保険 無解約返戻金型定期保険(2013)
-----	--------------------------------------

4. この特約を本条3.の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条2.(1)は適用せず、次のとおり取り扱います。

 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行ったときは、主契約の更新^{*1}と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (2) 本条4.(1)の場合、本条2.(2)にかかわらず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)を一時払として、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、この特約保険料の猶予期間の取扱いは、主約款の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第15条(特約保険料の払込み)5.に準じます。
 - (3) 更新後この特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までにこの特約の災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、第25条(特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)に準じます。

備考

第33条 備考

^{*1} 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第35条 備考

^{*1} 主契約が優良体定期保険のときは「定期保険への自動変更」と読み替えます。

^{*2} 主契約が優良体定期保険のときは「自動変更」と読み替えます。

第36条 (終身保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が次の表の主契約に該当し、かつ次の表の取扱いを行う場合に適用します。

主契約	終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 低解約返戻金型終身保険 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
特則の適用または特約付加の取扱い	(1) 保険料の払込完了の特則の適用 (2) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約の付加 (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約の付加

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、主契約の保険料の払込完了の特則の取扱いにより保険料の払込みを完了する場合は、次のとおりとします。

- ① 保険契約者は、当社所定の保険期間の範囲内で、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- ② この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、次の表のとおり読み替えて次の定めを適用します。
 - ア. 第32条(特約の更新) 1.
 - イ. 第32条(特約の更新) 2.の「更新後の特約」の表中の保険期間*1、保険料率および特約条項
 - ウ. 第32条(特約の更新) 7.
 - エ. 第33条(特約を更新できない場合等)

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第32条(特約の更新) 2. 更新後の特約の保険期間の備考*3	主契約の保険料払込期間満了の日	保険料の払込完了日の前日
第33条(特約を更新できない場合等)		

- ③ 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めに基づきます。
 - ④ 本条2.(1)③の前納が行われなかった場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- (2) 保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払いに移行した場合は、次のとおりとします。
- ① 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - ② 本条2.(2)①により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - ③ 次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第6条(災害死亡保険金の支払い) 1.	主契約の死亡保険金受取人	保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合
第6条(災害死亡保険金の支払い) 2.		
第7条(障害給付金の支払い) 4. 第30条(保険金等の受取人の変更) 2. および3.		

(3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払いに移行した場合で、年金支払いに移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。*2

- ① 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、本条2.(2)①および②を適用します。
- ② 次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第6条(災害死亡保険金の支払い) 1.	主契約の死亡保険金受取人	保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合
第6条(災害死亡保険金の支払い) 2.		
第7条(障害給付金の支払い) 4. 第30条(保険金等の受取人の変更) 2. および3.		

備 考

第36条 備考

*1 第32条(特約の更新) 2.更新後の特約の保険期間の備考*4および備考*5を除きます。

*2 主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

(4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第6条（災害死亡保険金の支払い）2. 第7条（障害給付金の支払い）4. 第30条（保険金等の受取人の変更）2. および3.	保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合	保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合

(5) 第9条（特約保険料払込みの免除）のほか、次の場合も主約款の「保険料払込みの免除」の定めに基づいて、この特約の保険料の払込みを免除します。

- ① 保険契約者が、主約款に定める「保険料の払込完了の特則」により保険料の払込みを完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
- ② 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第37条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	5年ごと利差配当付個人年金保険
-----	-----------------

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行われた場合は、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 本条2.(1)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) この特約の災害死亡保険金については、主約款の「死亡給付金支払方法の選択」の定めに基づいて、一時支払いにかえて、当社所定の取扱範囲で、すえ置支払いまたは年金支払いを選択することができます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき*1に、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額が当社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその災害死亡保険金額が減額されます。この場合、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- (5) 年金支払開始日の前日に契約者貸付金または保険料の振替貸付金の残高があり、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、本条2.(4)に基づいて取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、次の①または②に該当するときは、第6条（災害死亡保険金の支払い）および第7条（障害給付金の支払い）の受取人の定めにかかわらず、障害給付金および配偶者または子にかかわる災害死亡保険金の受取人は、保険契約者となります。ただし、保険契約者から申出があったときは主契約の被保険者となります。
 - ① 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人*2が保険契約者であるとき
 - ② 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (7) 次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第6条（災害死亡保険金の支払い）1.の受取人（1）	主契約の死亡保険金受取人	主契約の死亡給付金受取人 主契約の年金受取人（年金受取人が被保険者のときはその法定相続人）
第24条（主契約の消滅等により特約が消滅した場合の返戻金）1.(2)	主契約の解約返戻金	主契約について当社所定の方法で計算した金額

第38条（逡減定期保険等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	逡減定期保険 優良体逡減定期保険
-----	---------------------

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第29条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）1.	主契約の保険金額を減額した場合 減額後の主契約の保険金額	主契約の基本保険金額を減額した場合 減額後の主契約の基本保険金額

備 考

第37条 備考

- *1 主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。
*2 死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。

第39条 (収入保障保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	収入保障保険 優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険 無解約返戻金型優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険Ⅱ
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由が生じた時にこの特約は消滅します。
- (2) 保険契約者*1は、災害死亡保険金または障害給付金の一時支払いにかえて、当社所定の取扱範囲内ですえ置支払いまたは年金支払いを選択することができます。
- (3) 次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象		読み替え前の語句	読み替え後の語句
第6条(災害死亡保険金の支払い) 1. の受取人		主契約の死亡保険金受取人	主契約の遺族年金受取人
第6条(災害死亡保険金の支払い) 2. 第7条(障害給付金の支払い) 4. 第30条(保険金等の受取人の変更) 2. および3.		保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合	保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害年金の受取人が保険契約者である場合
第29条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱い) 1.	収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合	主契約の保険金額を減額した場合 減額後の主契約の保険金額	主契約の基本年金月額を減額した場合 減額後の主契約の保険金換算額
	無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型優良体収入保障保険または無解約返戻金型収入保障保険Ⅱに付加した場合	主契約の保険金額を減額した場合 減額後の主契約の保険金額	主契約の年金月額を減額した場合 減額後の主契約の保険金換算額

第40条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱いに関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新*1された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新*1された主契約にこの特約が中途付加される場合
第20条(貸付金の返済) 備考*3および備考*5の取扱いを適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新*1された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新*1された主契約にこの特約が中途付加される場合
第20条(貸付金の返済) の備考*3および備考*5の取扱いは適用しません。

備 考

第39条 備考

*1 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由発生後は保険金または給付金の受取人とします。

第40条 備考

*1 優良体定期保険から定期保険への自動変更を含みます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意に基づくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落、転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓、渇 ・過度の運動 ・騒音、振動、無重力環境への長期滞在 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	<p>次の症状の原因となった事故</p> <p>(1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎</p> <p>(2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など</p> <p>(3) 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎</p>

別表8 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの ^{*3} 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ^{*5*7} 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^{*1} 4. 両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ^{*13} 5. 両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ^{*13} 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ^{*13} 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの ^{*13}	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ^{*13} 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ^{*19} 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの ^{*9}	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの ^{*3} 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの ^{*13*14} 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ^{*13*14} 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの ^{*19} 16. 10足指を失ったもの ^{*21} 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの ^{*16*17}	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの ^{*4} 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの ^{*6*8} 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの ^{*2} 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ^{*14} 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ^{*14} 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの ^{*19} 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの ^{*20} 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの ^{*22} 27. 1足の5足指を失ったもの ^{*21}	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ^{*15} 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ^{*15} 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、または第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの ^{*19} 31. 1手の第1指(母指)及び第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの ^{*20} 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの ^{*22} 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの ^{*10} 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの ^{*9} 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの ^{*11*12} 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの ^{*18}	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ^{*15} 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ^{*15} 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの ^{*19*20} 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの ^{*19} 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの ^{*21} 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの ^{*22}	10%

備考

*1 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

- *2 「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
- *3 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- *4 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- *5 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
1. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
2. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
3. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- *6 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発生器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込みのない場合をいいます。
- *7 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- *8 「しゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。
- *9 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。
聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
- *10 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、*9の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。
聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
- *11 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- *12 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきょう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。
- *13 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
- *14 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう置換した場合をいいます。
- *15 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- *16 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- *17 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- *18 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。
- *19 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- *20 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- *21 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- *22 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

別表38 対象となる感染症(2020)

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。^{*1}

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りです。)	

備考

- *1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合限り、対象となる感染症に含めます。

生存給付金付定期保険特約条項 目次

(この特約の概要)	95
第1条 特約保険金および特約生存給付金の支払	95
第2条 特約保険金の支払に関する補則	95
第3条 特約生存給付金の自動すえ置	96
第4条 特約保険金および特約生存給付金の請求、支払時期および支払場所	96
第5条 特約保険料の払込免除	96
第6条 特約の締結	96
第7条 特約の責任開始期	96
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	97
第9条 特約の保険料の払込	97
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	97
第11条 特約の失効	97
第12条 特約の復活	97
第13条 告知義務および告知義務違反	97
第14条 重大事由による解除	97
第15条 特約の解約	98
第16条 特約の返戻金	98
第17条 特約の消滅とみなす場合	98
第18条 特約保険金額の減額	98
第19条 特約の復旧	98
第20条 特約の更新	98
第21条 特約の契約者配当	99
第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	99
第23条 主契約について保険料の振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の取扱	99
第24条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	99
第25条 管轄裁判所	99
第26条 主約款の規定の準用	99
第27条 特約保険料の一部一時払の特則	99
第28条 定期保険に付加した場合の特則	99
第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則	99
第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	100
第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	100
第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	100
第33条 逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則	100
第34条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	100
第35条 特約保険金受取人による特約の存続	101
第36条 特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期	101
第37条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	101
別表1 請求書類	102
別表2 対象となる高度障害状態	102

生存給付金付定期保険特約条項

(2024年3月2日改正)

（この特約の概要）

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

- (1) 特約死亡保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
- (2) 特約高度障害保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。
- (3) 特約生存給付金
被保険者がこの特約の保険期間中に到来する3年ごとの年単位の契約応当日の前日（この特約の保険期間の満了日を除きます。）の満了時に生存しているとき、そのつど特約保険金額の10%を支払います。また、被保険者がこの特約の保険期間の満了時に生存しているとき、特約保険金額の20%を支払います。

第1条 （特約保険金および特約生存給付金の支払）

この特約において支払う特約保険金および特約生存給付金は、つぎのとおりです。

特約保険金・ 特約生存給付金	支払額	受取人	特約保険金・特約生存給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態(別表2)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態(別表2)に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱
特約生存給付金	特約保険金額の10% 特約保険金額の20%	保険契約者	被保険者がこの特約の保険期間中に到来する3年ごとの年単位の契約応当日の前日（この特約の保険期間の満了日を除きます。）の満了時に生存しているとき。 被保険者がこの特約の保険期間の満了時に生存しているとき。	—

第2条 （特約保険金の支払に関する補則）

特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人とします。

2. 特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とします。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
4. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
5. 前項により特約高度障害保険金を支払う場合において、すでにこの特約の保険期間の満了時の特約生存給付金が支払われていたときは、その金額を特約高度障害保険金から差し引いて支払います。

6. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
7. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
8. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
9. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
10. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
11. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表2）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
12. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
13. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。
14. 特約生存給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
15. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条の特約高度障害保険金の支払についての規定を適用し、本条第11項の規定は適用しません。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条 （特約生存給付金の自動すえ置）

- 特約生存給付金は、支払事由が生じたときから、会社所定の利率および方法による利息をつけて自動的にすえ置きます。
2. すえ置かれた特約生存給付金は、保険契約者から請求があったとき、または主契約が消滅したとき（主契約が更新される場合を除きます。）に保険契約者に支払います。ただし、主契約が保険金の支払により消滅するときは、すえ置かれた特約生存給付金（主契約が消滅した時に支払事由が生じた特約生存給付金を含みます。）は、主契約の保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
 3. 特約生存給付金の支払事由が生じたときに、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約生存給付金からそれらの元利金を差し引き、その残額をすえ置きます。

第4条 （特約保険金および特約生存給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、特約保険金を請求してください。
 3. 特約生存給付金を請求するときは、保険契約者は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
 4. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金および生存給付金の支払の場合に準用します。

第5条 （特約保険料の払込免除）

- 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第6条 （特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第7条 （特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第8条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

第9条 (特約の保険料の払込)

この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
8. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料(第1回保険料を含みます。)に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき(減額したときを含みます。)、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（特約保険金を支払うときは特約保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

保険料払込の猶予期間中に、特約保険金または特約生存給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 特約生存給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、特約生存給付金を支払いません。

第11条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

第12条 (特約の復活)

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第13条 (告知義務および告知義務違反)

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条 (重大事由による解除)

会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の特約死亡保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険契約者または被保険者が、この特約の特約高度障害保険金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この特約の特約保険金（保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特約保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (5) 保険契約者、被保険者、特約保険金または特約生存給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (6) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約死亡保険金（前項第5号のみに該当した場合で、前項第5号（ア）から（オ）までに該当した者が特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下、本項について同じ。）、もしくは特約高度障害保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額（特約保険金のすえ置支払を選択した後は、すえ置いた特約保険金額とその利息の合計額。以下、本条について同じ。）の返戻金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第16条（特約の返戻金）

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払に関する補則）第10項および第11項の場合は除きます。

第17条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

第18条（特約保険金額の減額）

保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第19条（特約の復旧）

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとして扱います。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第20条（特約の更新）

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (4) 主契約の保険料の払込が免除されているとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
6. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数。））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
8. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第1条（特約保険金および特約生存給付金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして扱います。

10. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第21条 (特約の契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条 (主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

第23条 (主契約について保険料の振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の取扱)

主契約について主約款の保険料の振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

第24条 (主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

第25条 (管轄裁判所)

この特約における保険金、生存給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条 (特約保険料の一部一時払の特則)

保険契約者は、この特約の締結の際、会社所定の保険金額の範囲内で、この特約の一部について、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の一部一時払に対応する部分(以下この部分を「一時払特約保険部分」といいます。)
 - (2) 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分(以下この部分を「分割払特約保険部分」といいます。)
2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、第5条(特約保険料の払込免除)第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
 3. 一時払特約保険部分があるこの特約の更新の際に、保険契約者からの第1項の適用申出がないときは、この特約の全部について、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数。))と同一とします。
 4. 一時払特約保険部分のあるこの特約について、第5条(特約保険料の払込免除)第1項の規定が適用されている場合または会社の定める主契約について同条第2項第1号の規定が適用されている場合、この特約の更新は取り扱いません。

第28条 (定期保険に付加した場合の特則)

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。
- (4) 主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、この特約の更新を取り扱いません。

第29条 (優良体定期保険に付加した場合の特則)

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期

間を変更して更新することがあります。

(4) 主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、この特約の更新を取り扱いません。

第30条 (終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したもとして取り扱います。
- (2) 前号の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合、この特約はそのまま有効に継続します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約は年金支払開始日の前日に消滅します。この場合、この特約の返戻金を主契約の責任準備金に加えて取り扱います。
 - (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第17条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (4) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

第31条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。また、第2項中「特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人となります。」とあるのは「特約高度障害保険金受取人は、被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人(年金の一部の受取人である場合を含みます。))および主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。))が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申出があったときは被保険者。」とします。また、特約高度障害保険金受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるときを除き、被保険者以外の者に変更することはできません。」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第3条(特約生存給付金の自動すえ置)第2項中「保険金」とあるのは「死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 主契約の年金支払開始日前に保険契約者から請求があったときは、年金支払開始日に、すえ置かれた特約生存給付金を契約者配当金に含めて取り扱うことができます。
- (6) 第4条(特約保険金および特約生存給付金の請求、支払時期および支払場所)第4項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (7) 第22条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (8) 主契約の年金支払開始日を繰り下げた場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
- (9) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第24条(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した額に加えて取り扱います。

第32条 (養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるとときは、保険期間を変更して更新することがあります。

第33条 (通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則)

この特約を通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合には、第22条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額した場合」と読み替えます。

第34条 (収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則)

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者(特約保険金の支払事由発生後は特約保険金の受取人)は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の定めると

- ころによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の遺族年金受取人」と、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と、また第11項中「主契約の高度障害保険金」とあるのは「主契約の高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（特約生存給付金の自動すえ置）第2項中「主契約が保険金の支払により消滅するとき」とあるのは「主契約の第1回の年金を支払うとき」と、「主契約の保険金とともにその保険金の受取人」とあるのは「主契約の年金とともにその年金の受取人」と読み替えます。
- (4) 第4条（特約保険金および特約生存給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める年金」と、また、「保険金の請求」とあるのを「年金の請求」と読み替えます。
- (5) 第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）については、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合
第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の基本年金月額を減額した場合」と読み替えます。
- (イ) 無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合
第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の年金月額を減額した場合」と読み替えます。

第35条（特約保険金受取人による特約の存続）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約生存給付金、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたときは、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 特約生存給付金の支払事由が生じたとき（この特約の保険期間満了時に特約生存給付金の支払事由が生じたときを除きます。）
- (ア) 特約生存給付金額が解約時支払額以上であるとき
特約生存給付金の支払日に、解約時支払額を債権者等に支払い、第1項の解約の効力は生じません。この場合、特約生存給付金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約生存給付金受取人に支払います。
- (イ) 特約生存給付金額が解約時支払額未満であるとき
特約生存給付金の支払日に、当該特約生存給付金額を債権者等に支払います。また、第1項の解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過したときに、解約返戻金相当額から当該特約生存給付金額を差し引いた金額を限度に解約時支払額から当該特約生存給付金額を差し引いた金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険契約者に支払います。
- (2) この特約の保険期間満了時に特約生存給付金の支払事由が生じたとき
特約生存給付金額を限度に解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、特約生存給付金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険契約者に支払います。
- (3) この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき
会社がこの特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、この特約の特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金受取人に支払います。

第36条（特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期）

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第37条（平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第9条（特約の保険料の払込）第8項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第9条（特約の保険料の払込）第8項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	特約死亡保険金	会社所定の請求書
2	特約高度障害保険金	会社所定の請求書
3	特約生存給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、保険契約者と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
4	特約保険金受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約保険金受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 特約保険金受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

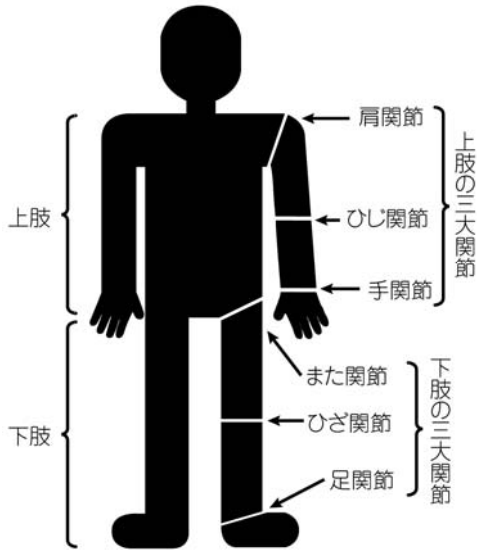
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



介護特約条項 目次

(この特約の概要)	105
第1条 用語の意義	105
第2条 介護年金の支払	105
第3条 介護年金の分割支払	106
第4条 介護年金の請求、支払時期および支払場所	106
第5条 特約保険料の払込免除	106
第6条 特約の締結	106
第7条 特約の責任開始期	106
第8条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	106
第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	107
第10条 特約の失効	107
第11条 特約の復活	107
第12条 告知義務および告知義務違反	107
第13条 重大事由による解除	107
第14条 特約の解約	107
第15条 特約の返戻金	107
第16条 特約の消滅とみなす場合	108
第17条 介護年金額の減額	108
第18条 特約の復旧	108
第19条 特約の更新	108
第20条 特約の契約者配当	109
第21条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	109
第22条 法令等の改正に伴う特約条項の変更	109
第23条 管轄裁判所	109
第24条 主約款の規定の準用	109
第25条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	109
第26条 定期保険に付加した場合の特則	109
第27条 優良体定期保険に付加した場合の特則	110
第28条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	110
第29条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	111
第30条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	111
第31条 逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則	111
第32条 保険期間を有期から終身へ変更する特則	111
第33条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	112
第34条 平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則	112
第35条 介護年金受取人による特約の存続	112
第36条 介護年金受取人による特約の存続規定の適用時期	113
第37条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	113
別表1 請求書類	113
別表2 公的介護保険制度	113
別表3 対象となる要介護3以上の状態	113
別表4 要介護状態	114

介護特約条項

(2015年4月2日改正)

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が所定の要介護状態に該当した場合に、その要介護状態が継続する間、介護年金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条 （用語の意義）

この特約条項において使用される「介護年金額」とは、介護年金を支払う場合に基準となる金額として、特約締結の際、会社の定めるところにより保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

第2条 （介護年金の支払）

この特約において支払う介護年金はつぎのとおりです。

特約年金の種類	支払額	受取人	特約年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
介護年金 第1回介護年金	介護年金額	主契約の被保険者	主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）がこの特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき （1）公的介護保険制度（別表2）に定める要介護3以上の状態（別表3） 被保険者が、公的介護保険制度（別表2）による要介護認定を受け、要介護3以上の状態（別表3）に該当していると認定されたとき （2）会社の定める要介護状態（別表4） つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき （ア）被保険者が、要介護状態（別表4）に該当したこと （イ）要介護状態（別表4）がその該当した日から起算して継続して90日あること	（1）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 （2）被保険者の犯罪行為 （3）被保険者の薬物依存（備考4に定めるところによります。） （4）戦争その他の変乱
介護年金 第2回以後の介護年金	介護年金額	主契約の被保険者	この特約の保険期間中の第1回介護年金の支払事由が生じた日の年単位の応当日（以下、「介護年金支払応当日」といいます。）において、被保険者が、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因としてつぎのいずれかに該当したとき （1）公的介護保険制度（別表2）に定める要介護3以上の状態（別表3） 被保険者が公的介護保険制度（別表2）による要介護認定を受け、要介護3以上の状態（別表3）に該当していると認定されたとき （2）会社の定める要介護状態（別表4） つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき （ア）被保険者が、要介護状態（別表4）に該当したこと （イ）要介護状態（別表4）がその該当した日から起算して継続して90日以上あること	（1）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 （2）被保険者の犯罪行為 （3）被保険者の薬物依存（備考4に定めるところによります。） （4）戦争その他の変乱

2. 前項に規定する介護年金の支払事由に該当する場合でも、その日を含めて1年以内に介護年金の支払事由が生じていたときは、介護年金を支払いません。
3. 公的介護保険制度（別表2）に定める要介護3以上の状態（別表3）または会社の定める要介護状態（別表4）が中断し、介護年金支払応当日において介護年金の支払事由に該当せず、介護年金が支払われない場合で、その後新たに介護年金の支払事由に該当したときは、第1項の規定により第1回介護年金を支払い、その日の年単位の応当日を新たな介護年金支払応当日として、以後第1項の第2回以後の介護年金の規定を適用します。
4. 被保険者が介護年金の支払事由に該当し、介護年金支払中につきの各号に定める事由が生じた時は、それらの事由の発生後に継続している被保険者の公的介護保険制度（別表2）に定める要介護3以上の状態（別表3）または会社の定める要介護状態（別表4）については、この特約の有効中の公的介護保険制度（別表2）に定める要介護3以上の状態（別表3）または会社の定める要介護状態（別表4）とみなして、第1項、第2項および第7項の規定を適用します。
 - （1）この特約の保険期間が満了したとき
 - （2）主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第16条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき

5. 被保険者が会社の定める要介護状態（別表4。以下本項において同じ。）に該当し、要介護状態がその該当した日から起算して継続して90日を経過するまでの間に、つぎの各号に定める事由が生じた時は、それらの事由の発生時を含んで継続している要介護状態は、この特約の有効中の要介護状態とみなして、第1項、第2項および第7項の規定を適用します。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第16条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
6. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を介護年金の受取人とします。
7. 被保険者が戦争その他の変乱により介護年金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により介護年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、介護年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
8. 介護年金の受取人は、第6項の場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
9. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（介護年金の分割支払）

- 介護年金受取人から請求があったときは、会社所定の利率および方法により、年金額を等分して支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。
2. 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。
 3. 第1項の場合、被保険者が死亡した際に、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して介護年金受取人に支払います。ただし、被保険者が介護年金受取人であるときは、被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

第4条（介護年金の請求、支払時期および支払場所）

- 介護年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 介護年金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、介護年金を請求してください。
 3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による介護年金の支払の場合に準用します。

第5条（特約保険料の払込免除）

- 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第6条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱いに基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第7条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による介護年金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、介護年金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
 6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
10. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第9条 （猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

保険料払込の猶予期間中に、この特約による介護年金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 介護年金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 （特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

第11条 （特約の復活）

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第12条 （告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第13条 （重大事由による解除）

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または介護年金の受取人が、この特約の介護年金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の介護年金の請求に関し、介護年金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる介護年金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または介護年金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または介護年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または介護年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または介護年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 介護年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による介護年金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに介護年金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または介護年金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第14条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第15条 （特約の返戻金）

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。また、介護年金支払中の場合には、この特約の解約返戻金はありません。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。

3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の保険料の振替貸付の規定または契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第16条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

第17条 (介護年金額の減額)

保険契約者は、いつでも、介護年金額を減額することができます。ただし、減額後の介護年金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、介護年金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第18条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第16条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとして扱います。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。

第19条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数))と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第8条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護年金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第4項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとして扱います。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 介護年金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして扱います。
13. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

- (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護年金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第8条第4項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
- (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
- (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第8条第4項および第9条の規定を準用します。
- (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第20条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第21条 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

- 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
- 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
- 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第22条 （法令等の改正に伴う特約条項の変更）

会社は、公的介護保険制度の改正が行なわれ、その改正内容がこの特約条項に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を変更することがあります。

- 本条の規定によりこの特約条項を変更するときは、将来に向けてこの特約条項の支払事由を改めます。この場合、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「支払事由変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までにつぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - 支払事由変更日から特約条項の支払事由を改める方法
 - 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 前項の指定がなされないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法を指定されたものとみなします。

第23条 （管轄裁判所）

この特約における介護年金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 （主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第25条 （この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

延長定期保険または払済保険への変更について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- 保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

第26条 （定期保険に付加した場合の特則）

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- 介護年金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前（ア）の場合、第2号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護年金の支払事由が生じたときは、第8条第4項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第27条（優良体定期保険に付加した場合の特則）

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 介護年金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前（ア）の場合、第2号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護年金の支払事由が生じたときは、第8条第4項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第28条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 保険契約者は、介護年金の年金支払中を除き、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第19条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (エ) 前（ウ）に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (オ) 前（ウ）に定める金額が払い込まなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
- (イ) 前（ア）により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (ウ) 第2条（介護年金の支払）第6項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号（ア）および（イ）の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (イ) 第2条（介護年金の支払）第6項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第2条（介護年金の支払）第6項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (5) つぎの（ア）または（イ）の場合には、第15条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- （ア）主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
- （イ）主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。
- (6) 第5条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- （ア）保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
- （イ）保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第29条 （5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第15条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (5) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの（ア）または（イ）に該当するときは、第2条（介護年金の支払）第1項の規定にかかわらず、介護年金の受取人は、保険契約者とします。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人となります。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を介護年金の受取人とします。
- （ア）主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
- （イ）主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (6) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第25条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第30条 （養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- （ア）更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- （イ）更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- （ウ）更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 介護年金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第31条 （逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則）

この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額した場合」と読み替えます。

第32条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則）

保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。）この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
- (2) 主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
- (3) 契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
- (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
- (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）を付加している場合
- (3) 被保険者が介護年金の支払事由に該当し、介護年金支払中であるとき
3. 変更後特約の介護年金額は、変更前の介護年金額と同額とします。
4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。
 - (1) 変更日の前日まで一括して払い込む方法
 - (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
7. 変更後特約について、介護年金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は、責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

第33条（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第2条（介護年金の支払）第4項第2号および第5項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第16条（特約の消滅とみなす場合）規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が発生したためにこの特約が消滅したとき」と、第6項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第15条（特約の返戻金）第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。
- (4) 第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）については、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合
 - 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の基本年金額を減額した場合」と読み替えます。
 - (イ) 無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合
 - 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の年金額を減額した場合」と読み替えます。

第34条（平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則）

平成20年5月12日以前に締結されたこの特約が更新され、かつ、この特約を付加した主契約に指定代理請求人特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 介護年金受取人が被保険者の場合で、介護年金受取人が、介護年金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、会社の承諾を得て、介護年金受取人の代理人として介護年金を請求することができます。
 - (ア) 請求時において、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の請求時の戸籍上の配偶者
 - (イ) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合
 - は、請求時において、つぎのいずれかに該当する者
 - (a) 被保険者と同居している3親等内の親族
 - (b) 被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- (2) 前号の規定により、会社が介護年金を代理人に支払った場合には、その後に介護年金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第35条（介護年金受取人による特約の存続）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす介護年金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、介護年金の支払事由が生じ、会社が介護年金を支払うべきときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 介護年金額が解約時支払額以上であるとき
 - 介護年金の支払日に、解約時支払額を債権者等に支払い、第1項の解約の効力は生じません。この場合、介護年金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、介護年金受取人に支払います。
 - (2) 介護年金額が解約時支払額未満であるとき
 - 介護年金の支払日に、当該介護年金を債権者等に支払います。また、第1項の解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過したときに、解約返戻金相当額から当該介護年金額を差し引いた金額を限度に解約時支払額から当該介護年金額を差し引いた金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険契約者に支払います。

第36条 (介護年金受取人による特約の存続規定の適用時期)

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第37条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第8条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第8条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	介護年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類(公的介護保険制度に基づく所定の状態による介護年金を請求する場合に限りです。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	解約返戻金	(1) 会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
3	介護年金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 介護年金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表3 対象となる要介護3以上の状態

対象となる要介護3以上の状態とは、「要介護認定等に関わる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)」第1条第1項に規定する次の状態をいいます。

要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。) 又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。) 又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。) 又はこれに相当すると認められる状態

別表4 要介護状態

要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-------	---

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 b. 衣服の着脱が自分ではできない。 c. 入浴が自分ではできない。 d. 食物の摂取が自分ではできない。 e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。 |
|---|

備考

1. 器質性痴呆

(1) 「器質性痴呆と診断確定されている」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性痴呆」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性痴呆」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

- ① 「器質性痴呆」

「器質性痴呆」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」(昭和54年版)に記載された分類項目中、つぎの基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省(平成13年1月6日以後は厚生労働省)大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害とは、通常大きくわけて意識混濁と意識変容にわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもろろ状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

介護特約（親型）条項 目次

(この特約の概要)	116
第1条 特約の被保険者	116
第2条 介護給付金の支払	116
第3条 介護給付金の請求、支払時期および支払場所	117
第4条 特約保険料の払込免除	117
第5条 特約の締結	117
第6条 特約の責任開始期	117
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	117
第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	117
第9条 特約の失効	117
第10条 特約の復活	118
第11条 告知義務	118
第12条 告知義務違反による解除	118
第13条 重大事由による解除	118
第14条 特約の解約	118
第15条 特約の返戻金	118
第16条 特約の消滅とみなす場合	119
第17条 介護給付金額の減額	119
第18条 特約の復旧	119
第19条 特約の更新	119
第20条 特約の契約者配当	120
第21条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	120
第22条 法令等の改正に伴う特約条項の変更	120
第23条 管轄裁判所	120
第24条 主約款の規定の準用	120
第25条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	120
第26条 定期保険に付加した場合の特則	120
第27条 優良体定期保険に付加した場合の特則	121
第28条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	121
第29条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	122
第30条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	122
第31条 遡減定期保険または優良体遡減定期保険に付加した場合の特則	122
第32条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	122
第33条 平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則	123
第34条 給付金の受取人による特約の存続	123
第35条 給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	123
第36条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	123
別表1 請求書類	124
別表2 公的介護保険制度	124
別表3 対象となる要介護3以上の状態	124
別表4 要介護状態	124

介護特約（親型）条項

(2012年4月2日改正)

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者またはその配偶者（「主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者」をいいます。以下同じ。）の親を被保険者とし、この特約の被保険者が所定の要介護状態に該当した場合に、介護給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条 （特約の被保険者）

この特約の被保険者は、特約の締結の際、主契約の被保険者またはその配偶者の戸籍にその親として記載されている者（以下本条において「親」といいます。）のうちいずれか1人とし、この特約の締結時に、保険契約者の申出によって定める者となります。

2. この特約の被保険者は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当した時からこの特約の被保険者でなくなります。
 - (1) この特約の被保険者が、戸籍上の異動により親に該当しなくなったとき
 - (2) この特約の被保険者が主契約の被保険者の配偶者の親である場合、主契約の被保険者の配偶者が、戸籍上の異動により配偶者に該当しなくなったとき
3. 前項の場合、保険契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

第2条 （介護給付金の支払）

この特約において支払う介護給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	介護給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても介護給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
介護給付金	介護給付金額	この特約の被保険者	この特約の被保険者が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき (1) 公的介護保険制度（別表2）に定める要介護3以上の状態（別表3） この特約の被保険者が、公的介護保険制度（別表2）による要介護認定を受け、要介護3以上の状態（別表3）に該当していると認定されたとき (2) 会社の定める要介護状態（別表4） つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア) この特約の被保険者が、要介護状態（別表4）に該当したこと (イ) 要介護状態（別表4）がその該当した日から起算して継続して90日あること	(1) 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失 (2) この特約の被保険者の犯罪行為 (3) この特約の被保険者の薬物依存（備考4に定めるところによります。） (4) 戦争その他の変乱

2. 会社が、介護給付金を支払った場合には、この特約は、介護給付金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
3. この特約の被保険者が会社の定める要介護状態（別表4）に複数該当した場合でも、会社は、介護給付金を重複しては支払いません。
4. この特約の被保険者が会社の定める要介護状態（別表4。以下本項において同じ。）に該当し、要介護状態がその該当した日から起算して継続して90日を経過するまでの間に、つぎの各号に定める事由が生じた時は、それらの事由の発生時を含んで継続している要介護状態は、この特約の有効中の要介護状態とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第16条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
5. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を介護給付金の受取人とします。
6. この特約の被保険者が戦争その他の変乱により介護給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により介護給付金の支払事由に該当したこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、介護給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
7. 介護給付金の受取人は、第5項の場合を除き、この特約の被保険者以外の者に変更することはできません。
8. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかつ

た場合を除きます。

- (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（介護給付金の請求、支払時期および支払場所）

介護給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 介護給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、介護給付金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による介護給付金の支払の場合に準用します。

第4条（特約保険料の払込免除）

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第5条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第6条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約当日）以後その月の末日までにこの特約による介護給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、介護給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
10. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

保険料払込の猶予期間中に、この特約による介護給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 介護給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 （特約の復活）

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第11条 （告知義務）

会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第12条 （告知義務違反による解除）

保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けてこの特約（復旧の場合には、復旧によって増額された部分をいいます。以下本条において同じ。）を解除することができます。

2. 会社は、介護給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、介護給付金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに介護給付金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、介護給付金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、介護給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、介護給付金を支払い、または特約保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主契約の被保険者または特約の被保険者に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第13条 （重大事由による解除）

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、この特約の被保険者または介護給付金の受取人が、この特約の介護給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の介護給付金の請求に関し、介護給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる介護給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または介護給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または介護給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または介護給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または介護給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 介護給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による介護給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに介護給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、この特約の被保険者または介護給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第14条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第15条 （特約の返戻金）

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号または第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合または責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任

準備金その他の返戻金の払戻はありません。

- この特約が次条第4号の規定によって消滅した場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- 主約款の保険料の振替貸付の規定または契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主約款の解約返戻金に加えません。

第16条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- この特約の被保険者が第1条(特約の被保険者)第2項の規定によってこの特約の被保険者でなくなったとき
- この特約の被保険者が死亡したとき

第17条 (介護給付金額の減額)

保険契約者は、いつでも、介護給付金額を減額することができます。ただし、減額後の介護給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

- 前項の規定によって、介護給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第18条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第16条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

- 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第19条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

- 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
- 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
- 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
- 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在のこの特約の被保険者の年齢によって計算します。
- 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数))と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第4項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
- 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - 介護給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
- この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第7条第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第7条第4項および第8条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第20条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第21条 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第22条 （法令等の改正に伴う特約条項の変更）

会社は、公的介護保険制度の改正が行なわれ、その改正内容がこの特約条項に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約条項を変更するときは、将来に向けてこの特約条項の支払事由を改めます。この場合、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「支払事由変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までにつぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 支払事由変更日から特約条項の支払事由を改める方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
4. 前項の指定がなされないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法を指定されたものとなしなします。

第23条 （管轄裁判所）

この特約における介護給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 （主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第25条 （この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

延長定期保険または払済保険への変更について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

第26条 （定期保険に付加した場合の特則）

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

- (3) 介護給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前（ア）の場合、第2号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第27条（優良体定期保険に付加した場合の特則）

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 介護給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前（ア）の場合、第2号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第28条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第19条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (エ) 前（ウ）に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (オ) 前（ウ）に定める金額が払い込まなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
- (イ) 前（ア）により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (ウ) 第2条（介護給付金の支払）第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号（ア）および（イ）の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

- (イ) 第2条（介護給付金の支払）第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第2条（介護給付金の支払）第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第15条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
- (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。
- (6) 第4条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
- (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第29条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第2条（介護給付金の支払）第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第15条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (5) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第2条（介護給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、介護給付金の受取人は、保険契約者とします。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人となります。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、この特約の被保険者を介護給付金の受取人とします。
- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
- (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (6) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第25条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第30条（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 介護給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第31条（逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則）

この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額した場合」と読み替えます。

第32条（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第2条（介護給付金の支払）第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第16条（特約の消滅とみなす場合）規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が発生したためにこの

特約が消滅したとき」と、第5項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。

- (3) 第15条（特約の返戻金）第2項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。
- (4) 第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）については、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合
第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の基本年金月額を減額した場合」と読み替えます。
- (イ) 無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合
第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の年金月額を減額した場合」と読み替えます。

第33条（平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則）

平成20年5月12日以前に締結されたこの特約が更新され、かつ、この特約を付加した主契約に指定代理請求人特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 介護給付金受取人がこの特約の被保険者の場合で、介護給付金受取人が、介護給付金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、会社の承諾を得て、介護給付金受取人の代理人として介護給付金を請求することができます。
- (ア) 請求時において、この特約の被保険者と同居またはこの特約の被保険者と生計を一にしているこの特約の被保険者の請求時の戸籍上の配偶者
- (イ) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、つぎのいずれかに該当する者
- (a) この特約の被保険者と同居している3親等内の親族
- (b) この特約の被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- (2) 前号の規定により、会社が給付金を代理人に支払った場合には、その後給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第34条（給付金の受取人による特約の存続）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の給付金の支払事由が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、この特約の給付金の受取人に支払います。

第35条（給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第36条（平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目		必要書類
1	介護給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、この特約の被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（公的介護保険制度に基づく所定の状態による介護給付金を請求する場合に限りです。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) この特約の被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 介護給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	解約返戻金	(1) 会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
3	給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 介護給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 介護給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表3 対象となる要介護3以上の状態

対象となる要介護3以上の状態とは、「要介護認定等に関する介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）」第1条第1項に規定する次の状態をいいます。

要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

別表4 要介護状態

要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-------	---

- | |
|---|
| a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
b. 衣服の着脱が自分ではできない。
c. 入浴が自分ではできない。
d. 食物の摂取が自分ではできない。
e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。 |
|---|

備考

1. 器質性痴呆

- (1) 「器質性痴呆と診断確定されている」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性痴呆」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性痴呆」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性痴呆」

「器質性痴呆」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、つぎの基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以後は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害とは、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

FWD生命からのお願い

たとえばこんなときは総合サービスセンターへご連絡を！

(ご照会の際は、必ず証券番号をお知らせください。)

一部のお手続きについては、当社ホームページまたは「自動音声による手続き」も可能です。(※)

(※)当社ホームページおよび「自動音声による手続き」の内容は、将来予告なく変更される場合があります。利用できる手続きの最新情報等は、当社ホームページでご確認ください。

お手続き内容	ホームページ	自動音声による手続き	総合サービスセンター
改姓・受取人変更	○	—	○
住所の変更(※1)	○	—	—
電話番号の変更	○	—	—
保険料払込口座の変更	○	○	○
クレジットカードの変更	○	○	○
保険証券の再発行	○	—	○
生命保険料控除証明書の再発行	○	○ (毎年10月下旬～3月)	○
保険金・年金・給付金等のご請求	○	—	○
本人確認事項等(※2)の変更	—	—	○
その他、お手続き方法等	—	—	○

(※1) 海外渡航、帰国のご連絡は総合サービスセンターへお電話ください。

(※2) 「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項。

ホームページ	自動音声による手続き	総合サービスセンター
fwdlife.co.jp	0120-622-211 (通話料無料) 24時間受付	0120-211-901 (通話料無料) 受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00 - 18:00

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 総合サービスセンター



0120-211-901 (通話料無料)



月-金 (祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00

この資料でご案内している内容は、特段の定めがある場合を除き2024年3月2日現在で適用されているものです。

引受保険会社

FWD生命保険株式会社

ホームページ fwdlife.co.jp

総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間: 月-金 (祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

募集代理店

資料作成日: 2023年12月1日

登録No.FLI-A03026-2311 W2297

災害入院特約・短期災害入院特約・
災害退院後療養特約

疾病入院特約・短期疾病入院特約・
疾病退院後療養特約

成人病保障特約・短期成人病保障特約

女性医療特約・短期女性医療特約

がん保障特約・がん退院後療養特約

❗ こんなときにご利用ください。

- 1 更新された特約の内容確認に
- 2 給付金等を請求するときに

「ご契約のしおり・約款」は、特約に関する大切な事項を記載したものです。
必ずご一読いただき、主契約に関する「ご契約のしおり・約款」とあわせて保管ください。

ご契約のしおり・約款
自動更新用

2024年3月 W2298

ご契約のしおり・約款



ご注意

この冊子には、以下の特約に関する、大切なことがらが記載されています。今回の更新に際して、主契約に関する「ご契約のしおり・約款」とともに、必ずご一読いただき、大切に保管されるようお願い申し上げます。

災害入院特約・短期災害入院特約・災害退院後療養特約
 疾病入院特約・短期疾病入院特約・疾病退院後療養特約
 成人病保障特約・短期成人病保障特約
 女性医療特約・短期女性医療特約
 がん保障特約・がん退院後療養特約

ご契約のしおり・約款 もくじ

◎主な保険用語のご説明	しおり - 4
-------------	---------

「ご契約のしおり」

I ご契約(更新)にあたって

① 特約の自動更新について	しおり - 8
② お客さまに関する個人情報のお取り扱いについて	しおり - 10
③ ご契約内容等の確認制度について	しおり - 12
④ 保険証券のご確認について	しおり - 12

II 特約の特長としくみについて

⑤ 災害入院特約・短期災害入院特約・災害退院後療養特約について	しおり - 13
(1) 災害入院特約	しおり - 13
(2) 短期災害入院特約	しおり - 14
(3) 災害退院後療養特約	しおり - 15
⑥ 疾病入院特約・短期疾病入院特約・疾病退院後療養特約について	しおり - 16
(1) 疾病入院特約	しおり - 16
(2) 短期疾病入院特約	しおり - 18
(3) 疾病退院後療養特約	しおり - 19
⑦ 成人病保障特約・短期成人病保障特約について	しおり - 20
(1) 成人病保障特約	しおり - 20
(2) 短期成人病保障特約	しおり - 21
⑧ 女性医療特約・短期女性医療特約について	しおり - 22
(1) 女性医療特約	しおり - 22
(2) 短期女性医療特約	しおり - 23
⑨ がん保障特約・がん退院後療養特約について	しおり - 25
(1) がん保障特約	しおり - 25
(2) がん退院後療養特約	しおり - 26
(3) 特約の責任開始期について	しおり - 27
⑩ ご家族に対する保障	しおり - 28

III 給付金等について

⑪ 給付金等のご請求について	しおり - 29
⑫ 給付金等の支払期限	しおり - 31
⑬ 給付金等をお支払いできない場合	しおり - 32
⑭ 給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の事例	しおり - 34

IV ご契約(更新)後のお取り扱いについて

⑮ ご契約または特約の解約と解約返戻金	しおり - 37
⑯ 給付金等の受取人によるご契約の存続	しおり - 37
⑰ 生命保険と税金	しおり - 38

Ⅴ その他生命保険に関するお知らせ

⑱ 保険金額等が削減される場合	しおり - 41
⑲ 「生命保険契約者保護機構」について	しおり - 41
⑳ 保険契約等に関する情報の共同利用について	しおり - 44
㉑ 取引時確認(本人確認)について	しおり - 47
㉒ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて	しおり - 47
㉓ FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きについて	しおり - 48
㉔ このような場合、ただちにご連絡ください。	しおり - 50

「約款」

災害入院特約条項	約款 - 1
短期災害入院特約条項	約款 - 13
災害退院後療養特約条項	約款 - 25
疾病入院特約条項	約款 - 35
短期疾病入院特約条項	約款 - 49
疾病退院後療養特約条項	約款 - 60
成人病保障特約条項	約款 - 70
短期成人病保障特約条項	約款 - 79
女性医療特約条項	約款 - 88
短期女性医療特約条項	約款 - 99
がん保障特約条項	約款 - 110
がん退院後療養特約条項	約款 - 123

FWD生命からのお願い

当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。
また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。



主な保険用語のご説明

しおりをお読みいただくうえで参考となる保険用語をわかりやすく説明しています。

か	解除	保険期間の途中で、告知義務違反があった場合等に当社の決定によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約された場合、以後の保障はなくなります。
	解約返戻金	ご契約を解約された場合等に、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
き	給付金	不慮の事故による傷害や疾病の治療のために入院されたときや、手術を受けられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
け	契約者 (保険契約者)	当社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料払込義務)を持つ人をいいます。
	契約者配当金	(5年ごと利差配当付商品の場合) 責任準備金等の運用益が、当社の予定した運用益をこえた場合、5年ごとにご契約者にお支払いするお金のことをいいます。 ※無配当商品の場合は、契約者配当金はありません。
	契約年齢	被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。 (例) ご契約時に満32歳7か月の被保険者の契約年齢は32歳となります。
	契約日	保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。 保険料払込方法(回数)や保険料払込方法(経路)によって契約日は異なります。年払・半年払の場合は責任開始日と一致しますが、保険料払込方法が口座振替毎月払の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。 なお、更新後契約においては、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日は更新日となります。
	契約日の応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。 (例) 契約日が2020年12月10日の場合 契約日の年単位の応当日 : 2021年12月10日以降の毎年12月10日 契約日の半年単位の応当日 : 2021年6月10日以降の毎年12月10日および6月10日 契約日の月単位の応当日 : 2021年1月10日以降の毎月10日
こ	更新日	保険期間が満了する月の前月の末日までに、ご継続をされない旨のお申出がない限り、この保険は、保険期間満了の日の翌日に自動更新され、この日を更新日といいます。
	告知・告知義務・告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされる時(ご契約を復活・復旧される時)に現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等当社がおたずねする重要なことならについて当社に事実をお知らせ(告知)いただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

し

指定代理請求人

保険金・年金・給付金等の受取人である被保険者が、保険金・年金・給付金等を請求できない特別な事情があるときに、被保険者に代わり、保険金・年金・給付金等を請求することができる人であり、ご契約者によりあらかじめ指定された人をいいます。

*被保険者であるご契約者が、保険料払込みの免除を請求できない所定の事情があるときを含みます。

支払事由

約款や特約条項に定める給付金等をお支払いする事由のことをいいます。

主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

診査

診査扱のご契約または特約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。

せ

責任開始期(日)

申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。なお、復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の時が責任開始期(日)となり、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分については、最後の復旧の時が責任開始期(日)となります。

責任準備金

将来の給付金等をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

と

特約条項

特約について締結から消滅までのとりきめを記載したものです。

ひ

被保険者

生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。

ほ

保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険期間満了の日

保険期間が終了する日のことをいいます。保険期間が終了する日はそれぞれ以下のとおりとなります。

・保険期間が年数で定められている場合(年満期)：

契約日からの年数とその定められた年数に達する契約日の年単位の応当日の前日

・保険期間が被保険者の年齢で定められている場合(歳満期)：

被保険者がその定められた年齢に達した後に最初に到来する契約日の年単位の応当日の前日

(例) 保険期間が80歳のご契約の場合、契約日の年単位の応当日が4月1日であれば、被保険者が満80歳となられた後に最初に到来する3月31日が保険期間満了の日となります。

保険証券

保険契約の成立や内容を証する重要なもので、給付金額(保険金額)や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。

保険年度

契約日から起算した1年ごとの期間をいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2、第3.....保険年度といいます。

保険料

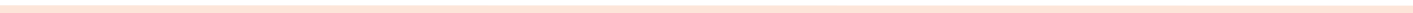
ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。

め 免責事由

被保険者が支払事由に該当された場合でも、被保険者の自殺行為などのケースでは給付金等をお支払いできないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や 約款

ご契約から消滅までのとりきめを記載したものです。



I ご契約（更新）にあたって

1 特約の自動更新について

1. 次の特約を付加された場合で、主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了するとき、所定の範囲内でこれらの特約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| ・災害入院特約 | ・短期災害入院特約 | ・災害退院後療養特約 |
| ・疾病入院特約 | ・短期疾病入院特約 | ・疾病退院後療養特約 |
| ・成人病保障特約 | ・短期成人病保障特約 | ・女性医療特約 |
| ・短期女性医療特約 | ・がん保障特約 | ・がん退院後療養特約 |

2. 特約の更新をご希望されない場合は、特約の保険期間が満了する月の前月の末日(月末日が当社の営業日でないときは月末日の直前の当社の営業日とします。)までに、ご契約者から継続しない旨をお申出ください。

3. 次の場合には、自動更新のお取扱いはいたしません。

(1)更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき

(2)更新後の特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき(ただし、ご契約者のお申出があれば保険料払込期間満了の日の翌日に更新することができます。この場合、更新する特約の保険料を一括してお払込みいただきます。)

(3)主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき

(4)『特別条件付保険特約』の保険金(給付金)削減支払法(保険金(給付金)削減期間経過後のときを除く。)または特別保険料領収法が適用されているとき

4. 更新後の各特約のお取扱いは次のとおりとなります。

保険期間	更新前の保険期間と同一とします。ただし、99歳の範囲内で保険期間を変更することがあります。
保険料払込期間	更新後の保険期間と同一とします。
保険金額	更新前の保険金額と同一とします。
特約条項	更新日時点の各特約条項を適用します。
保険料	更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。各特約は、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。
保険料払込方法	主契約の保険料の払込方法(回数・経路)とします。

! ご注意

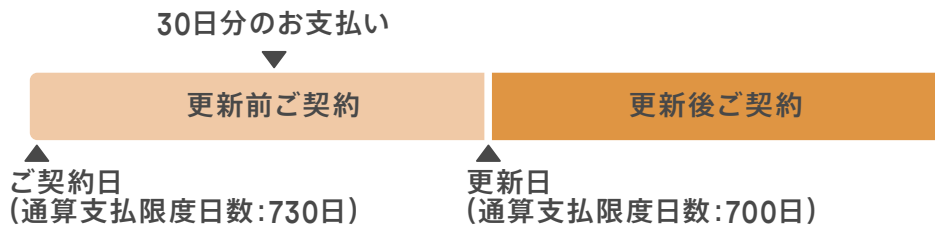
- 当社がこれらの特約の締結を更新時に取り扱っていないときは、所定の特約に変更して更新されることがあります。
- 更新後のご契約においては、給付金等のお支払いについて、更新前のご契約の保険期間と更新後のご契約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- 更新前のご契約と更新後のご契約とは保険期間が継続しているものとして取り扱うため、給付金の支払限度については更新前後の支払日数を通算します。

<入院給付金の支払限度について>

例えば、更新前のご契約で「入院給付金30日分」をお支払いしている場合、その支払分は更新後のご契約に通算されます。

(給付金の通算支払限度日数は、「730日－30日＝700日」となります。)

<入院給付金通算の例>



なお、支払限度の通算がおこなわれるのは、以下の特約の給付金となります。

特約	給付金の種類	通算支払限度
災害入院特約	入院給付金	730日
短期災害入院特約	短期災害入院給付金	60日
疾病入院特約	入院給付金	730日
短期疾病入院特約	短期疾病入院給付金	60日
成人病保障特約	入院給付金	730日
短期成人病保障特約	短期成人病入院給付金	60日
女性医療特約	入院給付金	730日
短期女性医療特約	短期女性医療入院給付金	60日

2 お客さまに関する個人情報のお取扱いについて

1 当社が取得する個人情報

当社は、お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態等、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

2 当社の個人情報利用方法(利用目的)

当社は、取得した個人情報を次の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社(グループ会社)・提携会社が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- (4) 保険に関連・付随する業務の実施
- (5) 当社が有する債権の回収
- (6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (7) お客さまとのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- (8) その他上記に付随する業務

3 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人データを第三者に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店を含む)へ委託する場合
- (3) 再保険の手続きをする場合
- (4) ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (5) その他法令に根拠がある場合

業務を外部に委託する場合や再保険の手続きをする場合、提供先が外国となる場合がありますが、法令等に従い、適切に対応いたします。

当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項について確認・記録します。

4 個人データの海外提供について

当社では、保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合があります。ただし、ご契約の申込時点では最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、個人データの提供先を特定できません。

外国の再保険会社が存在する国名、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該事業者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報については、保険契約締結後にご照会いただくことが可能です。

5 個人データの共同利用

当社では、保険制度が健全に運営され、保険金等の支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」等(各制度の詳細および共同利用する者の範囲等法定開示事項につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページをご確認ください。)に基づき、他の生命保険会社等との保険契約等に関する所定の情報を共同利用しております。

また、グループ内の内部統制・経営管理を目的として、お客さまのご契約情報等の個人データを共同利用させていただく場合があります。

6 センシティブ情報のお取扱い

要配慮個人情報ならびに保健医療等に関する個人情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

7 安全管理措置

当社は、お客さまご本人の個人データを正確かつ最新の内容に維持し、保護するため、法令等に基づく組織的、技術的、物理的、人的な各安全管理措置を実施しています。

8 保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求

当社は、保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応いたします。

これらの具体的な請求手続きについては、以下の<お問い合わせ窓口>までご連絡ください。

9 特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)のお取扱い

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

I ご契約（更新）にあたって

次の事項につきましては、当社ホームページ(fwdlife.co.jp)のプライバシーポリシーをご確認ください。

- (1) 個人データの安全管理措置に関する情報
- (2) 個人データの海外提供に関する情報(国名や制度等)
- (3) 個人データを共同利用するグループ会社の範囲
- (4) 当社における特定個人情報の利用の範囲(利用目的)等、取扱いの詳細

個人情報・特定個人情報のお取扱いに関するご質問につきましては、右記の「総合サービスセンター」までお問い合わせください。

＜お問い合わせ窓口＞
総合サービスセンター
0120-211-901(通話料無料)
月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

3 ご契約内容等の確認制度について

1. 給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご請求内容等について、当社の社員または当社で委託した者が訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認にあたりましては、お客さまのプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取扱いさせていただきますのでご協力をお願いします。
2. 事実の確認に際し、ご契約者、被保険者または受取人が当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等を支払いません。また、保険料のお払込みを免除しません。

4 保険証券のご確認について

1. 主契約と同時に特約を更新されますと、保険証券をご契約者にお送りしますので、更新にあたってご希望された内容と相違していないかどうかもう一度よくお確かめください。
2. 特約のみを更新された場合、当社は保険証券を交付しません。ただし、特約更新通知をご契約者宛にお送りしますので、内容をよくご確認ください。
3. 万一、内容が相違していたり、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。



総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間：月 - 金 9:00-18:00 (祝日・年末年始を除く)

Ⅱ 特約の特長としくみについて

5 災害入院特約・短期災害入院特約・災害退院後療養特約について

(1) 災害入院特約

1 特長

不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
入院給付金	この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、180日以内に入院を開始し、継続して5日以上入院したとき	入院給付金日額× (入院日数-4日)	主契約の 被保険者

(※) 入院開始日以後4日間は、お支払いの対象となりません。

3 入院給付金の支払限度について

入院給付金の支払限度日数は以下のとおりとなります。

入院給付金の支払限度の型	1入院の支払限度日数	通算支払限度日数
120日型	120日	730日
360日型	360日	730日
730日型	730日	730日

⚠️ ご注意

すでに給付金のお支払いがあるときは、その支払日数を更新後の特約の支払日数に通算します。
※詳しくは、「① 特約の自動更新について」をご覧ください。

4 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

5 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約が消滅したとき
- (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき
- (3)主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

(2)短期災害入院特約

1 特長

災害入院特約と合わせて付加することで、不慮の事故による傷害の治療を目的として2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
短期災害入院給付金	この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、180日以内に入院を開始し、継続して2日以上入院したとき	短期災害入院給付金日額×入院日数	主契約の被保険者

3 短期災害入院給付金の支払限度について

支払限度日数は以下のとおりとなります。

1入院の支払限度日数	通算支払限度日数
4日	60日

! ご注意

すでに給付金のお支払いがあるときは、その支払日数を更新後の特約の支払日数に通算します。
※詳しくは、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

4 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

5 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1) 主契約または災害入院特約が消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき
- (3) 主契約の被保険者にかかわる短期災害入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

(3) 災害退院後療養特約

1 特長

災害入院特約と合わせて付加することで、不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した後、生存して退院した場合、災害療養給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
災害療養給付金	災害入院特約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる継続入院をされた後、生存して退院したとき	基本災害療養給付金額 × 10	主契約の被保険者

(※) 『災害入院特約』の入院給付金は、入院開始日以後4日間はお支払いの対象となりませんので、この特約から災害療養給付金が支払われるためには、継続した24日以上入院が必要となります。

3 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1) 主契約または災害入院特約が消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき

6 疾病入院特約・短期疾病入院特約・疾病退院後療養特約について

(1) 疾病入院特約

1 特長

- (1) 疾病の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。
- (2) 手術を受けた場合に、手術給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
入院給付金	この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として入院を開始し、継続して5日以上、入院したとき(※1)	入院給付金日額× (入院日数-4日)	主契約の 被保険者
手術給付金	この特約の責任開始期以後に生じた、疾病、不慮の事故による傷害、または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として所定の手術(※2)を受けたとき	入院給付金日額 ×10・20・40	

(※1) 入院開始日以後4日間は、お支払いの対象となりません。

(※2) 「所定の手術」については、『疾病入院特約条項 別表2 対象となる手術および給付倍率表』をご覧ください。

3 入院給付金の支払限度について

入院給付金の支払限度日数は以下のとおりとなります。

入院給付金の支払限度の型	1入院の支払限度日数	通算支払限度日数
120日型	120日	730日
360日型	360日	730日
730日型	730日	730日

ご注意

すでに給付金のお支払いがあるときは、その支払日数を更新後の特約の支払日数に通算します。
※詳しくは、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

4 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

5 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき

(2)短期疾病入院特約

1 特長

疾病入院特約と合わせて付加することで、疾病の治療を目的として2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
短期疾病入院給付金	この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として入院を開始し、継続して2日以上、入院したとき	短期疾病入院給付金日額×入院日数	主契約の被保険者

3 短期疾病入院給付金の支払限度について

支払限度日数は以下のとおりとなります。

1入院の支払限度日数	通算支払限度日数
4日	60日

ご注意

すでに給付金のお支払いがあるときは、その支払日数を更新後の特約の支払日数に通算します。
※詳しくは、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

4 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

5 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約または疾病入院特約が消滅したとき
- (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき
- (3)主契約の被保険者にかかわる短期疾病入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

(3)疾病退院後療養特約

1 特長

疾病入院特約と合わせて付加することで、疾病の治療を目的として入院した後、生存して退院した場合、疾病療養給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
疾病療養給付金	『疾病入院特約』の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる継続入院をした後、生存して退院したとき	基本疾病療養給付金額 ×10	主契約の被保険者

(※)『疾病入院特約』の入院給付金は、入院開始日以後4日間はお支払いの対象となりませんので、この特約から疾病療養給付金が支払われるためには、継続した24日以上入院が必要となります。

3 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約または疾病入院特約が消滅したとき
- (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき
- (3)主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

7 成人病保障特約・短期成人病保障特約について

(1) 成人病保障特約

1 特長

成人病によって入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
入院給付金	この特約の責任開始期以後に発病した成人病(※1)により継続して5日以上、入院したとき(※2)	入院給付金日額× (入院日数－4日)	主契約の 被保険者

(※1) 「成人病」については、『成人病保障特約条項 別表2 対象となる成人病』をご覧ください。

(※2) 入院開始日以後4日間は、お支払いの対象となりません。

3 入院給付金の支払限度について

入院給付金の支払限度日数は以下のとおりとなります。

入院給付金の 支払限度の型	1入院の支払限度日数	通算支払限度日数
120日型	120日	730日
360日型	360日	730日
730日型	730日	730日

ご注意

すでに給付金のお支払いがあるときは、その支払日数を更新後の特約の支払日数に通算します。
※詳しくは、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

4 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

5 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1) 主契約または疾病入院特約が消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき
- (3) 入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

(2) 短期成人病保障特約

1 特長

成人病保障特約と合わせて付加することで、成人病によって2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
短期成人病入院給付金	この特約の責任開始期以後に発病した成人病(※)により継続して2日以上、入院したとき	短期成人病入院給付金 日額×入院日数	主契約の 被保険者

(※)「成人病」については、『成人病保障特約条項 別表2 対象となる成人病』をご覧ください。

3 短期成人病入院給付金の支払限度について

支払限度日数は以下のとおりとなります。

1入院の支払限度日数	通算支払限度日数
4日	60日

⚠️ ご注意

すでに給付金のお支払いがあるときは、その支払日数を更新後の特約の支払日数に通算します。
※詳しくは、「① 特約の自動更新について」をご覧ください。

4 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

5 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1) 主契約、疾病入院特約、短期疾病入院特約または成人病保障特約が消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき
- (3) 短期成人病入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

8 女性医療特約・短期女性医療特約について

(1) 女性医療特約

1 特長

女性を被保険者とする主契約に付加することで、特定疾病によって入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
入院給付金	この特約の責任開始期以後に発病した特定疾病(※1)により継続して5日以上、入院したとき(※2)	入院給付金日額× (入院日数-4日)	主契約の被保険者

(※1) 「特定疾病」については、『女性医療特約条項 別表2 女性医療特約の対象となる特定疾病』をご覧ください。

(※2) 入院開始日以後4日間は、お支払いの対象となりません。

3 入院給付金の支払限度について

入院給付金の支払限度日数は以下のとおりとなります。

入院給付金の支払限度の型	1入院の支払限度日数	通算支払限度日数
120日型	120日	730日
360日型	360日	730日
730日型	730日	730日

⚠️ ご注意

すでに給付金のお支払いがあるときは、その支払日数を更新後の特約の支払日数に通算します。
※詳しくは、「① 特約の自動更新について」をご覧ください。

4 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「① 特約の自動更新について」をご覧ください。

5 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1) 主契約または疾病入院特約が消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき
- (3) 入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

(2) 短期女性医療特約

1 特長

女性を被保険者とする主契約に女性医療特約と合わせて付加することで、特定疾病の治療を目的として2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
短期女性医療入院給付金	特約の責任開始期以後に発病した特定疾病(※)により継続して2日以上、入院したとき	短期女性医療入院給付金日額×入院日数	主契約の被保険者

(※)「特定疾病」については、『短期女性医療特約条項 別表2 短期女性医療特約の対象となる特定疾病』をご覧ください。

3 短期女性医療入院給付金の支払限度について

支払限度日数は以下のとおりとなります。

1入院の支払限度日数	通算支払限度日数
4日	60日

ご注意

すでに給付金のお支払いがあるときは、その支払日数を更新後の特約の支払日数に通算します。
※詳しくは、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

4 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください

5 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約、疾病入院特約、短期疾病入院特約または女性医療特約が消滅したとき
- (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき
- (3)短期女性医療入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

9 がん保障特約・がん退院後療養特約について

(1) がん保障特約

1 特長

- (1) がんの治療を目的として入院した場合に入院日数に応じて、がん入院給付金をお支払いします。
- (2) がんの治療を目的として手術を受けた場合に、がん手術給付金をお支払いします。
- (3) がんの治療を目的として入院を開始した場合に、がん診断給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
がん入院給付金	この特約の責任開始期以後にがん(※1)と診断確定され、がんの治療を直接の目的として入院したとき	がん入院給付金日額×入院日数	主契約の被保険者
がん手術給付金	この特約の責任開始期以後にがんと診断確定され、がんの治療を直接の目的として手術を受けたとき	がん入院給付金日額×10・20・40	
がん診断給付金	この特約の責任開始期以後にがんと診断確定され、がんの治療を直接の目的としてがん入院給付金をお支払いする入院を開始したとき(※2)	がん入院給付金日額×診断給付倍率100	

(※1) 「がん」については、『がん保障特約条項 別表2 対象となる悪性新生物』をご覧ください。

(※2) がん診断給付金は、支払事由に該当する限り何回でもお支払いします(2年に1回を限度とします)。

前回のがん診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日(保険期間中に限ります。)に、がんの治療を目的とした入院を継続されている場合には、その日に入院を開始したものとみなしてがん診断給付金をお支払いします。

3 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「① 特約の自動更新について」をご覧ください。

4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約が消滅したとき
- (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき

(2)がん退院後療養特約

1 特長

がん保障特約と合わせて付加することで、がんの治療を目的として入院した後、生存して退院した場合、がん退院療養給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
がん退院療養給付金	特約の責任開始期以後にがん入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる継続入院をされた後、生存して退院したとき	基本がん退院療養給付金額×10	主契約の被保険者

3 保険期間

1. 特約の保険期間は所定の範囲内で定めることができます。
2. 満期をむかえた後、更新前のご契約と同一の保険期間で自動的に更新されます。
※更新については、「**① 特約の自動更新について**」をご覧ください。

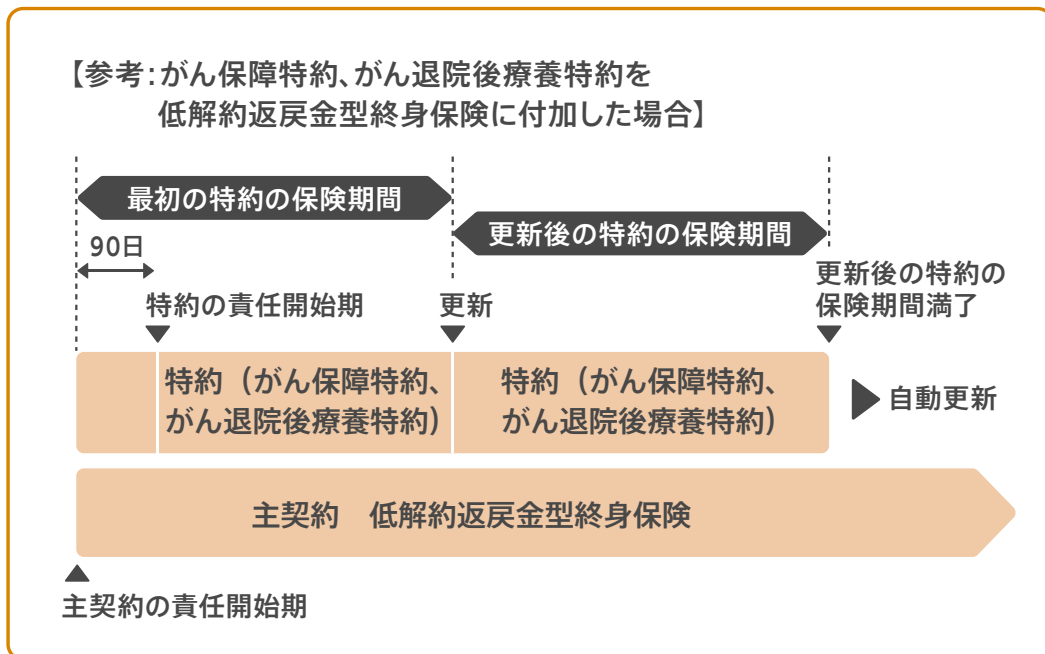
4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1)主契約またはがん保障特約が消滅したとき
- (2)主契約が払済保険・延長定期保険に変更されたとき

(3) 特約の責任開始期について

1. 『がん保障特約』および『がん退院後療養特約』の責任開始期は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。



(※) 主契約の契約日以後、付加する場合は、当社がご契約者からの特約付加のお申込みを承諾したときは、所定の金額を受け取った日(告知の前に受け取った場合は、告知の日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。なお、更新後の特約は、がんに関する保障について給付金のお支払いの対象とならないこの90日の期間はありません。

2. 特約の責任開始期前にかんと診断確定されていたときは、そのがんが今回の入院または手術の直接の原因となったがん以外のがんでも、特約は無効となり、給付金をお支払いできません。また、この場合、ご契約者、被保険者または給付金の受取人ががんと診断確定されていた事実を知っていたかどうかを問いません。

既に払い込まれた保険料は次のように取り扱います。

- ①告知前にかんと診断確定されていた事実を被保険者、ご契約者、給付金の受取人の全てが知らなかったときは、ご契約者に払い戻します。
- ②告知前にかんと診断確定されていた事実を被保険者、ご契約者、給付金の受取人のうちいずれか1人でも知っているときは、払い戻しません。
- ③告知の時から特約の責任開始期までの間にかんと診断確定されていたときは、ご契約者に払い戻します。

10 ご家族に対する保障

1. 以下の各特約については、主契約の被保険者を保障する〔本人型〕の他に、ご家族まであわせて保障する〔家族型〕があります。なお、〔家族型〕の場合、給付金は主契約の被保険者にお支払いします。

・災害入院特約	・短期災害入院特約	・災害退院後療養特約
・疾病入院特約	・短期疾病入院特約	・疾病退院後療養特約
・がん保障特約	・がん退院後療養特約	

2. 家族型の被保険者の範囲について

家族型	被保険者の範囲
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者の方・配偶者の方・お子さま
本人・配偶者型	主契約の被保険者の方・配偶者の方
本人・子型	主契約の被保険者の方・お子さま



ご注意

- 現在、新たに配偶者の方、お子さまを被保険者として加えるお取扱いはしていません。
- ご家族の範囲は、主契約の被保険者と同一戸籍に記載の配偶者、お子さま(満20歳未満)です。配偶者が戸籍上の異動により主たる被保険者の配偶者でなくなったときには、被保険者の資格がなくなります。お子さまが満20歳に達した日の直後の年単位の契約応当日をむかえたとき、または満20歳未満であっても結婚、養子縁組などによって戸籍が異動したときには、被保険者の資格がなくなります。末のお子さまが満20歳に達した日の直後の年単位の契約応当日をむかえる場合など、配偶者または全てのお子さまが被保険者の資格を失うこととなったときには、被保険者の型の変更手続きをとられるようお願いいたします。
- 子を含む家族型(本人・配偶者・子型または本人・子型)の場合、特約締結後に出生した子ども自動的に被保険者の範囲に含まれます。

Ⅲ 給付金等について

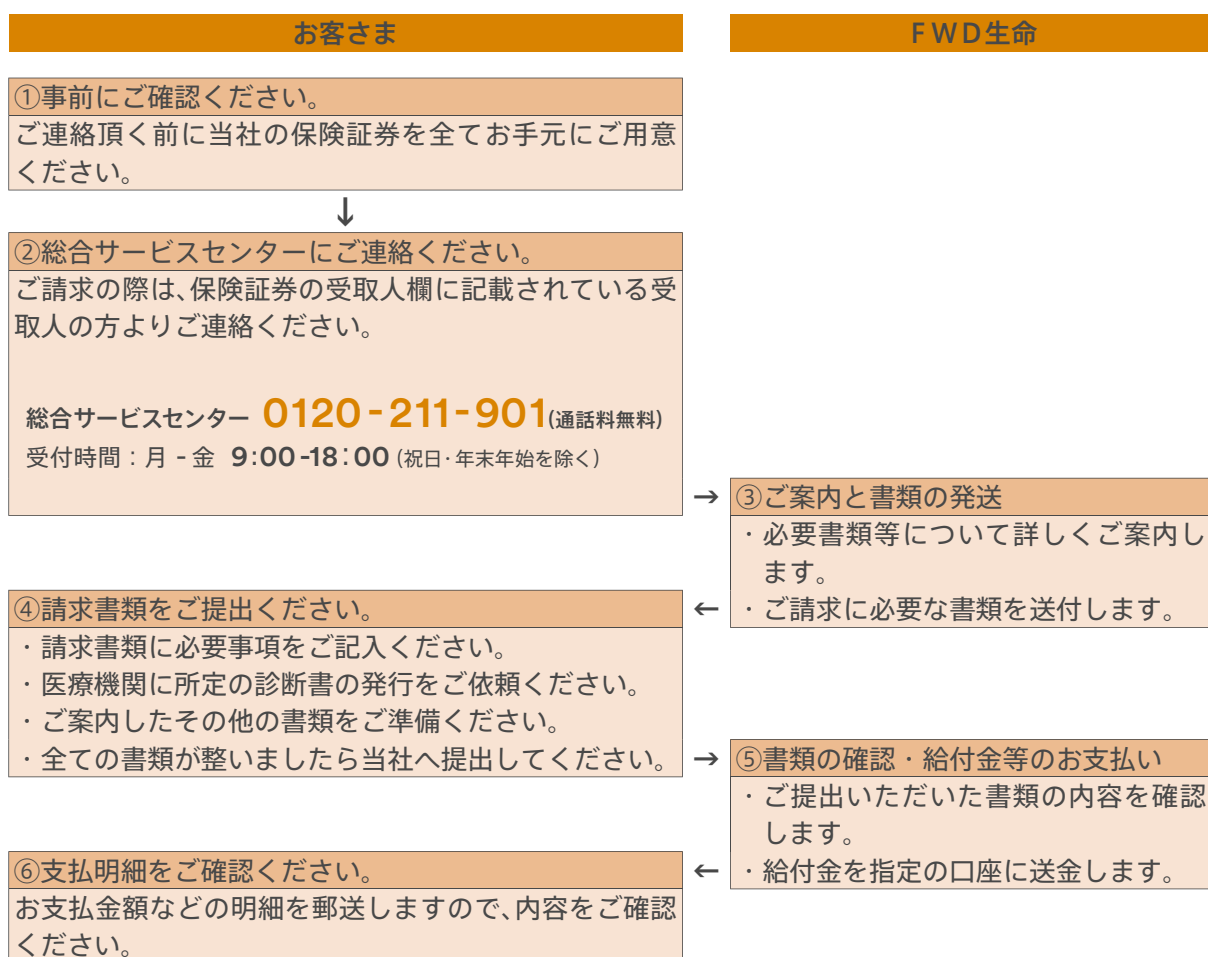
11 給付金等のご請求について

以下の場合にはお気軽に総合サービスセンターまでご連絡ください。

- (1) 給付金の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当した場合
- (2) 給付金の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当する可能性がある場合
- (3) ご不明な点が生じた場合

1 ご請求手続きの流れ

給付金等のご請求からお支払いまでの流れは以下のとおりとなります。



! ご注意

- ご契約者および給付金等の受取人が法人である場合、ご契約者より給付金等をご請求ください。ただし、ご契約者が法人であっても、給付金等の受取人を被保険者としている場合、被保険者よりご請求ください。
- お客さまにお取寄せいただく書類(診断書や公的書類等)にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ご提出いただいた書類に不明な点がある場合、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。(詳しくは、「⑫ 給付金等の支払期限」をご参照ください。)
- 書類の内容や事実の確認の結果によっては、給付金等をお支払いできない場合があります。
- 書類に不備がない場合、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いします。



総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間：月 - 金 9:00-18:00 (祝日・年末年始を除く)

2 給付金等をもれなくご請求いただくために

ご契約の内容によっては、他の保険金・給付金・保険料払込の免除等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

- (1) 複数のご契約に加入されていないかご確認ください。
- (2) 以下に記載している各事例に該当していないか、また、該当している場合は各特約を付加していないかご確認ください。

事例	特約
ケガにより、2日以上入院をした。	災害入院特約
	短期災害入院特約
ケガで20日以上入院した後、生存して退院した。	災害退院後療養特約
病気により、2日以上入院をした。または病気やケガで所定の手術を受けた。	疾病入院特約
	短期疾病入院特約
病気で20日以上入院した後、生存して退院した。	疾病退院後療養特約
がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、または脳血管疾患により、2日以上入院をした。	成人病保障特約
	短期成人病保障特約
所定の特定疾病により、2日以上入院をした。	女性医療特約
	短期女性医療特約
がんと診断確定され、そのがんにより入院をした、またはそのがんにより手術を受けた。	がん保障特約
がんで20日以上入院した後、生存して退院した。	がん退院後療養特約

! ご注意

- 保険金・給付金・保険料払込みの免除等をご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から起算して3年間請求がない場合、その権利がなくなります。
- 上記に該当する場合は、ご契約のしおりおよび各特約条項に記載の「お支払いする場合(支払事由)」で詳細をご確認ください。

12 給付金等の支払期限

1. 給付金等のご請求があった場合、当社は、完備された請求書類が当社に到着した日の翌営業日から起算して5営業日以内に給付金等をお支払いします。
2. ただし、給付金等のご請求を当社が受けてから、治療の内容・障害の状態・事故の状況等についてご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合は、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。その場合の支払期限(完備された請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数)は以下のとおりとします。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
①	給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・ 給付金等の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合 ・ 給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60日以内
②	上記①の確認をするために特別な照会が必要な次の場合 ・ 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日以内
③	上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・ 弁護士法およびその他の法令に基づく照会 ・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・ ご契約者、被保険者または給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ・ 日本国外における調査 ・ 災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

3. 上記の期限をこえて給付金等をお支払いする場合には、所定の利息を付けてお支払いします。

! ご注意

上記の確認等に際し、ご契約者・被保険者・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間給付金等をお支払いしません。

13 給付金等をお支払いできない場合

!! 重要

次のような場合には、給付金の支払事由が生じても給付金はお支払いできません。
また、保険料払込みの免除事由が生じても保険料払込みを免除できません。

1 免責事由に該当した場合

特約	給付金等	お支払いしない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・災害入院特約 ・短期災害入院特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院給付金 ・短期災害入院給付金 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失による時 2. 当該被保険者の犯罪行為による時 3. 当該被保険者の精神障害を原因とする事故による時 4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による時 5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時 6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による時 7. 地震、噴火または津波(※)による時 8. 戦争その他の変乱(※)による時
<ul style="list-style-type: none"> ・疾病入院特約 ・短期疾病入院特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院給付金 ・手術給付金 ・短期疾病入院給付金 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失による時 2. 当該被保険者の犯罪行為による時 3. 当該被保険者の精神障害を原因とする事故による時 4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による時 5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時 6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による時 7. 当該被保険者の薬物依存による時 8. 地震、噴火または津波(※)による時 9. 戦争その他の変乱(※)による時

(※) その該当被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、給付金の全額もしくは一部をお支払いします。

2 責任開始期前に生じた疾病や傷害の場合

給付金等のお支払いは、原因となる疾病や傷害が責任開始期前に生じていた場合は、給付金等のお支払いの対象となりません。

3 告知義務違反による解除の場合

詳しくは、ご契約の主契約の「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

4 重大事由による解除の場合

1. 下記3.①～⑤のいずれかの事由に該当した場合、ご契約や特約を解除することがあります。この場合、給付金等のお支払いや保険料払込みの免除はできません。
2. 複数の給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが下記3.④の事由にのみ該当した場合、給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。
3. 既に給付金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料払込みを免除していた場合には、保険料払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

- ①ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が給付金等(保険料払込みの免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②この特約の給付金等(保険料払込みの免除を含みます。)のご請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ③他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
- ⑤主契約、主契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社のご契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない上記①～④に掲げる事由と同等の事由があるとき

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることも含みます。

5 ご契約の失効の場合

詳しくは、ご契約の主契約の「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

6 詐欺による取消しの場合

ご契約者、被保険者、または給付金等の受取人が詐欺によりご契約を締結、復活した場合は、当社はそのご契約を取り消すことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

7 不法取得目的による無効の場合

ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的でご契約を締結、復活した場合は、当社はそのご契約を無効とします。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

14 給付金等をお支払いできる場合 またはお支払いできない場合の事例

ご注意

- 給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合について、代表的な事例を参考として挙げたものです。
- ご契約の保険種類・ご加入の時期・下記内容以外に認められた事実関係等によってはお取扱いが異なる場合があります。実際のご契約でのお取扱いにつきましては、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

1. 入院給付金の支払限度日数について(『疾病入院特約』、『成人病保障特約』または『女性医療特約』が付加されている場合)

○ お支払いできる場合

入院給付金の支払限度の型が120日型であるご契約において、「食道がん」で130日間入院し、退院から200日後に再び同じ「食道がん」で90日間入院した。

1回目の入院は120日分お支払いします。また、退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については1回の入院とみなすこととなっていますが、2回目の入院は180日をこえていますので、90日分お支払いします。

✕ お支払いできない場合

入院給付金の支払限度の型が120日型であるご契約において、「食道がん」で130日間入院し、退院から100日後に再び同じ「食道がん」で90日間入院した。

1回目の入院は120日分お支払いいたします。また、退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については1回の入院とみなすこととなっていますので、2回目の入院は1回目の入院と通算され、支払日数の限度(120日)を超過することになりますので、お支払いできません。(1入院支払限度日数の超過)

解説

退院日の翌日から起算して180日以内の再入院(5日以上)については1回の入院とみなすこととなり、その場合の再入院の日数は1回目の入院と通算されます。また、ご契約により、1回の入院に対して支払われる限度日数(120日、360日、730日のいずれか)が定められており、その日数をこえた入院につきましては、給付金をお支払いできません。
なお、がん保障特約については、1回の入院についての支払限度日数はありません。

2. 手術給付金の支払対象となる手術について(『疾病入院特約』が付加されている場合)

○ お支払いできる場合

右下腹部に圧痛があり、虫垂炎と診断され、虫垂を切除する手術(虫垂切除術)を受けた。

虫垂切除術は疾病入院特約条項に定める「お支払いの対象となる手術」に該当しますので、お支払いします。

✕ お支払いできない場合

近視の治療のため、レーザー屈折矯正手術(レーシック手術)を受けた。

レーザー屈折矯正手術(レーシック手術)は、疾病入院特約条項定める「お支払いの対象となる手術」に該当しないため、お支払いできません。

解説

手術給付金は、『疾病入院特約条項 別表2 対象となる手術および給付倍率表』のお支払いの対象に該当する手術を受けられた場合にお支払いします。

3. がん入院給付金またはがん手術給付金の支払対象となるがんについて(『がん保障特約』が付加されている場合)

○ お支払いできる場合	× お支払いできない場合
責任開始期以後に初めて「胃がん」と診断確定され、10日間入院した。	責任開始期以後に初めて「良性脳腫瘍」を発病し、20日間入院した。
解説	
がん入院・手術給付金の支払事由に該当する「がん」は、『がん保障特約条項 別表2 対象となる悪性新生物』で定められています。 「良性脳腫瘍」は「対象となる悪性新生物および上皮内新生物(「がん」)」に該当しないためお支払いできません。	

4. がん診断給付金のお支払いについて(『がん保障特約』が付加されている場合)

○ お支払いできる場合	× お支払いできない場合
責任開始期以後に、胃がんと診断確定され、その治療のために入院した。	責任開始期以後に、病院へ通院して乳がんと診断確定された。
解説	
がん診断給付金が支払われるのは、この特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中にがんと診断確定され、その治療を直接の目的とする入院を開始したときです。通院での診断確定だけではお支払いできません。(その後のがん治療を直接の目的とする入院を開始したときに、お支払いします。)	

5. 「病院または診療所」について

○ 入院給付金がお支払いできる場合	× 入院給付金がお支払いできない場合
責任開始期以後に発病した脳梗塞で病院に入院した。	責任開始期以後に発病した脳梗塞の症状が悪化し、介護保険施設に入所した。
解説	
災害入院特約条項・短期災害入院特約条項・疾病入院特約条項・短期疾病入院特約条項・成人病保障特約条項・短期成人病保障特約条項・女性医療特約条項・短期女性医療特約条項・がん保障特約条項において規定する「病院または診療所」とは、「医療法」に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所です。また、上記と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設です。×の例の場合、介護保険施設は、「介護保険法」に基づき設立されており、「病院または診療所」に該当しないため、お支払いできません。	

IV ご契約（更新）後のお取扱いについて

15 ご契約または特約の解約と解約返戻金

!! 重要

- 解約はいつでもできますが、ご契約およびご契約に付加されている特約は、ご家族の生活保障等に役立つ大切な財産ですので、ぜひ末永くご継続ください。
- あらためてご契約されますと、多くの場合、これまでより保険料が割高になります。
- 効力のなくなったご契約または特約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

1. 解約されると解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後、短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数等により異なります。
2. やむをえずご契約または特約を解約される場合には、総合サービスセンターまでご連絡ください。
3. 所定の解約返戻金等の請求書類が当社に到着し、書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内に解約返戻金等をお支払いします。

! ご注意

主たる被保険者が亡くなられたときに特約は消滅し、解約返戻金はありません。

16 給付金等の受取人によるご契約の存続

1. ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の書類が当社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下の全てを満たす給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

(1)ご契約者でないこと

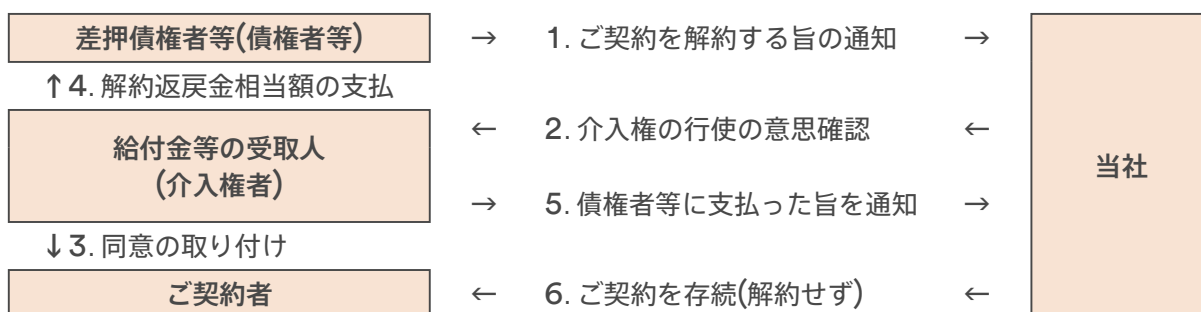
(2)ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

- * ご契約者を通して給付金等の受取人(介入権者)に「介入権の行使の意思確認」を実施します。意思確認にご協力をお願いいたします。

Ⅳ ご契約（更新）後のお取扱いについて

3. 給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に、以下の全てのお手続きを行う必要があります。

- (1) ご契約者の同意を得ること
- (2) 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- (3) 上記(2)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)



17 生命保険と税金

!! 重要

税務のお取扱いにつきましては、巻末に記載の「資料作成日」現在の法令・通達・判例に基づくものであり将来的にお取扱いが変わることがあります。個別のお取扱い等については、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

1 生命保険料控除制度について

「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料に応じた一定額がご契約者のその年の所得から控除される制度で、税率を掛ける前の所得が低くなることにより所得税、住民税の負担が軽減されます。

- (1) 対象となるのは、納税する人が保険料を払い込み、保険金や給付金などの受取人が「契約者ご本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」のご契約です。
- (2) 生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、1月から12月までにお払込みいただいた保険料から保険料控除対象外となる保険料およびその年度に支払われた配当金を差し引いた額です。
- (3) 1月から12月までにお払込みの保険料が1契約につき9,000円をこえるときは、「生命保険料控除証明書」を発行いたしますので、年末調整または確定申告のときまで大切に保管してください。
(団体扱契約の場合は、団体の担当者の証明でよいことになっていますので不要です。)

2 生命保険料控除の区分について

1. 保険料は、主契約・特約ごとに次のいずれかに区分されます。

一般生命保険料	生存または死亡に対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
介護医療保険料	入院・通院などに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料
保険料控除対象外となる保険料	身体の傷害のみに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料、財形保険・保険期間が5年未満の貯蓄保険・団体信用生命保険などの保険料

2. この「ご契約のしおり」に記載の特約の保険料は、次のとおり区分されます。

介護医療保険料	更新後の『疾病入院特約』、『短期疾病入院特約』、『疾病退院後療養特約』、『成人病保障特約』、『短期成人病保障特約』、『女性医療特約』、『短期女性医療特約』、『女性医療特約』、『短期女性医療特約』、『がん保障特約』、『がん退院後療養特約』
---------	--

(※)『災害入院特約』、『短期災害入院特約』、『災害退院後療養特約』の保険料は生命保険料控除の対象となりません。

3 生命保険料控除額について

「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」の区分ごとに、所得税および住民税の保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額(※)	年間払込保険料額	控除額(※)
20,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額
20,000円超	払込保険料×1/2	12,000円超	払込保険料×1/2
40,000円以下	+10,000円	32,000円以下	+6,000円
40,000円超	払込保険料×1/4	32,000円超	払込保険料×1/4
80,000円以下	+20,000円	56,000円以下	+14,000円
80,000円超	一律 40,000円	56,000円超	一律 28,000円

(※)控除額は「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」の3つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

Ⅳ ご契約（更新）後のお取扱いについて

<ご参考情報>

契約日(または更新日)が【2011年12月31日以前】の生命保険のご契約(または特約)には旧制度が適用され、「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の区分ごとに、保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額(※)	年間払込保険料額	控除額(※)
25,000円以下	払込保険料全額	15,000円以下	払込保険料全額
25,000円超	払込保険料×1/2	15,000円超	払込保険料×1/2
50,000円以下	+12,500円	40,000円以下	+7,500円
50,000円超	払込保険料×1/4	40,000円超	払込保険料×1/4
100,000円以下	+25,000円	70,000円以下	+17,500円
100,000円超	一律 50,000円	70,000円超	一律 35,000円

(※)控除額は「一般生命保険料」、「個人年金保険料」の2つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高100,000円、住民税では最高70,000円が限度です。



ご注意

契約日(または更新日)が【2011年12月31日以前】のご契約(または特約)と【2012年1月1日以後】のご契約(または特約)の両方について生命保険料控除制度の適用を受ける場合、控除額は所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度となります。

4 非課税扱いについて

所得税の非課税扱いについて

傷害または疾病に基づいて被保険者(またはその配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族)が給付金等を受取る場合には非課税扱いになります。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20,21)

V その他生命保険に関するお知らせ

18 保険金額等が削減される場合

1. 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
2. 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 03-3286-2820
月曜日-金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00-12:00、13:00-17:00
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

19 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

1 保護機構とは

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

2 保険契約の継続について

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

3 保険契約の移転等について

1. 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約です。その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))。
2. 保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

(※1)特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

(※2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)をこえていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率})\text{の総和} \div 2\}$$

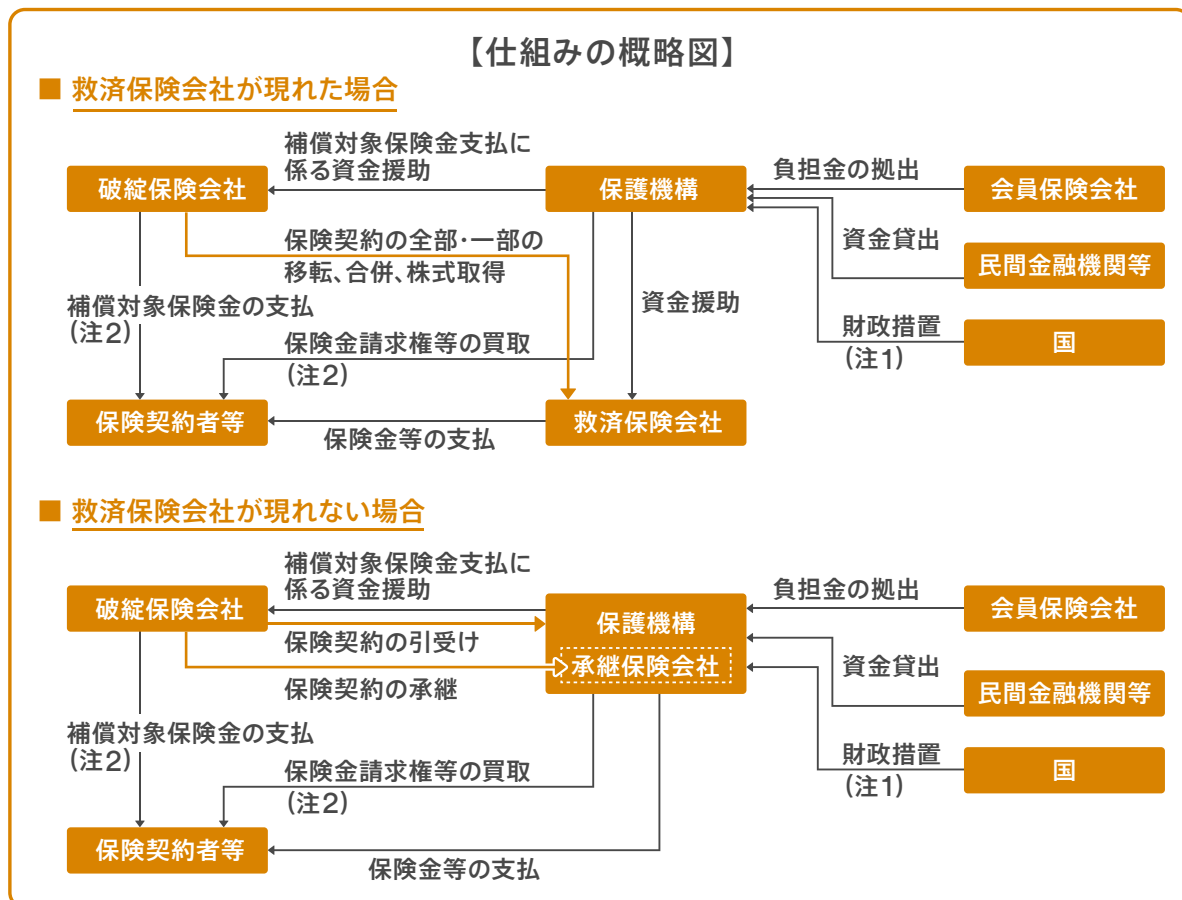
(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(※3)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

(※4)個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

4 保険契約者等の保護の仕組みの概略



(注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、「3 保険契約の移転等について」(※2)に記載の率となります。)

・補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて巻末に記載の「資料作成日」現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。上記の「財政措置」が適用される期限を含め、最新の内容につきましては、当社のホームページ(<https://www.fwdlife.co.jp/organisation-to-protect-life-insurance-consumers>)でご確認ください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 03-3286-2820
 月曜日-金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00-12:00、13:00-17:00
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

Ⅴ
 関
 す
 る
 お
 知
 ら
 せ

20 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

(1) 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)~(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細は、総合サービスセンターまたはお近くの当社営業部門にご連絡ください。

- (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
- (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

(オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

■2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

■2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

* 2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)~(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

* 上記登録事項における各項目の名称等は当社とのご契約内容における名称等と一部異なる場合があります。その場合、当社にて名称等の読み替えを行い、本制度への登録を行います。

* 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

* 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.fwdlife.co.jp/shared-use/>)をご確認ください。

(2) 「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。))とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。))の解除、取消もしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。))の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金(以下、「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細は、総合サービスセンターまたはお近くの当社営業部門にご連絡ください。

- (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
- (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- (オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- * 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- * 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.fwdlife.co.jp/shared-use/>)をご確認ください。

21 取引時確認(本人確認)について

1. 当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、生命保険契約の締結等の取引の際にお客さまの氏名・住居等について取引時確認(本人確認)を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ロンダリング(犯罪等で得た資金を正当な取引で得た資金に見せかけること)に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
2. お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。
 - (1)生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引
 - (2)現金等による200万円をこえる取引
 - (3)過去に確認したお客さまになりすましている疑いがある取引
 - (4)過去の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがあるお客さまとの取引

* 取引時確認(本人確認)が必要な取引・商品等については、対象外となるものがあります。
3. 取引時確認(本人確認)では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・取引目的・職業等を、法人の場合は名称・本店または主たる事務所の所在地・取引目的・事業内容・実質的支配者等を確認します。また、マネー・ロンダリングのリスクの高い取引の場合、通常の取引よりも厳格な方法で確認し、ならびに、資産および収入の状況(200万円をこえる財産の移転を伴う取引のみ)を確認します。
4. 取引時確認(本人確認)で確認した事項に後日変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

22 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて

1. 「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下、実特法といいます。)」の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、当社では、実特法に基づき、保険契約(※1)の締結等に際し、お客さまより、お客さまの氏名・住所(名称・所在地)や居住地国(※2)等を記載した届出書を提出いただいております。
これは、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、各国の税務当局間で互いに提供することにより、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処することを目的としたものです。
(※1) 当社ではキャッシュバリュー保険契約・年金保険契約等の所定の保険契約を指します。
(※2) 居住地国とは、税務上の居住地国を指します。

2. 届出書の提出をお願いするお客さまおよび手続きは、以下の通りです。

- (1)届出書の提出をお願いするお客さま
個人・法人(法人の実質的支配者を含みます。)
- (2)届出書の提出をお願いする手続き
 - ・契約の締結
 - ・契約者の変更
 - ・契約者貸付の申込
 - ・解約返戻金の支払
 - ・満期保険金の支払
 - ・年金の支払
 - ・海外渡航

なお、当社が「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きにより取得したお客さまの個人情報、同制度上の目的のために利用します。当社は、同制度に基づく本人確認および税務当局への報告(それらの要否の判定を含みます。)を適切に行うために以下の取扱いをいたします。

- ①当社が非居住者の該当有無、納税者番号等の必要な情報を取得・保存すること
 - ②当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告(提供)の要否判定に利用すること
 - ③当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて税務当局へ報告(提供)すること
3. お客さまに届出書の提出に応じていただけない場合には、当社は、保険契約の締結を行いません。また、実特法に基づき、当社は届出書の記録を保存いたします。届出内容に変更が生じた場合には、当社までご連絡をお願いいたします。届出書の不提出・虚偽記載等があった場合には、実特法上罰則の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

23 FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きについて

当社は、米国の「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」および日本国政府と米国政府の「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」に対応するため、生命保険契約の締結等に際し、お客さまが「米国税制上の特定米国人」または「米国人所有の外国事業体」に該当するかについてご申告いただいております。

なお、当社がFATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きにもとづき取得したお客さまの個人情報は、同法上の目的のために利用します。

<米国内国歳入法(米国税法)の対応について>

FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)は、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、米国内国歳入法の一部として制定されています。当社は、米国内国歳入法にもとづく

本人確認および米国内国歳入庁への報告(それらの要否の判定を含む)を適切に行うために以下の取扱をいたします。

- ①当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
- ②当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
- ③当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて米国内国歳入庁へ報告(提供)すること

<対象となる米国納税義務者について>

「米国納税義務者」とは以下のお客さまが対象となります。

1. 特定米国人

○米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

【特定米国人に該当する例(報告対象)】

- ・米国市民 ・米国居住者(※1)
- ・米国パートナーシップ ・米国法人 ・米国財団 ・米国信託 など

(※1)一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

【特定米国人に該当しない例】

- ・米国上場法人 ・米国政府 ・米国非課税団体 ・米国銀行 など

2. 米国人所有の外国事業体

○実質的米国人所有者が1人以上いる外国事業体(※2)をいいます。

(※2)支配者のなかに直接または間接的に25%をこえる議決権または価値を有する特定米国人が1人以上いる外国事業体

○外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社
- ・政府機関等(政府、行政機関、国際組織、中央銀行など)
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

○FATCA対応に協力する金融機関は、原則、報告が免除されています。

お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合には、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

24 このような場合、ただちにご連絡ください。

ご契約に関する各種お手続きや、ご相談・ご照会・苦情につきましては、総合サービスセンターまたは当社ホームページを通じてご連絡ください。

たとえばこんなときご連絡を！

- ・ 改姓・受取人変更
- ・ 住所の変更(※1)
- ・ 電話番号の変更(※1)
- ・ 保険料払込口座の変更
- ・ クレジットカードの変更
- ・ 保険証券の再発行
- ・ 生命保険料控除証明書の再発行
- ・ 保険金・年金・給付金等のご請求
- ・ 本人確認事項等(※2)の変更
- ・ その他、お手続き方法等

*一部のお手続きについては、「自動音声による手続き」も可能です。



(※1) 住所の変更および電話番号の変更は当社ホームページ(fwdlife.co.jp)を通じたお手続きをお願いします。

なお、海外渡航、帰国のご連絡は総合サービスセンターへお電話ください。

(※2) 「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項。

- 各種お手続き、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人・保険金・年金・給付金等の受取人からお願いします。
- 各種お問い合わせの際には保険証券番号、ご契約者の氏名、生年月日、ご登録の住所、電話番号をお知らせください。
- お申出の内容・契約形態により、営業部門で対応させていただく場合があります。
- あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
- 当社のお手続きに関する最新情報や保険契約に関する諸利率等の各種情報につきましては、当社ホームページ(fwdlife.co.jp)をご覧ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)

- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社へ連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

災害入院特約条項 目次

(この特約の概要)	2
第1条 特約の型および被保険者の範囲	2
第2条 入院給付金の支払限度の型	2
第3条 被保険者資格の得喪	2
第4条 配偶者または子の入院給付金日額	2
第5条 入院給付金の支払	3
第6条 入院給付金の請求、支払時期および支払場所	3
第7条 入院給付金を支払わない場合	3
第8条 特約保険料の払込免除	4
第9条 特約の締結	4
第10条 特約の責任開始期	4
第11条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	4
第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	4
第13条 特約の失効	4
第14条 特約の復活	4
第15条 告知義務および告知義務違反	5
第16条 重大事由による解除	5
第17条 特約の解約	5
第18条 特約の返戻金	5
第19条 特約の消滅とみなす場合	5
第20条 入院給付金日額の減額	5
第21条 特約の復旧	5
第22条 特約の型の変更	5
第23条 特約の更新	6
第24条 特約の契約者配当	7
第25条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	7
第26条 管轄裁判所	7
第27条 主約款の規定の準用	7
第28条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	7
第29条 疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則	7
第30条 定期保険に付加した場合の特則	7
第31条 優良体定期保険に付加した場合の特則	8
第32条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	8
第33条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	9
第34条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	9
第35条 逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則	9
第36条 保険期間を有期から終身へ変更する特則	9
第37条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	10
第38条 入院給付金の受取人による特約の存続	10
第39条 入院給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	10
第40条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	10
別表1 請求書類	11
別表2 対象となる不慮の事故	11
別表3 病院または診療所	12
別表4 入院	12

災害入院特約条項

(2024年3月2日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。
- 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者
 - 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - 主契約の被保険者およびその配偶者
 - 主契約の被保険者およびその未成年の子

第1条 (特約の型および被保険者の範囲)

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

第2条 (入院給付金の支払限度の型)

この特約の入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	同一の不慮の事故（別表2）による入院についての支払日数
120日型	120日
360日型	360日
730日型	730日

第3条 (被保険者資格の得喪)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

- この特約の締結後に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
- 第1項または第2項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第4条 (配偶者または子の入院給付金日額)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額の60%相当額とします。

- 配偶者または子について定められた入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第5条 (入院給付金の支払)

会社は、被保険者が、つぎに定めるところにすべて該当する入院をしたときに、第2項に定める金額の入院給付金を主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。

- (1) その入院が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害の治療を目的とすること
- (2) その入院が、前号の事故の日からその日を含めて180日以内に開始され、かつ、別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院（以下「入院」といいます。）であること
- (3) その入院の日数が、第1号の傷害の治療を目的としてこの特約の保険期間中に継続して5日以上となったこと
2. 前項の規定により支払う入院給付金の金額は、同一の不慮の事故による入院1回につき入院給付金日額（入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、各日現在の入院給付金日額とします。以下同じ。）に、この特約の保険期間中の前項の傷害の治療を目的とする入院日数から、入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数を乗じて得た金額とします。
3. 一被保険者が2以上の不慮の事故（別表2）により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対し入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対し入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故に対する入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対して支払う入院給付金の金額は、前項の規定にかかわらず、入院給付金日額に、主たる不慮の事故に対する入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
4. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。
5. 一被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
6. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院をこの特約の有効中の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第19条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院中に主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したために第19条（特約の消滅とみなす場合）第3号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (4) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合、子の入院中にその子が第3条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
7. 前6項の規定にかかわらず、この特約による各被保険者の入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 同一の不慮の事故（別表2）による入院についての支払限度は、第2条（入院給付金の支払限度の型）において選択した型による支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同じ。）を限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して730日（この特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。）とします。
8. 入院給付金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
9. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故（別表2）によって被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の傷害」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の傷害について知っていた場合。ただし、責任開始期前の傷害について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の傷害について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条 (入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、入院給付金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による入院給付金の支払の場合に準用します。

第7条 (入院給付金を支払わない場合)

会社は、被保険者がつぎのいずれかによって第5条（入院給付金の支払）の規定に該当した場合には、入院給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失
- (2) 当該被保険者の犯罪行為
- (3) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- (7) 地震、噴火または津波
- (8) 戦争その他の変乱

2. 前項第7号または第8号の原因によって入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

第8条 (特約保険料の払込免除)

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第9条 (特約の締結)

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第10条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合は、告知の時)からこの特約上の責任を負います。ただし、「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第3条(被保険者資格の得喪)に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。

第11条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日)以後その月の末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
10. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料(第1回保険料を含みます。)に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき(減額したときを含みます。)、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第12条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、入院給付金から、未払込保険料を差し引きます。

2. 入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき入院給付金を支払いません。

第13条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第14条 (特約の復活)

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第15条 (告知義務および告知義務違反)

この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第16条 (重大事由による解除)

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第17条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第18条 (特約の返戻金)

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号および第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第19条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第5条（入院給付金の支払）の規定による主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第20条 (入院給付金日額の減額)

保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のその入院給付金日額は会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第21条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第19条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第22条 (特約の型の変更)

保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条（特約の型および被保険者の範囲）に定める特約の型を変更することができます。た

- だし、第8条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。
2. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
 - ……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
 - ……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 3. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
 4. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金の差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
 5. 前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。
 6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第23条（特約の更新）

- この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
 6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
 7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
 8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
 10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
 12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新

日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

- (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第11条第4項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
- (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第11条第4項および第12条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第24条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険金額を減額したときでも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第26条（管轄裁判所）

この特約における入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第28条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとし、

第29条（疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合、この特約から支払う入院給付金の金額は、第5条（入院給付金の支払）第2項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故（別表2）により治療を開始したときは、この特約から支払う入院給付金の支払金額は、つぎに定めるところによるものとし、
 - (ア) この特約の入院給付金日額が疾病入院特約の入院給付金日額以上である場合
 - (a) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に不慮の事故により治療を開始したとき

入院給付金日額に、不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額
 - (b) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故により治療を開始したとき

入院給付金日額に、疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数を乗じて得た金額
 - (イ) この特約の入院給付金日額が疾病入院特約の入院給付金日額未満である場合で、疾病入院特約の規定による入院給付金の支払われる期間が終了したときは、入院給付金日額に、疾病入院特約の規定による入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
- (2) この特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる治療を開始したときは、疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。

第30条（定期保険に付加した場合の特則）

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第11条第4項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第31条（優良体定期保険に付加した場合の特則）

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第11条第4項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第32条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第23条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (エ) 前(ウ)に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第5条（入院給付金の支払）第1項および第8項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおり

りとしてします。

- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (イ) 第5条(入院給付金の支払)第1項および第8項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第5条(入院給付金の支払)第1項および第8項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第18条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき。
- (6) 第8条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第33条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第5条(入院給付金の支払)第6項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第18条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第5条(入院給付金の支払)第1項の規定にかかわらず、入院給付金の受取人は、保険契約者としてします。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金(以下「特約高度障害保険金等」といいます。)の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人としてします。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を入院給付金の受取人としてします。
 - (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。)が保険契約者であるとき。
 - (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき。
- (5) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第28条(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第34条 (養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第35条 (逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則)

この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第25条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と読み替えます。

第36条 (保険期間を有期から終身へ変更する特則)

保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。(以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。)この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日としてします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
- (2) 主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき

- (3) 契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約(2015)を付加している場合
 3. 変更後特約の入院給付金日額は、変更前の入院給付金日額と同額とします。
 4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
 5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。
 - (1) 変更日の前日までに一括して払い込む方法
 - (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
 7. 変更後特約について、入院給付金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は、責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
 9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

第37条（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第5条（入院給付金の支払）第1項および第8項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害年金の受取人が保険契約者である場合」と、第6項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第19条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が発生したためにこの特約が消滅したとき」と読み替えます。
- (3) 第18条（特約の返戻金）第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。
- (4) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）については、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合
 - 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の基本年金月額を減額した場合」と読み替えます。
 - (イ) 無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合
 - 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の年金月額を減額した場合」と読み替えます。

第38条（入院給付金の受取人による特約の存続）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の入院給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第39条（入院給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第40条（平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
 - 第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第22条（特約の型の変更）第5項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
 - 第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第22条（特約の型の変更）第5項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (6) 入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
入院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 入院給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落、転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓、渇 ・過度の運動 ・騒音、振動、無重力環境への長期滞在 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

短期災害入院特約条項 目次

(この特約の概要)	14
第1条 特約の型および被保険者の範囲	14
第2条 被保険者資格の得喪	14
第3条 配偶者または子の短期災害入院給付金日額	14
第4条 短期災害入院給付金の支払	15
第5条 短期災害入院給付金の請求、支払時期および支払場所	16
第6条 特約保険料の払込免除	16
第7条 特約の締結	16
第8条 特約の責任開始期	16
第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	16
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	17
第11条 特約の失効	17
第12条 特約の復活	17
第13条 告知義務および告知義務違反	17
第14条 重大事由による解除	17
第15条 特約の解約	17
第16条 特約の返戻金	17
第17条 特約の消滅とみなす場合	17
第18条 短期災害入院給付金日額の減額	18
第19条 特約の復旧	18
第20条 特約の型の変更	18
第21条 特約の更新	18
第22条 特約の契約者配当	19
第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	19
第24条 管轄裁判所	19
第25条 主約款の規定の準用	19
第26条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	19
第27条 定期保険に付加した場合の特則	19
第28条 優良体定期保険に付加した場合の特則	20
第29条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	20
第30条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	21
第31条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	21
第32条 保険期間を有期から終身へ変更する特則	21
第33条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	22
第34条 給付金の受取人による特約の存続	22
第35条 給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	22
第36条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	22
別表1 請求書類	23
別表2 対象となる不慮の事故	23
別表3 病院または診療所	24
別表4 入院	24

短期災害入院特約条項

(2024年3月2日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に災害入院特約とあわせて付加し、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。
- 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - 主契約の被保険者
 - 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - 主契約の被保険者およびその配偶者
 - 主契約の被保険者およびその未成年の子

第1条 (特約の型および被保険者の範囲)

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

第2条 (被保険者資格の得喪)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

- この特約の締結後に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
- 第1項または第2項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第3条 (配偶者または子の短期災害入院給付金日額)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の短期災害入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた短期災害入院給付金日額の60%相当額とします。

- 配偶者または子について定められた短期災害入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた短期災害入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第4条 (短期災害入院給付金の支払)

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
短期災害入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、 短期災害入院給付金日額×入院日数 (4日目までの4日分を限度とします。)	主契約の被保険者	被保険者が保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が、この特約の責任開始期(復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故(別表2)を直接の原因とする入院であること (2) 傷害の治療を目的とすること (3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること (4) 同一の不慮の事故による入院日数が継続して2日以上であること (5) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

2. 一被保険者が2以上の不慮の事故(別表2)により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対し短期災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対し短期災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故に対する短期災害入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する短期災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対して支払う短期災害入院給付金の金額は、前項の規定にかかわらず、短期災害入院給付金日額に、主たる不慮の事故に対する短期災害入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
4. 一被保険者が短期災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
5. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院をこの特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院中に主契約の被保険者にかかわる災害入院特約に規定する入院給付金の支払日数が通算して730日に達したために第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (4) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合、子の入院中にその子が第2条(被保険者資格の得喪)第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
6. 前5項の規定にかかわらず、この特約による各被保険者の短期災害入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 同一の不慮の事故(別表2)による入院についての支払限度は、支払日数4日を限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して60日(この特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。)とします。
7. 災害入院特約または疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の短期災害入院給付金は支払いません。
8. 短期災害入院給付金と短期疾病入院特約に規定する短期疾病入院給付金(以下、短期疾病入院給付金といいます。)の支払事由が重複する場合には、会社は、短期災害入院給付金と短期疾病入院給付金を重複して支払いません。また、重複して支払われない方の短期災害入院給付金または短期疾病入院給付金の入院日数については、短期災害入院給付金または短期疾病入院給付金の支払限度の計算には算入しません。この場合、支払う給付金は、つぎのとおりとします。
 - (1) 短期災害入院給付金日額が短期疾病入院給付金日額以上である場合
短期災害入院給付金を支払います。
 - (2) 短期災害入院給付金日額が短期疾病入院給付金日額未満である場合
短期疾病入院給付金を支払います。
9. 被保険者の入院中に短期災害入院給付金日額が変更された場合には、短期災害入院給付金の支払額は、各日現在の短期災害入院給付金日額に応じて計算します。
10. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を短期災害入院給付金の受取人とします。
11. 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により短期災害入院給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により短期災害入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、短期災害入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

12. 短期災害入院給付金の受取人は、第10項の場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
13. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故（別表2）によって被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の傷害」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の傷害について知っていた場合。ただし、責任開始期前の傷害について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の傷害について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（短期災害入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

短期災害入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 短期災害入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、短期災害入院給付金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による短期災害入院給付金の支払の場合に準用します。

第6条（特約保険料の払込免除）

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第7条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、災害入院特約の付加を要します。また、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第8条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。ただし、「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。

第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による短期災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、短期災害入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
10. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

保険料払込の猶予期間中に、この特約による短期災害入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、短期災害入院給付金から、未払込保険料を差し引きます。

2. 短期災害入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき短期災害入院給付金を支払いません。

第11条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (特約の復活)

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第13条 (告知義務および告知義務違反)

この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条 (重大事由による解除)

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 短期災害入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による短期災害入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに短期災害入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第16条 (特約の返戻金)

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号および第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第17条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約または災害入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第4条（短期災害入院給付金の支払）の規定による主契約の被保険者にかかわる短期災害入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

第18条 (短期災害入院給付金日額の減額)

この特約のみの減額は取り扱いません。

2. 災害入院特約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の主契約の被保険者について定められた短期災害入院給付金日額も災害入院特約の入院給付金日額と同一割合で減額します。
3. 前項の規定により、この特約の主契約の被保険者について定められた短期災害入院給付金日額が減額された場合には、減額は解約されたものとして取り扱います。

第19条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第20条 (特約の型の変更)

保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条(特約の型および被保険者の範囲)に定める特約の型を変更することができます。ただし、第6条(特約保険料の払込免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 災害入院特約の規定により災害入院特約の特約の型が変更された場合、この特約の型は災害入院特約の特約の型の変更時から災害入院特約と同一の型に変更されるものとします。
3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
6. 前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。
7. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第21条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数))と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期災害入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 短期災害入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期災害入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第22条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第24条 （管轄裁判所）

この特約における短期災害入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条 （主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条 （この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

第27条 （定期保険に付加した場合の特則）

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

- (3) 短期災害入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前（ア）の場合、第2号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後この特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期災害入院給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第28条（優良体定期保険に付加した場合の特則）

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期災害入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前（ア）の場合、第2号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期災害入院給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第29条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (エ) 前（ウ）に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
- (イ) 前（ア）により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (ウ) 第4条（短期災害入院給付金の支払）第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号（ア）および（イ）の規定を適用します。ただし、主

契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

- (イ) 第4条（短期災害入院給付金の支払）第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条（短期災害入院給付金の支払）第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第16条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
- (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。
- (6) 第6条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
- (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第30条 （5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第4条（短期災害入院給付金の支払）第5項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第16条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた短期災害入院給付金日額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその短期災害入院給付金日額が減額されます。この場合、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第40条（契約者貸付）第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第4条（短期災害入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、短期災害入院給付金の受取人は、保険契約者とします。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人とします。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を短期災害入院給付金の受取人とします。
- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき。
- (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき。
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第26条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第31条 （養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期災害入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第32条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則）

保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。）この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
- (2) 主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
- (3) 災害入院特約の契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）を付加している場合
3. 変更後特約の短期災害入院給付金日額は、変更前の短期災害入院給付金日額と同額とします。
4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。
 - (1) 変更日の前日までに一括して払い込む方法
 - (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
7. 変更後特約について、短期災害入院給付金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は、責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、会社の定めるところにより、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

第33条（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第4条（短期災害入院給付金の支払）第5項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が発生したためにこの特約が消滅したとき」と、第10項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第16条（特約の返戻金）第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。

第34条（給付金の受取人による特約の存続）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第35条（給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第36条（平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
 - 第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第20条（被保険者の型の変更）第6項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
 - 第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第20条（被保険者の型の変更）第6項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
短期災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (6) 短期災害入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
短期災害入院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 短期災害入院給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 短期災害入院給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落、転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓、渴 ・過度の運動 ・騒音、振動、無重力環境への長期滞在 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

災害退院後療養特約条項 目次

(この特約の概要)	26
第1条 特約の型および被保険者の範囲	26
第2条 被保険者資格の得喪	26
第3条 配偶者または子の基本災害療養給付金額	26
第4条 災害療養給付金の支払	26
第5条 災害療養給付金の請求、支払時期および支払場所	27
第6条 特約保険料の払込免除	27
第7条 特約の締結	27
第8条 特約の責任開始期	27
第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	27
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	28
第11条 特約の失効	28
第12条 特約の復活	28
第13条 告知義務および告知義務違反	28
第14条 重大事由による解除	28
第15条 特約の解約	28
第16条 特約の返戻金	28
第17条 特約の消滅とみなす場合	29
第18条 基本災害療養給付金額の減額	29
第19条 特約の復旧	29
第20条 特約の型の変更	29
第21条 特約の更新	29
第22条 特約の契約者配当	30
第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	30
第24条 管轄裁判所	30
第25条 主約款の規定の準用	30
第26条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	30
第27条 疾病退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合の特則	31
第28条 定期保険に付加した場合の特則	31
第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則	31
第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	32
第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	32
第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	33
第33条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	33
第34条 災害療養給付金の受取人による特約の存続	33
第35条 災害療養給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	33
第36条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	33
別表1 請求書類	34

災害退院後療養特約条項

(2012年4月2日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に災害入院特約とあわせて付加し、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した後、生存して退院したときに災害療養給付金を支払うことを主な内容とするものです。
- 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - 主契約の被保険者
 - 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - 主契約の被保険者およびその配偶者
 - 主契約の被保険者およびその未成年の子

第1条 (特約の型および被保険者の範囲)

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

第2条 (被保険者資格の得喪)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

- この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
- 第1項または第2項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第3条 (配偶者または子の基本災害療養給付金額)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の基本災害療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額の60%相当額とします。

- 配偶者または子について定められた基本災害療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第4条 (災害療養給付金の支払)

会社は、被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、つぎの各号のいずれかに該当する継続した入院をした後、生存して退院したときに、第2項に定める金額の災害療養給付金を主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。

- 災害入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院で、その入院給付金の支払われる入院日数が20日以上となる入院
- 災害入院特約と疾病入院特約をあわせて主契約に付加した場合で、災害入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院日数に、災害入院特約条項第30条（疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）の規定により災害入院特約からの支払にかえて、疾病入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数を加えた日数が20日以上となる入院

2. 前項により支払う災害療養給付金の金額は、入院1回につき基本災害療養給付金額（入院中に基本災害療養給付金額の変更があった場合には、退院日現在の基本災害療養給付金額とします。以下同じ。）に10を乗じて得た金額とします。
3. 災害入院特約条項第5条（入院給付金の支払）第4項または第5項に該当する入院をした場合は、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。この場合、災害療養給付金が支払われた退院日以後に開始した入院について、その後災害療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、災害療養給付金を支払いません。ただし、災害療養給付金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
4. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時から730日以内のその継続している入院の退院は、この特約の有効中の退院とみなします。この場合の基本災害療養給付金額は当該各号に定める事由の発生時のそれと同額とします。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) 災害入院特約条項に規定する主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したために第17条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (4) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
5. 災害療養給付金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
6. この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害の取扱いについては、災害入院特約条項の入院給付金の支払の規定を準用します。

第5条（災害療養給付金の請求、支払時期および支払場所）

災害療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 災害療養給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、災害療養給付金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による災害療養給付金の支払の場合に準用します。

第6条（特約保険料の払込免除）

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第7条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱いに基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、災害入院特約の付加を要します。また、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第8条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。ただし、「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。

第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約当日）以後その月の末日までにこの特約による災害療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、災害療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとして扱います。
10. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（災害療養給付金を支払うときは災害療養給付金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

保険料払込の猶予期間中に、この特約による災害療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、災害療養給付金から未払込保険料を差し引きます。

2. 災害療養給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき災害療養給付金を支払いません。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

第12条（特約の復活）

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第13条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条（重大事由による解除）

会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 災害療養給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による災害療養給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに災害療養給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第16条（特約の返戻金）

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第17条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約または災害入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

第18条 (基本災害療養給付金額の減額)

保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額を減額することができます。ただし、減額後のその基本災害療養給付金額は会社の定める金額以上であることを要します。

2. 災害入院特約の主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額した場合に、減額後の入院給付金日額に対するこの特約の主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその基本災害療養給付金額を減額します。ただし、減額後のその基本災害療養給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって、主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第19条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第20条 (特約の型の変更)

保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第6条(特約保険料の払込免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 災害入院特約の型が変更され、この特約の型が会社の定める範囲外となった場合には、この特約の型は災害入院特約の型の変更時から会社の定める型に変更されるものとします。
3. 第1項に定める型の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
6. 前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。
7. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第21条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数))と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。

9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害療養給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 災害療養給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害療養給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第22条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第24条（管轄裁判所）

この特約における災害療養給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

第27条 (疾病退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

この特約を疾病退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 退院日現在においてこの特約の基本災害療養給付金額が疾病退院後療養特約の基本疾病療養給付金額以上である場合、災害入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院日数もしくは災害入院特約条項第30条(疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)の規定により災害入院特約からの支払にかえて疾病入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数があるときは、第4条(災害療養給付金の支払)第1項第2号中「災害入院特約条項第30条(疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)の規定により災害入院特約からの支払にかえて疾病入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数」とあるのは、「疾病入院特約条項に規定する入院給付金が支払われる入院日数」と読み替えます。
- (2) 第4条(災害療養給付金の支払)第3項の規定は適用せず、災害入院特約条項第5条(入院給付金の支払)第4項、第5項または疾病入院特約条項第5条(入院給付金の支払)第3項、第4項に該当する入院をした場合、継続した1回の入院とみなします。この場合、災害療養給付金または疾病退院後療養特約条項の規定により疾病療養給付金が支払われた退院日以後に開始した入院については、その後災害療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、災害療養給付金を支払いません。ただし、その災害療養給付金がすでに支払われた災害療養給付金または疾病療養給付金を上回るときはその差額を支払います。
- (3) 前号の規定にかかわらず、災害療養給付金または疾病療養給付金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。
- (4) 退院日現在においてこの特約の基本災害療養給付金額が疾病退院後療養特約の基本疾病療養給付金額未満である場合、疾病退院後療養特約条項の規定により疾病療養給付金が支払われる退院に対しては、この特約の災害療養給付金は支払いません。

第28条 (定期保険に付加した場合の特則)

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 災害療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害療養給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第29条 (優良体定期保険に付加した場合の特則)

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 災害療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害療養給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第30条 (終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (エ) 前(ウ)に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第4条(災害療養給付金の支払)第1項および第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第4条(災害療養給付金の支払)第1項および第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条(災害療養給付金の支払)第1項および第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第16条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき。
- (6) 第6条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第31条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第4条(災害療養給付金の支払)第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第16条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき(主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。)に、主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその基本災害療養給付金額が減額されます。この場合、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第40条(契約者貸付)第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。

(6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第4条(災害療養給付金の支払)第1項および第5項の規定にかかわらず、災害療養給付金の受取人は、保険契約者となります。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金(以下「特約高度障害保険金等」といいます。)の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人となります。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を災害療養給付金の受取人となります。

(ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。)が保険契約者であるとき

(イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき

(7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第26条(この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則)第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第32条 (養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 災害療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第33条 (収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則)

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。

(2) 第4条(災害療養給付金の支払)第1項および第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害年金の受取人が保険契約者である場合」と、第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が発生したためにこの特約が消滅したとき」と読み替えます。

(3) 第16条(特約の返戻金)第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。

第34条 (災害療養給付金の受取人による特約の存続)

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の災害療養給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類(別表1)を提出してください。

第35条 (災害療養給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期)

前条の規定は、債権者等による特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第36条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱いに関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項および第20条(特約の型の変更)第6項の規定を適用します。

(2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項および第20条(特約の型の変更)第6項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
災害療養給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (6) 災害療養給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
災害療養給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 災害療養給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 災害療養給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

疾病入院特約条項 目次

(この特約の概要)	36
第1条 特約の型および被保険者の範囲	36
第2条 入院給付金の支払限度の型	36
第3条 被保険者資格の得喪	36
第4条 配偶者または子の入院給付金日額	36
第5条 入院給付金の支払	37
第6条 手術給付金の支払	37
第7条 入院給付金・手術給付金の請求、支払時期および支払場所	38
第8条 入院給付金または手術給付金を支払わない場合	38
第9条 特約保険料の払込免除	38
第10条 特約の締結	38
第11条 特約の責任開始期	38
第12条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	38
第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	39
第14条 特約の失効	39
第15条 特約の復活	39
第16条 告知義務および告知義務違反	39
第17条 重大事由による解除	39
第18条 特約の解約	39
第19条 特約の返戻金	39
第20条 特約の消滅とみなす場合	40
第21条 入院給付金日額の減額	40
第22条 特約の復旧	40
第23条 特約の型の変更	40
第24条 特約の更新	40
第25条 特約の契約者配当	41
第26条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	41
第27条 管轄裁判所	41
第28条 主約款の規定の準用	41
第29条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	41
第30条 災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則	42
第31条 定期保険に付加した場合の特則	42
第32条 優良体定期保険に付加した場合の特則	42
第33条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	43
第34条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	43
第35条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	44
第36条 逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則	44
第37条 保険期間を有期から終身へ変更する特則	44
第38条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良 体収入保障保険に付加した場合の特則	44
第39条 給付金の受取人による特約の存続	45
第40条 給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	45
第41条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	45
別表1 請求書類	45
別表2 対象となる手術および給付倍率表	46
別表3 病院または診療所	47
別表4 入院	47
別表5 異常分娩	48

疾病入院特約条項

(2024年3月2日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、被保険者が疾病の治療を目的として入院した場合には入院日数に応じて入院給付金を支払うとともに、手術を受けた場合には所定の手術給付金を支払うことを主な内容とするものです。
- 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者
 - 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - 主契約の被保険者およびその配偶者
 - 主契約の被保険者およびその未成年の子

第1条 (特約の型および被保険者の範囲)

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

第2条 (入院給付金の支払限度の型)

この特約の入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払日数
120日型	120日
360日型	360日
730日型	730日

第3条 (被保険者資格の得喪)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

- この特約の締結後に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
- 第1項または第2項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第4条 (配偶者または子の入院給付金日額)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額の60%相当額とします。

- 配偶者または子について定められた入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第5条 (入院給付金の支払)

会社は、被保険者が、つぎに定めるところにすべて該当する入院をしたときに、第2項に定める金額の入院給付金を主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)に支払います。

- (1) その入院が、この特約の責任開始期(復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発病した疾病の治療を目的とすること
 - (2) その入院が、別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院(以下「入院」といいます。)であること
 - (3) その入院の日数が、第1号の疾病の治療を目的としてこの特約の保険期間中に継続して5日以上となったこと
2. 前項により支払う入院給付金の金額は、入院1回につき入院給付金日額(入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、各日現在の入院給付金日額とします。以下同じ。)に、この特約の保険期間中の前項の疾病の治療を目的とする入院日数から、入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数を乗じて得た金額とします。
 3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。
 4. 一被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。以下同じ。)の治療を目的として、第1項に規定する5日以上入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項および第2項の規定を適用します。ただし、同一の疾病による入院でも、入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院として第1項および第2項の規定を適用します。
 5. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第20条(特約の消滅とみなす場合)の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第3条(被保険者資格の得喪)第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
 6. 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 7. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、本条に定める疾病の治療を目的とする入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - (1) 責任開始期以後に発生した主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - (3) 責任開始期以後に開始した異常分娩(別表5)のための入院
 8. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 9. 前8項の規定にかかわらず、この特約による各被保険者の入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 1回の入院についての支払限度は、第2条(入院給付金の支払限度の型)において選択した型による支払日数(入院給付金を支払う日数。以下同じ。)とします。
 - (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して730日(この特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。)とします。
 10. 入院給付金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
 11. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因によって被った傷害(以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。)を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断(定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。)において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条 (手術給付金の支払)

会社は、被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に別表3に定める病院または診療所において対象となる手術および給付倍率表(別表2)に定める種類の手術(以下「手術」といいます。)を受けた場合には、その手術1回につき、入院給付金日額(手術を受けた日現在の入院給付金日額とします。)に、受けた手術に応ずる給付倍率を乗じて得た金額を、手術給付金として、主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)に支払います。

2. 会社は、被保険者が、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、対象となる手術および給付倍率表(別表2)に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
3. 前条第8項の規定は手術給付金の支払の場合に準用します。
4. 手術給付金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
5. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮

の事故もしくはそれ以外の外因によって被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。

- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
- (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第7条 （入院給付金・手術給付金の請求、支払時期および支払場所）

入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 入院給付金および手術給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、入院給付金または手術給付金を請求してください。
3. 主約款に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による入院給付金および手術給付金の支払の場合に準用します。

第8条 （入院給付金または手術給付金を支払わない場合）

会社は、被保険者がつぎのいずれかによって第5条（入院給付金の支払）または第6条（手術給付金の支払）の規定に該当した場合には、入院給付金または手術給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 当該被保険者の犯罪行為
 - (3) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (4) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 当該被保険者の薬物依存
 - (8) 地震、噴火または津波
 - (9) 戦争その他の変乱
2. 前項第8号または第9号の原因によって入院し、または手術を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、入院給付金または手術給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

第9条 （特約保険料の払込免除）

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第10条 （特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第11条 （特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

2. この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第3条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

第12条 （特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による入院給付金または手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、入院給付金または手術給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に

向って解約されたものとします。

7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
10. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第13条 （猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院給付金または手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 入院給付金または手術給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第14条 （特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第15条 （特約の復活）

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第16条 （告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第17条 （重大事由による解除）

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金、手術給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院給付金、手術給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに入院給付金または手術給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第18条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

第19条 （特約の返戻金）

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただ

し、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第20条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

第21条 (入院給付金日額の減額)

保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のその入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第23条 (特約の型の変更)

保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条(特約の型および被保険者の範囲)に定める特約の型を変更することができます。ただし、第9条(特約保険料の払込免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。

(1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

……承諾日

(2) 前号以外の変更の場合

……会社が会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)

3. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
4. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額から、それらの元利金を差し引きます。
5. 前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。
6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第24条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数。))と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険

料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金もしくは手術給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 入院給付金の支払、手術給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金もしくは手術給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第12条第4項および第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払主契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第12条第4項および第13条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第25条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険金額を減額したときでも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第27条（管轄裁判所）

この特約における入院給付金、手術給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第29条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

第30条（災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合、この特約から支払う入院給付金の金額は、第5条（入院給付金の支払）第2項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に、疾病の治療を開始したときは、この特約から支払う入院給付金の支払金額はつぎに定めるところによるものとします。
 - (ア) この特約の入院給付金日額が災害入院特約の入院給付金日額をこえる場合
 - (a) 不慮の事故による治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に疾病の治療を開始したとき
入院給付金日額に、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額
 - (b) 不慮の事故による治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したとき
入院給付金日額に、不慮の事故による治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数を乗じて得た金額
 - (イ) この特約の入院給付金日額が災害入院特約の入院給付金日額以下である場合で、災害入院特約の規定による入院給付金の支払われる期間が終了したときは、入院給付金日額に、災害入院特約の規定による入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
- (2) この特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に、災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる治療を開始したときは、災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。

第31条（定期保険に付加した場合の特則）

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金および手術給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前（ア）の場合、第2号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたときは、第12条第4項および第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第32条（優良体定期保険に付加した場合の特則）

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金および手術給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前（ア）の場合、第2号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたときは、第12条第4項および第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

の規定を準用します。

第33条 (終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第24条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第5条(入院給付金の支払)第1項、第10項および第6条(手術給付金の支払)第1項、第4項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第5条(入院給付金の支払)第1項、第10項および第6条(手術給付金の支払)第1項、第4項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第5条(入院給付金の支払)第1項、第10項および第6条(手術給付金の支払)第1項、第4項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第19条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき。
- (6) 第9条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第34条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第5条(入院給付金の支払)第5項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前には「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第19条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第5条(入院給付金の支払)第1項および第6条(手術給付金の支払)第1項の規定にかかわらず、入院給付金および手術給付金の受取人は、保険契約者となります。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金(以下「特約高度障害保険金等」といいます。)の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人となります。また、主契約に付加されて

いる他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を入院給付金および手術給付金の受取人とします。

(ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき

(イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき

(5) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第29条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特別）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第35条（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 入院給付金および手術給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第36条（通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則）

この特約を通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合には、第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と読み替えます。

第37条（保険期間を有期から終身へ変更する特則）

保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。）この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

(1) 主契約の保険期間が終身のとき

(2) 主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき

(3) 契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。

(1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合

(2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）を付加している場合

3. 変更後特約の入院給付金日額は、変更前の入院給付金日額と同額とします。

4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。

(1) 変更日の前日までに一括して払い込む方法

(2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法

(3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。

7. 変更後特約について、入院給付金の支払、手術給付金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。

8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は、責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。

9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

第38条（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。

(2) 第5条（入院給付金の支払）第1項および第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害年金の受取人が保険契約者である場合」と、第5項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が発生したためにこの特約が消滅したとき」と読み替えます。

(3) 第6条（手術給付金の支払）第1項および第4項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

と読み替えます。

(4) 第19条（特約の返戻金）第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。

(5) 第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）については、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合

第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の基本年金月額を減額した場合」と読み替えます。

(イ) 無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合

第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の年金月額を減額した場合」と読み替えます。

第39条（給付金の受取人による特約の存続）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たすこの特約の給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第40条（給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第41条（平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第23条（特約の型の変更）第5項の規定を適用します。

(2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第23条（特約の型の変更）第5項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 手術給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3	給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25cm ² 未満は除く。）	20
2.	乳房切断術	20
§筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6.	鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱・観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20

50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§感覚器・視器の手術（屈折異常に対する手術は除く。）		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剝離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剝離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20
§上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表5 異常分娩

対象となる「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中つぎのものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年度版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
・妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010~016
・主として妊娠に関連するその他の母体障害	020~029
・胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030~048
・分娩の合併症	060~075
・分娩(単胎自然分娩(080)を除きます。)	081~084
・主として産じょく<褥>に関連する合併症	085~092
・その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099

備考

1. 治療を目的とした入院

美容上の措置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

2. 同一疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。

3. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

4. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

5. 開胸術

「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

6. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、脾臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

7. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

短期疾病入院特約条項 目次

(この特約の概要)	50
第1条 特約の型および被保険者の範囲	50
第2条 被保険者資格の得喪	50
第3条 配偶者または子の短期疾病入院給付金日額	50
第4条 短期疾病入院給付金の支払	51
第5条 短期疾病入院給付金の請求、支払時期および支払場所	52
第6条 特約保険料の払込免除	52
第7条 特約の締結	52
第8条 特約の責任開始期	52
第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	52
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	53
第11条 特約の失効	53
第12条 特約の復活	53
第13条 告知義務および告知義務違反	53
第14条 重大事由による解除	53
第15条 特約の解約	53
第16条 特約の返戻金	53
第17条 特約の消滅とみなす場合	53
第18条 短期疾病入院給付金日額の減額	54
第19条 特約の復旧	54
第20条 特約の型の変更	54
第21条 特約の更新	54
第22条 特約の契約者配当	55
第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	55
第24条 管轄裁判所	55
第25条 主約款の規定の準用	55
第26条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	55
第27条 定期保険に付加した場合の特則	55
第28条 優良体定期保険に付加した場合の特則	56
第29条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	56
第30条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	57
第31条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	57
第32条 保険期間を有期から終身へ変更する特則	57
第33条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	58
第34条 給付金の受取人による特約の存続	58
第35条 給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	58
第36条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	58
別表1 請求書類	59
別表2 病院または診療所	59
別表3 入院	59
別表4 異常分娩	59

短期疾病入院特約条項

(2024年3月2日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に疾病入院特約とあわせて付加し、被保険者が疾病の治療を目的として2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。
- 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につき下記の各号のいずれかを選択することができます。
 - 主契約の被保険者
 - 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - 主契約の被保険者およびその配偶者
 - 主契約の被保険者およびその未成年の子

第1条 (特約の型および被保険者の範囲)

保険契約者は、この特約の締結の際、下記のいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とは下記の者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、誕生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

第2条 (被保険者資格の得喪)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

- この特約の締結後に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、下記の各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約当日をむかえたとき
- 第1項または第2項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第3条 (配偶者または子の短期疾病入院給付金日額)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の短期疾病入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた短期疾病入院給付金日額の60%相当額とします。

- 配偶者または子について定められた短期疾病入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた短期疾病入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第4条 (短期疾病入院給付金の支払)

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
短期疾病入院給付金	入院1回につき、短期疾病入院給付金日額×入院日数 (4日目までの4日分を限度とします。)	主契約の被保険者	被保険者が保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が、この特約の責任開始期 (復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。) 以後に発病した疾病を直接の原因とすること (2) 疾病の治療を目的とすること (3) 入院日数が継続して2日以上であること (4) 別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること	(1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 当該被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
3. 一被保険者が同一の疾病 (これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。以下同じ。) の治療を目的として、第1項に規定する2日以上入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項の規定を適用します。ただし、同一の疾病による入院でも、短期疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院として第1項の規定を適用します。
4. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条 (特約の消滅とみなす場合) の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条 (被保険者資格の得喪) 第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
5. 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして、第1項の規定を適用します。
6. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、本条に定める疾病の治療を目的とする入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) 責任開始期以後に発生した主契約の普通保険約款 (以下「主約款」といいます。) に定める不慮の事故 (以下「不慮の事故」といいます。) 以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - (3) 責任開始期以後に開始した異常分娩 (別表4) のための入院。
7. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
8. 前7項の規定にかかわらず、この特約による各被保険者の短期疾病入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 1回の入院についての支払限度は、支払日数4日を限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して60日 (この特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。) とします。
9. 災害入院特約または疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の短期疾病入院給付金は支払いません。
10. 短期疾病入院給付金と短期災害入院特約に規定する短期災害入院給付金 (以下、短期災害入院給付金といいます。) の支払事由が重複する場合には、会社は、短期疾病入院給付金と短期災害入院給付金を重複して支払いません。また、重複して支払われない方の短期疾病入院給付金または短期災害入院給付金の入院日数については、短期疾病入院給付金または短期災害入院給付金の支払限度の計算には算入しません。この場合、支払う給付金はつぎのとおりとします。
 - (1) 短期災害入院給付金日額が短期疾病入院給付金日額以上である場合
短期災害入院給付金を支払います。
 - (2) 短期災害入院給付金日額が短期疾病入院給付金日額未満である場合
短期疾病入院給付金を支払います。
11. 被保険者の入院中に短期疾病入院給付金日額が変更された場合には、短期疾病入院給付金の支払額は、各日現在の短期疾病入院給付金日額に応じて計算します。
12. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を短期疾病入院給付金の受取人とします。
13. 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により短期疾病入院給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により短期疾病入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じ、短期疾病入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

14. 短期疾病入院給付金の受取人は、第12項の場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
15. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因によって被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（短期疾病入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

短期疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 短期疾病入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、短期疾病入院給付金を請求してください。
3. 主約款に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による短期疾病入院給付金の支払の場合に準用します。

第6条（特約保険料の払込免除）

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第7条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約の付加を要します。また、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第8条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

2. この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による短期疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きします。ただし、短期疾病入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
10. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

保険料払込の猶予期間中に、この特約による短期疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 短期疾病入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (特約の復活)

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第13条 (告知義務および告知義務違反)

この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条 (重大事由による解除)

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 短期疾病入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による短期疾病入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに短期疾病入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第16条 (特約の返戻金)

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第17条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約または疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第4条（短期疾病入院給付金の支払）の規定による主契約の被保険者にかかわる短期疾病入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

第18条 (短期疾病入院給付金日額の減額)

この特約のみの減額は取り扱いません。

2. 疾病入院特約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の主契約の被保険者について定められた短期疾病入院給付金日額も疾病入院特約の入院給付金日額と同一割合で減額します。
3. 前項の規定により、この特約の主契約の被保険者について定められた短期疾病入院給付金日額が減額された場合には、減額は、解約されたものとして取り扱います。

第19条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとして扱います。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第20条 (特約の型の変更)

保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条(特約の型および被保険者の範囲)に定める特約の型を変更することができます。ただし、第6条(特約保険料の払込免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 疾病入院特約の規定により疾病入院特約の特約の型が変更された場合、この特約の型は疾病入院特約の特約の型の変更時から疾病入院特約と同一の型に変更されるものとします。
3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額から、それらの元利金を差し引きます。
6. 前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。
7. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第21条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数。))と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期疾病入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 短期疾病入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第22条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第24条 （管轄裁判所）

この特約における短期疾病入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条 （主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条 （この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

第27条 （定期保険に付加した場合の特則）

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期疾病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前（ア）の場合、第2号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第28条（優良体定期保険に付加した場合の特則）

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期疾病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前（ア）の場合、第2号（イ）および（ウ）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第29条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (エ) 前（ウ）に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (オ) 前（ウ）に定める金額が払い込まなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前（ア）により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第4条（短期疾病入院給付金の支払）第12項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合

で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。

- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号（ア）および（イ）の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (イ) 第4条（短期疾病入院給付金の支払）第12項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条（短期疾病入院給付金の支払）第12項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (5) つぎの（ア）または（イ）の場合には、第16条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。
- (6) 第6条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第30条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第4条（短期疾病入院給付金の支払）第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第16条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた短期疾病入院給付金日額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその短期疾病入院給付金日額が減額されます。この場合、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第40条（契約者貸付）第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの（ア）または（イ）に該当するときは、第4条（短期疾病入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、短期疾病入院給付金の受取人は、保険契約者とします。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金の受取人とします。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を短期疾病入院給付金の受取人とします。
 - (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
 - (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第26条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第31条（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期疾病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第32条（保険期間を有期から終身へ変更する特則）

保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更

を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。) この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
 - (2) 主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - (3) 疾病入院特約の契約日(更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日)より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約(2015)を付加している場合
 3. 変更後特約の短期疾病入院給付金日額は、変更前の短期疾病入院給付金日額と同額とします。
 4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
 5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。
 - (1) 変更日の前日まで一括して払い込む方法
 - (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
 7. 変更後特約について、短期疾病入院給付金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は、責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
 9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

第33条 (収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則)

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第4条(短期疾病入院給付金の支払)第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条(特約の消滅とみなす場合)の規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が発生したためにこの特約が消滅したとき」と、第12項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第16条(特約の返戻金)第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。

第34条 (給付金の受取人による特約の存続)

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たすこの特約の給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類(別表1)を提出してください。

第35条 (給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期)

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第36条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項および第20条(被保険者の型の変更)第6項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項および第20条(被保険者の型の変更)第6項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
短期疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 短期疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 短期疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 短期疾病入院給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 異常分娩

対象となる「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中つぎのものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
・妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんばく<蛋白>尿および高血圧性障害	010~016
・主として妊娠に関連するその他の母体障害	020~029
・胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030~048
・分娩の合併症	060~075
・分娩（単胎自然分娩（080）を除きます。）	081~084
・主として産じょく<褥>に関連する合併症	085~092
・その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099

備考

1. 治療を目的とした入院

美容上の措置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

2. 同一疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

疾病退院後療養特約条項 目次

(この特約の概要)	61
第1条 特約の型および被保険者の範囲	61
第2条 被保険者資格の得喪	61
第3条 配偶者または子の基本疾病療養給付金額	61
第4条 疾病療養給付金の支払	61
第5条 疾病療養給付金の請求、支払時期および支払場所	62
第6条 特約保険料の払込免除	62
第7条 特約の締結	62
第8条 特約の責任開始期	62
第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	62
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	63
第11条 特約の失効	63
第12条 特約の復活	63
第13条 告知義務および告知義務違反	63
第14条 重大事由による解除	63
第15条 特約の解約	63
第16条 特約の返戻金	63
第17条 特約の消滅とみなす場合	64
第18条 基本疾病療養給付金額の減額	64
第19条 特約の復旧	64
第20条 特約の型の変更	64
第21条 特約の更新	64
第22条 特約の契約者配当	65
第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	65
第24条 管轄裁判所	65
第25条 主約款の規定の準用	66
第26条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	66
第27条 災害退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合の特則	66
第28条 定期保険に付加した場合の特則	66
第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則	66
第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	67
第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	67
第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	68
第33条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	68
第34条 疾病療養給付金の受取人による特約の存続	68
第35条 疾病療養給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	68
第36条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	68
別表1 請求書類	69

疾病退院後療養特約条項

(2012年4月2日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に疾病入院特約とあわせて付加し、被保険者が疾病の治療を目的として入院した後、生存して退院したときに疾病療養給付金を支払うことを主な内容とするものです。
- 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - 主契約の被保険者
 - 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - 主契約の被保険者およびその配偶者
 - 主契約の被保険者およびその未成年の子

第1条 (特約の型および被保険者の範囲)

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、誕生日から起算した満年であって、1年未満の端数は切り捨てるものとします。）

第2条 (被保険者資格の得喪)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

- この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
- 第1項または第2項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第3条 (配偶者または子の基本疾病療養給付金額)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の基本疾病療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額の60%相当額とします。

- 配偶者または子について定められた基本疾病療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第4条 (疾病療養給付金の支払)

会社は、被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因として、つぎの各号のいずれかに該当する継続した入院をした後、生存して退院したときに、第2項に定める金額の疾病療養給付金を主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が法人である場合には、保険契約者）に支払います。

- 疾病入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院で、その入院給付金の支払われる入院日数が20日以上となる入院
- 疾病入院特約と災害入院特約をあわせて主契約に付加した場合で、疾病入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院日数に、疾病入院特約条項第31条（災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）の規定により疾病入院特約からの支払にかえて、災害入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数を加えた日数が20日以上となる入院

2. 前項により支払う疾病療養給付金の金額は、入院1回につき基本疾病療養給付金額（入院中に基本疾病療養給付金額の変更があった場合には、退院日現在の基本疾病療養給付金額とします。以下同じ。）に10を乗じて得た金額とします。
3. 疾病入院特約条項第5条（入院給付金の支払）第3項または第4項に該当する入院をした場合は、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。この場合、疾病療養給付金が支払われた退院日以後に開始した入院について、その後疾病療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、疾病療養給付金を支払いません。ただし、疾病療養給付金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
4. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時から730日以内のその継続している入院の退院は、この特約の有効中の退院とみなします。この場合の基本疾病療養給付金額は当該各号に定める事由の発生時のそれと同額とします。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) 疾病入院特約条項に規定する主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したために第17条（特約の消滅とみなす場合）第3号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (4) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
5. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院の退院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
6. 疾病療養給付金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が法人である場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
7. この特約の責任開始期前に発病した疾病ならびに発生した不慮の事故およびそれ以外の外因による傷害の取扱については、疾病入院特約条項の入院給付金の支払の規定を準用します。

第5条（疾病療養給付金の請求、支払時期および支払場所）

疾病療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 疾病療養給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、疾病療養給付金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による疾病療養給付金の支払の場合に準用します。

第6条（特約保険料の払込免除）

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第7条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約の付加を要します。また、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第8条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

2. この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による疾病療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、疾病療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
10. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（疾病療養給付金を支払うときは疾病療養給付金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

保険料払込の猶予期間中に、この特約による疾病療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 疾病療養給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

第12条（特約の復活）

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第13条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条（重大事由による解除）

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 疾病療養給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による疾病療養給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに疾病療養給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第16条（特約の返戻金）

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号および第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第17条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約または疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 疾病入院特約条項の規定による主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第18条 (基本疾病療養給付金額の減額)

保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額を減額することができます。ただし、減額後のその基本疾病療養給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 疾病入院特約の主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額した場合に、減額後の入院給付金日額に対するこの特約の主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその基本疾病療養給付金額を減額します。ただし、減額後のその基本疾病療養給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって、主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第19条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第20条 (特約の型の変更)

保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第6条(特約保険料の払込免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 疾病入院特約の型が変更され、この特約の型が会社の定める範囲外となった場合には、この特約の型は疾病入院特約の型の変更時から会社の定める型に変更されるものとします。
3. 第1項に定める型の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金の差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、支払うべき金額から、それらの元利金を差し引きます。
6. 前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。
7. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第21条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の疾病療養給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 疾病療養給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の疾病療養給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払主契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第22条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第24条（管轄裁判所）

この特約における疾病療養給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

第27条 (災害退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

この特約を災害退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 退院日現在においてこの特約の基本疾病療養給付金額が災害退院後療養特約の基本災害療養給付金額をこえる場合で、疾病入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院日数もしくは疾病入院特約条項第31条(災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)の規定により疾病入院特約からの支払にかえて災害入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数があるときは、第4条(疾病療養給付金の支払)第1項第2号中「疾病入院特約条項第31条(災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)の規定により疾病入院特約からの支払にかえて災害入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数」とあるのは、「災害入院特約条項に規定する入院給付金が支払われる入院日数」と読み替えます。
- (2) 第4条(疾病療養給付金の支払)第3項の規定は適用せず、疾病入院特約条項第5条(入院給付金の支払)第3項、第4項または災害入院特約条項第5条(入院給付金の支払)第4項、第5項に該当する入院をした場合、継続した1回の入院とみなします。この場合、疾病療養給付金または災害退院後療養特約条項の規定により災害療養給付金が支払われた退院日以後に開始した入院については、その後疾病療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、疾病療養給付金を支払いません。ただし、その疾病療養給付金がすでに支払われた疾病療養給付金または災害療養給付金を上回るときはその差額を支払います。
- (3) 前号の規定にかかわらず、疾病療養給付金または災害療養給付金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。
- (4) 退院日現在においてこの特約の基本疾病療養給付金額が災害退院後療養特約の基本災害療養給付金額以下である場合、災害退院後療養特約条項の規定により災害療養給付金が支払われる退院に対しては、この特約の疾病療養給付金は支払いません。

第28条 (定期保険に付加した場合の特則)

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 疾病療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後この特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の疾病療養給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第29条 (優良体定期保険に付加した場合の特則)

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 疾病療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の疾病療養給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第30条 (終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第4条(疾病療養給付金の支払)第1項および第6項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第4条(疾病療養給付金の支払)第1項および第6項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条(疾病療養給付金の支払)第1項および第6項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第16条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき。
- (6) 第6条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第31条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第4条(疾病療養給付金の支払)第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第16条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその基本疾病療養給付金額が減額されます。この場合、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第40条（契約者貸付）第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの（ア）または（イ）に該当するときは、第4条（疾病療養給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、疾病療養給付金の受取人は、保険契約者とします。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人とします。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を疾病療養給付金の受取人とします。
- （ア）主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
- （イ）主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第26条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第32条（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- （ア）更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- （イ）更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- （ウ）更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 疾病療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第33条（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第4条（疾病療養給付金の支払）第1項および第6項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害年金の受取人が保険契約者である場合」と、第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が発生したためにこの特約が消滅したとき」と読み替えます。
- (3) 第16条（特約の返戻金）第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。

第34条（疾病療養給付金の受取人による特約の存続）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の疾病療養給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第35条（疾病療養給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第36条（平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
- 第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第20条（特約の型の変更）第6項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
- 第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第20条（特約の型の変更）第6項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
疾病療養給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 疾病療養給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
疾病療養給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 疾病療養給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 疾病療養給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

成人病保障特約条項 目次

(この特約の概要)	71
第1条 入院給付金の支払限度の型	71
第2条 入院給付金の支払	71
第3条 入院給付金の請求、支払時期および支払場所	72
第4条 特約保険料の払込免除	72
第5条 特約の締結	72
第6条 特約の責任開始期	72
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	72
第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	72
第9条 特約の失効	72
第10条 特約の復活	72
第11条 告知義務および告知義務違反	72
第12条 重大事由による解除	73
第13条 特約の解約	73
第14条 特約の返戻金	73
第15条 特約の消滅とみなす場合	73
第16条 入院給付金日額の減額	73
第17条 特約の復旧	73
第18条 特約の更新	73
第19条 特約の契約者配当	74
第20条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	74
第21条 管轄裁判所	75
第22条 主約款の規定の準用	75
第23条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	75
第24条 定期保険に付加した場合の特則	75
第25条 優良体定期保険に付加した場合の特則	75
第26条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	75
第27条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	76
第28条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	77
第29条 逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則	77
第30条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	77
第31条 入院給付金の受取人による特約の存続	77
第32条 入院給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	77
第33条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	77
別表1 請求書類	78
別表2 対象となる成人病	78
別表3 病院または診療所	78
別表4 入院	78

成人病保障特約条項

(2024年3月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が成人病によって入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条 (入院給付金の支払限度の型)

この特約の入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払日数
120日型	120日
360日型	360日
730日型	730日

第2条 (入院給付金の支払)

会社は、被保険者がつぎに定めるところにすべて該当する入院をしたときに、第2項に定める金額の入院給付金を被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。

- その入院が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱いが行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した成人病（別表2）の治療を目的とすること。
- その入院が、別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院（以下「入院」といいます。）であること。
- その入院の日数が、第1号の成人病の治療を目的として、この特約の保険期間中に継続して5日以上となったこと。
- 前項により支払う入院給付金の金額は、入院1回につき入院給付金日額（入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、各日現在の入院給付金日額とします。）に、この特約の保険期間中の前項の成人病（別表2）の治療を目的とする入院日数から、入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数を乗じて得た金額とします。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。
- 被保険者が同一の成人病（病名を異にする場合でも、別表2中同一の成人病の種類に属する疾病および成人病の種類を異にしても医学上重要な関係があると会社が認めた疾病は、同一の成人病として取り扱います。以下同じ。）の治療を目的として、第1項に規定する5日以上の上記の場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項および第2項の規定を適用します。ただし、同一の成人病による入院でも、入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな成人病による入院として第1項および第2項の規定を適用します。
- つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - 被保険者の入院中に主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第15条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によりこの特約が消滅したとき
- 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる成人病（別表2）を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
- 被保険者が責任開始期前に発病した成人病（別表2）の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
- 前7項の規定にかかわらず、この特約による入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - 1回の入院についての支払限度は、第1条（入院給付金の支払限度の型）において選択した支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同じ。）とします。
 - 通算支払限度は、支払日数を通算して730日とします。
- 入院給付金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した成人病（別表2）（以下、本項において「責任開始期前の成人病」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。
 - この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の成人病について知っていた場合。ただし、責任開始期前の成人病について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - 責任開始期前の成人病について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の成人病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条 (入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
- 入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して入院給付金を請求してください。
 - 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による入院給付金の支払の場合に準用します。

第4条 (特約保険料の払込免除)

- 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 - この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第5条 (特約の締結)

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約の付加を要します。また、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第6条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合は、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

第7条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
- この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 - 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 - 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日)以後その月の末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 - 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
 - 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
 - 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料(第1回保険料を含みます。)に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき(減額したときを含みます。)、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者(入院給付金を支払うときは入院給付金の受取人)に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第8条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 保険料払込の猶予期間中にこの特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
- 入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき入院給付金を支払いません。

第9条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 (特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第11条 (告知義務および告知義務違反)

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第12条 (重大事由による解除)

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第13条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第14条 (特約の返戻金)

- この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
 3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第15条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約または疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第2条（入院給付金の支払）の規定による入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第16条 (入院給付金日額の減額)

- 保険契約者は、いつでも、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 疾病入院特約の主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額した場合に、減額後の疾病入院特約の入院給付金日額に対するこの特約の被保険者について定められた入院給付金日額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の入院給付金日額を減額します。ただし、減額後のこの特約の入院給付金日額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
 3. 前2項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第17条 (特約の復旧)

- 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第15条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第18条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者とその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第7条第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第7条第4項および第8条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第19条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険金額を減額したときでも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

第21条 (管轄裁判所)

この特約における入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第23条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

第24条 (定期保険に付加した場合の特則)

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第25条 (優良体定期保険に付加した場合の特則)

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第26条 (終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第18条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (エ) 前（ウ）に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (オ) 前（ウ）に定める金額が払い込まなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前（ア）により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第2条（入院給付金の支払）第1項および第9項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号（ア）および（イ）の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第2条（入院給付金の支払）第1項および第9項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第2条（入院給付金の支払）第1項および第9項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (5) つぎの（ア）または（イ）の場合には、第14条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。
- (6) 第4条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第27条 （5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第14条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの（ア）または（イ）に該当するときは、第2条（入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、入院給付金の受取人は、保険契約者として扱います。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人として扱います。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を入院給付金の受取人として扱います。
 - (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
 - (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (5) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第23条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第28条 (養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第29条 (逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則)

この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と読み替えます。

第30条 (収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則)

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第2条(入院給付金の支払)第1項および第9項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害年金の受取人が保険契約者である場合」と、第5項第2号中「主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第15条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によりこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が生じたためにこの特約が消滅したとき」と読み替えます。
- (3) 第3条(入院給付金の請求、支払時期および支払場所)第3項中「保険金」とあるのは「年金」と読み替えます。
- (4) 第14条(特約の返戻金)第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。
- (5) 第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)については、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合
 - 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の基本年金月額を減額した場合」と読み替えます。
 - (イ) 無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合
 - 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の年金月額を減額した場合」と読み替えます。

第31条 (入院給付金の受取人による特約の存続)

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の入院給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類(別表1)を提出してください。

第32条 (入院給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期)

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第33条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
 - 第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
 - 第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
入院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 入院給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる成人病

対象となる成人病とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

対象疾病		
成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170～175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	上皮内癌	230～234
糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の糖尿病	250
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393～398
	虚血性心疾患	410～414
	肺循環疾患	415～417
	その他の型の心疾患	420～429
高血圧性疾患	高血圧性疾患	401～405
脳血管疾患	脳血管疾患	430～438

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備考

治療を目的とした入院

治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

短期成人病保障特約条項 目次

(この特約の概要)	80
第1条 短期成人病入院給付金の支払	80
第2条 短期成人病入院給付金の請求、支払時期および支払場所	80
第3条 特約保険料の払込免除	81
第4条 特約の締結	81
第5条 特約の責任開始期	81
第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	81
第7条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	81
第8条 特約の失効	81
第9条 特約の復活	81
第10条 告知義務および告知義務違反	81
第11条 重大事由による解除	81
第12条 特約の解約	82
第13条 特約の返戻金	82
第14条 特約の消滅とみなす場合	82
第15条 短期成人病入院給付金日額の減額	82
第16条 特約の復旧	82
第17条 特約の更新	82
第18条 特約の契約者配当	83
第19条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	83
第20条 管轄裁判所	84
第21条 主約款の規定の準用	84
第22条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	84
第23条 定期保険に付加した場合の特則	84
第24条 優良体定期保険に付加した場合の特則	84
第25条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	84
第26条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	85
第27条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	86
第28条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	86
第29条 給付金の受取人による特約の存続	86
第30条 給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	86
第31条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	86
別表1 請求書類	87
別表2 対象となる成人病	87
別表3 病院または診療所	87
別表4 入院	87

短期成人病保障特約条項

(2024年3月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に成人病保障特約とあわせて付加し、被保険者が成人病の治療を目的として2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条 (短期成人病入院給付金の支払)

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
短期成人病入院給付金	入院1回につき、短期成人病入院給付金日額×入院日数（4日目までの4日分を限度とします。）	主契約の被保険者	被保険者が保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した成人病（別表2）を直接の原因とすること (2) 成人病（別表2）の治療を目的とすること (3) 入院日数が継続して2日以上であること (4) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院であること

- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
- 被保険者が同一の成人病（病名を異にする場合でも、別表2中同一の成人病の種類に属する疾病および成人病の種類を異にしても医学上重要な関係があると会社が認めた疾病は、同一の成人病として取り扱います。以下同じ。）の治療を目的として、第1項に規定する2日以上入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項の規定を適用します。ただし、同一の成人病による入院でも、短期成人病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな成人病による入院として第1項の規定を適用します。
- つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第14条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によりこの特約が消滅したとき
- 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる成人病（別表2）を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして、第1項の規定を適用します。
- 被保険者が責任開始期前に発病した成人病（別表2）の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- 前6項の規定にかかわらず、この特約による短期成人病入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - 1回の入院についての支払限度は、支払日数4日を限度とします。
 - 通算支払限度は、支払日数を通算して60日とします。
- 成人病保障特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の短期成人病入院給付金は支払いません。
- 被保険者の入院中に短期成人病入院給付金日額が変更された場合には、短期成人病入院給付金の支払額は、各日現在の短期成人病入院給付金日額に応じて計算します。
- 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を短期成人病入院給付金の受取人とします。
- 短期成人病入院給付金の受取人は、前項の場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
- つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した成人病（別表2）（以下、本項において「責任開始期前の成人病」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。
 - この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の成人病について知っていた場合。ただし、責任開始期前の成人病について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - 責任開始期前の成人病について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の成人病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第2条 (短期成人病入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

短期成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

- 短期成人病入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して短期成人病入院給付金を請求してください。
- 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金の支払時期および場所に関する規定は、この特約による短期成人病入院給付金の支払の場合に準用します。

第3条 (特約保険料の払込免除)

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

- 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
- この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第4条 (特約の締結)

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約、短期疾病入院特約および成人病保障特約の付加を要します。また、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第5条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合は、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

第6条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

- この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約当日)以後その月の末日までにこの特約による短期成人病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、短期成人病入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料(第1回保険料を含みます。)に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき(減額したときを含みます。)、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第7条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

保険料払込の猶予期間中にこの特約による短期成人病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は短期成人病入院給付金から未払込保険料を差し引きます。

- 短期成人病入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき短期成人病入院給付金を支払いません。

第8条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条 (特約の復活)

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第10条 (告知義務および告知義務違反)

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第11条 (重大事由による解除)

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金(保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合

- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 短期成人病入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による短期成人病入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに短期成人病入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第12条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第13条 (特約の返戻金)

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第14条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約、疾病入院特約、短期疾病入院特約または成人病保障特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第1条（短期成人病入院給付金の支払）の規定による短期成人病入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

第15条 (短期成人病入院給付金日額の減額)

この特約のみの減額は取り扱いません。

2. 成人病保障特約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の短期成人病入院給付金日額も成人病保障特約の入院給付金日額と同一割合で減額します。
3. 前項の規定により、この特約の短期成人病入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第16条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとして扱います。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第17条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者とその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
- (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期成人病入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 短期成人病入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第6条第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払主契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第6条第4項および第7条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第18条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

第20条 (管轄裁判所)

この特約における短期成人病入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとしします。

第23条 (定期保険に付加した場合の特則)

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期成人病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、第6条第4項および第7条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第24条 (優良体定期保険に付加した場合の特則)

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期成人病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、第6条第4項および第7条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第25条 (終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第17条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保

- 「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
- (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (ウ) 第1条(短期成人病入院給付金の支払)第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (イ) 第1条(短期成人病入院給付金の支払)第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第1条(短期成人病入院給付金の支払)第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第13条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
- (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき。
- (6) 第3条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
- (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第26条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第13条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき(主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。)に、主契約の被保険者について定められた短期成人病入院給付金日額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその短期成人病入院給付金日額が減額されます。この場合、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第40条(契約者貸付)第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第1条(短期成人病入院給付金の支払)第1項の規定にかかわらず、短期成人病入院給付金の受取人は、保険契約者として扱います。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金(以下「特約高度障害保険金等」といいます。)の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人として扱います。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を短期成人病入院給付金の受取人として扱います。
- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。)が保険契約者であるとき
- (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第22条(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第27条 (養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期成人病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第28条 (収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則)

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第1条(短期成人病入院給付金の支払)第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第14条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によりこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が生じたためにこの特約が消滅したとき」と、第10項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条(短期成人病入院給付金の請求、支払時期および支払場所)第4項中「保険金」とあるのは「年金」と読み替えます。
- (4) 第13条(特約の返戻金)第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。

第29条 (給付金の受取人による特約の存続)

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類(別表1)を提出してください。

第30条 (給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期)

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第31条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第6条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第6条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
短期成人病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。） (5) 短期成人病入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 短期成人病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 短期成人病入院給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる成人病

対象となる成人病とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

対象疾病		
成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170~175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179~189
	その他および部位不明の悪性新生物	190~199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200~208
	上皮内癌	230~234
糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250~259）中の糖尿病	250
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393~398
	虚血性心疾患	410~414
	肺循環疾患	415~417
	その他の型の心疾患	420~429
高血圧性疾患	高血圧性疾患	401~405
脳血管疾患	脳血管疾患	430~438

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備考

治療を目的とした入院

治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

女性医療特約条項 目次

(この特約の概要)	89
第1条 入院給付金の支払限度の型	89
第2条 入院給付金の支払	89
第3条 入院給付金の請求、支払時期および支払場所	90
第4条 特約保険料の払込免除	90
第5条 特約の締結	90
第6条 特約の責任開始期	90
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	90
第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	90
第9条 特約の失効	90
第10条 特約の復活	90
第11条 告知義務および告知義務違反	90
第12条 重大事由による解除	91
第13条 特約の解約	91
第14条 特約の返戻金	91
第15条 特約の消滅とみなす場合	91
第16条 入院給付金日額の減額	91
第17条 特約の復旧	91
第18条 特約の更新	91
第19条 特約の契約者配当	92
第20条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	92
第21条 管轄裁判所	93
第22条 主約款の規定の準用	93
第23条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	93
第24条 定期保険に付加した場合の特則	93
第25条 優良体定期保険に付加した場合の特則	93
第26条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	93
第27条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	94
第28条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	95
第29条 逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則	95
第30条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良 体収入保障保険に付加した場合の特則	95
第31条 入院給付金の受取人による特約の存続	95
第32条 入院給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	95
第33条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	95
別表1 請求書類	96
別表2 女性医療特約の対象となる特定疾病	96
別表3 病院または診療所	98
別表4 入院	98

女性医療特約条項

(2024年3月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加し、その被保険者が特定疾病によって入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条 (入院給付金の支払限度の型)

この特約の入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払日数
120日型	120日
360日型	360日
730日型	730日

第2条 (入院給付金の支払)

会社は、被保険者が、つぎに定めるところにすべ該当する入院をしたときに、第2項に定める金額の入院給付金を被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。

- (1) その入院が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した別表2に定める特定疾病（以下「特定疾病」といいます。）の治療を目的とすること
 - (2) その入院が、別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院（以下「入院」といいます。）であること
 - (3) その入院の日数が、第1号の特定疾病の治療を目的として、この特約の保険期間中に継続して5日以上となったこと
- 前項により支払う入院給付金の金額は、入院1回につき入院給付金日額（入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、各日現在の入院給付金日額とします。）に、この特約の保険期間中の前項の特定疾病の治療を目的とする入院日数から、入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数を乗じて得た金額とします。
 - 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。
 - 被保険者が同一の特定疾病（病名を異にする場合でも、医学上重要な関係があると会社が認めた特定疾病は、同一の特定疾病として取り扱います。以下同じ。）の治療を目的として、第1項に規定する5日以上入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項および第2項の規定を適用します。ただし、同一の特定疾病による入院でも、入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな特定疾病による入院として第1項および第2項の規定を適用します。
 - つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第15条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに、異なる特定疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - 被保険者が責任開始期前に発病した特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - 被保険者が特定疾病以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に、特定疾病を併発し、その特定疾病の治療を開始した場合には、その日からその特定疾病の治療を目的として入院したものと第1項および第2項の規定を適用します。
 - 前8項の規定にかかわらず、この特約による入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - 1回の入院についての支払限度は、第1条（入院給付金の支払限度の型）において選択した型による支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同じ。）とします。
 - 通算支払限度は、支払日数を通算して730日とします。
 - 入院給付金の受取人は、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
 - つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した特定疾病（別表2）（以下、本項において「責任開始期前の特定疾病」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。
 - この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の特定疾病について知っていた場合。ただし、責任開始期前の特定疾病について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - 責任開始期前の特定疾病について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の特定疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条 (入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
- 入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して入院給付金を請求してください。
 - 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による入院給付金支払の場合に準用します。

第4条 (特約保険料の払込免除)

- 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 - この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第5条 (特約の締結)

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約の付加を要します。また、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第6条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合は、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

第7条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
- この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 - 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 - 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日)以後その月の末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 - 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
 - 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
 - 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料(第1回保険料を含みます。)に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき(減額したときを含みます。)、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第8条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
- 入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき入院給付金を支払いません。

第9条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 (特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第11条 (告知義務および告知義務違反)

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第12条 (重大事由による解除)

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第13条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第14条 (特約の返戻金)

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第15条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約または疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第2条（入院給付金の支払）の規定による入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第16条 (入院給付金日額の減額)

保険契約者は、いつでも、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 疾病入院特約の主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額した場合に、減額後の疾病入院特約の入院給付金日額に対するこの特約の被保険者について定められた入院給付金日額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の入院給付金日額を減額します。ただし、減額後のこの特約の入院給付金日額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第17条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第15条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第18条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者とその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第7条第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第7条第4項および第8条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第19条（特約の契約者担当）

この特約に対しては、契約者担当はありません。

第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険金額を減額したときでも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

第21条 (管轄裁判所)

この特約における入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第23条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

第24条 (定期保険に付加した場合の特則)

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第25条 (優良体定期保険に付加した場合の特則)

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了の日と主契約の保険期間の満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第26条 (終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第18条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (エ) 前（ウ）に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (オ) 前（ウ）に定める金額が払い込まなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前（ア）により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第2条（入院給付金の支払）第1項および第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号（ア）および（イ）の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第2条（入院給付金の支払）第1項および第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第2条（入院給付金の支払）第1項および第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (5) つぎの（ア）または（イ）の場合には、第14条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます）が消滅したとき。
- (6) 第4条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第27条 （5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第14条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの（ア）または（イ）に該当するときは、第2条（入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、入院給付金の受取人は、保険契約者として扱います。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人として扱います。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を入院給付金の受取人として扱います。
 - (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
 - (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (5) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第23条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第28条 (養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第29条 (逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則)

この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と読み替えます。

第30条 (収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則)

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第2条(入院給付金の支払)第1項および第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害年金の受取人が保険契約者である場合」と、第5項第2号中「主契約の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第15条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が生じたためにこの特約が消滅したとき」と読み替えます。
- (3) 第3条(入院給付金の請求、支払時期および支払場所)第3項中「保険金」とあるのは「年金」と読み替えます。
- (4) 第14条(特約の返戻金)第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。
- (5) 第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)については、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合
 - 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の基本年金月額を減額した場合」と読み替えます。
 - (イ) 無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合
 - 第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の年金月額を減額した場合」と読み替えます。

第31条 (入院給付金の受取人による特約の存続)

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の入院給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類(別表1)を提出してください。

第32条 (入院給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期)

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第33条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
 - 第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
 - 第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第10項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
入院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 入院給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部省略を認めることがあります。	

別表2 女性医療特約の対象となる特定疾病

対象となる特定疾病とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類表番号
新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	○消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	○骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）中の	
	・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	・皮膚の悪性黒色腫	172
	・皮膚のその他の悪性新生物	173
	・女性乳房の悪性新生物	174
	○泌尿生殖器の悪性新生物（179～189）中の	
	・子宮の悪性新生物、部位不明	179
	・子宮頸の悪性新生物	180
	・胎盤の悪性新生物	181
	・子宮体の悪性新生物	182
	・卵巣およびその他の子宮付属器の悪性新生物	183
	・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	184
	・膀胱の悪性新生物	188
	・腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	189
	○その他および部位不明の悪性新生物	190～199
○リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208	
○良性新生物（210～229）中の		
・乳房の良性新生物	217	
・子宮平滑筋腫	218	
・子宮のその他の良性新生物	219	
・卵巣の良性新生物	220	
・その他の女性生殖器の良性新生物	221	
・腎およびその他の泌尿器の良性新生物（223）中の		
・腎、腎盂を除く	223.0	
・腎盂	223.1	
・尿管	223.2	
・膀胱	223.3	
・その他の明示された部位	223.8	
・甲状腺の良性新生物	226	
○上皮内癌（230～234）中の		
・消化器の上皮内癌	230	
・呼吸系の上皮内癌	231	
・皮膚の上皮内癌	232	
・乳房および泌尿生殖系の上皮内癌（233）中の		
・乳房	233.0	

新生物	・子宮頸	233.1
	・その他および部位不明の子宮	233.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	233.3
	・膀胱	233.7
	・その他および部位不明の泌尿器	233.9
	・その他および部位不明の上皮内癌	234
	○性状不詳の新生物（235～238）中の泌尿生殖器の性状不詳の新生物（236）中の	
	・子宮	236.0
	・胎盤	236.1
	・卵巣	236.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	236.3
	・膀胱	236.7
	・その他および部位不明の泌尿器	236.9
	○その他の部位・組織および部位	
	・組織不明の性状不詳の新生物（238）中の	
	・乳房	238.3
	○性質の明示されない新生物（239）中の	
	・乳房	239.3
	・膀胱	239.4
	・その他の泌尿生殖器	239.5
内分泌、栄養および代謝疾患ならびに免疫障害	○甲状腺の障害（240～246）中の	
	・単純性および詳細不明の甲状腺腫	240
	・非中毒性結節性甲状腺腫	241
	・甲状腺腫をとまなうまたはとまなわない甲状腺中毒症	242
	・後天性甲状腺機能低下（症）	244
	・甲状腺炎	245
	・甲状腺のその他の障害	246
	○その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の	
	・副腎の障害（255）中の	
	・クッシング（Cushing）症候群	255.0
	・卵巣機能障害	256
糖尿病	○その他内分泌腺の疾患（250～259）中の	
	・糖尿病	250
血液および造血器の疾患	○血液および造血器の疾患（280～289）中の	
	・鉄欠乏性貧血	280
	・その他の欠乏性貧血	281
	・後天性溶血性貧血	283
	・再生不良（無形成）性貧血	284
	・その他および詳細不明の貧血	285
	・紫斑病およびその他の出血病態（287）中の	
	・アレルギー性紫斑症	287.0
	・血小板＜栓球＞機能障害	287.1
	・その他の血小板＜栓球＞非減少性紫斑病	287.2
	・原発性＜一次性＞血小板＜栓球＞減少症	287.3
・続発性＜二次性＞血小板＜栓球＞減少症	287.4	
・詳細不明の血小板＜栓球＞減少症	287.5	
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	393～398
	○虚血性心疾患	410～414
	○肺循環疾患	415～417
	○その他の型の心疾患	420～429
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	401～405
脳血管疾患	○脳血管疾患	430～438
循環系の疾患	○動脈、細動脈および毛細（血）管の疾患（440～448）中の	
	・結節性多発（性）動脈炎および類似疾患（446）中の	
	・大動脈炎症候群	446.7
	○静脈およびリンパ管の疾患、ならびに循環系のその他の疾患（451～459）中の	
	・下肢の静脈瘤	454
	・その他の部位の静脈瘤（456）中の	
	・外陰静脈瘤	456.6
	・リンパ管の非感染性障害（457）中の	
	・乳房切除後リンパ浮腫症候群	457.0

	・低血圧（症）	458
消化系の疾患	○消化系のその他の疾患（570～579）中の	
	・胆石症	574
	・胆のう<嚢>のその他の障害	575
	・その他の胆道の障害	576
泌尿生殖系の疾患	○腎炎、ネフローゼ症候群およびネフローゼ（580～589）中の	
	・急性糸球体腎炎	580
	・ネフローゼ症候群	581
	・慢性糸球体腎炎	582
	・腎炎および腎症<ネフロパシー><腎障害>、急性または慢性と明示されないもの	583
	・慢性腎不全	585
	○泌尿系のその他の疾患（590～599）中の	
	・腎の感染（症）	590
	・水腎症	591
	・腎および尿管の結石	592
	・腎および尿管のその他の障害	593
	・下部尿路の結石	594
	・膀胱炎	595
	・膀胱のその他の障害	596
	・非性交感染性尿道炎および尿道症候群	597
・尿道狭窄	598	
・尿道および尿路のその他の障害	599	
	○乳房の障害	610～611
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	614～616
	○女性生殖路のその他の障害	617～629
妊娠、分娩および産じょく<褥>の合併症	○妊娠、流産に終わったもの	630～639
	○主として妊娠に関連した合併症	640～648
	○正常分娩および妊娠・分娩における治療のその他の適応症<完全に正常な状態における分娩（650）は除く>	651～659
	○分娩の経過に主として発生する合併症	660～669
	○産じょく<褥>の合併症	670～676
筋骨格系および結合組織の疾患	○関節症<疾患>および関連障害（710～719）中の	
	・結合組織のびまん性疾患	710
	・慢性関節リウマチおよびその他の炎症性の多発（性）関節症<疾患>	714
	○リウマチ、背部を除く（725～729）中の	
	・リウマチ性多発筋痛	725

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備考

治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

短期女性医療特約条項 目次

(この特約の概要)	100
第1条 短期女性医療入院給付金の支払	100
第2条 短期女性医療入院給付金の請求、支払時期および支払場所	100
第3条 特約保険料の払込免除	101
第4条 特約の締結	101
第5条 特約の責任開始期	101
第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	101
第7条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	101
第8条 特約の失効	101
第9条 特約の復活	101
第10条 告知義務および告知義務違反	101
第11条 重大事由による解除	102
第12条 特約の解約	102
第13条 特約の返戻金	102
第14条 特約の消滅とみなす場合	102
第15条 短期女性医療入院給付金日額の減額	102
第16条 特約の復旧	102
第17条 特約の更新	102
第18条 特約の契約者配当	103
第19条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	103
第20条 管轄裁判所	104
第21条 主約款の規定の準用	104
第22条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	104
第23条 定期保険に付加した場合の特則	104
第24条 優良体定期保険に付加した場合の特則	104
第25条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	105
第26条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	105
第27条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	106
第28条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	106
第29条 給付金の受取人による特約の存続	106
第30条 給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	106
第31条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	106
別表1 請求書類	107
別表2 短期女性医療特約の対象となる特定疾病	107
別表3 病院または診療所	109
別表4 入院	109

短期女性医療特約条項

(2024年3月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に女性医療特約とあわせて付加し、その被保険者が特定疾病の治療を目的として2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条 (短期女性医療入院給付金の支払)

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
短期女性医療入院給付金	入院1回につき、短期女性医療入院給付金日額×入院日数（4日目までの4日分を限度とします。）	主契約の被保険者	被保険者が保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した特定疾病（別表2）を直接の原因とすること (2) 特定疾病（別表2）の治療を目的とすること (3) 入院日数が継続して2日以上であること (4) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院であること

- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
- 被保険者が同一の特定疾病（病名を異にする場合でも、医学上重要な関係があると会社が認めた特定疾病は、同一の特定疾病として取り扱います。以下同じ。）の治療を目的として、第1項に規定する2日以上入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項の規定を適用します。ただし、同一の特定疾病による入院でも、短期女性医療入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな特定疾病による入院として第1項の規定を適用します。
- つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第14条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
- 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに、異なる特定疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院したものとみなして、第1項の規定を適用します。
- 被保険者が責任開始期前に発病した特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- 被保険者が特定疾病以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に、特定疾病を併発し、その特定疾病の治療を開始した場合には、その日からその特定疾病の治療を目的として入院したものと第1項の規定を適用します。
- 前7項の規定にかかわらず、この特約による短期女性医療入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - 1回の入院についての支払限度は、支払日数4日を限度とします。
 - 通算支払限度は、支払日数を通算して60日とします。
- 女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の短期女性医療入院給付金は支払いません。
- 被保険者の入院中に短期女性医療入院給付金日額が変更された場合には、短期女性医療入院給付金の支払額は、各日現在の短期女性医療入院給付金日額に応じて計算します。
- 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を短期女性医療入院給付金の受取人とします。
- 短期女性医療入院給付金の受取人は、前項の場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。
- つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した特定疾病（別表2）（以下、本項において「責任開始期前の特定疾病」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。
 - この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により会社が責任開始期前の特定疾病について知っていた場合。ただし、責任開始期前の特定疾病について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - 責任開始期前の特定疾病について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の特定疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第2条 (短期女性医療入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

短期女性医療入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 短期女性医療入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して短期女性医療入院給付金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による短期女性医療入院給付金支払の場合に準用します。

第3条 （特約保険料の払込免除）

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第4条 （特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約、短期疾病入院特約および女性医療特約の付加を要します。また、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第5条 （特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第6条 （特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約当日）以後その月の末日までにこの特約による短期女性医療入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、短期女性医療入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
10. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第7条 （猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

保険料払込の猶予期間中に、この特約による短期女性医療入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、短期女性医療入院給付金から未払込保険料を差し引きます。

2. 短期女性医療入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき短期女性医療入院給付金を支払いません。

第8条 （特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条 （特約の復活）

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第10条 （告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第11条 (重大事由による解除)

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 短期女性医療入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による短期女性医療入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに短期女性医療入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第12条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第13条 (特約の返戻金)

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元金金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第14条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約、疾病入院特約、短期疾病入院特約または女性医療特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第1条（短期女性医療入院給付金の支払）の規定による短期女性医療入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

第15条 (短期女性医療入院給付金日額の減額)

この特約のみの減額は取り扱いません。

2. 女性医療特約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の短期女性医療入院給付金日額も女性医療特約の入院給付金日額と同一割合で減額します。
3. 前項の規定により、この特約の短期女性医療入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第16条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第17条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者とその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期女性医療入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 短期女性医療入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期女性医療入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第6条第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第6条第4項および第7条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第18条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元金金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

第20条 (管轄裁判所)

この特約における短期女性医療入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

第23条 (定期保険に付加した場合の特則)

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期女性医療入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までこの特約の短期女性医療入院給付金の支払事由が生じたときは、第6条第4項および第7条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第24条 (優良体定期保険に付加した場合の特則)

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期女性医療入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までこの特約の短期女性医療入院給付金の支払事由が生じたときは、第6条第4項および第7条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第25条 (終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第17条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日まで一括して前納することを要します。
 - (エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第1条(短期女性医療入院給付金の支払)第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第1条(短期女性医療入院給付金の支払)第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第1条(短期女性医療入院給付金の支払)第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第13条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき。
- (6) 第3条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第26条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第13条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき(主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。)に、主契約の被保険者について定められた短期女性医療入院給付金日額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその短期女性医療入院給付金日額が減額されます。この場合、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第40条(契約者貸付)第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第1条(短期女性医療入院給付金の支払)第1項の規定にかかわらず、短期女性医療入院給付金の受取人は、保険契約者として扱います。ただし、主契約に付加されている他

の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人となります。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を短期女性医療入院給付金の受取人とします。

(ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき

(イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき

(7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第22条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第27条（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 短期女性医療入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第28条（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。

(2) 第1条（短期女性医療入院給付金の支払）第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第14条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が生じたためにこの特約が消滅したとき」と、また、第11項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。

(3) 第2条（短期女性医療入院給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「保険金」とあるのは「年金」と読み替えます。

(4) 第13条（特約の返戻金）第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。

第29条（給付金の受取人による特約の存続）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第30条（給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第31条（平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項の規定を適用します。

(2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
短期女性医療入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。） (5) 短期女性医療入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 短期女性医療入院給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 短期女性医療入院給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 短期女性医療特約の対象となる特定疾病

対象となる特定疾病とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類表番号
新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	○消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	○骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）中の	
	・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	・皮膚の悪性黒色腫	172
	・皮膚のその他の悪性新生物	173
	・女性乳房の悪性新生物	174
	○泌尿生殖器の悪性新生物（179～189）中の	
	・子宮の悪性新生物、部位不明	179
	・子宮頸の悪性新生物	180
	・胎盤の悪性新生物	181
	・子宮体の悪性新生物	182
	・卵巣およびその他の子宮付属器の悪性新生物	183
	・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	184
	・膀胱の悪性新生物	188
	・腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	189
	○その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	○リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
○良性新生物（210～229）中の		
・乳房の良性新生物	217	
・子宮平滑筋腫	218	
・子宮のその他の良性新生物	219	
・卵巣の良性新生物	220	
・その他の女性生殖器の良性新生物	221	
・腎およびその他の泌尿器の良性新生物（223）中の		
・腎、腎盂を除く	223.0	
・腎盂	223.1	
・尿管	223.2	
・膀胱	223.3	
・その他の明示された部位	223.8	
・甲状腺の良性新生物	226	
○上皮内癌（230～234）中の		
・消化器の上皮内癌	230	
・呼吸系の上皮内癌	231	
・皮膚の上皮内癌	232	
・乳房および泌尿生殖系の上皮内癌（233）中の		

	<ul style="list-style-type: none"> ・乳房 ・子宮頸 ・その他および部位不明の子宮 ・その他および部位不明の女性生殖器 ・膀胱 ・その他および部位不明の泌尿器 ・その他および部位不明の上皮内癌 	<p>233.0 233.1 233.2 233.3 233.7 233.9 234</p>
	○性状不詳の新生物（235～238）中の泌尿生殖器の性状不詳の新生物（236）中の <ul style="list-style-type: none"> ・子宮 ・胎盤 ・卵巣 ・その他および部位不明の女性生殖器 ・膀胱 ・その他および部位不明の泌尿器 	<p>236.0 236.1 236.2 236.3 236.7 236.9</p>
	○その他の部位・組織および部位 <ul style="list-style-type: none"> ・組織不明の性状不詳の新生物（238）中の ・乳房 	<p>238.3</p>
	○性質の明示されない新生物（239）中の <ul style="list-style-type: none"> ・乳房 ・膀胱 ・その他の泌尿生殖器 	<p>239.3 239.4 239.5</p>
内分泌、栄養および代謝疾患ならびに免疫障害	○甲状腺の障害（240～246）中の <ul style="list-style-type: none"> ・単純性および詳細不明の甲状腺腫 ・非中毒性結節性甲状腺腫 ・甲状腺腫をともなうまたはともなわない甲状腺中毒症 ・後天性甲状腺機能低下（症） ・甲状腺炎 ・甲状腺のその他の障害 	<p>240 241 242 244 245 246</p>
	○その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の <ul style="list-style-type: none"> ・副腎の障害（255）中の ・クッシング（Cushing）症候群 ・卵巣機能障害 	<p>255.0 256</p>
糖尿病	○その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病 	<p>250</p>
血液および造血器の疾患	○血液および造血器の疾患（280～289）中の <ul style="list-style-type: none"> ・鉄欠乏性貧血 ・その他の欠乏性貧血 ・後天性溶血性貧血 ・再生不良（無形成）性貧血 ・その他および詳細不明の貧血 ・紫斑病およびその他の出血病態（287）中の <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー性紫斑症 ・血小板＜栓球＞機能障害 ・その他の血小板＜栓球＞非減少性紫斑病 ・原発性＜一次性＞血小板＜栓球＞減少症 ・続発性＜二次性＞血小板＜栓球＞減少症 ・詳細不明の血小板＜栓球＞減少症 	<p>280 281 283 284 285 287.0 287.1 287.2 287.3 287.4 287.5</p>
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	393～398
	○虚血性心疾患	410～414
	○肺循環疾患	415～417
	○その他の型の心疾患	420～429
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	401～405
脳血管疾患	○脳血管疾患	430～438
循環系の疾患	○動脈、細動脈および毛細（血）管の疾患（440～448）中の <ul style="list-style-type: none"> ・結節性多発（性）動脈炎および類似疾患（446）中の ・大動脈炎症候群 	<p>446.7</p>
	○静脈およびリンパ管の疾患、ならびに循環系のその他の疾患（451～459）中の <ul style="list-style-type: none"> ・下肢の静脈瘤 ・その他の部位の静脈瘤（456）中の ・外陰静脈瘤 ・リンパ管の非感染性障害（457）中の 	<p>454 456.6</p>

	・乳房切除後リンパ浮腫症候群 ・低血圧（症）	457.0 458
消化系の疾患	○消化系のその他の疾患（570～579）中の ・胆石症 ・胆のう<嚢>のその他の障害 ・その他の胆道の障害	574 575 576
泌尿生殖系の疾患	○腎炎、ネフローゼ症候群およびネフローゼ（580～589）中の ・急性糸球体腎炎 ・ネフローゼ症候群 ・慢性糸球体腎炎 ・腎炎および腎症<ネフロパシー><腎障害>、急性または慢性と明示されないもの ・慢性腎不全	580 581 582 583 585
	○泌尿系のその他の疾患（590～599）中の ・腎の感染（症） ・水腎症 ・腎および尿管の結石 ・腎および尿管のその他の障害 ・下部尿路の結石 ・膀胱炎 ・膀胱のその他の障害 ・非性交感染性尿道炎および尿道症候群 ・尿道狭窄 ・尿道および尿路のその他の障害	590 591 592 593 594 595 596 597 598 599
	○乳房の障害	610～611
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	614～616
	○女性生殖路のその他の障害	617～629
	○妊娠、流産に終わったもの	630～639
	○主として妊娠に関連した合併症	640～648
妊娠、分娩および産じょく<褥>の合併症	○正常分娩および妊娠・分娩における治療のその他の適応症<完全に正常な状態における分娩（650）は除く>	651～659
	○分娩の経過に主として発生する合併症	660～669
	○産じょく<褥>の合併症	670～676
筋骨格系および結合組織の疾患	○関節症<疾患>および関連障害（710～719）中の ・結合組織のびまん性疾患 ・慢性関節リウマチおよびその他の炎症性の多発（性）関節症<疾患>	710 714
	○リウマチ、背部を除く（725～729）中の ・リウマチ性多発筋痛	725

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備考

治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

がん保障特約条項 目次

(この特約の概要)	112
第1条 がんの定義および診断確定	112
第2条 給付内容の型	112
第3条 被保険者の型および被保険者の範囲	112
第4条 被保険者資格の得喪	112
第5条 配偶者または子のがん入院給付金日額	113
第6条 給付金の支払	113
第7条 給付金の請求、支払時期および支払場所	113
第8条 特約保険料の払込免除	113
第9条 特約の締結	114
第10条 特約の責任開始期	114
第11条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	114
第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	114
第13条 特約の失効	114
第14条 特約の復活	114
第15条 責任開始期前のがん診断確定による無効	114
第16条 告知義務および告知義務違反	115
第17条 重大事由による解除	115
第18条 特約の解約	115
第19条 特約の返戻金	115
第20条 特約の消滅とみなす場合	115
第21条 がん入院給付金日額の減額	115
第22条 特約の復旧	116
第23条 被保険者の型の変更	116
第24条 特約の更新	116
第25条 特約の契約者配当	117
第26条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	117
第27条 管轄裁判所	117
第28条 主約款の規定の準用	117
第29条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	117
第30条 定期保険に付加した場合の特則	117
第31条 優良体定期保険に付加した場合の特則	118
第32条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	118
第33条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	119
第34条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	119
第35条 逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則	119
第36条 保険期間を有期から終身へ変更する特則	119
第37条 他の保険への加入に関する特則	120
第38条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	120
第39条 平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則	120
第40条 給付金の受取人による特約の存続	120
第41条 給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	121
第42条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	121
別表1 請求書類	121
別表2 対象となる悪性新生物	121
別表3 対象となる手術および給付倍率表	122
別表4 病院または診療所	122

がん保障特約条項

(2015年4月2日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。
 - がん入院給付金
被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中にがんの治療を目的として入院をしたときに支払います。
 - がん手術給付金
被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中にがんの治療を目的として手術を受けたときに支払います。
 - がん診断給付金（給付内容の型がⅡ型の場合）
被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療を目的として入院を開始したときに支払います。
- 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者
 - 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - 主契約の被保険者およびその配偶者
 - 主契約の被保険者およびその未成年の子

第1条（がんの定義および診断確定）

- この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。
- がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

第2条（給付内容の型）

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの給付内容の型を選択するものとします。

給付内容の型	給付金の種類
Ⅰ型	がん入院給付金、がん手術給付金
Ⅱ型	がん入院給付金、がん手術給付金、がん診断給付金

- 前項により選択された給付内容の型は、相互に変更することができません。

第3条（被保険者の型および被保険者の範囲）

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの被保険者の型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

第4条（被保険者資格の得喪）

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

- この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
- 第1項または第2項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第5条 (配偶者または子のがん入院給付金日額)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子のがん入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額の60%相当額とします。

2. 配偶者または子について定められたがん入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第6条 (給付金の支払)

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
がん入院給付金	がん入院給付金日額×入院日数	主契約の被保険者	被保険者がこの特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後のこの特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後にがんと診断確定されたこと (2) 診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること (3) 別表4に定める病院または診療所における別表5に定める入院であること
がん手術給付金	手術1回につき、がん入院給付金日額×別表3に定める給付倍率		被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術であること (2) 別表3に定めるいずれかの種類の手術であること (3) 別表4に定める病院または診療所における手術であること
がん診断給付金	がん入院給付金日額×診断給付倍率		被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中にがんと診断確定され、がん入院給付金の支払われる入院を開始したとき

2. 保険契約者は、この特約の締結の際、前項の診断給付倍率を会社の定める範囲内で指定するものとします。
3. 前項により指定された診断給付倍率は、以後変更することができません。
4. 第1項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にがんと診断確定されていたときには、給付金を支払いません。
5. 被保険者の入院中にごん入院給付金日額が変更された場合には、がん入院給付金、がん手術給付金およびがん診断給付金の支払額は、各日現在のがん入院給付金日額に応じて計算します。
6. 被保険者が第1項に規定する入院中につきの各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 (1) この特約の保険期間が満了したとき
 (2) 主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
 (3) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の第1項に規定する入院中にその子が第4条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
7. 会社は、被保険者が、時期を同じくしてがん手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、対象となる手術および給付倍率表（別表3）に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみがん手術給付金を支払います。
8. 被保険者ががん以外の原因による入院中にごんの治療を開始したと会社が認めるときは、その治療を開始した日にがんの治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
9. 被保険者ががん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前項または第10項の規定によりがん診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内にごん診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、がん診断給付金を支払いません。
10. 被保険者ががん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがん入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、本条の規定を適用してがん診断給付金を支払います。
11. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、がん入院給付金、がん手術給付金およびがん診断給付金の受取人は保険契約者とします。
12. がん入院給付金、がん手術給付金およびがん診断給付金の受取人は、前項の場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第7条 (給付金の請求、支払時期および支払場所)

給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その給付金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による給付金の支払の場合に準用します。

第8条 (特約保険料の払込免除)

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第9条 (特約の締結)

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱いに基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第10条 (特約の責任開始期)

主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合は、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結後に第4条（被保険者資格の得喪）第2項の規定により被保険者の資格を取得した配偶者または子については、第4条第2項に定める被保険者の資格を取得した日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、第4条第2項の規定により被保険者の資格を取得した日または前項に定めるこの特約の責任開始期のいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

第11条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
10. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第12条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第14条 (特約の復活)

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第10条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

第15条 (責任開始期前のがん診断確定による無効)

被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんが診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者または給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第16条（告知義務および告知義務違反）および第17条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第16条 （告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活、復旧または被保険者の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第17条 （重大事由による解除）

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第18条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第19条 （特約の返戻金）

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第20条 （特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

第21条 （がん入院給付金日額の減額）

保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のそのがん入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条 (特約の復旧)

延長期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとし、

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。ただし、第10条(特約の責任開始期)に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復旧が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

第23条 (被保険者の型の変更)

保険契約者は、会社の承諾を得て、第3条(被保険者の型および被保険者の範囲)に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第8条(特約保険料の払込免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとし、ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
 - ……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
 - ……会社が会社所定の金額を受けとった時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
3. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
4. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額から、それらの元利金を差し引きます。
5. 前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。
6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

第24条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新後のこの特約のがん入院給付金日額は、更新前のこの特約のがん入院給付金日額と同一とします。
8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数。))と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第4項および第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
12. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由が生じたときは、第11条第4項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第31条（優良体定期保険に付加した場合の特則）

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 給付内容の型、給付金の支払、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効および被保険者の型の変更に關する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由が生じたときは、第11条第4項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

第32条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第24条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第8項、第13項および第15項の規定を適用します。
- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
- (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (ウ) 第6条（給付金の支払）第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (イ) 第6条（給付金の支払）第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第6条（給付金の支払）第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第19条（特約の返戻金）第3項および第37条（他の保険への加入に関する特則）第1項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した」と読み替えます。
- (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき
- (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき
- (6) 第8条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
- (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第33条 （5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第6条（給付金の支払）第6項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第19条（特約の返戻金）第3項および第37条（他の保険への加入に関する特則）第1項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した」と読み替えます。
- (4) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第6条（給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、給付金の受取人は、保険契約者とします。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人として、また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者を給付金の受取人として、
- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
- (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (5) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第29条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第34条 （養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 給付内容の型、給付金の支払、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効および被保険者の型の変更に
関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第35条 （減定期保険または優良体減定期保険に付加した場合の特則）

この特約を減定期保険または優良体減定期保険に付加した場合には、第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と読み替えます。

第36条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則）

保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。）この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
- (2) 主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
- (3) 契約日（更新の取扱いが行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
- (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
- (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）を付加している場合
3. 変更後特約のがん入院給付金日額は、変更前のがん入院給付金日額と同額とします。
4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。
 - (1) 変更日の前日まで一括して払い込む方法
 - (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
7. 変更後特約について、給付内容の型、給付金の支払、特約保険料の払込免除、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効、告知義務および告知義務違反ならびに被保険者の型の変更に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

第37条（他の保険への加入に関する特則）

- この特約が「本人・配偶者型」、「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合、主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときには、被保険者選択を受けることなく、配偶者または子をそれぞれ被保険者とする会社の認める個人保険契約への申込をすることができます。
2. 前項の取扱は、つぎの条件を満たす場合に取扱いします。
 - (1) この特約の消滅時に2年をこえて継続してこの特約の被保険者であったこと
 - (2) この特約の消滅時から1か月以内の申込であること
 - (3) 新たに加入できる個人保険契約のがん入院給付金日額は、この特約の消滅時のそれぞれの被保険者に対するがん入院給付金日額以下であること
 - (4) 主約款の規定によって主契約の保険金を支払う事由が主契約の被保険者の配偶者または子の故意または重大な過失によること

第38条（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

- この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
 - (2) 第6条（給付金の支払）第6項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が発生したためにこの特約が消滅したとき」と、第11項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
 - (3) 第19条（特約の返戻金）第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。
 - (4) 第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）については、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 収入保障保険または優良体収入保障保険に付加した場合
第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の基本年金月額を減額した場合」と読み替えます。
 - (イ) 無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合
第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは、「主契約の年金月額を減額した場合」と読み替えます。
 - (5) 第37条（他の保険への加入に関する特則）中「主契約の保険金」とあるのは「主契約の年金」と読み替えます。

第39条（平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則）

- 平成20年5月12日以前に締結されたこの特約が更新され、かつ、この特約を付加した主契約に指定代理請求人特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 給付金の受取人が主契約の被保険者で、主契約の被保険者に給付金を請求できない特別な事情があるときは、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合または配偶者に請求できない特別な事情がある場合には、主契約の被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、主契約の被保険者のために主契約の被保険者に代わって給付金を請求することができます。
 - (2) 前号の規定により会社が給付金を代理人に支払った場合には、その後に給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第40条（給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
 3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第41条 (給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期)

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第42条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則)

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込) 第10項および第23条(被保険者の型の変更) 第5項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込) 第10項および第23条(被保険者の型の変更) 第5項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	がん入院給付金 がん診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本) (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	がん手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 当該被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本) (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3	給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) 給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物	170~175
泌尿生殖器の悪性新生物	179~189
その他および部位不明の悪性新生物	190~199
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200~208
上皮内癌	230~234

別表3 対象となる手術および給付倍率表

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. その他の悪性新生物手術	20
4. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備考【別表3】

1. 手術

「手術」とは器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレーン、穿刺および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とした手術

「治療を直接の目的とした手術」には、診断・検査（生検・腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

がん退院後療養特約条項 目次

(この特約の概要)	124
第1条 被保険者の型および被保険者の範囲	124
第2条 被保険者資格の得喪	124
第3条 配偶者または子の基本がん退院療養給付金額	124
第4条 がん退院療養給付金の支払	124
第5条 がん退院療養給付金の請求、支払時期および支払場所	125
第6条 特約保険料の払込免除	125
第7条 特約の締結	125
第8条 特約の責任開始期	125
第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	125
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	126
第11条 特約の失効	126
第12条 特約の復活	126
第13条 責任開始期前のがん診断確定による無効	126
第14条 告知義務および告知義務違反	126
第15条 重大事由による解除	126
第16条 特約の解約	127
第17条 特約の返戻金	127
第18条 特約の消滅とみなす場合	127
第19条 基本がん退院療養給付金額の減額	127
第20条 特約の復旧	127
第21条 被保険者の型の変更	127
第22条 特約の更新	127
第23条 特約の契約者配当	128
第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	128
第25条 管轄裁判所	129
第26条 主約款の規定の準用	129
第27条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	129
第28条 定期保険に付加した場合の特則	129
第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則	129
第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	129
第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	130
第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	131
第33条 保険期間を有期から終身へ変更する特則	131
第34条 他の保険への加入に関する特則	131
第35条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	131
第36条 平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則	132
第37条 給付金の受取人による特約の存続	132
第38条 給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期	132
第39条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則	132
別表1 請求書類	132

がん退院後療養特約条項

(2015年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）にがん保障特約とあわせて付加し、被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中にがんの治療を目的として入院した後、生存して退院したときにがん退院療養給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条 (被保険者の型および被保険者の範囲)

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

(1) 配偶者

主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）

(2) 子

主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数は切り捨てるものとします。）

第2条 (被保険者資格の得喪)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

2. この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき

(2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

4. 第1項または第2項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第3条 (配偶者または子の基本がん退院療養給付金額)

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の基本がん退院療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本がん退院療養給付金額の60%相当額とします。

2. 配偶者または子について定められた基本がん退院療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本がん退院療養給付金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第4条 (がん退院療養給付金の支払)

この特約において支払うがん退院療養給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
がん退院療養給付金	1回の入院のその退院につき、基本がん退院療養給付金額×10	主契約の被保険者	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病したがん保障特約条項に規定するがんを直接の原因とする入院であること (2) がん保障特約条項に定めるがん入院給付金の支払われる入院であること (3) 前号の入院日数が継続して20日以上であること

2. 被保険者の入院中に基本がん退院療養給付金額が変更された場合には、がん退院療養給付金の支払額は、退院日現在の基本がん退院療養給付金額に応じて計算します。

3. 被保険者が、がん保障特約条項に規定にするがん入院給付金の支払われる入院で、その入院日数が20日未満の入院をした後、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。この場合、がん退院療養給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日以後に開始した入院について、その後がん退院療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、がん退院療養給付金を支払いません。ただし、がん退院療養給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして、第1項の規定を適用します。
4. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院の退院は、この特約の有効中の退院とみなします。この場合の基本がん退院療養給付金額は当該各号に定める事由の発生時のそれと同額とします。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第18条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
5. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、がん退院療養給付金の受取人は保険契約者となります。
6. がん退院療養給付金の受取人は、前項の場合を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第5条（がん退院療養給付金の請求、支払時期および支払場所）

- がん退院療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはがん退院療養給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. がん退院療養給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、がん退院療養給付金を請求してください。
 3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約によるがん退院療養給付金の支払の場合に準用します。

第6条（特約保険料の払込免除）

- 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

第7条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、がん保障特約の付加を要します。また、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第8条（特約の責任開始期）

- 主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合は、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結後に第2条（被保険者資格の得喪）第2項の規定により被保険者の資格を取得した配偶者または子については、第2条第2項に定める被保険者の資格を取得した日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、第2条第2項の規定により被保険者の資格を取得した日または前項に定めるこの特約の責任開始期のいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約当日）以後その月の末日までにこの特約によるがん退院療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、がん退院療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
 6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

10. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したときの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条 （猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

保険料払込の猶予期間中に、この特約によるがん退院療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. がん退院療養給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 （特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

第12条 （特約の復活）

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第8条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

第13条 （責任開始期前のがん診断確定による無効）

被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんを診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者または給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
- (1) 告知前に、被保険者ががんを診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががんを診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんを診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第14条（告知義務および告知義務違反）および第15条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第14条 （告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活、復旧または被保険者の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条 （重大事由による解除）

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. がん退院療養給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるがん退院療養給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでにがん退院療養給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者またはがん退院療養給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第16条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第17条 (特約の返戻金)

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第18条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約またはがん保障特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

第19条 (基本がん退院療養給付金額の減額)

保険契約者は、いつでも、基本がん退院療養給付金額を減額することができます。ただし、減額後のその基本がん退院療養給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. がん保障特約の主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額を減額した場合に、減額後のがん入院給付金日額に対するこの特約の主契約の被保険者について定められた基本がん退院療養給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその基本がん退院療養給付金額を減額します。ただし、減額後のその基本がん退院療養給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとして扱います。
3. 前2項の規定によって、基本がん退院療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第20条 (特約の復旧)

延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第18条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとして扱います。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。ただし、第8条(特約の責任開始期)に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復旧が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

第21条 (被保険者の型の変更)

保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条(被保険者の型および被保険者の範囲)に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第6条(特約保険料の払込免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. がん保障特約条項の規定によりがん保障特約の被保険者の型が変更された場合、この特約の被保険者の型は、がん保障特約の被保険者の型の変更時からがん保障特約と同一の型に変更されるものとします。
3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
 - ……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
 - ……会社が会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額から、それらの元利金を差し引きます。
6. 前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年数経過年数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。
7. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

第22条 (特約の更新)

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における主たる被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新後のこの特約の基本がん退院療養給付金額は、更新前のこの特約の基本がん退院療養給付金額と同一とします。
8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん退院療養給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
12. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
13. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第4条（がん退院療養給付金の支払）、第8条（特約の責任開始期）、第13条（責任開始期前のがん診断確定による無効）、第14条（告知義務および告知義務違反）および第21条（被保険者の型の変更）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
14. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第13項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第9項および第10項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん退院療養給付金の支払事由が生じたときは、第11項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第12項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（a）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第23条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第24条 （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

第25条 (管轄裁判所)

この特約におけるがん退院療養給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

第28条 (定期保険に付加した場合の特則)

この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) がん退院療養給付金の支払、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効および被保険者の型の変更に關する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第29条 (優良体定期保険に付加した場合の特則)

この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) がん退院療養給付金の支払、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効および被保険者の型の変更に關する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

第30条 (終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第22条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第8項、第13項および第15項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (エ) 前（ウ）に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (オ) 前（ウ）に定める金額が払い込まなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前（ア）により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第4条（がん退院療養給付金の支払）第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号（ア）および（イ）の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第4条（がん退院療養給付金の支払）第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条（がん退院療養給付金の支払）第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (5) つぎの（ア）または（イ）の場合には、第17条（特約の返戻金）第3項および第34条（他の保険への加入に関する特則）第1項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき
- (6) 第6条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

第31条 （5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第4条（がん退院療養給付金の支払）第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第17条（特約の返戻金）第3項および第34条（他の保険への加入に関する特則）第1項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた基本がん退院療養給付金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその基本がん退院療養給付金日額が減額されます。この場合、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第40条（契約者貸付）第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの（ア）または（イ）に該当するときは、第4条（がん退院療養給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、がん退院療養給付金の受取人は、保険契約者とします。ただし、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金または特約高度障害年金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）の支払の規定がある場合は、その特約の特約高度障害保険金等の受取人として扱います。また、主契約に付加されている他の特約に特約高度障害保険金等の支払の規定がない場合で、かつ、保険契約者から申出があった場合は、主契約の被保険者をがん退院療養給付金の受取人とします。

- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
 - (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

第32条（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

- この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
 - (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (3) がん退院療養給付金の支払、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効および被保険者の型の変更に關する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第33条（保険期間を有期から終身へ変更する特則）

- 保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間を終身のこの特約を「変更後特約」といいます。）この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。
- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
 - (2) 主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - (3) 契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
- (1) 主契約または変更前特約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）を付加している場合
3. 変更後特約の基本がん退院療養給付金額は、変更前の基本がん退院療養金額と同額とします。
4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。
- (1) 変更日の前日までに一括して払い込む方法
 - (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
7. 変更後特約について、がん退院療養給付金の支払、特約保険料の払込免除、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効、告知義務および告知義務違反ならびに被保険者の型の変更に關する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

第34条（他の保険への加入に関する特則）

- この特約が「本人・配偶者型」、「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合、主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときには、被保険者選択を受けることなく、配偶者または子をそれぞれ被保険者とする会社の認める個人保険契約への申込をすることができます。
2. 前項の取扱は、つぎの条件を満たす場合に取り扱いいます。
- (1) この特約の消滅時に2年をこえて継続してこの特約の被保険者であったこと
 - (2) この特約の消滅時から1か月以内の申込であること
 - (3) 新たに加わることができる個人保険契約の基本がん退院療養給付金額は、この特約の消滅時のそれぞれの被保険者に対する基本がん退院療養給付金額以下であること
 - (4) 主約款の規定によって主契約の保険金を支払う事由が、主契約の被保険者の配偶者または子の故意または重大な過失によらないこと

第35条（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第4条（がん退院療養給付金の支払）第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第18条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき」とあるのは「主契約の年金支払事由が発生したためにこの特約が消滅したとき」と、第5項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第17条（特約の返戻金）第3項中「主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の年金を支払う場合」と読み替えます。
- (4) 第34条（他の保険への加入に関する特則）中「主契約の保険金」とあるのは「主契約の年金」と読み替えます。

第36条（平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則）

平成20年5月12日以前に締結されたこの特約が更新され、かつ、この特約を付加した主契約に指定代理請求人特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) がん退院療養給付金の受取人が主契約の被保険者で、主契約の被保険者にがん退院療養給付金を請求できない特別な事情があるときは、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合または配偶者に請求できない特別な事情がある場合には、主契約の被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、主契約の被保険者のために主契約の被保険者に代わってがん退院療養給付金を請求することができます。
- (2) 前号の規定により会社ががん退院療養給付金を代理人に支払った場合には、その後がん退院療養給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第37条（給付金の受取人による特約の存続）

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3. 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第38条（給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第39条（平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
 - 第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第21条（被保険者の型の変更）第6項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
 - 第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第21条（被保険者の型の変更）第6項の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
がん退院療養給付金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) がん退院療養給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
がん退院療養給付金の受取人による特約の存続	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) がん退院療養給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 保険契約者の同意書 (4) がん退院療養給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
<p>(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p>	

FWD生命からのお願い

たとえばこんなときは総合サービスセンターへご連絡を！

(ご照会の際は、必ず証券番号をお知らせください。)

一部のお手続きについては、当社ホームページまたは「自動音声による手続き」も可能です。(※)

(※)当社ホームページおよび「自動音声による手続き」の内容は、将来予告なく変更される場合があります。利用できる手続きの最新情報等は、当社ホームページでご確認ください。

お手続き内容	ホームページ	自動音声による手続き	総合サービスセンター
改姓・受取人変更	○	—	○
住所の変更(※1)	○	—	—
電話番号の変更	○	—	—
保険料払込口座の変更	○	○	○
クレジットカードの変更	○	○	○
保険証券の再発行	○	—	○
生命保険料控除証明書の再発行	○	○ (毎年10月下旬～3月)	○
保険金・年金・給付金等のご請求	○	—	○
本人確認事項等(※2)の変更	—	—	○
その他、お手続き方法等	—	—	○

(※1) 海外渡航、帰国のご連絡は総合サービスセンターへお電話ください。

(※2) 「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項。

ホームページ	自動音声による手続き	総合サービスセンター
fwdlife.co.jp	0120-622-211 (通話料無料) 24時間受付	0120-211-901 (通話料無料) 受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00 - 18:00

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 総合サービスセンター



0120-211-901 (通話料無料)



月-金 (祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00

この資料でご案内している内容は、特段の定めがある場合を除き2024年3月2日現在で適用されているものです。

引受保険会社

FWD生命保険株式会社

ホームページ fwdlife.co.jp

総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間: 月-金 (祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

募集代理店

資料作成日: 2023年12月1日

登録No.FLI-A03025-2311 W2298